

第327回高知県議会（6月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 会 事
6月20日	金	本会議	開会 新任教育長及び委員長並びに職員の紹介 会期の決定（15日間） 議案の上程22件（予算2、条例13、その他4、報告3） 提出者の説明 尾崎知事 委員長報告
21日	土	休 会	
22日	日	休 会	
23日	月	休 会	議案精査
24日	火	休 会	議案精査
25日	水	本会議	質疑並びに一般質問 三石議員 米田議員 西森(雅)議員
26日	木	本会議	質疑並びに一般質問 上田議員 明神議員 武石議員
27日	金	本会議	質疑並びに一般質問 土森議員 委員会付託
28日	土	休 会	
29日	日	休 会	
30日	月	本会議	議案の追加上程（第20号） 提出者の説明 尾崎知事 質疑 武石議員 吉良議員 黒岩議員 坂本(茂)議員 委員会付託
			委員会審査
7月1日	火	休 会	委員会審査
2日	水	休 会	委員会審査
3日	木	休 会	
			委員長報告 採決 議案の追加上程（第21号） 提出者の説明

4日	金	本会議	<p>尾崎知事</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第1号—議発第7号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第8号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第9号）</p> <p>討論</p> <p>中根議員</p> <p>加藤議員</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第10号）</p> <p>討論</p> <p>岡本議員</p> <p>議案の上程（議発第11号）</p> <p>提出者の説明</p> <p>坂本(茂)議員</p> <p>討論</p> <p>中西議員</p> <p>塚地議員</p> <p>西森(雅)議員</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第12号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第13号）</p> <p>提出者の説明</p> <p>三石議員</p> <p>採決</p> <p>継続審査の件</p> <p>閉会</p>
----	---	-----	---

第327回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（6月20日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
新任教育長及び委員長並びに職員の紹介	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	6
委員長報告	
三石産業振興土木委員長	19

第2日（6月25日）

出席議員	23
欠席議員	23
説明のため出席した者	23
事務局職員出席者	24
議事日程	24
諸般の報告	25
質疑並びに一般質問	
三石議員	25
1 産業振興計画（地産外商公社の成果と第2期計画推進への決意）について	25
2 中央地域の公共交通の再構築（現状の課題と今後のあるべき姿、再構築スキーム案の受けとめと行政がかかわる必要性と県の役割、持続可能な公共交通スキームの実現、使い勝手のよさに向けたバス路線の再編などへの対処の考え	

方、自治体出資の新会社への支援のあり方、新会社の設立を急ぐ必要性和新会社発足までの段取り) について……………	25
3 日本一の健康長寿県構想の認知症対策 (県内の認知症の高齢者数と今後の増加見込み、必要となる介護サービスの確保策、地域ぐるみで見守り支え合う仕組みづくり) について……………	26
4 高校生などの県内就職と中小企業対策 (高校生の県内就職の割合及び大学生のUターン就職者数とその割合並びにその数値に対する認識、生徒・学生が県内企業の理解を進めることの課題と対応策、県出身高校生・大学生の県内就職への取り組み) について……………	27
5 教育問題 (政治と教育のかかわり、教育行政事務最高責任者就任に当たっての所信と抱負、新たに配置した教育次長の役割と増員の効果) について……………	27
6 小中学校の規模の適正化 (基本的な考え方、小中学校適正規模検討委員会の提言内容及び市町村教育委員会への助言状況とその結果、予想される児童数などの基本データを踏まえたさらなる対応) について……………	30
7 県立高等学校の再編 (今後の高等学校のあり方、県立高等学校再編振興計画策定の基本的な考え方、高知南中学・高等学校と高知西高等学校の統合の必要性和意義、須崎高等学校と須崎工業高等学校の統合による新しい高等学校のあり方、再編振興計画策定に向けた今後のスケジュール) について……………	31
8 国旗・国歌 (公立小中学校と県立学校の入学式・卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱の実施状況、小・中・高等学校での国旗・国歌の指導の位置づけと指導状況、私立学校の入学式・卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱の実施状況と私立学校への指導、私立学校での学習指導要領に基づく指導の状況と実施しない学校の理由、私立学校への学習指導要領の法的拘束力) について……………	32
9 教員への支援 (中学校の荒れの原因や背景、校内暴力への警察としての対応、教員の早期退職の現状と教員が誇りや魅力を持てる手立て) について……………	33
10 道徳教育 (ハンドブック「家庭で取り組む 高知の道徳」の感想、さまざまな立場の県民が子供たちを育む場・時の設置、ハンドブックの活用状況と今後の活用の仕方) について……………	34
11 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組み (事前合宿の招致と選手育成) について……………	34
尾崎知事……………	35
岩城副知事……………	40
井奥地域福祉部長……………	41
原田商工労働部長……………	42
田村教育長……………	43
岡崎文化生活部長……………	53
小林警察本部長……………	53

三石議員	54
尾崎知事	54
岡崎文化生活部長	55
米田議員	55
1 政治姿勢（憲法第9条解釈変更に対する認識、これまでの集団的自衛権行使の実態、海外で武力行使しない及び戦闘地域に行かないという歯どめの堅持、自衛権発動の新3要件、集団的自衛権行使容認に対する認識、大飯原発運転差し止め判決、基準地震動の設定を平均値で求める方式、外部電源及び主給水施設の耐震クラスと破壊された後の対策、国民や付近住民の合意のない原発再稼働、地方教育行政法改正に係る懸念や不安の受け止め、教育の政治からの独立性と首長の役割、農政改革への認識と小規模家族農業存続のための対策、農業委員会及び農業協同組合の見直しに対する見解と国への提言）について	55
2 公共交通再編（新会社設立及び行政の出資額の妥当性と土佐電気鉄道株式会社の経営への対応の教訓、路線確保及び補助制度の見直しと新たな財政負担への危惧、新会社の役員配置と利用促進の取り組み、運行従事者の労働環境）について	60
3 大学の学費と奨学金（学生の生活実態や学費・奨学金への願いと学生との対話の場、国際人権A規約の中の無償教育の漸進的な導入に係る規定の留保撤回と国への提言、高知県立大学と高知工科大学の奨学金の貸与状況、授業料免除制度の見直し内容と推移、抜本的な改善の検討）について	61
4 高等学校再編問題（適正規模に関するアンケートの再実施、4または5学級への条件整備、部活動を理由にした統合、統合計画案撤廃を求める陳情等の受け止め、たたき台に対する別案の提示と今後の対応）について	62
5 子ども・子育て支援新制度（市町村の超過負担解消と支援施策前進のための財政の枠組み、障害を持つ子供などへの保育、認可外保育施設での平等で良質な保育、保護者の理解を得る機会）について	63
6 子供の医療費助成制度の拡充（県内市町村の評価と群馬県の取り組みの評価及び感想、中学卒業までの無料化を全市町村で実施した場合の県負担額と考え方）について	64
7 障害児の通学支援（介護タクシー利用の改善、移動支援事業の実施状況と市町村への指導等の強化、緊急対応としての介護タクシーの利用とガイドヘルパーの同行、就学奨励費の早期支給）について	64
尾崎知事	65
大野林業振興・環境部長	72
田村教育長	73
岩城副知事	78

岡崎文化生活部長	80
井奥地域福祉部長	81
米田議員	81
尾崎知事	82
田村教育長	83
米田議員	84
西森(雅)議員	84
1 政治姿勢（新たな広域連携制度、教育委員会制度改革に伴う委員の構成人数 変更、新制度の教育長、教育委員会の新教育長へのチェック機能、総合的な 施策の大綱）について	84
2 南海トラフ地震対策（D P A Tの必要性、漁船の津波避難対策の実態と海上 避難ガイドマップ作成の必要性、消防団員の処遇の改善）について	85
3 医療・介護総合推進法（都道府県計画作成に係るスケジュール及び他の計画 との整合性、地域医療構想策定の影響、スケジュールと関係者の協議の場、 介護サービスの自己負担率の引き上げの対象者、資産をしんしゃくする支給 要件、地域支援事業見直しに伴う市町村間の格差と市町村への助言体制）に ついて	87
4 生活排水処理（単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の設置状況と合併処理浄 化槽への転換、浄化槽の点検等における業者の技術力のばらつき、検査の実 施率の低い原因、業者と環境検査センターとの連携及び一元化したシステム 構築の必要性、し尿処理業務のエリア別許可による業者の責任の明確化）に ついて	88
5 入札の不調・不落（状況と原因及びその解消に向けた対策）について	90
6 浦戸湾架橋・弘化台ルート（早期事業化）について	91
7 学校における食物アレルギー対策（食物アレルギーを持つ児童生徒数、各学 校における対応状況、エピペン使用等に関する教職員向け講習会の開催状況 と関係機関との事前の連携状況）について	91
8 薬物乱用対策（乱用の実態、根絶に向けた具体的取り組み）について	92
9 木質バイオマス発電事業（年間木材使用量とその調達）について	93
10 中央地域公共交通再構築（公共交通の使命と目的、新会社の利用促進策等に よる具体的な数値効果、行政の出資額決定の時期、具体的な設備投資、自治 体の経済合理性、路線変更時における各市町村の出資額の影響、路線バス事 業における車両変更、バス路線維持のためのさらなる沿線自治体の支援、膨 らんだ累積赤字の事業再生計画への反映、高知県公共交通条例制定の必要性） について	93
尾崎知事	95
田村教育長	99

松尾水産振興部長	100
野々村危機管理部長	101
山本健康政策部長	101
井奥地域福祉部長	102
奥谷土木部長	104
小林警察本部長	106
大野林業振興・環境部長	107
金谷中山間対策・運輸担当理事	107
岩城副知事	109
西森(雅)議員	109

第3日（6月26日）

出席議員	111
欠席議員	111
説明のため出席した者	111
事務局職員出席者	112
議事日程	112
諸般の報告	113
質疑並びに一般質問	
上田議員	113
1 政治姿勢（都市部及び地方へのアベノミクスによる恩恵の受けとめと県内の景況感）について	113
2 女性の活躍の場の拡大（配偶者控除の見直し、仕事と育児の両立の現状、男性の育児休業取得、仕事と育児の両立に向けた今後の施策展開、人口減少時代のまちづくりと人口減少対策、県庁女性職員の活躍促進への環境づくり）について	113
3 土佐電鉄と県交通の経営統合（出資や今後の経営に係る市町村との議論、今後の公共交通対策への決意）について	116
4 財政問題（不用額の多さへの対処と予算編成方法の改善・工夫、がんばる地域交付金、長期保有地の現状と解消に向けた取り組み、交付税措置のある借金の考え方）について	116
5 中山間地域の再生（平場部と山間部に分けた中山間対策、起業に対する支援、伝統行事への支援）について	118
6 南海トラフ地震対策（夜の地震対策、水門・樋門操作時の安全対策、飲料水確保策としての打ち込み井戸の活用、ラジオの受信困難地域の実態と今後の	

支援策) について	119
7 福祉施策 (人材確保のための出前講座) について	120
8 県民の健康づくり (日本一の健康長寿県づくりへのウォーキングの推奨、20歳代及び30歳代の喫煙の現状、禁煙治療費への助成制度の検討) について	120
9 教育の充実強化 (県内の保育士の不足状況、潜在保育士への就業支援、放課後児童クラブの増加の状況と市町村直営の割合、財政的支援の拡大) について	121
10 警察行政 (女性警察官の人数や割合、活躍の場の拡大への取り組み、ゾーン30の事業効果と今後の施策展開) について	122
尾崎知事	123
岡崎文化生活部長	127
原田商工労働部長	128
金谷中山間対策・運輸担当理事	128
岩城副知事	130
小谷総務部長	131
奥谷土木部長	132
岡林公営企業局長	133
野々村危機管理部長	133
井奥地域福祉部長	134
山本健康政策部長	135
田村教育長	136
小林警察本部長	138
上田議員	139
金谷中山間対策・運輸担当理事	140
山本健康政策部長	140
明神議員	140
1 訪問看護実践の仕組みづくり (北海道の事業団方式の導入の検討) について	140
2 在宅介護 (小規模多機能型居宅介護事業所の整備促進とグループホームや有料老人ホームなどの併設) について	142
3 認知症に関する最新の知見 (県と市町村の連携・協力による周知徹底と予防法実践による認知症患者の日本一少ない県づくり) について	143
4 林業用苗木の計画生産 (杉・ヒノキの苗木の需給見通しとそれに対応した計画生産体制の整備及び播種の状況、花粉症対策苗木の植栽、備長炭の原木となるカシ類の植栽) について	145
5 土佐備長炭の適正な価格 (県・関係市町・生産組合の代表者による共同の値上げ交渉) について	146
6 カツオの資源管理措置の動き (資源管理措置の構築に向けた国の動き) につ	

いて	147
尾崎知事	147
井奥地域福祉部長	148
大野林業振興・環境部長	149
松尾水産振興部長	151
明神議員	151
武石議員	152
1 土佐電鉄と高知県交通の経営統合（ここに至るまでの感想、公的支援の判断と他の事例への影響、統合による県民のメリット、公共交通の直営の検討、両社株主の意向を諮る視点、10億円の出資金の使途及び金額の根拠、新会社が承継する債務額と解消計画及び出資の法的問題、旧会社の売却資産と承継資産及びそれらの処分計画と評価額、金融機関からの支援、民間からの出資を求めない理由と今後のスキーム、第三セクターとする弊害、一般の民間企業と異なる不利な扱い、再建計画期間5年の根拠及び見通し、新会社の各事業の収支見通し、支払利息の推移、統合時のコスト削減額の内訳、産業強化法の認定で見込む成果、路線再編への利用者の声の反映と経営効率化並びに路線再編の基本理念及びスケジュール、これまでの路線編成における課題及びその解決に向けての取り組み状況、JR高知駅以北への路面電車延伸の検討、LRT化、上下分離方式の導入、系統番号化に向けたスケジュール、路線再編による実車走行距離削減の根拠、路線バス事業への補助見込額、補助金を負担する市町村への配慮及び現行補助制度の問題点、新会社の増収対策への関与と両会社の取り組み状況の分析、公共交通事業以外での増収対策と航空代理業及び旅行業を経営統合した経緯、他の民間バス事業者への支援、新会社経営陣、公共交通政策への取り組みの観点）について	152
2 農協改革（規制改革会議の農業改革案）について	157
3 土木行政（若手技術者が育つまでのタイムラグへの対応、現場条件を反映した積算、施工パッケージ型積算の導入、工事発注の端境期の解消）について	159
尾崎知事	160
岩城副知事	164
金谷中山間対策・運輸担当理事	165
奥谷土木部長	171
武石議員	172

第4日（6月27日）

出席議員	175
------	-----

欠席議員	175
説明のため出席した者	175
事務局職員出席者	176
議事日程	176
諸般の報告	177
質疑並びに一般質問	
土森議員	177
1 県人口（社会増減のプラス転換による産業振興計画の目標達成）について	177
2 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催への対応と外国人観光客の受け入れ（県の提案に対する国の反応とプロジェクトチームの取り組み状況、事前合宿の道府県への割り振りを受け入れ可能な県の施設、関連施設へのCLT活用、宿泊・観光関連施設へのWi-Fiの整備促進、多言語の案内標識）について	177
3 少子化対策（地域少子化対策強化交付金事業の具体的な内容、高知・であいのきっかけときめきパーティーの事前講座受講者の感想とその効果・課題、婚活サポーターの出会いのきっかけイベントなどへの参加、イベントPRの手だてと課題）について	178
4 スポーツイベントによる交流人口の拡大（四万十・足摺無限大チャレンジライドの評価と位置づけ及び規模の拡大、参加者へのPRのお願い、維新の志士ロードレースの実現、全国あるいは世界的なロードレースの実現）について	179
5 高年齢者雇用の状況と生きがいを感じることでできる環境づくり（高年齢者雇用の現状、雇用の場の創出と活躍できる環境づくり）について	180
6 集落活動センターの設置、拡大（設置後の地域のあるべき姿、経済活動の状況、地域資源の掘り起こしと6次産業化、地域のリーダーの確保、移住者を受け入れるためのシステムの組み入れ）について	181
7 世界農業遺産（次世代に継承すべき伝統的な農業の保護や取り組み、県内農業の認定に向けた調査・研究）について	182
8 本県の林業政策（（仮称）自伐型林業推進検討委員会立ち上げによる自伐型林業の担い手を育成する効果的な仕組みづくりと職住一体型の移住戦略推進、木質バイオマス関連プロジェクトと連携した地域材集約システムの構築）について	183
9 地産外商活動と高知県産品を定番化につなげる取り組み（外商活動の手ごたえと今後のビジョン、新たな定番商品化に向けた取り組み、本県ならではの土産物開発の取り組み状況と課題）について	185
尾崎知事	186
田村教育長	189

久保観光振興部長	189
井奥地域福祉部長	192
原田商工労働部長	195
金谷中山間対策・運輸担当理事	195
中澤産業振興推進部長	197
味元農業振興部長	199
大野林業振興・環境部長	200
土森議員	201
議案の付託	202

第5日（6月30日）

出席議員	203
欠席議員	203
説明のため出席した者	203
事務局職員出席者	204
議事日程	204
諸般の報告	204
議案の追加上程、提出者の説明（第20号）	204
尾崎知事	204
質疑	
武石議員	205
1 土佐電鉄と高知県交通の経営統合（株主総会の新会社発足承認への感想、株主総会の状況、従業員の意識改革への積極的な取り組み姿勢の経営への反映、職種ごとの雇用規模、雇用の責任者と採用時におけるサービス意識などの勘案、人員削減の規模・手法と退職者への対応、勤務条件改善要求に係る県の責任と労働組合の賃上げ要求への最大株主としての対応、同職種で賃金格差が生じる場合の違法性、従業員の低い賃金水準と待遇改善要求に対する判断、市町村の今後の財政負担額、統合初年度の事業者負担額の処理スキーム、モニタリング会議、再建計画の実効性を持たせるために必要な従業員の意識） について	205
尾崎知事	208
岩城副知事	209
金谷中山間対策・運輸担当理事	211
武石議員	212
吉良議員	212

1 公共交通問題（幕を閉じる土佐電鉄と高知県交通の従業員や県民への思い、理事職と高知県公共交通経営対策検討委員会の果たした機能と新会社の指導監督、新会社設立委員会へ向けての市町村との協議と総意の反映、経営への県民の声の反映の手法、議会への定期的な経営状況報告の必要性、福祉・医療計画と交通計画の経営への生かし方と高知県公共交通維持活性化対策フォローアップ委員会の位置づけ、新会社設立委員会での安全運行に直結する労働環境の改善要求、地域公共交通整備拡充のための国への予算増額要求）について……………	212
尾崎知事……………	215
岩城副知事……………	216
吉良議員……………	217
黒岩議員……………	218
1 中央地域における公共交通事業（地域公共交通ネットワークの再編イメージと関係者との協議、利用促進のための広報啓発、関連12市町村議会での審議、新会社設立委員会のメンバーと新会社スタートに向けたスケジュール、県民が統合に納得する変化のイメージ、県や自治体の新会社への職員派遣と県の経営への関与、設立後の議会や県民への説明責任、増収対策への認識、本社機能の設置場所に係る津波などへの対策、子会社を承継することによる経営への影響、子会社の入札参加等の法的・道義的問題と民業圧迫への見解、旧会社の資産売却及び借入金返済の見通しと対応する職員）について……………	218
尾崎知事……………	219
金谷中山間対策・運輸担当理事……………	220
岩城副知事……………	222
黒岩議員……………	224
金谷中山間対策・運輸担当理事……………	224
岩城副知事……………	224
黒岩議員……………	225
坂本(茂)議員……………	225
1 土佐電鉄と高知県交通の会社統合及び中央地域公共交通再構築（県の施策により利用者増加を図る決意、県民の意見反映の機会保障、利用促進・増収施策の補強や前倒し実施の検討、承継される借入金の担保の種類、事業再生途上の会社に対する適切な金利設定の実現のめど、会社分割による資産移転コストの削減効果、災害対策の観点から見た営業拠点の集約化と事前のBCP策定の必要性やそれらを考慮した財産処分、雇用の継続に係る労働組合との話し合い、路線再編による給与水準の抑制、土佐電鉄の県庁OB職員の評価と新会社設立委員会の役員体制協議に臨む姿勢、統合議論の契機となった要因、元会長の領収書発行問題の承継）について……………	225

尾崎知事	228
岩城副知事	229
金谷中山間対策・運輸担当理事	231
坂本(茂)議員	232
岩城副知事	232
坂本(茂)議員	232
尾崎知事	233
議案の付託	233

第6日(7月4日)

出席議員	235
欠席議員	235
説明のため出席した者	235
事務局職員出席者	236
議事日程	236
諸般の報告	237
委員長報告	
川井危機管理文化厚生委員長	237
上田商工農林水産委員長	239
三石産業振興土木委員長	240
明神総務委員長	242
採決	244
議案の追加上程、提出者の説明、採決(第21号)	245
尾崎知事	245
議案の上程、採決(議発第1号—議発第7号 意見書議案)	245
議案の上程、採決(議発第8号 意見書議案)	246
議案の上程、討論、採決(議発第9号 意見書議案)	246
中根議員	247
加藤議員	248
議案の上程、討論、採決(議発第10号 意見書議案)	250
岡本議員	251
議案の上程、提出者の説明、討論、採決(議発第11号 意見書議案)	253
坂本(茂)議員	253
中面議員	255
塚地議員	258

西森(雅)議員	259
議案の上程、採決（議発第12号 意見書議案）	261
議案の上程、提出者の説明、採決（議発第13号 決議議案）	262
三石議員	262
継続審査の件	263
閉会の挨拶	
浜田議長	263
尾崎知事	264

巻末掲載文書

委員会報告書	265
意見書に関する結果について	270
議案の提出について	273
人事委員会回答書	275
議案付託表（平成26年6月27日配布分）	276
議案の追加提出について（平成26年6月30日配布分）	280
議案付託表（平成26年6月30日配布分）	281
議案の追加提出について（平成26年7月4日配布分）	283
意見書議案の提出について	
議発第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書議案	284
議発第2号 国民健康保険制度の財政強化を求める意見書議案	287
議発第3号 介護職員の処遇改善加算制度に関する意見書議案	290
議発第4号 中小企業の事業環境の改善を求める意見書議案	292
議発第5号 慎重な農業改革を求める意見書議案	295
議発第6号 「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書議案	298
議発第7号 地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充 に係る意見書議案	301
議発第8号 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書議案	304
議発第9号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書議案	306
議発第10号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見 書議案	308
議発第11号 集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書議案	310
議発第12号 地域経済と雇用を支える中小業者への外形標準課税適用拡大に反対する 意見書議案	312
決議議案の提出について	

議発第13号 将来にわたる持続可能な公共交通システムの確立を求める決議議案	315
継続審査調査の申出書	317
委員会審査結果一覧表	319
議決一覧表	321

招 集 告 示

高知県告示第370号

高知県議会定例会を、平成26年6月20日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成26年6月13日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	金子 繁昌 君	2番	加藤 漢 君
3番	川井 喜久博 君	4番	坂本 孝幸 君
5番	西内 健 君	6番	西内 隆純 君
7番	弘田 兼一 君	8番	明神 健夫 君
9番	依光 晃一郎 君	10番	梶原 大介 君
11番	桑名 龍吾 君	12番	佐竹 紀夫 君
13番	中面 哲 君	14番	三石 文隆 君
15番	森田 英二 君	16番	武石 利彦 君
17番	浜田 英宏 君	18番	樋口 秀洋 君
19番	溝渕 健夫 君	20番	土森 正典 君
21番	西森 潮三 君	22番	欠 番
23番	欠 番	24番	ふあ一ま一土居 君
25番	横山 浩一 君	26番	上田 周五 君
27番	中内 桂郎 君	28番	西森 雅和 君
29番	黒岩 正好 君	30番	池脇 純一 君
31番	高橋 徹 君	32番	欠 番
33番	坂本 茂雄 君	34番	田村 輝雄 君
35番	岡本 和也 君	36番	中根 佐知 君
37番	吉良 富彦 君	38番	米田 稔 君
39番	塚地 佐智 君		

第327回高知県議会定例会会議録

平成26年6月20日（金曜日） 開議第1日

出席議員

1番 金子繁昌君
 2番 加藤 漠君
 3番 川井喜久博君
 4番 坂本孝幸君
 5番 西内 健君
 6番 西内隆純君
 7番 弘田兼一君
 8番 明神健夫君
 9番 依光晃一郎君
 10番 梶原大介君
 11番 桑名龍吾君
 12番 佐竹紀夫君
 13番 中西 哲君
 14番 三石文隆君
 15番 森田英二君
 16番 武石利彦君
 17番 浜田英宏君
 18番 樋口秀洋君
 19番 溝渕健夫君
 20番 土森正典君
 21番 西森潮三君
 24番 ふあーまー土居君
 25番 横山浩一君
 26番 上田周五君
 27番 中内桂郎君
 28番 西森雅和君
 29番 黒岩正好君
 30番 池脇純一君
 31番 高橋 徹君
 33番 坂本茂雄君
 34番 田村輝雄君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君

37番 吉良富彦君

38番 米田 稔君

39番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎正直君
 副 知 事 岩城孝章君
 総 務 部 長 小谷 敦君
 危機管理部長 野々村 毅君
 健康政策部長 山本 治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興
 推進部長 中澤一真君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田 悟君
 観光振興部長 久保博道君
 農業振興部長 味元 毅君
 林業振興・
 環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土 木 部 長 奥谷 正君
 会計管理者 大原充雄君
 公営企業局長 岡林美津夫君
 教育委員長 小島一久君
 教 育 長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会
 事務局長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 警察本部長 小林良樹君

代表監査委員 朝 日 満 夫 君
監査委員 吉 村 和 久 君
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君

議 事 日 程 (第 1 号)

平成26年 6 月20日 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期決定の件
第 3
第 1 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
第 2 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金
特別会計補正予算
第 3 号 高知県職員の配偶者同行休業に関する
条例議案
第 4 号 高知県いじめ防止対策推進法施行条
例議案
第 5 号 公益的法人等への職員の派遣等に関
する条例の一部を改正する条例議案
第 6 号 次代の社会を担う子どもの健全な育
成を図るための次世代育成支援対策
推進法等の一部を改正する法律の施
行による母子及び寡婦福祉法の一部
改正に伴う関係条例の整理等に関す
る条例議案
第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例

議案

- 第 8 号 高知県国民健康保険調整交付金条例
の一部を改正する条例議案
第 9 号 高知県介護基盤緊急整備等臨時特例
基金条例の一部を改正する条例議案
第 10 号 高知県介護職員処遇改善等臨時特例
基金条例の一部を改正する条例議案
第 11 号 高知県道路の構造の技術的基準及び
道路に設ける道路標識の寸法を定め
る条例の一部を改正する条例議案
第 12 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正
する条例議案
第 13 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例議案
第 14 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を
改正する条例議案
第 15 号 高知県国営土地改良事業負担金徴収
条例を廃止する条例議案
第 16 号 権利の放棄に関する議案
第 17 号 高知県新資料館（仮称）建築主体工
事請負契約の締結に関する議案
第 18 号 新図書館等複合施設建築主体工事請
負契約の締結に関する議案
第 19 号 県道春野赤岡線（浦戸大橋 1 - 2 工
区）防災・安全交付金工事請負契約
の一部を変更する契約の締結に関す
る議案
報第 1 号 平成25年度高知県一般会計補正予算
の専決処分報告
報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例
の専決処分報告
報第 3 号 高知県が当事者である訴えの提起の
専決処分報告

午前10時開会 開議

○議長（浜田英宏君） ただいまから平成26年6月高知県議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

4月4日に組織された各委員会から、総務委員長に明神健夫君、同副委員長に西内隆純君、危機管理文化厚生委員長に川井喜久博君、同副委員長に坂本孝幸君、商工農林水産委員長に上田周五君、同副委員長に弘田兼一君、産業振興土木委員長に三石文隆君、同副委員長にふぁーまー土居君、議会運営委員長に武石利彦君、同副委員長に横山浩一君をそれぞれ互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書及び同令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告があり、また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、去る5月13日香川県で開催されました

四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末265、270ページに掲載〕



新任教育長及び委員長並びに職員の紹介

○議長（浜田英宏君） この際、新たに就任された教育長及び委員長並びに新たに任命された職員を御紹介いたします。

教育長田村壮児君、人事委員長秋元厚志君、公安委員長島田京子さん、危機管理部長野々村毅君、農業振興部長味元毅君、林業振興・環境部長大野靖紀君、水産振興部長松尾晋次君、監査委員事務局長吉村和久君。

（新任教育長及び委員長並びに職員演壇前に整列）

○議長（浜田英宏君） それでは、順次自己紹介願います。

○教育長（田村壮児君） 教育長の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○人事委員長（秋元厚志君） 人事委員長の秋元でございます。よろしくお願いいたします。

○公安委員長（島田京子君） 公安委員長の島田でございます。よろしくお願いいたします。

○危機管理部長（野々村毅君） 危機管理部長の野々村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○農業振興部長（味元毅君） 農業振興部長の味元でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○林業振興・環境部長（大野靖紀君） 林業振興・環境部長の大野でございます。よろしくお願いいたします。

○水産振興部長（松尾晋次君） 水産振興部長の松尾でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○監査委員事務局長（吉村和久君） 監査委員事務局長の吉村でございます。どうかよろしく願いいたします。（拍手）



会議録署名議員の指名

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

4番 坂本孝幸君
18番 樋口秀洋君
29番 黒岩正好君



会期の決定

○議長（浜田英宏君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から7月4日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から7月4日までの15日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。
知事から議案が提出されましたので、お手元

にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末273ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」から第19号「県道春野赤岡線（浦戸大橋1-2工区）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第1号「平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告」まで、以上22件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様のお出向をいただき、平成26年6月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様のお理解と御協力をお願いしたいと思っております。

今月16日に日本銀行が公表した金融経済月報では、我が国の景気について、設備投資が緩やかに増加し、個人消費や住宅投資が底がたく推移していることなどを踏まえ、「消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられているが、基調的には緩やかな回復が続いている」とされております。

4月からの消費増税に伴う景気の後退が懸念されましたが、月例賃金の引き上げや一時金の増加など賃上げの動きも見られておりますことから、景気回復に向けた道筋を順調にたどっているのではないかと受けとめております。

ただし、地域を取り巻く状況には依然として厳しい面もあります。県としましても、引き続き産業振興計画を強力に推進するなど、県勢浮

揚に向けた取り組みを進めてまいります。

こうした中、今月下旬には、我が国の経済財政運営の指針となります骨太方針が策定される予定となっております。去る13日にまとめられた素案では、今後の経済財政運営の課題として、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減への対応、動き始めた経済の好循環のさらなる拡大と企業の主体的行動、日本の未来像に向けた制度・システム改革の実施、経済再生と両立する財政健全化の4つの課題が掲げられているところであります。

いずれも日本経済再生のために欠かせない視点であることから、着実に実行し、企業収益の拡大がさらに賃金の上昇や雇用の拡大につながり、それが消費の増加を通じてさらなる景気回復につながるという経済の好循環を実現していただきたいと思っております。

また、今回の骨太方針の素案では、人口急減、超高齢化への流れを変え、望ましい未来像に向けた改革、変革を進め、50年後に1億人程度の安定した人口構造の保持を目指すことが明記されております。

本県はこれまで、全国に先行して人口減少や高齢化が進む中、課題解決の先進県となることを目指すべき方向と見定め、地産外商戦略を柱とする産業振興計画の推進はもとより、あつたかふれあいセンターなどに代表されます高知型福祉の推進、集落活動センターの普及など、その処方箋、解決策を検討し、実践してまいりました。

本県が課題先進県として真正面から取り組んできた課題が、国全体の課題としても認識されるようになったところであり、我々と同様の取り組みが全国的にも試みられていくこととなるのではないかと考えられます。

今後とも、引き続き時期を捉えた政策提言や、本県の培ってきたノウハウなどを積極的に情報

発信することを通じて、国全体の取り組みが本県にとっても有利に働くよう、そして時代の流れを味方につけることとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今議会では、南海トラフ地震対策のさらなる充実強化・加速化、日本一の健康長寿県づくり、教育の充実と子育て支援、少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大の4つの柱に基づき、総額4億3,000万円余りの補正予算案を提出しております。

第1の柱である南海トラフ地震対策のさらなる充実強化・加速化に関しては、地震発生直後の被害をさらに軽減させるため、沿岸市町村の津波避難計画の点検を実施するとともに、保育所などの高台移転等に関する支援策を強化してまいります。さらには、本年度より本格的に着手することとしております応急期初期の対策に関しまして、まずは市町村の避難所確保対策や広域避難の検討を支援してまいります。

第2の柱である日本一の健康長寿県づくりに関しては、がん診療における医療環境の充実を図るため、高知医療センターの行う放射線治療用機器の整備を支援してまいります。

第3の柱である教育の充実と子育て支援に関しては、母子及び寡婦福祉法が改正されたことを受け、現在の福祉資金制度の貸付対象を父子家庭にまで拡大することにより、ひとり親家庭に対する支援を強化いたします。

第4の柱である少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大に関しては、企業における女性登用の促進のため、女性のためのキャリアアップ研修などを実施してまいります。

続いて、平成26年度の県政運営の現状に関し、まずは南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

現在、第2期南海トラフ地震対策行動計画に基づく対策を、PDCAサイクルにより不断の

見直しを行いながら全速力で進めているところ
であります。

中でも、地震発生直後の命を守る対策に最優
先で取り組んでまいりました結果、避難路、避
難場所や津波避難タワーの整備は着実に進んで
おり、県内各地でいざというときに避難できる
場所の確保が図られてきているところでありま
す。

しかし、当然のことながら、まだまだ多くの
やるべき対策が残されております。本年度は、
引き続き地震発生直後の命を守る対策を進めな
がら、あわせて避難所の確保対策など、応急期
における命をつなぐための対策についても本格
化させてまいります。

これによりまして、地震発生直後から応急期
の初期段階までの対策を平成27年度末までにお
おむね完成させることを目指し、取り組みのさ
らなる加速化を図ってまいります。

まず、地震発生直後の命を守る対策としまし
て、特に津波からの避難につきましては、南海
トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する
特別措置法に基づき、去る3月28日には、本県
の全ての市町村が南海トラフ地震防災対策推進
地域に指定されるとともに、沿岸の19市町村全
てが南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域
に指定されました。このことにより、国による
財政支援のもと、国と地方が一体となった津波
対策の加速化が期待されるところです。

現在、ハード面では1,445カ所の避難路、避難
場所及び115カ所の津波避難タワーの完成を目
指して整備が進められており、ソフト面では沿
岸の19市町村の508地区全ての地域で津波避難
計画が策定されるなど、津波から逃げる場所の
確保とそこに逃げるための対策が進みつつあり
ます。今後は、整備された避難路や避難場所に
困難な条件のもとでも実際に逃げることができ
るのかについて、計画の点検や実際の避難訓練

などを通じて、さらに検証を重ねていく必要が
あります。

このため、避難が困難な地域が存在していな
いか、夜間時の避難に支障がないか、避難に際
して配慮が必要な要配慮者の方であっても速や
かに避難できるかについて確認するため、まず
は図上点検を行い、この結果を今後行う現地
点検の目安として活用することといたしました。
この図上点検におきましては、東日本大震災で
の避難の実態を踏まえた移動速度をもとに、昼
間や夜間、また歩行が困難な同行者がいる場合
など、複数の移動パターンについて、安全かつ
確実に津波から避難することができるのか検証
することとしております。

また、保育所や幼稚園などの高台移転につ
きましては、本年度、移転の条件の整いました土
佐清水市など3つの市町の保育所に対し支援を
行うこととしております。さらに、こうした先
行事例が具体的に見え始めたことから、室戸市
など他の市町村の施設においても新たに移転の
検討が始まるなど、施設整備に対する支援制度
の創設を契機として、高台移転への取り組みの
意識が着実に高まってきております。

しかしながら、移転に際しては大きな資金負
担が伴うことや、移転可能な適地がないことな
どにより、高台移転に踏み切れないといった声
もお伺いしております。このため、現行の補助
基準額を大きく引き上げ、移転に係る資金負担
の軽減を図るとともに、現地での高層化も新た
に補助対象に加えることにより、幼い子供たち
の命を守る取り組みを加速してまいりたいと考
えております。

大規模な火災から安全に避難するための地震
火災対策につきましては、本年4月に、地震火
災の専門家などを委員とする地震火災対策検討
会を立ち上げ、市街地での出火や延焼を防止す
る対策の検討に着手いたしました。

この検討会では、県内の大規模火災の危険性が高い地域を抽出するほか、木造住宅が密集している地域をモデルとして選定し、延焼シミュレーションや道路閉塞などの危険性について、具体的な評価と対策の検討を行うこととしております。本年度末までには、市町村が地震火災対策を進めるための指針として取りまとめを行ってまいります。

県民の早期の救助救出や被災者の支援、輸送手段の確保などの応急期の対策も、被災した県民の皆様の命にかかわる、いわば助かった命をつないでいくための重要な取り組みであります。

こうした応急期の初期の対策を進めるに当たっては、例えば避難所をどこにどれだけ確保するか、そこでどのように生活を維持していくのか、地域ごとに避難所の過不足が発生した場合の広域的な調整をどう行うかといったことを事前に決めておく必要があります。また、地域において応急救助機関はどこで活動するのか、そうした地域での活動を支える防災拠点の役割や運営体制はどうあるべきか、多くの負傷者に対してどのように医療救護活動を行うのか、さらに応急活動を行うために必要な道路の啓開活動はどのように行うのかなど、今取り組んでいかなければならない多くの課題があります。

こうした応急期の初期段階までの対策の中で、まず重要となりますのは、避難所確保の取り組みであります。現段階では、最大クラスの地震が発生した際には、県全体で約12万人分の避難所が不足することが想定されております。このため、指定避難所の耐震化や新たな避難所の指定に取り組むことに加え、住まいの近くでの避難生活が可能となるよう、本年度から自治会が所有する集会所の耐震化も補助することにより、避難所確保の取り組みを進めております。

他方で、多数の避難者の発生が想定される市町村におきましては、当該市町村内の避難所だ

けでは受け入れが困難であることから、市町村の圏域を越えた、いわゆる広域避難もあわせて検討する必要があります。

このため、県内を4ブロックに分けた上で、まずは幡多ブロックにおいて具体的な検討や協議を行っておりますが、この中で、現在の被害想定では各市町村の地域ごとには避難者数を算定していないため、避難所ごとの収容能力の過不足がわからないという課題が明らかになったところであります。そのため、広域避難の具体的な検討を行う基礎データとして、各市町村における地域ごとの避難者数を算定した上で、避難所ごとの収容者数の過不足を把握することとしております。

今後、このデータをもとに広域避難の考え方を整理し、平成27年度中には各ブロック内での避難者の受け入れなどに関する合意が図られるよう取り組みを進めてまいります。

また、地震発生後の応急活動に必要な避難所のほか、医療救護所、応急救助機関の活動拠点、物資の集積拠点、応急仮設住宅用地などについて、事前に発災後の時間経過に応じた機能の配置や用地・施設の利用競合を調整しておくことにより、応急活動を円滑に行うことが可能となります。このため、応急期におけるさまざまな機能の配置計画を策定するガイドラインを作成し、市町村を支援してまいります。

次に、応急期の医療救護活動につきましては、昨年度設置した南海トラフ地震における応急対策のあり方に関する懇談会から、発災直後の時間経過を追いながら、関係機関が連携した対応ができるよう検討してはどうかとの御提案があったことを受け、現在、医療機関の被害想定が異なる3つの地域をモデルとして検討を行っているところであります。

また、地震発生後に全国からの応援物資や部隊の受け入れを迅速に行えるようにするために

は、事前に道路啓開計画を策定しておくことが極めて重要であります。本年度は、国土交通省、自衛隊、建設業協会、警察本部などをメンバーとした協議会を立ち上げ、啓開計画の検討を進めることとしており、来月に予定しております第1回協議会に向けて、啓開日数算定のための条件整理や啓開日数短縮のための対策について、国や関係機関と協議を進めているところであります。

こうした命を守る対策と命をつなぐ対策を、より具体的かつ着実に進めていくためには、各地域においてそれぞれの実情に合った対策を考えていく必要があります。そのため、市町村の皆様とともに地域に根差した対策を進めることができるよう、本年度から南海トラフ地震対策推進地域本部を、安芸、中央東、中央西、須崎、幡多の5つの地域に設置し、合計17人の防災専門職員を配置しております。

現在、この地域本部では、発災後に速やかに活動が行えるよう市町村や応急救助機関などと協議を重ねながら、津波被害が想定される沿岸地域や土砂災害が想定される中山間地域など、それぞれの地域の実情の把握や課題の洗い出しを行っております。

さらに、今後は津波避難計画の点検や見直し、総合防災拠点の運営方法の検討、地域ごとの道路啓開計画の策定や防災訓練などに積極的にかかわり、市町村や自主防災組織など地域の皆様とともに防災対策を進めてまいります。

昨年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が施行され、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを目指すこととなりました。

国土強靱化施策について検討を行う国のナショナル・レジリエンス懇談会に、私もこれまで委員として参加し、事前の防災・減災対策に

国と地方が役割分担をしながら連携して施策を進めることの重要性や、防災・減災対応に関しマンパワー不足が懸念される地方公共団体への支援の重要性などについて、意見を強く申し上げてまいりました。

その結果、こうした意見も反映された形で、今月3日に国土強靱化基本計画が閣議決定され、今後はこの基本計画に沿って、国土強靱化地域計画の策定が地方に求められることとなります。

国においては、全国で地域計画の策定を促進するために、まずはモデルとなる実施団体を選定することとしており、本県が既に南海トラフ地震に対する脆弱性を洗い出し、行動計画を進めていることや、高知市と連携して強靱化に取り組んでいる点が評価され、今回、県と高知市がモデル調査の第1次実施団体に選定されたところであります。

今後は、専門家等による助言など国の支援も受けながら、地域計画の策定に取り組み、本県の検討過程や結果を全国に発信することとなります。新たに国との役割分担や近隣県との連携・協力のあり方の検討が行われることとなるなど、地域計画策定に取り組むことは非常に有意義であると考えられます。今後、近隣県と協調しつつ積極的に計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、産業振興計画について御説明申し上げます。

第2期計画の取り組み期間も、本年度を含め残り2年となります。このため、今年度は各産業分野で掲げた数値目標をこれまで以上に強く意識し、その達成に向け、それぞれの施策が十分な成果を上げ、かつ目標の達成につながっているのかといった視点できめ細かく点検、検証し、必要な対策を講じてまいります。

今月3日に開催いたしました四国地方産業競

争力協議会では、昨年度に策定した四国産業競争力強化戦略に基づき四国が連携して取り組みを進める11のプロジェクトについて、事業計画を御確認いただきました。また、この協議会の終了後に、各県知事と四国経済連合会の代表が記者会見を行い、四国の力を結集して取り組んでいくことをアピールしたところであります。

各県が単独では乗り越えられない壁を乗り越えるべく、4県が連携して挑戦をしていくとともに、こうした挑戦によりまして、今後、本県の産業振興計画の取り組み自体をさらに強化してまいります。

また、本年度は高知家のもとで統一的に展開する地産地消・地産外商、観光振興、移住促進の各政策と「高知家」プロモーションとをしっかりと連動させることに加えて、各分野の施策も相互に連携させることにより、県産品の販売拡大、観光客の増加、移住者の増加といった具体的な成果につなげてまいります。

昨年6月にスタートいたしました「高知家」プロモーションにおきましては、本県の一番の魅力である家族のような温かさを、「高知県は、ひとつの大家族やき。高知家」のコンセプトコピーのもと、全国に発信してまいりました。

その結果、昨年度の「高知家」特設サイトのアクセス数は、目標の1.3倍となる90万8,000件に達しますとともに、「高知家」ファミリー募金では、本年3月末時点でお配りしたピンバッジが8万5,000個以上に上るなど、「高知家」プロモーションの取り組みが県内外に広がりを見せており、本県の認知度の向上につながっていると感じております。

2年目となります本年度は、高知県のよいものや自然あふれる場所、そしてすばらしい人たちがいることを、より具体的に知っていただくことを狙いとして、おすそわけというテーマを掲げてプロモーションを展開することといたし

ました。

まずは、4月に「高知県のええもん、ぜーんぶおすそわけやき。高知家」という新たなスローガンを発表し、本年度のプロモーション活動のスタートを切りました。東京で行った記者発表などがテレビや雑誌などのメディアに取り上げられたことにより、広告換算効果は、発表後の6日間だけで約3億2,700万円に上り、昨年6月に「高知家」プロモーションがスタートした直後の1週間の数値を上回るなど、順調な滑り出しができたのではないかと考えております。引き続き、大都市圏の電車内への広告や動画の公開など、高知家を切れ目なく打ち出してまいります。加えて、地元ならではの情報も含め、高知の食文化や自然、風土などについて、食や観光、移住などと関連づけながら、さまざまなメディアを通じて強力に発信してまいります。

また、「高知家」プロモーションを県産品の認知度向上や販売拡大といった具体的な成果につなげていくため、先月、高知家統一セールスキャンペーン推進本部を設置し、「高知家」プロモーションのもと、「高知家の食卓」キャンペーンとも連動して重点的に売り込んでいく品目を選定いたしました。

第1弾として、土佐茶やニラ、宗田節、土佐和紙、海洋深層水関連商品の5品目を選定し、それぞれ販売目標などを具体的に設定したところであります。今後、首都圏のマスメディアなどに向けて魅力的な話題を提供いたしますとともに、関係団体と連携して、官民協働でのセールス活動に取り組んでまいります。さらに、旬の時期などを考慮しながら、品目を追加して取り組みを広げていきたいと考えております。

地産外商公社におきましては、昨年度、外商部門やプロモーション部門の体制を強化し、これまでに蓄積した経験をもとに工夫を重ねつつ、県内事業者の方々の地産外商活動を全力で支援

してまいりました。その結果、公社が仲介、あつせんした成約件数及び金額は、平成23年度に1,327件、3億4,100万円であったものが、平成24年度は2,603件、7億6,800万円に、さらに昨年度は3,333件、12億3,500万円となりました。加えて、まるごと高知の昨年度1年間の売り上げも4億2,000万円余りと、オープン以来初めて4億円を突破するなど、県内の事業者の方々と官民協働による外商活動の成果が大きく伸びてまいりました。

また、プロモーション業務を専任で行うプロモーション戦略局を設置し、メディアに対してこれまで以上に積極的な情報提供、企画提案を実施した結果、テレビ、新聞、雑誌などに本県や本県産品が多く取り上げられ、広告換算効果は平成24年度の22億円余りから、昨年度は68億円余りと大幅に増加いたしました。こうした成果は、民間事業者の方々と公社の各部門の積極的な活動と、相互の連携が相乗効果をもたらしたものと考えております。

本年度は、これまでの取り組みに加え、外商部門では、大手卸売業者主催の展示商談会や社内商談会への出展を強化するなど、大口の取引につながりやすい卸売業の方々との関係をさらに深め、より多くの成約を目指してまいります。また、まるごと高知では、「高知家」プロモーションとしっかりと連動しつつ、新しいヒット商品の掘り起こしや魅力ある店づくりに全力で取り組んでまいります。

また、こうした公社の取り組みに加え、地産外商戦略をもう一段上のレベルまで押し上げるため、6次産業化と地産外商の推進に御協力いただける企業との間でパートナー協定を締結し、相互に連携することで、県内の食品加工事業者や農林漁業者が取り組む、全国で通用する商品づくりや販路拡大などの活動を支援してまいります。今月の16日には、第1弾として旭食品株

式会社との間で協定を締結いたしました。今後は、パートナー企業と県内事業者との連携をしっかりと支援することで6次産業化や地産外商の取り組みをより一層加速してまいりますとともに、引き続き新たなパートナー企業の確保にも取り組んでまいります。

昨年度、抜本強化いたしました移住促進の取り組みにつきましては、官民協働、市町村との連携協調により全力で取り組んでまいりました結果、県の移住ホームページへのアクセス数は、前年度に比べ39%増の約34万3,000件、県への新規移住相談者数は36%増の1,076人、移住実績は123%増の270組468人と、前年度を大きく上回る成果となりました。こうした成果をさらに大きなものとするために、本年度、3つの観点から移住促進策を強化し、それぞれの取り組みを進めているところであります。

1つ目の、地域や企業などで活躍していただける人財を誘致する取り組みについては、この4月から、まるごと高知に、移住・交流コンシェルジュによる本県への移住相談窓口を開設するとともに、この移住・交流コンシェルジュが東京事務所と連携して企業を訪問するなど、本県への人財誘致に向けた積極的な情報発信に努めております。さらに、本年度、都市部からの人財誘致の実現に向け、全国で事業を展開している複数の人材ビジネス事業者と連携に関する取り決めを交わしたところであります。現在、この人材ビジネス事業者には、ホテルの営業推進担当のマネジャーや総務、人事に精通した管理責任者といった県内の人財ニーズを情報提供し、具体的なマッチングに取り組んでいただいております。今後とも、市町村や民間の皆様への御協力もいただきながら、全庁挙げて人財ニーズを掘り起こし、マッチングを実現することで、地域や経済の活性化につなげてまいります。

2つ目の、移住者向け住宅の確保を促進する

取り組みについては、市町村が中間保有した空き家の改修に対する補助事業に5月末現在で20件の申請が提出されるなど、順調なスタートとなっており、今後とも市町村に事業の活用を促してまいります。

3つ目の、民間の移住支援団体などの全県的なネットワーク形成の取り組みにつきましても、この4月に、5つの民間団体が発起人となって「高知家移住促進プロジェクト」が立ち上がり、先月19日には第1回目のキックオフミーティングが開催されるなどしております。今後、官民協働のパートナーとして力を合わせ、移住促進に取り組んでまいります。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

平成25年の県外観光客入り込み数は407万人となり、また観光客の県内での総消費額も前年比10%増の1,102億円となりました。

本年度は、400万人観光の定着とさらなる飛躍を図ってまいりますため、食を前面に出した観光キャンペーン「リョーマの休日～高知家の食卓～」を推進し、「高知家」プロモーションとの連携のもと、取り組みを加速してまいります。

また、既に御利用いただいている方が7万6,000人を超えた龍馬パスポートについては、この4月から、より多くの宿泊や地域の体験を促す龍馬パスポートⅡとしてリニューアルいたしました。今後も積極的にパスポートをPRし、さらなる周遊促進とリピーターの拡大につなげてまいります。

地域観光の推進につきましては、東部地域では、来年4月に開幕する高知県東部地域博覧会に向けて、さまざまなイベントや体験プログラムづくりなどの準備が進められており、この秋からはプレイベントも始まります。私自身、東部地域を訪問させていただく中で、世界認定を受けた室戸ジオパークの雄大さや豊かな食材、

人々の温かいおもてなしの心など、東部地域の持つポテンシャルを改めて実感したところであります。

この博覧会の開催を通じて、東部地域において持続的に旅行商品を生み出す仕組みが強化されますことで、県全体の観光の底上げにもつながるものと考えており、県としても引き続き積極的に支援してまいります。

また、国際観光につきましても、日本を訪れる外国人観光客が大幅に増加しつつありますこの機を捉え、本年度から新たに、本県の豊かな自然の恵みを生かしたさまざまな体験や温かいおもてなしなどによる精神的満足度の高い観光商品の提供に取り組んでおります。現在、各国のニーズの把握はもとより、本県の認知度向上と誘客に向けて、首都圏や台湾での商談会や香港の旅行博への参加など国内外の旅行会社に対するアプローチを精力的に行っております。

今後、旅行会社や県内在住の外国人留学生の意見もいただきながら、モデルルートの造成を進め、モニターツアーを実施するなど、本格的にセールス活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、高知発のものづくりに関する取り組みについて御説明いたします。

これまで産業振興計画の推進を通じて、ものづくりの地産地消の取り組み、防災関連産業の振興あるいは外商支援などに取り組んでまいりました。

こうした取り組みの結果、例えば防災関連産業では、平成24年度に約6,000万円であった防災関連産業交流会の認定製品の売り上げが、平成25年度には10億円を超えることとなりました。また、産業振興センターの外商支援にかかわる売り上げも、平成24年度の2億5,000万円余りから平成25年度には16億円余りとなるなど、着実に成果があらわれ始めております。

しかしながら、本県経済のさらなる活性化を果たしていくためには、現在売れている商品の売り上げをさらに伸ばしていくことに加え、新たな高知発のものづくりを強力に進めていく必要があります。このため、産業振興センターのものづくり地産地消センターと外商支援部を統合して、新たなものづくり地産地消・外商センターを本年度設置いたしました。同センターでは、従前に比べて支援体制と機能を大幅に拡充しており、ものづくりの地産地消から外商までの取り組みを一連のものとして強力に支援することとしております。

具体的には、同センターではまず、総合相談窓口を設置してあらゆるものづくりに関する問い合わせにワンストップで対応することとし、次に、事業化プランの作成から販売、設備投資といった、ものづくりの各段階で生じる課題に、専任の担当者が一貫して寄り添いサポートすることとしております。さらに、全国に通用する製品や会社づくりをサポートする専門的なアドバイスを実施するとともに、徹底した外商支援も行うこととしております。

ものづくり地産地消・外商センターは、今月開所し活動を本格化しており、4月からこれまでの間に、既に500社を超える事業者を直接訪問し、新たなものづくりに取り組む企業の発掘に努めております。訪問した企業の中には、新たな商品開発に意欲を示される方や、全国的な視点からアドバイスを希望される方なども多く、新たな高知発のものづくりに手応えを感じているところでもあります。

こうした取り組みを行うものづくり地産地消・外商センターを中心に、関係機関と一体となって、高知発のものづくりを強力に進めてまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みについて御説明申し上げます。

日本一の健康長寿県構想につきましては、これまでの取り組みから見えてきた成果や課題をPDC Aサイクルによって検証を行い、本年2月に第2期のバージョン3として改定し、保健・医療・福祉の各分野で取り組みを進めているところでもあります。

在宅医療の推進につきましては、高齢者人口の増加に伴い、これからますます需要が増えていくことが想定されていることから、在宅医療に不可欠な訪問看護サービスの提供体制の整備を進めていく必要があります。

このため、本年度は特に、提供体制が十分でない中山間地域などの需要に対応することができるよう、医師会や訪問看護ステーション連絡協議会などの御協力のもと、訪問看護師の派遣に係る相談や調整を行う体制を整えますとともに、不採算となる経費への支援などに取り組んでおります。

徐々にではありますが、相談件数や助成件数もふえており、今後は関係機関や県民の皆様へ積極的に周知を行いますことで、この取り組みが浸透していくよう努めてまいります。

少子高齢化などに起因する人口減少の問題は、このまま推移いたしますと、21世紀の半ばには国全体の経済規模の縮小にとどまらず、今の子供たちに耐えがたいような社会保障負担を生じさせる事態をも引き起こしかねず、今、対策を講じなければ、我が国の将来に国家的な危機をも招きかねない深刻な問題となっているところでもあります。

私は昨年来、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、全国知事会を代表し、直ちに少子化対策を国策の中心に据えて、抜本的な対策の強化に取り組むことが不可欠であることを、国に対し強く訴えてまいりました。

また、その際には、結婚、妊娠・出産、子育て

て、仕事と育児の両立といったライフステージに応じた総合的な対策を講じる必要があること、さらには少子化に至る要因は地域によって大きく異なり、その実情を踏まえたきめ細やかな対策が求められることなどを重ねて要請してまいりました。

このたび、人口減少の問題を克服するために、少子化対策を抜本強化する必要性が国の骨太方針に盛り込まれる方向でありますなど、政府としてもこの問題に本格的に取り組む姿勢を示しております。

こうした中、来月、佐賀県で開催されます全国知事会議では、地方が主役となった実効性のある少子化対策の進め方などについて、財源確保の問題も含めて議論することが予定されており、プロジェクトチームのリーダーとして、具体的な政策をパッケージの形で盛り込んだ政策提言を取りまとめたいと考えております。

あわせて、本県としましても、少子化対策の抜本強化に向けた取り組みを進めることとしており、例えばこの7月には、県民の皆様のお会いから子育てまでのライフステージに応じた相談をワンストップで受け付ける、出会い・結婚・子育て応援コーナーを新たに開設することとしております。これによりまして、相談された方を状況に応じた最適な支援窓口へとつなぐほか、結婚を希望する方への総合的な支援を行ってまいります。

子育て支援の取り組みでは、来年4月から開始予定の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向けまして、県としましても、市町村が地域の実情に応じた取り組みを円滑に進められるよう支援していくことが必要であり、今月16日に第3回高知県子ども・子育て支援会議を開催し、活発な議論をいただいたところです。

今後とも、子供を持つことを希望する皆様

安心して子育てのできる環境整備を図るため、支援計画の策定などに向けました取り組みを加速してまいります。

次に、女性の活躍の場の拡大について御説明申し上げます。

国の経済再生の取り組みにおいては、少子化と生産年齢人口の減少が進む中で、女性の活躍の場の拡大が柱の一つとして位置づけられており、今月、改定が予定されている国の成長戦略に、女性の就労促進策などを盛り込むことが議論されております。

このような中、全国に先行して人口の自然減や高齢化が進行している本県においては、県勢浮揚に向けて、潜在的な女性の労働力や培われたキャリアを生かし、女性の活躍促進を積極的に図っていくことは極めて重要であります。

県では、これまで保育サービスの充実やワーク・ライフ・バランスの推進など、子育てをしながら働き続けられる環境を整備するための支援に取り組んでまいりました。しかしながら、県民世論調査によりますと、出産などによって退職された女性の再就職に向けた支援策がない、勤務時間が長時間かつ固定的であるため家庭と仕事の両立が困難といった声も多く、女性が働き続けていくための課題を改めて認識したところであります。

こうした状況を受け、本年度から、働くことを希望する女性への就労支援と、女性がキャリアを積み重ねながら能力を十分発揮するための支援の2つの取り組みを強力に進めることといたしました。

1つ目の、働くことを希望する女性への就労支援については、出産を機に退職した女性を正規雇用した企業への補助金制度を創設するとともに、今月28日に、こうち男女共同参画センターソレ内に、高知家の女性しごと応援室を設置し、きめ細やかな面談や情報提供、求人側と求

職者のニーズに応じた研修などを実施することとしております。

2つ目の、女性がキャリアを積み重ねながら能力を十分発揮するための支援策については、国の交付金などを活用しまして、経営者を対象とした女性登用の意義などを認識してもらうための意識啓発セミナーを実施するとともに、働く女性を対象としてキャリア形成や育児休業からの職場復帰などに役立つ研修を開催するなど、女性の登用促進に向けた取り組みを新たに進めてまいります。

さらに、こうした取り組みが十分な効果を発揮するためには、社会全体で女性の活躍を応援する機運を醸成することが重要であります。来月24日には、全国の先頭を切って、輝く女性応援会議の地域版が本県で開催されることとなったところであり、これを契機にさらなる機運醸成を図ってまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

いじめの防止対策につきましては、昨年9月のいじめ防止対策推進法の施行を受け、県民総ぐるみでいじめ問題の解決を図るための指針となる高知県いじめ防止基本方針を本年3月に策定いたしました。今後は、この基本方針に沿って、子供たちの自尊感情を育む教育の推進や相談体制の充実、地域で子供の育ちを支援する体制づくりなど、いじめの防止のための対策を着実に進めるとともに、重大事態が発生した場合の適切な対処を図ってまいります。

こうした取り組みに当たっては、平素から関係機関が情報共有し、一丸となって取り組む体制を構築しておくことが必要であります。このため、県の知事部局と教育委員会、警察本部、市町村、学校、保護者などで構成する高知県いじめ問題対策連絡協議会を設置し、相互の情報共有を図りながら、連携した取り組みを進めて

いくことといたしました。

あわせて、県立学校においていじめにより児童生徒の生命、心身や財産に重大な被害が生じた疑いがあるなど、いわゆる重大な事態が発生した場合に調査を行う高知県いじめ問題調査委員会を教育委員会に設置することとしております。

さらに、県立学校または私立学校から報告を受けた重大事態の調査の結果について、必要に応じて再調査を行う高知県いじめ問題再調査委員会を、独立性、専門性を確保するために知事部局に設置することとし、これらの設置に必要な条例議案を今議会に提案しております。

こうした調査結果を踏まえ、適切な対処を行うとともに、同様の事態が発生することのないように、未然防止や早期発見に向けた措置を講じてまいります。

加えて、市町村におけるいじめ防止対策を推進するため、市町村の実情やニーズを踏まえながら、必要な情報提供や助言などの支援を行ってまいります。こうした取り組みを着実に進めていくことにより、子供たちがいじめで傷つき、命を絶つといった痛ましい事件が起こることのないよう、全力で取り組んでまいります。

教育委員会では現在、今後10年間の県立高等学校のあり方と方向性を示す県立高等学校再編振興計画の策定に向けまして、協議を重ねているところであります。

本年1月に、再編振興の基本的な考え方について一定の整理をした上で、高知南高校と高知西高校、須崎高校と須崎工業高校を統合するといった具体的な内容を盛り込んだ実施計画のたたき台を作成いたしました。

このたたき台の内容につきましては、当該学校関係者の方々などから、反対や疑問も含めさまざまな御意見をいただいているところであります。そのため、高知南中・高校、高知西高校

など各学校関係者や県内の教育関係者の方々に出席いただいて、5月から順次開催いたしました教育委員協議会において、より具体的でわかりやすい資料をお示ししながら、丁寧な説明と意見交換を重ねているところであります。

今後も、引き続き御意見をいただきながら、県としての考え方を整理してまいります。その後、県民の皆様からも幅広く御意見をお伺いし、県立高等学校の再編振興計画を取りまとめていくこととしております。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

先月23日、高知新港において、かねてから整備を進めておりました水深12メートルのメインバースと、隣接する水深11メートルの耐震強化岸壁の供用が開始され、翌日には石炭を積んだ貨物船が寄港し、関係者の皆様によります記念式典が開催されたところであります。

これまで既存の岸壁では、貨物船や客船などの利用の増加に伴い岸壁が混雑し、国内の鉄鋼産業やセメント産業に不可欠な本県の石灰石の積み出しなどにおいて、沖待ちなどによるコストアップや取引の機会損失が発生しておりました。このたびの供用開始によってこれらの問題が解消される結果、荷主企業の一層のコストダウンや利便性が向上し、さらなる利用の拡大が期待できます。

また、これまでは岸壁の長さが不足し寄港が難しかった8万トンを超える大型外国客船の受け入れが可能となりますことから、観光面でも大きく寄与できると考えております。

さらに、最大級の地震でも被害を最小限にとどめることができる耐震強化岸壁が供用されたことで、南海トラフ地震など巨大災害の際には、防災拠点港として復旧・復興における重要な役割を担うことが可能となりました。今月1日には、高知県総合防災訓練の一環として、フェリー

型の貨物船や海上保安部、海上自衛隊などによる救援物資の受け入れ、医療救護などの訓練を行ったところであります。

今後は、大型化する外国クルーズ客船の誘致や、本年度から整備を行う高台企業用地への企業誘致などにより、さらなる利用促進に取り組みますとともに、防波堤の延伸整備や粘り強い構造への改良を進め、県内産業の振興とあわせて、県民の安心・安全にも寄与してまいります。

次に、中央地域の公共交通の再構築について御説明申し上げます。

中央地域の公共交通のあり方に関しましては、交通事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、土佐電気鉄道株式会社から継続的な協議機関の設置要請があったことを受けまして、昨年9月に行政や金融機関、土佐電気鉄道株式会社及び高知県交通株式会社などで構成される検討会を設置いたしました。検討会では、弁護士や公認会計士など専門家を交え、持続可能な公共交通スキームの構築に向けまして精力的に議論を重ねてきたところであります。

検討会での議論が進む中で、土佐電鉄及び高知県交通の非常に厳しい経営状況が明らかになるとともに、本年4月初旬には両社の経営陣から単独での公共交通事業の継続は困難であるとの見解が示されたところであります。これを契機としまして、検討会においても両社の統合を見据えた議論が加速してまいりました。

その結果、去る4月28日に開催されました第6回検討会においては、地域経済や社会への影響を最小限に食い止めながら、将来にわたって持続可能な公共交通システムを構築していくためには、土佐電ドリームサービス株式会社を加えた3社について共同で会社分割を行って新会社を設立し、私的整理の手法により経営再建を目指すことが望ましいとの再構築スキーム案が提案されるに至りました。その提案の中で、関

係自治体に対しては、新会社に対する10億円の
出資とバス路線維持のための補助制度の見直し
が、取引金融機関に対しては、およそ26億円か
ら28億円の債権放棄がそれぞれ要請されたとこ
ろであります。

県民の公共交通手段を維持・確保すべき立場
にある県としましては、実態を踏まえたこの提
案を重く受けとめております。

中央地域における路線バスや路面電車の現状
を見てみますと、年間およそ1,000万人という大
変多くの県民の皆様にご利用され、県民生活の中
でなくてはならない存在となっておりますこと
から、その公益的な役割は極めて大きいと考え
ております。このような現状を踏まえましても、
バスや電車の運行がストップし、県民生活に深
刻な影響を及ぼすような事態は絶対に避けなく
てはなりません。

さらに、今後の人口減少や高齢化の進展を踏
まえますと、高齢者など交通弱者の交通手段や
コンパクトシティー化の基盤として、今後公共
交通が果たす公益的な役割は、より一層大き
くなると考えております。そのため、中央地域に
おける公共交通を将来にわたっても持続可能な
ものとしていかななくてはなりません。

県としましては、このような基本的な認識の
もとで、検討会から要請のありました出資につ
いて、丁寧に検討を重ねてまいりました。その
結果、中央地域の公共交通を担う両社が経営危
機にある中で、県民の日常生活に直結する極め
て公益性の高い交通手段を守り、将来にわた
って持続可能な公共交通スキームを構築するた
め、県としても、関係自治体とともに出資とい
う形で積極的に関与していく必要があると判断
し、その旨を今月2日の検討会の場で表明いた
しました。

今後、土佐電鉄、高知県交通の両社は、今
月27日の株主総会において統合に関する議案を諮

ると伺っております。県としましては、株主総
会での御判断を踏まえ、新会社への出資に関
する対応を最終的に決定し、改めて本議会にお
諮りしたいと考えております。

また、検討会からあわせて要請のありました
バス路線維持のための補助制度の見直しにつ
きましては、まずは新会社において路線ごとの
収支採算性を把握し、収支改善に向けた対策を
徹底していただくことが必要であると考えて
おります。その上で、県民生活に必要な、公益
性が高い路線は守るとの考えのもと、県と市
町村との負担のあり方なども含め、補助制度
の見直しについて検討してまいりたいと考
えております。

続きまして、今回提案いたしました議案に
ついて御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成26年度高知県一般会
計補正予算などの2件です。このうち、一般
会計補正予算案は、先ほど申し上げました
南海トラフ地震対策のさらなる充実強化・加
速化などの経費として、4億3,000万円余
りの歳入歳出予算の補正などを計上して
おります。

条例議案は、高知県いじめ防止対策推進
法施行条例議案など13件でございます。

その他の議案は、権利の放棄に関する議
案など4件でございます。

報告議案は、平成25年度高知県一般会
計補正予算の専決処分報告など3件でござ
います。

以上をもちまして、議案提出に当たって
の私からの説明を終わらせていただきます。
何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りま
すようお願い申し上げます。



委員長報告

○議長（浜田英宏君） この際、閉会中における
委員会審査について産業振興土木委員長の報告

を求めます。

産業振興土木委員長三石文隆君。

(産業振興土木委員長三石文隆君登壇)

○産業振興土木委員長(三石文隆君) 産業振興土木委員会が4月4日、4月21日、4月30日及び5月29日に委員会を開催し、執行部から、中央地域の公共交通の再構築について報告を受けましたので、その内容並びに論議された概要を御報告いたします。

4月4日の委員会では、執行部から、第4回中央地域公共交通再構築検討会の概要として、検討会は、事業者の再生ではなく、将来にわたって持続可能な公共交通の再構築を図るとの共通認識のもと、単独再建も選択肢から除外しないものの、両社の統合も一つの選択肢として、今後協議を進めることになったとの説明がありました。

4月21日の委員会では、執行部から、第5回検討会の概要として、両社の財務状況等の分析結果について、赤字の累積、借入金の返済の停滞に加え、今後も財務状況の悪化が見込まれることから、何らかの対応を行うことが急務であることなどが示された。また、設備投資を先送りしてきたことにより、設備の老朽化が進んでおり、公共交通機関としての安全性、利便性の確保が危惧される状況にあるとの説明がありました。

4月30日の委員会では、執行部から、第6回検討会の概要として、再構築スキーム案について提案があり、安定した財務基盤を確保し、持続可能な公共交通として維持していくためには、土佐電鉄と県交通の経営統合という形がより効果的である。また、事業再生の手法としては、会社分割による新会社の設立を私的整理により行うことが望ましい。さらに、事業者の最大限の自助努力が前提となるが、取引金融機関による最大28億円の債権放棄や、関係自治体による

10億円の出資が必要なことも示されたとの説明がありました。

5月29日の委員会では、執行部から、行政に求められている新会社への10億円の出資や、バス路線維持のための補助制度のあり方に対する県の考え方について報告がありました。

将来にわたって公共交通を存続させるために、持続可能なシステムとするには、当面は行政が100%出資し、経営に主体的に関与することが望ましいとの考え方のもと、県としては必要出資額の50%に相当する5億円を出資したいと考えている。また、バス路線の維持のための補助制度のあり方については、路線ごとの収支採算性を把握し、事業者の収支改善に向けた対策の実行状況なども見定めながら、必要な路線は守るとの考えのもと、県と市町村との負担のあり方などを具体的に検討していきたいと考えている。今後のスケジュールについては、関係者間の協議が調い、合意が得られれば、土佐電鉄、県交通それぞれの株主総会の決議を待って、県議会6月定例会に出資金についての予算案を提出させていただきたいと考えているとの説明がありました。

これらの説明を受けて、委員から、行政の出資については議会の同意も必要であり、関係市町村に対して十分に手を足すとともに、赤字路線維持のために必要である市町村負担に対して県からの助成制度を切望する声もあるが、どのように考えているかとの質問がありました。執行部から、関係市町村から情報不足という話があったことを真摯に受けとめ、4月以降はできる限りの情報提供、情報共有に努めている。また、市町村支援については、要望を踏まえた検討をこれから行っていくとの答弁がありました。

委員から、新会社設立に当たり、行政が10億円の出資をすることについて、両社の経営責任を県民に対してどういう形で示すのかとの質問

がありました。執行部から、両社の経営責任を明確化するため、既存の役員は原則退任することで、この計画は進められているとの答弁がありました。

別の委員から、新会社の役員体制については、会社経営の経験がある民間の方が望ましいと思うが、どういった検討がなされているのかとの質問がありました。執行部から、最終的には会社の決定になるが、例えば社外から交通に造詣の深い方を招くといったことも一つの方法ではないかとの答弁がありました。

委員から、交通に詳しい方という見方もあるが、逆に交通関係には一切携わったことはないが会社経営に実績がある方のほうが、むしろうまくいくと思うとの意見がありました。

委員から、新会社の設立以降、バス路線の見直しはどのくらいの期間をかけて行うのかとの質問がありました。執行部から、地域の生活に密接に関係することから、行政の了解も必要であることや許認可の関係もあるため、おおむね3年をかけて取り組むこととしているとの答弁がありました。

委員から、見直しの際に赤字であるが公共性が高い路線について、存廃の判断はどのようにするのかとの質問がありました。執行部から、一義的にはまず会社として経営上の視点から路線の見直し案が示されるが、その上で行政としてその路線をどこまで守るべきか、また守る場合にはどのような支援、対応をすべきか協議することになるとの答弁がありました。

委員から、全体の35%を出資する高知市について、どのような路線系統が必要で、全体的な人の移動をどう考えていくかがまちづくりの観点からも重要だと思うが、高知市とそうした検討を行っているのかとの質問がありました。執行部から、まだ具体的な協議はできていないが、今後同じ出資者として、まちづくりの視点も加

えた中で高知市とも協議をしながら、どうすれば県民の足が将来的にも持続可能な形で確保できるのか、真剣に考えていきたいとの答弁がありました。

委員から、路線バスに対する国の補助制度について、国に対してどのような要請を行っていくのかとの質問がありました。執行部から、これまでも市町村からの要望を受け、国に対して制度の要件緩和などの改善を要望してきており、今後も引き続き要望を行っていくとの答弁がありました。

委員から、事業を存続していくためには、増収策や利用促進策が必要だが、今回の再生計画では、経営側から考えた机上のものや既に行っていることばかりで、具体的な対策が全く示されていない。顧客獲得あるいは収益拡大のためには、本気でニーズ調査を行い、県民の公共利便に資するような抜本的な改革が必要であり、真剣に経営努力をすべきだと思うがどうかとの質問がありました。執行部から、今回の再構築のスキームは持続可能なシステムを標榜しているので、そのためには使い勝手のよさを徹底的に追求していく必要があると考えている。今後、こういったスキームが動き出して、県も関与する形になった場合には、県の観光政策やその他の行政課題を公共交通事業とタイアップさせ、日常生活におけるニーズにも細やかに対応できるようにしていきたいとの答弁がありました。

委員から、県民の利用者目線を第一義に置いた経営努力を行うよう提言、指導をしてほしいとの要請がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。



○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議

事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明21日から24日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、6月25日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月25日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時10分散会

平成26年 6月25日（水曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 金子 繁昌 君
- 2番 加藤 漠 君
- 3番 川井 喜久博 君
- 4番 坂本 孝幸 君
- 5番 西内 健 君
- 6番 西内 隆純 君
- 7番 弘田 兼一 君
- 8番 明神 健夫 君
- 9番 依光 晃一郎 君
- 10番 梶原 大介 君
- 11番 桑名 龍吾 君
- 12番 佐竹 紀夫 君
- 13番 中面 哲 君
- 14番 三石 文隆 君
- 15番 森田 英二 君
- 16番 武石 利彦 君
- 17番 浜田 英宏 君
- 18番 樋口 秀洋 君
- 19番 溝渕 健夫 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 潮三 君
- 24番 ふあーまー土居 君
- 25番 横山 浩一 君
- 26番 上田 周五 君
- 27番 中内 桂郎 君
- 28番 西森 雅和 君
- 29番 黒岩 正好 君
- 30番 池脇 純一 君
- 31番 高橋 徹 君
- 33番 坂本 茂雄 君
- 34番 田村 輝雄 君
- 35番 岡本 和也 君
- 36番 中根 佐知 君
- 37番 吉良 富彦 君
- 38番 米田 稔 君

39番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総 務 部 長 小谷 敦 君
- 危機管理部長 野々村 毅 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興
推進部長 中澤 一真 君
- 理事（中山間対
策・運輸担当） 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 久保 博道 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・
環境部長 大野 靖紀 君
- 水産振興部長 松尾 晋次 君
- 土 木 部 長 奥谷 正 君
- 会 計 管 理 者 大原 充雄 君
- 公営企業局長 岡林 美津夫 君
- 教 育 委 員 長 小島 一久 君
- 教 育 長 田村 壮児 君
- 人 事 委 員 長 秋元 厚志 君
- 人 事 委 員 会 長 福島 寛隆 君
- 事 務 局 長 島田 京子 君
- 公 安 委 員 長 小林 良樹 君
- 警 察 本 部 長 朝日 満夫 君
- 代 表 監 査 委 員 吉村 和久 君
- 監 査 委 員 長
- 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 補 佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成26年 6 月25日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 3 号 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案
- 第 4 号 高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案
- 第 5 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県介護職員処遇改善等臨時特例

- 基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例議案
- 第 16 号 権利の放棄に関する議案
- 第 17 号 高知県新資料館（仮称）建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 18 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 県道春野赤岡線（浦戸大橋 1 - 2 工区）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第 1 号 平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
- 報第 3 号 高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告

第 2 一般質問

(3 人)



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。

————— ❁❁❁ —————

諸般の報告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

第3号議案及び第5号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律の改正の趣旨を考慮したもの等であり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末275ページに
掲載〕

————— ❁❁❁ —————

質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」から第19号「県道春野赤岡線（浦戸大橋1-2工区）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第1号「平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告」まで、以上22件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

14番三石文隆君。

（14番三石文隆君登壇）

○14番（三石文隆君） おはようございます。お許しをいただきましたので、私は、自由民主党を代表いたしまして、知事並びに関係部局長に質問をいたします。

まず初めに、産業振興計画についてお伺いいたします。

本年6月3日、県地産外商公社の理事会が開催され、外商活動では営業の強化などで平成25年度の成約件数が3,000件を超え、金額は12億3,500万円と、前年度の7億6,800万円に比べ約1.6倍に伸びたことが報告されました。

大変な努力をし、5年目にして成果が出たわけではありますが、このことについての思いと、第2期産業振興計画推進に向けた知事の決意を改めてお伺いいたします。

次に、中央地域の公共交通の再構築についてお伺いいたします。

中央地域公共交通再構築検討会において昨年頃から検討されていた再構築スキームが、去る4月28日に提案され、長年の懸案課題であった公共交通の再編は、土佐電鉄と高知県交通を統合し、新会社を設立するという形で具体的に検討が進められております。県は、将来にわたって持続可能な公共交通を構築するとの方針のもと、提案されたスキーム案に沿って対応されようとしています。私も、県内の公共交通の現状を考えますと、関係者の理解と協力のもと、新たな枠組みとして再出発することが望ましいと思うところであります。

そこで、まず中央地域の公共交通について、現状の課題をどのように認識されているのか、そして今後どうあるべきと考えているのか、知事の認識と思いをお伺いいたします。

また、私的整理手法により、両社を分割し、自治体出資の新会社に統合するという、今回提案されたスキーム案をどのように受けとめているのか、行政がかかわる必要性や県の役割を含めて知事のお考えをお伺いいたします。

次に、今後想定される具体的な課題についてお伺いをいたします。

地方の公共交通を取り巻く環境は厳しく、今後とも厳しさが増すことが見込まれる中で、新会社の経営をどのようにして軌道に乗せていく

計画なのか。言い換えれば、どのような取り組みを行うことによって持続可能な公共交通スキームを実現しようとしているのか、知事にお伺いいたします。

また、県民、利用者の視点からは、使い勝手のよさが求められます。利用者増による経営改善の視点からも重要と考えますが、バス路線の再編など、具体的にどのような考えで対処しているのか。

また、これまで赤字バス路線の維持や施設整備などに対して、行政が多額の補助をしてきたところですが、今後ともそうした支援を行う必要があるのか、今後、自治体出資となる新会社に対する支援のあり方について、県としての基本的な考えをあわせて知事にお伺いいたします。

一方、新会社の設立は、本年10月1日を目標としているようですが、新会社の組織体制や業務の再編整理、許認可を要する事業の移管手続、従業員の再配置などを確実に行わなければならないことを考えれば、時間的に非常に厳しいのではないかと思います。

なぜそれほど急ぐ必要があるのか、また新会社発足までの取り組みはどのような段取りで進めていくのか、副知事にお伺いいたします。

次に、日本一の健康長寿県構想の認知症対策についてお伺いいたします。

昨年の6月、認知症の高齢者が厚生労働省の推計結果では、平成24年時点において全国で約462万人に上ることが発表されました。あわせて認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も約400万人いると推計されており、高齢者の4人に1人が認知症とその予備群となる計算になります。認知症の高齢者と介護に従事される御家族などを今後どのように支えていくのかといった問題は、今後本格的な超高齢社会を迎える中で、社会全体で取り組むべき大きな課題であり、また誰にでも起こり得る身近な問題でも

あります。

そこで、県内における認知症の高齢者数はどうなっているのか、また高齢化の進行に伴い、認知症の高齢者はこれからますます増加すると思いますが、今後の増加をどのように見込んでいるのか、あわせて地域福祉部長にお伺いいたします。

また、認知症の高齢者は、その記憶力や判断力の低下に伴い、食事や火の始末、金銭の管理、外出などの日常生活面で周囲の見守りや手助けが必要となります。特に、ひとり暮らしの認知症高齢者は、さまざまな支援を必要としております。

たとえ認知症になっても安心して暮らせるよう、グループホームなどの介護サービスを利用できるようにすることが重要であります。必要となる介護サービスの確保策をどのように考えているのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

こうした中、平成19年に愛知県で認知症の高齢男性が徘徊中に列車にはねられて死亡し、鉄道会社が遺族に列車のおくれによる損害賠償を求めた裁判の控訴審で、名古屋高裁は同居の妻に男性の監督義務を認め、賠償を命ずる厳しい内容の判決を下しました。今回の訴訟では、認知症の方の介護に従事する家族に、果たしてどこまで監督責任を負わせる必要があるのかといったことが大きな争点となったわけですが、その一方で、今回の裁判を機に、今後は認知症の方に対する地域における見守り体制のあり方が、改めて問い直されることになるのではないかと考えます。

そこで、今後増加する認知症の高齢者などを支えていくためには、地域ぐるみで見守り支え合う仕組みづくりが急がれると考えますが、現状と今後の取り組みの方向性について地域福祉部長にお尋ねいたします。

次に、高校生等の県内就職と中小企業対策についてお伺いいたします。

日銀の経済概況の報告や、そのほかの景気状況の公表でも、高知県の景気は緩やかに回復しつつあるでありますとか、緩やかだが回復しつつあるといった文言がよく見られるようになりました。私は、現在の県内の景気や雇用のよい傾向は、単に国の経済対策や金融政策だけではなく、まことに細かく、具体的な産業振興計画の多くの取り組みの成果も大きく寄与していると認識をしております。これからも県を挙げての積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

そして、私は、この産業振興計画の10年後の成功イメージどおり、本県で育った子供たちが本県で就職し、それぞれの持つ志を実現してほしいと思いますし、結婚し子を育て、幸せな家庭を築いていってもらいたいと願うばかりであります。そうしたことがさらなる本県経済の活性化につながり、少子化への対応につながるなど、地域の人々の生活に豊かさをもたらす、高知県としてのあるべき姿であると思います。

そこでまず、高校生や大学生の県内での就職の現状についてお伺いいたします。

県内の高校を卒業して県内企業に就職する生徒の就職者全体に占める割合、また高知県から県外大学に進学した人のうち、卒業と同時に県内に帰って就職した人の数と、県内就職の割合について、商工労働部長にお伺いいたします。また、それらの数値に関する認識についても商工労働部長にお伺いいたします。

本県出身の子供たちは、できれば将来県内に住みたいと思っています。ただ、高知県にはいわゆる大企業や大規模な企業集積というものが大きく不足しており、人を受け入れることができる大きな雇用の場がないのは事実であります。その点については、産業振興計画の継続的な取り組みの中で、企業誘致などにより、

雇用の場の拡大に向けて今後も全力で取り組んでいかれることと思いますが、大きな雇用の場を創出していく以外にも課題があるのではないのでしょうか。何より今県内で頑張っている企業のことについて、生徒、学生が十分知らないままに就職の時期を迎えているのではないかと考えます。

まずは、生徒、学生が県内企業の理解を進めることの課題並びに対応策について商工労働部長、そして教育長にお伺いいたします。

優秀な人材が地元高知で就職するためには、その受け皿となる中小企業が元気になることが重要であります。産業振興計画でこれまでも取り組んできている中で、本年度は国においてもいろいろな施策が展開されております。知事は2月議会で、本年度は新たにものづくりの流れを、より大きく、より早く、より確実にするために施策の充実を図るとともに、体制も抜本強化すると述べられました。

そこで、最後に知事にお伺いいたします。

知事は、人財誘致ということで、移住促進の対策も進めております。そして、移住を進めることは、本県経済の活性化などには非常に大切な視点であると私も思います。しかしながら、一方で本県で育った子供たちも本県の将来を担っていく重要な人材であると思います。

産業振興計画の10年後の成功イメージにおける知事のお気持ちは十分承知した上で、改めて県出身の高校生、大学生の県内就職に向けた取り組みへの考えと決意、このことを知事にお伺いいたします。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

本年6月13日、改正地方教育行政法が成立いたしました。戦後教育行政の大転換と言われる今回の教育委員会制度改定の趣旨は、教育の中立性、継続性・安定性を確保する、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制

の構築、首長との連携の強化を図る、地方に対する国の関与の見直しを図るとされ、教育委員会の責任の明確化と首長による総合教育会議の設置、大綱の策定などが大きな改定と押さえております。

この教育委員会制度改革についての知事の所見は、昨年度末2月県議会におきまして、我が党梶原大介議員の質問に答えておられ、改定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律においても、これまでどおり教育委員会制度の基本的な理念と運用においても教育の中立性が担保されることであり、基本的に我が党の主張とも一致をしております。

しかしながら、私はこの教育の中立性の担保という教育行政の捉え方を、見方を変えてこの制度の外側から、もう少し大局的な視点で捉えてみるいい機会とも考えています。というのは、教育という営みは政治が正しくかわり続けなくては、我々が標榜している、よりよい社会は実現しないという考えに基づいているからであります。

世紀をまたいで、ここ30年来の教育をめぐる世界の動きはどうでしょうか。アメリカでは、1983年の連邦政府の報告書による「危機に立つ国家」以来、教育改革は活発に行われております。その後のアメリカ版教育サミットにおいて、全米の知事との合意により、全ての児童生徒の基礎学力向上のため、教育内容の共通性と基準性の確保に向けての努力が積み重ねられております。

また、イギリスにおいても、サッチャー氏の日本を参考にした全国共通カリキュラムの導入や、ブレア氏の教育改革宣言は、欧州諸国の教育改革の契機ともなっています。OECDは、今世紀の知識基盤型社会を牽引する動力としての学力観を世界規模の学力調査において広め、我が国における学力調査はその延長線上にあり、

本県の児童生徒も大きな影響を受けていくことは言うまでもありません。

また、近しい国の狭隘な愛国心、教育観に基づく教育内容の編成は、かえって近隣諸国同士の相互理解を妨げ、反目し合う国民の育成につながることは、教科書や領土問題などで見てとれ、対話の芽を摘んでいることは承知のとおりであります。言いかえれば、よくも悪くもその国の姿を決めていくのは、自国の教育にどのように国がかかわるかであります。こうしたことから、高度化、多様化した社会の中での教育は、まず政治がよりよい方向を示さねばならないし、そのことは政治の使命と言っても過言ではありません。

政治が教育に無関心であるために、かえってその国の進むべき道を誤り、衰退させてはならないと考えます。もちろん、重ねて言いますが、狭隘、偏狭な国家観を根底にした教育観は相入れないのであります。また、その時々々の為政者の好みによって子供たちの学びの本質が変わり、国の姿がゆがめられることはあってはなりませんので、政治指導者の責務は重いことは言うまでもないことでもあります。

私は、長年の各教育機関や県民の努力にもかかわらず、戦後六十有余年を経てしても、まだ解決に至らぬ本県にしみついた教育課題を解決するためには、また新たな教育課題に対応するためにも、この7年近く尾崎知事のもとで実行してきた、県政と教育行政が一体となった取り組みの姿こそ、新教育制度のモデルとも捉えております。そうした意味においても、新たな教育委員会制度に期待するわけでもあります。

政治が深く考え、端緒を開くことが教育にも求められます。具体を示せば、知事の差配のもと、「高知家の子ども見守りプラン」における健康教育や生徒指導への対応など、首長部局、県教育委員会一体となった取り組みが好例であり、

全国的に見ても先駆的ではないでしょうか。

そこで、知事にお尋ねをいたします。

知事は、県政を預かる上で、2期通して公約に教育改革を掲げてこられました。これはまさに政治が主導して教育を変えるという宣言でもあります。でなければ、この6年間の学力向上はなかったでしょう。また、この2年間は国の教育再生実行会議のメンバーとして、国の教育課題に具体的な提言も行ってきています。

こうしたことも踏まえた上で、政治と教育のかかわりをどのように捉えているのか、基本的な姿勢と考えを改めてお伺いいたします。

次に、田村壮児新教育長にお尋ねいたします。

中澤前教育長は凡事徹底、凡事一流、継続は力といった教育現場には非常に理解しやすい言葉を掲げ、土佐の教育改革で少しは耕されたとはいえ、まだまだ手つかずの、整地しなければならぬ本県教育のかたい土壌に、6年間くわを入れられてきました。その結果、県民の大方が、また教育関係当事者すらも諦め、しかも、ないものねだりとまでやゆされた学力の課題を真正面から取り上げ、学力向上に道筋をつけられたことは、本県教育に光を見出したと言っても言い過ぎではないでしょう。この結果、全国学力・学習状況調査に見る学力は、平成19年度の調査では惨たんたる状況であったものが、昨年度までのさまざまな対策が功を奏し、また学校現場の努力も相まって、相応の力がついてきたことは、本県を支える各界関係者からも高く評価をいただいております。

くしくもきょうからほぼ18年前、平成8年6月24日、長く低迷してきた本県教育の浮上を願い、県内の政治、経済、教育等、各界の代表者33人が集まり、公開の議論を通して教育改革の道筋を探ろうとした、土佐の教育改革を考える会の第1回会議が開催されています。会議はその年の年末まで10回開催される中で、時には委

員同士の意見がぶつかり合う場面もある中、県民が諦めていた教育改革の灯をともしることができたことは大きな意義がありました。

しかしながら、中学生の低学力、私高公低、高校中退、また不登校や校内暴力といった生徒指導上の諸問題等、全国的に見ても厳しい状況から脱し切れず、これらの改善、解決の土台づくりにまだまだきゅうきゅうとしている状況ではないでしょうか。

さらに、知識基盤型社会と言われる中であって、グローバル教育の推進が求められ、高い知を目指しつつ、幼年期から小・中・高等学校の教育のありようを問い、時代に合った教育を構築していくことが、各県においても重要かつ喫緊のテーマともなっています。加えて、本県においては急激な児童生徒減少期中、各校種の適正規模を図りつつ、南海トラフ地震対策も踏まえた、子供の命を守る対策が急がれるなど、本県教育をめぐる課題は尽きません。こうした国や本県の教育事情も踏まえ、田村新教育長には、必ず本県の公教育の発展、充実に力を発揮していただけるものと確信、期待をしております。

そこで、教育長は本県教育行政事務の最高責任者として、どのような抱負を持って何を大切にしながら、どのような方策で切り盛りしていくおつもりなのか、学校現場や県民に向かって教育長の考えをどのように発信していくのかも含め、就任に当たっての所信、抱負をお伺いいたします。

また、これまで6年余りの取り組みを支え、推進してきた県教育委員会事務局職員のモチベーションも高いと推察していますが、今年度からは事務局体制の強化を行い、新たに教育次長席をふやしています。私の知り得る限り、県教育委員会事務局には戦後これまで義務教育経験者の次長席はありませんでしたが、このポス

トをつくったことは、ある意味、県内約5,000人の義務教育籍教職員の職務が評価されたことにつながり、地教委や学校現場からも歓迎と期待の声が聞かれます。

今後、どのような役割を持たせ、増員の効果を図られていくのか、お尋ねいたします。

次に、小中学校の規模の適正化についてお尋ねいたします。

先月、国において開催された本年第9回目の経済財政諮問会議における議題は、大学改革及び小中学校教育についてでありました。この中で、歳出分野の重点化、効率化、教育再生についてが筆頭の議題となっていました。経済財政諮問会議における教育分野の議論は、これまで余りなされていませんでしたが、有識者から提出された資料には、激変する世界情勢、その中での日本の姿、立ち位置を示していくには、教育の重要性が認識され、全ては人づくり、人材育成が何よりも国づくりのテーマとなるのは自明のことであるとし、社会の進展において日本の「21世紀、グローバル化とイノベーションが一国の死命を制する中、日本人としての矜持を持ちつつ、世界に発信・貢献する人財を育てることが最重要課題の一つである」との視点に立ち、大学改革に加え、小中学校教育についての提言が見られます。

この中で注目すべきは、まず大学改革による高校教育のありようが問われることですが、これは後の、現在進められておる県立高等学校再編振興計画の取り組みへの問いの中でお伺いをいたします。

そして、いま一つは、小中学校の統合促進にかかわることです。これは現在の学校設置基準に定められた通学距離を、小中とも現行基準を緩和し、より広範囲な通学距離をも許容する制度を想定するものになっていることです。このことにより、通学の距離、範囲より一定規

模の児童生徒数を基本とした学校の基準が求められている点で、言い換えれば学校規模の適正化ということが、今後しっかりと求められることが明確化されてくるということでもあります。

本県においても、児童生徒の減少の歯どめはかからず、少子高齢化は加速度を増しています。このことにより、中山間は限界集落がさらにふえ、都市部においてさえも出生率の向上に明るい展望はない。こうした中、この春県内公立小学校に入学した児童は約5,500人、25年前の平成元年から比べれば実に4,500人も減少しています。小中学校全体を俯瞰すれば、この四半世紀で実に小学校132校、中学校33校、計165校が統廃合になっており、児童生徒は約4万3,000人減という驚くべき数字が上がっております。

学校統廃合は、子供たちの教育ばかりか、それぞれ地域の活力やありようまで問われる大きな課題であることは言うまでもありませんが、これまでの教育内容を維持、充実させながら、さらに時代に合った環境を整えていく上でも、統廃合は避けて通れない大きな課題であると捉えています。

ここで、まず県教育委員会として、小中学校の適正規模はどうあるべきかについて基本的な考え方と、平成16年度に県教育委員会は14人の県内教育関係者、有識者等から成る小中学校適正規模検討委員会を設け、高知県における小中学校の適正規模について提言を受けていますが、この提言の概略と、提言を踏まえた市町村教育委員会への示唆や助言をこれまでどのように行ってきたのか、またその結果どの程度、学校規模の適正化が進んだのかをあわせて教育長にお尋ねいたします。

また、さきに挙げたように、国においては小中学校の適正規模を図るための指針が示され、各県に対しても対応を求めてくることを予想しますが、本県においても地域の教育力、教育予

算、教員定数等さまざまな角度から再度検証をしておかなければ、今後の取り組みが後手に回ると想像されます。

今後、10年後、20年後の予想される学校数、児童生徒数、複式学級の割合等の基本データをお示ししていただいた上で、それを踏まえ、さらなる学校規模の適正化への対応をどのように進める考えか、教育長にお尋ねいたします。

次に、県立高等学校の再編についてお尋ねいたします。

現在、教育委員会では、生徒数の大幅な減少や教育を取り巻く環境変化などに対応するため、県立高等学校再編振興計画の策定に向けた協議を進めておられます。その中で、県中央部においては高知南中学・高等学校と高知西高等学校との統合が大きな議論となっていますが、この高知南高校が開設されましたのは、今から27年前の昭和62年のことでありました。そして、開設からおよそ四半世紀という年月を重ねる中で、本県の教育や地域社会を取り巻く環境は大きくさま変わりをしております。

昭和62年当時、私は高知市立潮江中学校の教員として教壇に立っておりました。その当時、約3万9,000人いた本県の中学生は、昨年度約半分の1万9,000人台にまで減少しており、県土の大半を占める中山間地域では、学校の維持自体が危惧されるような厳しい状況が生じてきており、このことは高知市においても例外ではありません。

また、地域社会に目を移しますと、平成の市町村合併により、かつての53市町村は34市町村へと姿を変え、産業の分野でも数多くの県内企業が海外に生産拠点等を持ち、本県のような地方においてもさまざまな分野で世界とのかかわりが急速に深まってきています。そして、3年前の3月11日、大震災による未曾有の被害を目にする中で、私たちの安全に対する意識は、そ

れまでとは全く違うものとなりました。

さらに、国におきましては安倍総理の強いリーダーシップのもと、道德教育や英語教育の抜本強化、またグローバル人材の育成や大学入試制度の改革など、これまでの教育のあり方を抜本的に見直す教育再生の動きが本格化してきております。

このように、社会や教育を取り巻く環境が大きく変貌していく中で、これからの県立高等学校の姿をどう描いていくのかは、単に教育の問題だけにとどまらず、本県の将来にもかかわる極めて重要な問題であります。

そこで、これまで教育再生実行会議のメンバーとして、国の教育再生に向けた議論に深くかわり、本県の少子化・中山間地域対策、あるいは産業振興計画などを指揮してこられた知事は、これからの高等学校のあり方をどのようにお考えになっておられるのか、まず知事の御所見をお伺いいたします。

以下、この問題について何点か教育長にお尋ねいたします。

今後、再編振興計画を策定するに当たっては、こうした現状をしっかりと直視するとともに、さまざまな社会経済情勢の変化なども鳥瞰しながら、県民の期待に応えられる計画としていくことが必要と考えますが、まず現在協議を進めている再編振興計画についてどのような考え方のもとに策定していくつもりであるのか、基本的な考え方をお尋ねいたします。

次に、各論についてであります。本年1月に示された再編振興計画のたたき台に対しては、内容を評価する声がある一方で、統合の対象となった学校の関係者や高知市議会などからは、入学試験の時期にこうした公表がされたことへの批判や、関係者への説明が不十分であるなどといった厳しい意見も寄せられております。教育委員会においては、こうした声を真摯に受け

とめながら、適切に対応していただきたいということを、まず申し上げておきたいと思います。

今回示された高知南中学・高等学校と高知西高等学校の統合について、保護者の皆様方からは、なぜ統合が必要なのか、なぜ高知南なのかという声が上がっております。環境が大きく変貌する中で、社会のさまざまな制度や仕組みの見直しが必要であることは自明の理でありますし、高等学校も例外ではないかもしれません。

しかしながら、学校は、そこで学ぶ子供たちにとって単なる学習の場ではなく、人生の中で最も多感な青春期を多くの友人や教員と触れ合いながら過ごし、時には失敗も重ねながら大人へと成長していく大変大切な場所であり、思い入れもあるところでもあります。だからこそ、改革の必要性は明確に語り、皆様の御理解をいただくことが必要であります。

教育委員会においては、現在関係者から直接御意見をお聞きしながら、丁寧な議論を進めているところですが、高知南中学・高等学校と高知西高等学校の統合の必要性や意義について改めてお伺いいたします。

次に、須崎高等学校と須崎工業高等学校の統合についてであります。

両校は、半世紀以上にわたり高幡地域を代表する高等学校として多数の卒業生を輩出し、本県産業や地域を担う人材を生み出してまいりました。確かに、高幡地域における生徒数の減少と震災に強い教育環境づくりを考えますと、思い切った対応が必要になってきていると思いますが、こうした改革は追い込まれて仕方なく実施するというものではなく、将来に向けて新しい可能性を開く、希望の持てる改革でなければなりません。

そこで、須崎高等学校と須崎工業高等学校の統合による新しい高等学校について、どのような学校として立ち上げ、育てていくお考えであ

るのか、お聞きいたします。

最後に、計画策定に向けた今後の進め方についてお尋ねいたします。

再編振興計画の策定期間について、前任の中澤教育長は2月県議会で、4月からパブリックコメントを予定していたが、2ないし3カ月程度おくれるのではないかと回答をされました。策定までに丁寧な協議が必要なことは当然であります。その一方で、統合案の対象となった学校や生徒たちをいつまでも不安定な状態に置いておくことは適切ではありません。また、子供たちのために必要な対策については、来年度の予算からしっかりと措置し、振興に向けた取り組みに速やかに着手をしていかなければならないと考えます。

こうしたことを考え合わせれば、しかるべき時期には、学校の設置者である教育委員会として責任ある判断をすることが必要だと考えますが、計画策定に向けた今後の進め方とスケジュールをどう考えているのか、お尋ねいたします。

次に、国旗・国歌についてお尋ねいたします。

今なお国旗・国歌を否定し、国旗掲揚や国歌斉唱を国や自治体による不当な支配と称し、学校長の職務命令を拒み、校長権限の形骸化を図るなど、闘争を繰り返す教職員組合があるのが現実であります。

そこで、公立小中学校と県立学校における平成24年度の卒業式と平成25年度の入学式並びに卒業式、平成26年度の入学式における国旗掲揚並びに国歌斉唱の実施状況について教育長にお尋ねいたします。

また、国旗・国歌の指導について、現在小・中・高等学校においてどの学年でどのように教育計画に位置づけられており、具体的にどのような指導がなされているのか、あわせて教育長にお伺いいたします。

さらに、私立学校における平成24年度の卒業

式と平成25年度の入学式並びに卒業式、平成26年度の入学式における国旗掲揚並びに国歌斉唱の実施状況について、また私立学校に対してどのような指導をされてきたのか、私学における国旗・国歌の学習について学習指導要領に基づいた指導がなされているのか、なされていないのか、なされていないとすれば具体的に学校名を挙げてその理由について、さらに学習指導要領は私学においても遵守されるべきものであり、法的拘束力があると思うがどうか、文化生活部長にお尋ねいたします。

次に、教員への支援についてお伺いいたします。

教育は人なりと言われるように、学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが極めて大きいと言えます。学校教育をめぐるさまざまな課題はありますが、すぐれた資質能力を備えた魅力ある教員がたくさんおられます。苦労の中にもやりがいを感じている教員はたくさんいると私は考えております。

ある小学校の先生にお話を伺う機会がありましたので、ここで御紹介をさせていただきます。

教員の一日は、子供たちが登校して下校すれば終わりではありません。先生、わかった、勉強って楽しいねという笑顔がいっぱいの教室にするには、わかる授業のための教材研究や子供の様子を観察することが大事です。ですから、毎朝7時30分には教室に行き、子供たちを笑顔で迎えます。おはよう、きょうもよく来たね、きのうはおなかが痛そうだったけれどもゆうべは大丈夫だったかと、一人一人に話しかけながら手を握ったり、おなかをさすったりします。そうすると、子供たちが安心して学ぶ雰囲気がつくられるのです。

そうしながら、授業が始まるまでの間に、子供たちの宿題を確認するためにノートを見たり、保護者からの連絡帳に書かれているメッセージ、

例えば、少し熱があるので水泳は見学させていただきます、けさ下痢をしていたので授業中にトイレに何回か行くかもしれませんといったことが書かれている場合がありますので、チェックします。健康管理は重要な仕事の一つです。

そして、授業が始まります。何よりも教員の仕事の中心となるのが教科等の授業であり、子供たちと一緒に成長できるすばらしい時間、教員としてのだいご味、魅力がここにあります。授業を通して子供たちに学力の重要な要素である基礎的、基本的な知識、技能、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等、学習意欲を身につけさせる必要があります。このような授業を行うために、児童に身につけさせたい力や、それに沿った学習活動などを定めた学習指導案をつくり、絵カードや目当てを書いた短冊などの教具を準備しています。一生懸命つくった絵カードに興味を湧かせ、目標が達成できるような授業ができたとき、大きなやりがいを感じます。

私たちの仕事は、教科等の指導のほかにもさまざまな仕事があります。休み時間やお昼休みも給食指導や生活指導を行っているのです。給食の時間は、児童が食べ始めたら自分も急いで食べ、宿題の丸つけをしています。ただ丸をつけるだけではなく、一人一人の意欲を高めるために、丁寧に書けましたねなどとメッセージも書き添えています。昼休みには、友達同士のけんかがあったりした場合には、話を聞いたりして職員室に帰る暇もありません。そして放課後、宿題で理解していない児童がいたり、授業で理解していない児童がいたりした場合は残って学習させますし、児童が下校した後は、あすの準備や児童の頑張っている姿を思い浮かべながら学級通信を書いたりしています。

このように、本当に魂を込めて一人一人を大切に教育しているのであります。三尺下がって

師の影を踏まずということわざがあります。弟子は師をとうとび敬い、常に礼を尽くしなさいという戒めです。また、「仰げば尊し」の歌に込められた我が師の恩、つまり先生への感謝の意、尊敬の念を子供たちに持たせるようにしていくべきであります。いつの時代も児童生徒一人一人のよりよい成長を願い、日々仕事をされているのです。まさに教員は聖職者であると思えます。

さて、平成25年12月10日に、平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果が公表されました。1,000人当たりの暴力行為の発生件数は、本県の国公立の小・中・高等学校の合計が全国ワースト3位、公立小・中・高等学校における暴力行為は530件で、対教師暴力は94件で18%、生徒間暴力は257件で48%、器物破損が163件で31%、対人暴力が16件で3%という結果となっております。

依然として解決の兆しが見えない中学校の荒れについてその原因や背景をどのように考えているのか、教育長にお尋ねいたします。

さらに、県内の校内暴力の現状を踏まえ、警察としてどう対応されるのか、警察本部長にお尋ねいたします。

教員はメンタルヘルスを保つのが難しい職業です。学校での指導は、常に子供の感情に働きかけなければならないため、何より肝心なのは、メンタルヘルス不調を深刻な事態に悪化させない学校の環境づくりであります。

教員であることへの魅力を感じられず、早期退職する教員もいるのではないかと考えますが、現状を教育長にお伺いいたします。

また、聖職者として頑張っている先生方が、教員であることへの誇りや魅力を持てるような手だてを講ずるべきだと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、道徳教育についてお伺いいたします。

昨年、県教育委員会は、「家庭で取り組む 高知の道徳」というハンドブックを作成し、県内全ての児童生徒の家庭に届けましたが、私も拝読をさせていただきました。人として徳を修めていく道、まさしく道徳を大人が実践してこそ、子供たちは社会を信頼し安心して学校に居場所をつくれる、そのような意味合いや願いもあって、私はこの冊子が広く活用されるべきであると考えます。

この冊子について率直な御感想を知事にお伺いいたします。

また、道徳性について、県教育委員会が発表した平成25年度の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の結果によると、学校の決まりを守っている、近所の人に会ったときは挨拶をしているなど、規範意識や社会性は小中学校ともに全国平均を下回っています。規範意識や社会性は、学校における道徳教育の取り組みだけで育むことはできません。

県民が、親として、地域の人として、学校の支援者として、さまざまな立場の人たちが子供たちを育む場と時を設けることを願いますが、どうか。

また、ハンドブックの活用状況について、さらに今後どのように活用していくのか、教育長にお伺いいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組みについてお伺いいたします。

昨年9月、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会が東京都で開催されることが決定し、現在日本全国でオリンピック・パラリンピックに関するさまざまな取り組みに向けた準備が進められていますが、この機会に本県においてもオリンピック・パラリンピックともに事前合宿を受け入れ、ぜひ本県のジュニア選手や指導者を初め多くの県民の皆様へ、貴重な経験

ができる機会を与えてほしいと思います。せっかく招致するのであれば、一過性の単なる調整合宿としてではなく、継続的な交流や人材の育成、本県経済の活性化につながる取り組みとして、本県が希望する国や競技を受け入れることができるように、計画的、戦略的に準備を進める必要があるのではないかと思います。

そこで、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の招致について、県の考え方を伺うとともに、同大会に向けた選手育成に関する今後の取り組みについて教育長にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 三石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地産外商公社の成果に対する思いと、第2期産業振興計画の推進に向けた私の決意についてお尋ねがございました。

地産外商公社は、その設立以来、小規模事業者が多く、商品開発や外商を推進する力が相対的に弱いという本県産業の構造的な弱点を克服するため、県外で売れる魅力的なものづくりやその売り込み、商談機会の確保といった活動を精力的に続けてまいりました。その結果、公社の仲介、あっせんによる成約件数、金額は、議員お話しのとおり、平成25年度には3,333件、12億3,500万円と大きく伸びてまいりました。このことは、地産外商の主役を担う多くの事業者の方々が、公社の機能を活用しながら熱意を持って外商活動にチャレンジされた成果で、また公社や県職員の頑張りの成果でもあり、まさに官民協働の取り組みが実を結んだものであると実感をいたしております。

こうした地産外商公社による外商活動以外にも、例えば観光の分野では、昨年(平成25年)の県外観光客入り込み数が目標とした400万人を超えましたし、ものづくりの分野では、産業振興センター

の外商支援にかかわる昨年度の売り上げが16億円余りと、前年度の6倍以上に増加するなど、さまざまな分野で成果があらわれてきており、やればできるという手応えを感じているところであります。しかしながら、人口の自然減や高齢化の進展などにより、県内市場が縮小を続けるという積年の課題に打ち勝ち、県勢浮揚をなし遂げるには、まだまだ道半ばであると思っております。

このため、本年度は「高知家」プロモーションのもとで実施する統一セールスキャンペーンや、県外の大手企業との連携、協調でありますなど、本県経済にインパクトをもたらす、より大きな、より実効性のある施策に挑戦することといたしております。今後も絶えず施策のバージョンアップを図りながら、官民協働のもと、私自身大いに汗をかき、先頭に立ち、県庁の総力を挙げて取り組んでまいりますことで、何としても第2期計画に掲げた各産業分野の平成27年度末の目標の達成を図ってまいりたいと考えております。

次に、中央地域の公共交通の再構築についての一連の御質問にお答えをいたします。

まず、中央地域の公共交通の現状の課題と、今後のあるべき姿についての認識と意思についてお尋ねがありました。

中央地域の公共交通を取り巻く環境は、全国的な傾向と同様に、人口の減少やモータリゼーションの進展等により利用者の減少に歯どめがかからず、路線の廃止や運行本数の削減による利便性の低下がさらなる利用者離れを招くという悪循環に陥っております。このような傾向は、近年は人口が集中する高知市においても深刻化しており、市内を運行する自主運行路線117系統のうち、およそ6割に相当する69系統が赤字路線となっております。

このような外的な要因に加えて、土佐電鉄と

県交通の2社が競合することで、利用者のニーズに合った柔軟な見直しが進みにくかったことや、系統の番号化も不十分で、利用者にとってわかりづらいバス路線、経路となっていること、また、財務状況が厳しく車両の更新など必要な設備投資が進まなかったことから、サービスや利便性の低下を招いたことといった事業者側の要因が複合的に相まって、今回の両社の窮境につながったものと認識をいたしております。

今後、人口減少や高齢化が進展する中で、公共交通が果たす公益的な役割は、より一層大きくなると考えられますことから、路面電車や路線バスといった公共交通機関は、県民生活に不可欠な、将来にわたって維持すべき重要な社会インフラだと考えております。

そのため、交通事業者には経営の安定化が求められ、営利企業としての経済合理性と交通事業者としての公益性が両立する経営、行政からの補助金に過度に依存しない経営、そのための効率的な経営と収益構造が確立される必要があると考えております。こうした経営基盤の上に、高齢者や子育て世代はもとより、県外からの観光客にも利用しやすい公共交通となり、多くの方々にご利用されるがゆえに持続可能となる公共交通を目指すことが必要であり、重要だと考えております。

県といたしましては、事業者に対して、県民や観光客にとってわかりやすく使いやすい路線の実現や、さらなる利用促進に取り組むよう求めるとともに、不採算であっても公益性の高い路線の維持も含め、これら一連の取り組みに対し必要な支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、今回提案されたスキーム案についての受けとめと、行政がかかわる必要性や県の役割についてお尋ねがありました。

今回、再構築検討会から提案された再構築ス

キーム案は、事業者が単独で公共交通事業を継続することが厳しい状況にある中で、将来にわたって持続可能な公共交通を再構築することを目的に、関係者の理解のもとに、私的整理の手法をとることで地域経済や社会への影響を最小限にとどめながら、事業再生を行おうとするものであります。

今回のスキーム案は、弁護士や公認会計士などの専門家の詳細な調査、分析のもとに、関係者の意向も踏まえた現実的かつ効果的なスキームとしてまとめ上げられており、事業者、取引金融機関、利用者、行政それぞれの応分の役割や負担といった点においても、関係者の理解が得られる、バランスのとれた計画となっていると受けとめております。

今後、人口減少や高齢化がさらに進む中で、高齢者など交通弱者の交通手段として、公共交通が果たす役割はより一層大きくなってまいります。そうした社会的な背景や要請のもとに、交通政策基本法やその関連法においては、公共交通に対しての行政の責任が強く求められているところです。

県としては、しっかりと役割、責任を果たすことで、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスの形成にかかわっていくことが重要だと考えており、事業者や関係自治体などと連携し、でき得る限りの支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、どのような取り組みを行うことにより、持続可能な公共交通スキームを実現しようとしているのかのお尋ねがありました。

持続可能な公共交通スキームの構築を実現するためには、担い手である事業者の経営基盤、財務基盤の安定化が図られることがまずは重要となります。そのためには、委託業務の見直しや組織構造の効率化などのコスト削減を徹底していくことに加え、系統番号化や乗り継ぎ制度

の充実などによる利用促進策や、利用者ニーズを反映した企画商品の開発など増収対策に努めるなど、事業者みずからが経営努力を重ねることが基本となります。まずはしっかりと取り組んでいただく必要があります。

その際、持続可能な再構築スキームを構築していくために、事業再生計画の達成に向けた具体的な経営戦略の策定や進行管理、さらにはバスの路線ごとの収支や採算性を正確に把握するシステムづくりといった点も重要になってまいります。そのために、このような課題について実務面でしっかりと対応できる経営管理体制の構築が重要と考えております。県としましても必要な提案や協議を行ってまいりたいと考えております。

一方で、今後人口減少の進展などにより利用者が減少することが見込まれる中、事業者がそうした利用促進策や増収対策などについて最大限の経営努力を講じても採算をとることが難しい路線、すなわち事業ベースでは維持が難しい路線が増加することが考えられます。このため、公益性が高く、地域住民にとって必要であるものの採算がとれない路線をいかに維持していくかが大きな課題であり、再構築検討会からも提起されていますように、行政としても、補助制度も含め支援のあり方を検討していく必要があると考えております。

一連の取り組みを通じて、路線バスと路面電車で県民の足としての機能をしっかりと担いながら、地域の実情に応じて、現在中山間地域などで導入されている多様な移動手段と組み合わせることなどにより、面的な公共交通ネットワークを目指していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

次に、使い勝手のよさに向けて、バス路線の再編などへの対処の考え方についてお尋ねがございました。

中央地域の路線バスの利便性の問題に関しましては、平成24年に県公共交通経営対策検討委員会や、県議会公共交通問題調査特別委員会からなされた提言等において、わかりにくさや効率面で改善の余地があるとの指摘を受けたところであります。現在、事業者や関係自治体、住民代表などで構成する高知県中央地域バス路線再編協議会におきまして、利用者ニーズに合った、わかりやすく利用しやすい路線の再編に向けて、ICカード「ですか」の乗降客データや利用者などの意見も参考としながら、取り組みを進めているところでありますが、まだ十分に効果があらわれるまでには至っておりません。

今回の再構築スキームの中では、単に経営面での効率化やコスト削減を目的とするのではなく、利用者の利便性向上を主眼に置くとともに、例えば路線を幹線と支線に区別し、それぞれの円滑な乗り継ぎや接続を図ることで、運行頻度の改善を図るなど、ネットワーク全体としての使い勝手のよさを目指すこととされております。

また、路線の再編に加えて、系統の番号化や乗り継ぎ制度の充実、子育て世代や高齢者など交通弱者に対する割引制度など各種サービスの充実を図ることで、潜在的な顧客に対するアプローチを行うことなどによりまして、地元住民だけでなく、県外からの観光客にとっても、わかりやすく使い勝手のよいものとなりますように、取り組みを進めていく計画となっております。

こうした取り組みを実効あるものとするためには、乗りかえ拠点としてのバスターミナル機能の強化や、乗り継ぎ割引サービスのためのシステム改修なども必要になってまいります。事業者が行うこれらの利便性の向上、利用促進の取り組みは、県の交通政策や観光振興策とも方向性が一致するものであります。今後、国の制度活用の可能性も探りながら、できるだけ前倒

しで実施することができるよう、事業者や関係市町村とも協議をしていきたいと考えております。

次に、赤字バス路線の維持や施設整備などに対し、今後も支援を行う必要があるのか、自治体出資となる新会社に対する支援のあり方についてお尋ねがありました。

将来にわたって持続可能な公共交通スキームを構築していくためには、事業面、財務面での安定が図られることが重要であります。新たなスキームによる路線バス事業は、公共交通を取り巻く状況が今後さらに厳しくなることを前提としており、利用促進等の効果により、利用者の減少に一定の歯どめは見込んでいるものの、全体としては利用者の減少が続く計画とされております。

そうした中で、健全な形で将来にわたっても持続可能なものとしていくためには、事業者による最大限の努力を前提としますが、公益性は高いものの不採算であるバス路線の維持と、安全性、利便性の向上に向けた取り組みへの行政の一定の支援、サポートが今後とも必要だと考えております。

現在、県内には公益性は高いものの採算がとれず、事業者が最大限の経営努力を行ったとしても維持することが困難で、行政の運行補助を受けている路線が数多くございます。このような路線は、今後の人口減少に伴う利用者の減少等により拡大していく可能性があり、その維持のためには引き続き行政による運行補助が必要であると考えております。

安全性、利便性の向上に向けた取り組みにつきましては、安全・安心のための施設整備への必要な支援を継続しますとともに、今後必要となる乗りかえ拠点としてのバスターミナル機能の強化や乗り継ぎ割引サービスのためのシステム改修などについて、国の制度活用の可能性も

探りながら、先ほども申し上げましたように、できるだけ前倒しで実施できるよう、関係市町村とともに検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、県出身の高校生、大学生の県内就職に向けた取り組みへの考えと決意についてお尋ねがありました。

議員のお話にもありましたとおり、本県で育った子供たちに本県の産業や地域社会の担い手となってもらうことは大切な視点であります。

私が知事に就任した当時は、高校生の県内就職率は48%と、就職者の半分以上が県外に流出する状況でございました。こういった状況を改善するためには、何より若者の雇用の場の創出が必要と考え、平成21年度から産業振興計画の推進に取り組みますとともに、私を本部長とする雇用対策本部を設置し、全庁を挙げて企業訪問による求人拡大の要請や、経済団体などに対する求人票の早期提出要請に取り組んでまいったところであります。

こうした取り組みにより、本年3月には高校卒業生の県内就職率は60.7%となっておりまして、産業振興計画の推進と同調する形で上向いてきているところであります。

また、即戦力としての高い求人ニーズがあります大学生に対しては、企業説明会やダイレクトメールなど従来からの取り組みに加えまして、県外大学との就職支援協定を締結して情報提供を行うなど、県内企業への就職に向けた新たな取り組みを強化しております。さらに、県内求人の一層の拡大を図るため、産業支援団体や高知労働局との連携強化を進める協定も締結しているところでございます。

他方、少子高齢化が進む本県にとりましては、県外からの移住を促進することで、人口減少の痛みを少しでも和らげ、県経済の維持を図っていくことも重要であります。また、ニーズに応

じた多様な能力やスキルを持つ人財の誘致を図ることで、地域アクションプランなど新たに芽吹いているさまざまな事業を定着、発展させ、地域地域で雇用を生み出していきたいと考えております。このように、移住促進策もまた高知県の若者にとっての雇用を生み出すことを目的とした施策であります。

いずれにしましても、今後とも産業振興計画の各施策を強力に推進することによりまして、魅力ある雇用の場を創出し、より多くの若者が県内で就職できるように、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育問題に関して、政治と教育のかかわりをどのように捉えているのか、基本的な姿勢と考えるについてお尋ねがございました。

教育は、将来を担う子供たちに確かな学力や社会性などを身につけさせ、自立した社会人を育てていく取り組みであり、国づくりの根幹となるものでございます。また、地域住民にとって身近で非常に関心の高い課題でございます。そして、何よりも子供たちにとって極めて重要なものでございます。

このため、教育の政治的な中立性はしっかりと確保しながらも、住民による選挙で選ばれ、自治体を代表する立場にある首長が責任を持って、教育に民意を反映させ、住民の期待に応えていくことのできる仕組みとすることが重要であると考えております。こうした考え方は、教育再生実行会議におきましても委員として発言してまいりましたし、実行会議の提言にもおおむね反映されたものと考えております。

この提言を踏まえて、今国会で法改正が行われた新しい教育委員会制度におきましては、首長が総合教育会議を招集し、教育の振興に関する施策の大綱を初め、教育条件の整備などの重点的に講ずべき施策、児童生徒の生命にかかわる緊急な場合に講ずべき措置などを協議、調整

する仕組みが創設をされました。あわせて、教育行政の責任者である教育長を首長が直接任命、罷免する制度として、首長が教育に対して連帯して責任を負う仕組みが構築されたところであります。他方、教育委員会を引き続き執行機関としますことで、政治的中立性等の確保を図ることとされたところであります。

本県では、これまでも私と教育委員会が密接なコミュニケーションを図りながら、児童生徒の学力や体力の向上、不登校を初めとする生徒指導上の諸問題など、教育課題の解決に連携して取り組んでまいりました。また、児童生徒の健全育成に向けた「高知家の子ども見守りプラン」の推進などさまざまな分野で知事部局と教育委員会が連携して、効果的な施策の推進に努めてきたところであります。

今後は、新たに設けられる総合教育会議において、教育委員会とこれまで以上にコミュニケーションを図り、ベクトルを合わせながら施策の推進を図りますことで、さらなる本県の教育の振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、これからの高等学校のあり方についてお尋ねがございました。

私は、国の教育再生実行会議のメンバーの一人として、高等学校教育のあり方を初め、教育の再生に向けたさまざまな議論に参画をさせていただきました。

今、我が国は世界のどの国も経験したことのない速さで少子高齢化が進行し、これまでの経済成長を支えてきた生産年齢人口の急速な減少が見込まれるという厳しい状況にあります。また、社会や経済のさまざまな分野でグローバル化が進展し、人や物、情報が国境を越えて行き交う変化の早い大競争の時代の中にあります。このような変化に富み、複雑化する社会であるからこそ、教育を通じてみずから学び、判断できる若者を育てていくことが必要であると考え

ております。

そのために、高等学校においては、土台となる知・徳・体の資質、能力に磨きをかけ、さらに幅広い教養を身につけさせることが求められております。殊に学力については、文系、理系にかかわらず、共通して身につけるべき基礎的、基本的な知識等を習得させることに加え、これらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力などを養成することが重要であります。

また、高等学校段階は、生徒が上級学校で興味に応じた専門分野を深めることや、社会人としてどのように社会に貢献していくかなど、自分の進路にとっての分岐点となる時期であります。このため、将来しっかりと自立するために、学ぶことの意義や自分の人生について考えること、社会性を育むことなども必要となってまいります。さらに、厳しい国際競争にさらされている産業分野においては、高度な専門性を身につけたプロフェッショナルな人材を育成していくための基礎となる教育も充実させていかなければならないと思っております。

こうした中、本県の高等学校につきましては、生徒数の減少が急速に進み、学校の活力の低下が懸念される状況となっております。こうした厳しい状況にあればこそ、一人一人の生徒に対する教育を充実し、本県の産業振興や地域振興を担っていく人材の育成、さらには広く世界で活躍できるグローバルな人材を育成していくために取り組みを強化していくことが重要であります。そのために、それぞれの地域の実情も踏まえながら、生徒たちが将来の目標に向かって挑戦することができる、しっかりとした教育環境をつくっていく必要があります。

現在、教育委員会において、高等学校の再編振興計画の協議が進められております。将来を見据え、本県の子供たちにとって必要な対策は

何かについて十分に協議を重ねていただき、将来の高等学校教育の充実に向けた実効ある計画として、策定をしていただきたいと考えているところでございます。

次に、道徳教育ハンドブック「家庭で取り組む 高知の道徳」の感想についてお尋ねがございました。

昨今、社会全体のモラルの低下や家庭、地域の教育力の低下が危惧されているところであります。また、本県の子供たちにおいては、不登校や暴力行為など生徒指導上の諸問題が全国ワーストクラスといった厳しい状況も見られます。

このような状況を改善していくためには、子供たちの心の中に規範意識や自尊感情などの道徳性を育てていくことが大切であります。また、我々大人が範を示し、子供たちに、いかんことはいかんとしっかり教え、家庭や地域全体で子供たちを支え見守っていかなくてはなりません。このハンドブックには、こうした人として大切にすべきことや、いかに生きるべきかといったメッセージが随所に込められており、道徳教育を推進するための一助となるものと考えております。ぜひ多くの皆様に御家庭でお子様と一緒に開いていただきたい一冊だと考えております。

本県は今、高知県教育振興基本計画や「高知家の子ども見守りプラン」のもと、次代を担う子供たちの健全育成に県を挙げて取り組んでいるところであります。こういった取り組みを推進する上でも、学校や家庭にとどまらず、さまざまな場でハンドブックが広く積極的に活用されることを期待しております。

私からは以上でございます。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 公共交通の再構築に関して、新会社の設立を急ぐ必要性と、新会社発足までの段取りについてお尋ねがございました。

本年4月以降の再構築検討会において、両社の路線バス事業は、補助を受けても毎年多額の赤字であること、借入金が両社合計でおよそ75億円と高い水準にあること、両社ともに実質債務超過であることなど、事業者の事業面、財務面での厳しい実態が明らかとなり、早急に何らかの対処をしなければ、最悪の場合、路線バス、電車の運行がストップをし、県民生活に大きな影響を及ぼすような事態が生じるおそれがある。状況は日々深刻化しており、看過することができないということが検討会において確認されますとともに、両社長からは単独での公共交通事業の維持は困難との見解が示されました。

そうした中、検討会では、そのような事態を回避するためには、持続可能なスキームのもとに、できるだけ早期に新会社を立ち上げる必要があるとの共通認識に至ったものです。

新会社発足までの取り組みにつきましては、6月27日に予定をされている両社の株主総会において、統合議案が諮られることとなっております。株主総会において統合議案が決議をされれば、両社において速やかに許認可の継承等に関する手続が開始されると聞いております。また、7月中旬には新会社設立委員会が設置をされ、新会社の役員構成や社名、社内組織体制などの重要事項が協議、決定される予定となっております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○**地域福祉部長（井奥和男君）** 日本一の健康長寿県構想における認知症への取り組みについて、まず県内における認知症の高齢者数と今後の増加見込みについてのお尋ねがありました。

議員のお話にもありました厚生労働省研究班の調査結果では、全国の65歳以上の高齢者のうち、認知症の有病率は15%、また正常な状態と認知症の間とも言えます軽度認知機能障害の有病率は13%と推計されています。この全国有

病率推定値を昨年の10月時点におけます総務省発表の人口推計による本県の高齢者人口に当てはめると、認知症の高齢者数は約3万4,800人、軽度認知機能障害の高齢者数は約3万200人と推計されます。

次に、今後の増加見込みについてですが、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口によりますと、本県の65歳以上の高齢者人口は、6年後の平成32年にピークとなり、その時点での高齢者人口に今回の有病率推定値を当てはめると、認知症の高齢者数は約3万7,000人と推計され、昨年の10月時点よりも2,200人ほど増加する見込みとはなりますが、その後は今回の有病率推定値による推計のもとでは、高齢者人口の減少とともに逡減していくこととなります。

しかしながら、認知症の有病率が加齢とともに大きく上昇するという調査結果も出ている中で、本県の75歳以上の高齢者人口のピークが、65歳以上人口のピーク時から10年後の平成42年と推計されていることなどもあり、予断は許されないものと考えております。こうしたことから、県下におけます認知症を取り巻く現状についてのしっかりとした状況把握をした上で、将来を見据えた効果的な支援体制のあり方などを検討していく必要があるものと考えております。

次に、認知症の高齢者への介護サービスの確保対策についてのお尋ねがありました。

認知症への対策につきましては、日本一の健康長寿県構想の重点施策の一つとして位置づけ、これまでも認知症の高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、介護サービスの確保と充実などに向けまして取り組みを進めてまいりました。

中でも、認知症高齢者のグループホームは、地域密着型のサービスとして、これまで計画的な整備に取り組んでまいりました結果、現在で

は149の事業所が開設され、総定員は2,300人となっております。また、住みなれた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療と介護サービスの連携した支援が切れ目なく提供されることが必要であり、高知県もの忘れ・認知症相談医、通称オレンジドクター制度の創設や、認知症疾患医療センターの開設などにも取り組んできたところです。

今年度からは、こうしたこれまでに整備を進めてまいりました医療や介護資源などを積極的に活用し、認知症やその疑いのある人への初期の段階からの早期診断を促すとともに、必要とされます医療や介護サービスなどが効果的かつ迅速に提供されることが可能となる支援体制の構築に向けまして、モデル事業を実施しているところです。

県といたしましては、先ほど申し上げました今後の認知症の高齢者数の動向なども踏まえ、第6期の介護保険事業支援計画の策定におきまして、必要となる介護サービス量を見定めますとともに、医療と介護の連携体制の構築はもちろんのこと、予防対策や日常生活への支援あるいは住まいの確保対策なども含めまして、住みなれた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりに取り組んでまいります。

次に、認知症の高齢者などを地域ぐるみで見守り支え合う仕組みづくりについての現状と、今後の取り組みの方向性についてのお尋ねがありました。

今後の高齢化の進行に伴い、認知症やひとり暮らしの高齢者などの増加が確実に見込まれます中、認知症は早期の発見と診断により、その後の進行を大幅におくらせることも可能だと言われており、この点、支援を必要とされる高齢者などを地域社会全体で見守り支え合う仕組みが、その効果を大いに発揮するものと考えております。

県では、これまでもこうち支え合いチャレンジプロジェクトの取り組みや、地域の見守り協定に基づく活動などを通じまして、地域における集いや訪問、声かけなどの機能の強化を図るなど、認知症の高齢者などを含め、支援を必要とされる方々を地域ぐるみで支えていくきずなのネットワークの再構築に取り組んでまいりました。

また、今年度からはこうした取り組みに加えて、香美市と四万十市において、先ほど申し上げました認知症の初期の段階からの支援体制の構築に向けたモデル事業の実施にも取り組んでいるところです。具体的には、地域全体の対応力の向上に向けまして、地域包括支援センターを中心に、住民からの情報提供などを通じまして、支援が必要となります高齢者などを把握し、家庭訪問などによる情報収集をした上で、関係機関が集まるケア会議などを開催し、医療や介護サービスなどの効果的な提供はもちろんのこと、御家族への指導や助言などの支援にも取り組むことといたしております。

一方で、県下の市町村では、認知症高齢者の徘徊模擬訓練の実施や、高齢者の異変に気づいた際の医療・介護・福祉関係者などへの情報連絡網の構築などといった、地域が主体となった独自の取り組みなども進められております。

県といたしましても、引き続き各地域の実情に応じた認知症高齢者などの早期発見と対応につながる、地域が一体となった仕組みづくりに向けまして、市町村や関係団体などとのなご一層の連携強化に努めてまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) まず、高校生の県内就職数とその割合、大学生のUターン就職の人数について、あわせてその数値に関する認識についてのお尋ねがございました。

高知労働局が本年3月に発表しました就職状

況によりますと、高等学校卒業者の就職数は995人となっており、そのうち県内に就職した数は604人で、県内就職率は60.7%となっています。平成21年3月時の県内就職率47.2%から回復傾向にあり、今後とも産業振興計画の推進に全力を挙げて取り組みますとともに、高知労働局を初め関係機関との連携のもと、県内企業に対する求人拡大の要請などに積極的に取り組んでまいります。

また、県内企業へのアンケート調査によりますと、平成25年3月に県外大学を卒業して高知県にUターン就職した大学生は約300人で、県外大学に進学し就職を迎えた大学生の2割にも満たないと推定をされております。

一方、本年3月の県内企業の大学生に対する求人倍率は3倍を超えており、そういった大学生に対する高い求人ニーズに対応するためにも、今後企業説明会や大学が実施します就職相談会などで、県内企業の情報発信を一層強化していきますとともに、雇用の受け皿づくりとして、事務系企業の誘致や、ものづくり企業の経営基盤強化などに全力で取り組んでまいります。

次に、生徒、学生の皆さんが県内企業の理解を進めることの課題及び対応策についてお尋ねがございました。

できるだけ多くの皆さんに県内企業に就職してもらうためには、高知県で頑張っている企業の事業内容や魅力を十分に知っていただくことが重要なことであると考えています。

まず、高校生に対しては、平成20年度から教育委員会と連携して、県内企業の魅力を知ってもらうことを目的に、工業高校などを対象とした製造業や観光関連企業での現場実習を実施しており、昨年度は170企業に過去最多の372人の生徒が参加して、企業や産業についての理解を深めています。また、ものづくりについて、企業から直接技術指導を受ける取り組みには、こ

ちらも過去最多の590人が参加しております。

大学生につきましては、民間企業などが実施します就職ガイダンスへの高知県ブースの出展や、本県出身の県外大学生2,500人に対するダイレクトメールなどによりまして、県内の企業情報やインターンシップセミナー等の就職支援情報を提供してきました。さらに、県外の5つの大学と就職支援協定を締結し、本県出身の学生に県内企業の情報やUターン就職情報を効果的に届けるよう取り組んでおります。また、保護者の方々に對しましても、県内で開催される保護者会等に出向いて、Uターン就職に関する情報を提供しているところでございます。

これらの取り組みのほか、多くの若者に県内のすぐれた技術や製品を持つ企業を知ってもらうため、県内の主なものづくり企業100社程度が参加し毎年開催しております、ものづくり総合技術展に高校生を招待しており、昨年度は658名が参加をしております。

今後ともこのような取り組みを通じまして、より多くの生徒や学生の皆さんに県内企業への理解を深めていただくことで、県内への就職につなげてまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、高校生が県内企業の理解を進めていく上での課題と対応策についてお尋ねがありました。

各学校の進路指導の教員によると、高校生が就職する企業を選ぶ際に重視している点として、企業名や企業規模の大小、求人票に記載されている勤務条件、先輩が就職しているかどうかなどといったことが挙げられており、企業の業務内容や魅力をしっかりと理解して就職先を選択することが十分にはできていない状況が見られます。

こうした状況を踏まえ、より多くの生徒に県内企業に就職してもらうために、まずは高校生

の皆さんに県内企業についてしっかりと知ってもらうことや、ふるさと高知で働くことに魅力を感じてもらうことが必要と考えております。

このため、現在各学校では、インターンシップや企業見学などの体験活動を行うことで、具体的な業務内容や働く上での心構えなどの理解を深めております。また、県内企業において先頭に立って活躍されている方を学校に招き、企業の目指す姿や仕事のやりがいなどについて、生徒に直接話をさせていただくことを通じて、県内企業で働くことのよさを生徒に発見してもらう取り組みも進めております。

これらの取り組みをさらに充実、発展させるためには、進路指導に当たる教員の指導力向上が不可欠です。そのため、平成21年度から普通科なども含めた全ての学校の教員を対象に企業見学を行い、県内企業への理解を浸透させてまいりました。さらに、本年度は新しい取り組みとして、就職を目指す高校生の現状と企業が求める人材とのギャップや、それを埋めるための手だてなどについて、企業の担当者と教員が率直に意見交換する場も設けることとしております。

また、現在官民挙げて進めている高知県産業振興計画の取り組みを、さまざまな機会を捉え生徒に積極的に周知することで、県内企業で働くことの意義や魅力を感じてもらい、より多くの生徒が県内企業へ就職し、地域や産業界を支える人材となれるよう、一層支援をしていきたいと考えております。

次に、新しく教育長として就任するに当たっての所信、抱負についてお尋ねがありました。

本県の教育行政は、これまで中澤前教育長が6年間の任期中に卓越した手腕を発揮され、学力の向上などの教育改革を軌道に乗せられましたので、まずはその上昇軌道が続いていくよう、これまでの取り組みをしっかりと継承していき

たいと考えております。

その上で、教育改革の取り組みをさらに進めていくために、3つのことを特に心がけたいと思っております。

1つ目は、学校や教員などの現場を大事にするということでございます。学校現場で児童生徒に日々向き合い、最前線で教育改革に取り組んでいる教員が、誇りやモチベーションを持って仕事ができる環境づくりに努めることが、組織としての学校の力を高めることにもつながるものと考えております。

2つ目は、子供たちの命、体、心をしっかり守るということです。南海地震などの災害、いじめや虐待などから子供たちを守ることを大人の責任としてしっかり果たしていきたいと思っております。

3つ目は、学校と地域のつながりを深め広げるということです。変化の激しい社会において、しっかりと主体性を持って考え、前向きに行動できる人間を育てていくためには、学校での勉強以外に、地域において子供たちにさまざまな体験を積ませることが必要です。

一方、少子化が進む中で、かけがえのない子供たちが通う学校には、地域コミュニティーの柱としての期待も高まっているものと考えております。学校と地域が深く広くつながることで、学校が地域に支えられ、学校も地域にお返しをしていくというウイン・ウインの関係が広がるよう努めたいと考えております。

教育改革の具体的な取り組みにつきましては、平成24年度から取り組んでおります高知県教育振興基本計画重点プランに基づいて、さらに推進していきたいと考えております。重点プランに関しては、これまでの2年間の取り組みを私としても改めて確認、検証した上で、日々の取り組みの精度をさらに高め、PDCAサイクルをしっかりと回しながら、目標達成に向けて取

り組みを進めていきたいと考えております。

その際、ポイントとなるのは、各学校において、それぞれの教職員が同じ目標に向け、ベクトルを合わせて組織的に取り組むことであり、学校経営計画等の策定と実施を通じ、そのことを徹底してまいります。また、今議会に条例議案を提案しておりますいじめの防止対策のように、県民総ぐるみで解決を図るべき課題や、県立高等学校再編振興計画の策定といった待ったなしの課題もございますので、関係機関などと十分な連携をとりながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

こうした私の考えは、教育関係者に対し、年度当初のさまざまな会議や研修会などで繰り返しお伝えしているところです。また、さまざまな取り組みを進めるに当たっては、教職員、市町村教育委員会、家庭、地域などと緊密なコミュニケーションを図ることが重要だと考えておりますので、私みずからが学校や市町村教育委員会などへ出向き、直接思いをお伝えするとともに、現場の意見などもお聞きすることで、意識や方向性のベクトルを合わせながら、教育改革が一段とレベルアップしていくよう取り組んでまいります。

次に、本年度増員した教育次長の役割と増員の効果についてお尋ねがありました。

本年度増員いたしました教育次長は、本県の小中学校が抱えるさまざまな課題や環境の変化に的確に対応するため、お話にもありましたように、義務教育出身の教育次長としては本県で初めて配置を行っております。

本県の小中学校の児童生徒の学力は、小学校は全国平均とほぼ同じ水準まで改善された一方で、中学校は依然として全国平均を下回っております。また、不登校やいじめ、暴力行為などの生徒指導上の諸問題につきましても厳しい状況が続いており、子供たちの知・徳・体を養う

取り組みを一層充実させていく必要がございます。

さらに、国におきましては、道徳の教科化や小学校への英語教育の導入、あるいは学制の見直しに関連した小中一貫教育学校の制度化が検討されているなど、義務教育を取り巻く環境は大きく変わろうとしております。

こうした本県の抱える教育課題や国の動きに対して、義務教育出身の教育次長を中心に、教育委員会事務局と学校現場や市町村教育委員会との一層の連携を図りながら、さまざまな施策をこれまで以上にスピード感を持って展開していくことができるようになると考えております。

さらに、行政、県立学校及び義務教育出身の3名の教育次長が、それぞれの知識や経験を合わせ相乗効果を発揮するとともに、これまでにない新たな発想に基づいた効果的な施策や、子供たちの発達段階に応じ、小・中・高の校種間を横断した施策の展開にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、小中学校の適正規模について、県としての基本的な考え方と小中学校適正規模検討委員会の提言内容、市町村教育委員会へのこれまでの助言の状況などと結果などについてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

全国に先行して少子高齢化が進んでいる本県では、とりわけ中山間地域において児童生徒数が急速に減少する中で、複式学級を有する小規模校が全体の約30%と大変多く、地域の子供たちの教育環境をどのように維持し、守っていくのが地域の大きな課題となっております。

このような中、平成16年度には有識者等で構成する小中学校適正規模検討委員会を設け、学級を組織する集団として望ましい最小限の人数について、教育効果の側面から検討を行っております。そして、将来の小中学校のあり方を検

討するに当たって配慮すべきこととして、1 点目として、子供たちの教育効果の観点から、学級規模は少なくとも20人以上が望ましい、2 点目として、学校経営上の観点から、学校規模は最低小学校12学級程度、中学校 6 学級程度が必要である、3 点目として、通学区域への配慮や保護者、地域の方々とのコンセンサスの確保が必要であるなどの提言をいただいております。

こうしたことを受けまして、それぞれの市町村に適正な学校規模について検討していただくよう、情報提供に努めてまいりました。その後、県内の市町村ではこの提言書も参考にしながら、地域の学校の規模やあり方について検討が進められ、その結果としてこの10年間で小学校は265校から196校へ、中学校は124校から105校——これは県立中学校を除きます——へと統廃合が進められてきております。

次に、さらなる学校規模の適正化への対応をどのように進める考えかとお尋ねがありました。

平成26年 5 月 1 日現在の本県の児童生徒数は 5 万5,325人となっております。そして、国立人口問題研究所提供の地域別将来推計人口の資料によれば、本県の児童生徒数は10年後には約9,000人減少し、20年後にはさらに約 1 万人減少することが見込まれております。また、県教育委員会では、今後 5 年間の公立小中学校の児童生徒数や学級数の見込みを推計しておりますが、この間も児童生徒数は減少を続け、それに伴って学校や学級はさらに小規模化することが想定されております。また、このまま何の対策も講じなければ、10年後、20年後には複式学級の数はさらに増加するものと考えられます。

全国的にも児童生徒数の減少は急速に進んでいくことが懸念されており、国においては教育活動の質を確保し、教育効果を高める観点から、各市町村の学校統合の判断の参考となる指針を

示すとともに、学校統合をする際の支援策を充実していくことを検討しております。ただ、学校が地域の文化拠点であり、地域活性化の核となっている場合もありますし、またそれぞれの地域によって地理的条件もさまざまでございます。このため、学校の統廃合は地域の実情を十分に踏まえて行うことが重要です。

県といたしましては、このような地域の実態を国に対して十分に説明し、規模の小さな過疎地域等の学校が統合しないことをもって不利な扱いとならないように要請していきたいと考えております。また、市町村に対しましては、こうした国の動向に関する情報提供や、小中学校適正規模検討委員会の提言内容を踏まえた県としての考え方を御説明しながら、それぞれの市町村において学校規模に関する主体的な議論が行われ、よりよい教育環境が整備されるよう、助言や支援を行ってまいります。

次に、県立高等学校再編振興計画に関する一連の御質問のうち、まず基本的な考え方についてお尋ねがございました。

県立高等学校には、基本的な生活習慣や社会性、学力などを生徒にしっかりと身につけさせるとともに、適性に応じた進路実現を支援していくことが求められております。また、地域社会や産業を担う人材の育成に向けた県立高等学校の役割も、より重要なものとなっているところです。そして、大幅な生徒数の減少というこれまでに経験したことのない大きな環境変化のもとで、本県の高等学校教育を発展させていくために、これまでの枠組みを維持したまま、単に縮小均衡を図っていくということではなく、新しい時代の高等学校のあり方をしっかりと描き、その実現を目指していくことが必要となっております。

県立高等学校としてこうした県民の期待に応えていくことができるよう、それぞれの学校の

現状や課題を直視し、社会環境の変化も見据えながら、キャリア教育の充実、生徒や保護者の期待に応える教育活動の推進、生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置、南海トラフ地震への対策の推進、次代を担う人材を育てる教育環境の整備といった5つの視点を基本に、再編振興の取り組みを推進してまいります。

1点目のキャリア教育の充実につきましては、中途退学率や早期の離職率が高いという状況も踏まえ、生徒の社会性をしっかりと育成してまいりたいと考えております。

2点目の生徒や保護者の期待に応える教育活動の推進につきましては、生徒や保護者からの期待が大きい大学進学に向けた指導体制の一層の充実を図るとともに、不登校を経験した生徒や発達障害のある生徒等への支援体制の充実などにより、学びのセーフティーネットの構築を図ってまいります。

3点目の生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置につきましては、人口減少が続く本県の事情を踏まえ、本県独自の考え方として、例えば嶺北地域や津野山地域などの過疎化が著しく近隣に高等学校がない地域では、地域で学ぶ環境を保障することを優先して、1学年1学級の規模でも学校を維持することとしております。一方、高知市及びその周辺地域の中央部につきましては、一定の生徒数の確保が見込まれますことから、将来においても6学級規模の学校を維持することで、よりよい教育環境を維持していくために、学校の統合を行うことが必要と考えております。

4点目の南海トラフ地震への対策の推進では、生徒の命を守る対策を推進するとともに、津波による大きな被害が想定される学校については、被災後の早期の学校再開のために、適地への移転や統合の可能性も含め、対応を検討してまい

ります。

さらに、5点目の次代を担う人材を育てる教育環境の整備では、生徒の状況や地理的条件なども考慮しながら、学校、学科の適切な配置に努めるとともに、教育活動の充実に向けて、学校施設や教育設備等の整備を着実に推進してまいります。

現在お示ししております県立高等学校再編振興計画のたたき台については、こういったことをもとに作成いたしております。

次に、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合の必要性や意義についてお尋ねがありました。

両校の統合は、生徒数の減少への対応、グローバル人材の育成などの教育課題への対応、震災に強い教育環境の整備の3つの視点から総合的に判断をいたしております。

1点目の生徒数の減少への対応の視点では、先ほど基本的な考え方で申しましたように、高知市及びその周辺地域の中央部については、将来においても6学級規模の学校を維持することで、よりよい教育環境を維持していくために、高校の統合を行うことが必要であると考えております。

現在、高知市内には1学年7学級規模の学校が4校、6学級規模の学校が2校ありますが、このまま何もせずにありますと、生徒数が減ること、20年後には全ての学校が5学級以下となり、1学年4学級や3学級の規模の学校もふえてまいります。それにより、生徒の進路や課題などに応じたきめ細かな学習支援や、生徒が切磋琢磨しながら育つ教育環境の維持が困難になると考えております。

次に、2点目のこれからの教育課題への対応という視点では、社会や経済の急速なグローバル化に伴って、幅広い教養や課題解決能力などを備え、国際社会で広く活躍できる人材の育成

が、これからの地域振興や産業振興を実現していく上でも大きな課題となっております。

将来、グローバル社会で活躍できる人材には、高度な語学運用能力とともに、論理的思考力や課題解決能力などが備わっていることが必要です。これらの能力を備えた人材を育成していくためには、国際理解教育を教育活動の柱の一つに位置づけ、中高一貫教育に取り組んでこられた高知南中学校・高等学校と、英語科を中心に語学教育に力を注いでこられた高知西高等学校を統合することで、これまでの両校の取り組みを継承、発展させ、相乗効果を生み出すことがベストな選択であると判断をいたしました。

さらに、国際バカロレアの導入も見据えた先導的なグローバル教育を実施していくために、中高6年間の一貫した教育プログラムを導入し、より効果的な教育を実施していくこととしておりますので、これまで生徒や保護者の皆様などに支えられながら培ってきた高知南中学校・高等学校の中高一貫教育のノウハウをぜひ引き継がせていただき、さらに発展させていくことが必要だと考えております。

3点目の震災に強い教育環境の整備という視点では、全ての県立高等学校で生徒の皆さんの命を守ることを最優先に考え、その対策を進めているところであり、高知南中学校・高等学校は、津波避難場所として指定されているように、一時的に生徒の皆様の命を守るということに関しては十分に機能するものと考えております。

しかしながら、高知南中学校・高等学校周辺は、津波によって長期浸水が予想されている地域であるとともに、高知港に近接し、周辺に工場もありますことから、木材や船舶などの漂流物被害や、津波火災などのリスクが他の高等学校よりも高いことが想定されますので、長期浸水とこうした被害が重なることになれば、早期の学校再開は困難になります。また、中学生を

含めた約1,000人の生徒にとって、長期浸水やその他のリスクにより一次避難をしている期間が長引けば、精神的、体力的な負担も大きいと考えられます。大切な生徒の命をお預かりしている教育委員会といたしましては、将来の子供たちが安心・安全に学ぶことができる環境を提供することを一番に考えて、最大限のリスクを想定し、必要な対策を講ずることが必要だと考えております。

以上のことから総合的に考えまして、現在のままの学校の姿に強い思いを持っておられる関係者の皆様には大変心苦しく思っておりますが、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校との統合案をお示しさせていただいているところでございます。

次に、須崎高等学校と須崎工業高等学校の統合による新しい高等学校の姿についてお尋ねがございました。

統合後の新しい高等学校は、全日制の課程で普通科と工業科を併置する1学年6学級規模、定時制の課程1学年1学級の学校を計画しております。この統合案に対しまして、6月3日に開催しました教育委員協議会において、須崎高等学校と須崎工業高等学校の関係者から、できれば現在のままで存続させてほしいという御意見の一方、統合する場合は、高知市内の高等学校に進学しなくても国公立大学などに進学できる体制をつくってほしい、また工業高校としてのこれまでの実績を維持・発展できる学校としてほしいといった御意見をいただいたところでございます。

こうした御意見も踏まえまして、統合後の新しい高等学校は、高吾地域の拠点校として、地域の皆様の御期待に応えられる学校としてまいりたいと考えております。

まず、教育の充実という点におきましては、普通科では国公立大学進学に対応できる教育課

程を充実させ、さらなる大学進学等の進路実現につなげていくとともに、生徒個々に応じたきめ細やかな学習指導により、進学から就職までの生徒の多様な進路希望に対応してまいります。また、工業科では、幅広い専門的な知識、技術を学びながら、専門分野を深く学ぶ体制を整えるとともに、これまで培ってきた規律正しく礼節を重んじた生徒指導を継続しながら、就労観や職業観を引き続き身につけることで、就職率100%を維持できるよう就職支援体制を強化してまいります。

次に、地域を支える人材の育成では、防災教育の地域との連携や地域おこし活動などを充実してまいります。

さらに、生徒が切磋琢磨できる環境づくりでは、統合による生徒数の増加を生かして、多様な部活動の充実や、生徒会活動を初めとする特別活動の充実を図ってまいります。また、定時制では引き続き地域における学びのセーフティーネットの機能を果たしてまいります。

こうした学校づくりに向けてのハード面の整備につきましては、移転先となります須崎工業高校の校舎の増改築や設備の更新、グラウンドの拡張などを行うとともに、津波などの災害時には地域の避難路としても活用できる通学路の整備を行うことを考えております。

工業科と普通科の統合につきましては、課題として学校行事の実施時期や生徒指導の考え方などの教員文化の違いなどがございます。こうした課題に対しましては、他県の事例も参考にしながら、統合前から両校がしっかりと協議し、調整することで対応してまいります。一方、メリットとして、工業科において普通教科の指導が充実することや、工業科のキャリア教育のノウハウを普通科でも活用できることなど、両校の取り組みについて、それぞれのよい面を取り入れることができます。このように課題を補完

しつつ、メリットを生かしながら、これまでの両校の取り組みを継承し、さらに発展させることで、地域の拠点校として特色ある学校づくりを推進し、地域内の中学生や保護者の皆様から、ぜひ行きたいと思われる学校となるよう、地域の皆様とともに育ててまいりたいと考えております。

次に、県立高等学校再編振興計画の策定に向けた今後のスケジュールについてお尋ねがございました。

県立高等学校再編振興計画については、5月から順次開催しております高知南中学校・高等学校と高知西高等学校、須崎高等学校、須崎工業高等学校の各学校関係者や、県内の教育関係者の方々に御出席いただいた教育委員協議会において、より具体的でわかりやすい資料を示しながら、丁寧な説明と意見交換を重ねているところでございます。

今後のスケジュールに関しまして、この県立高等学校再編振興計画の策定は、生徒数の減少が急速に進む中、本県の高等学校における教育環境の充実を図るためには避けては通れない課題であり、いたずらに先送りすることは適当でないと考えております。また、この再編振興計画を来年度から本格的に推進していくためには、そのための必要な予算を来年度に向けてしっかりと編成する必要がありますし、さらに10月から11月にかけては、中学3年生が進路を決定する時期となつてまいりますため、こうした点を考慮していく必要があります。

とは言いながら、本件は多くの皆様の思いがこもった事柄であり、丁寧な協議を進めていくこともまた大変重要でございます。こういったことを念頭に、今後学校関係者や教育関係者の皆様への説明と意見交換を重ねてまいりたいと考えております。その上で、教育委員会としての考え方を整理し、県民の皆様からも幅広く御

意見をお伺いしながら、県立高等学校再編振興計画を取りまとめたと考えております。

次に、公立小中学校と県立学校における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施状況について、また各学校での国旗・国歌の指導の状況についてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

まず、お尋ねのありました平成24年度の卒業式以降には、入学式及び卒業式の国旗掲揚及び国歌斉唱については、全ての県立学校で実施しておりますし、また全ての公立小中学校において実施されているという報告を受けております。

次に、国旗・国歌の指導については、学習指導要領に基づき、それぞれの学校の教育計画に位置づけられております。

まず、小学校では、3年生から6年生の社会科で、国旗・国歌の意義を理解させ、大切にす態度を養うとともに、全学年の音楽で国歌について歌えるよう指導することとなっております。また、中学校では、小学校の学習を踏まえて、1年生の地理や3年生の公民で国旗・国歌の意義の理解を一層深め、尊重する態度を養うよう指導することが位置づけられております。さらに、特別活動の入学式や卒業式などにおいては、小・中・高等学校を通じ全ての学年で、その意義を踏まえ、国旗掲揚や国歌斉唱の指導を行うこととなっております。

指導の具体的な場面として、例えば小学校3、4年生では地図を見ながら、それぞれの国には国旗があることを理解させております。中学校では、オリンピックの場面を取り上げて、国旗・国歌を尊重することは国際的な儀礼であることを理解させ、相互に大切にすることについて生徒に考えさせております。また、小・中・高等学校を通じて、卒業式や入学式に向けて全員で国歌が歌えるよう、事前指導も行っております。

今後とも学習指導要領に沿って、適切な国旗・

国歌の指導がなお一層行われるよう、市町村教育委員会とも連携して指導を徹底してまいります。

次に、中学校の荒れの原因や背景についてどのように考えているのかのお尋ねがありました。

御指摘のとおり、本県における暴力行為を初めとする生徒指導上の諸問題の発生率は、依然として全国平均を大きく上回っており、厳しい状況が続いております。こうした状況にある原因や背景といたしましては、不適切な養育や親子関係をめぐる問題、学業不振や学校生活、友人関係の問題、地域のつながりや教育力の低下、発達気になる子供への適切な対応や支援がとられてこなかったことによる学校不適応の問題、こういったことが複雑に絡み合っ、子供自身の自尊感情や規範意識が十分に育まれていないことがあるものと考えられます。

このような状況を改善していくため、県教育委員会では、子供たちの自尊感情や豊かな感性、規範意識を育むための、心を耕す教育の充実に取り組んでおります。その取り組みの一つとして、昨年度より中学校を指定し、全ての子供が自分のよさや将来の夢、志を語れる学校をつくることを目指した取り組みを推進しております。

具体的には、各指定校において、子供一人一人が活躍できる活動や仲間とのきずなづくり、思い出づくりを目的として子供が主体となって企画提案する取り組みや、子供の活動の中からよいところを見つけ、肯定的な声かけや励ましを全教職員で組織的に行うことなどといった活動を通して、子供たちの自己肯定感や自己有用感、社会性を育むよう取り組みを進めているところです。

また、小学校での問題行動が増加する傾向にあり、このことが少なからず中学校の荒れに影響を与えているものと考えます。こういった問

題行動の低年齢化に対応するため、昨年度より全小学校に生徒指導担当者を置き、生徒指導の充実に取り組んでおります。

さらに、子供を取り巻く課題の解決を図るために、昨年6月に策定しました「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、学校・警察連絡制度の効果的な運用を初めとするさまざまな施策、取り組みを進めているところであり、今後とも知事部局や警察本部等と連携しながら、学校、家庭、さらには地域社会を巻き込んだ総合的な取り組みを推進してまいります。

次に、早期退職をする教員がいるのではないかと、また教員への誇りや魅力を持てるような手だてを講ずるべきではないかとお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

平成25年度の教員の退職者数は314名で、そのうち定年前に退職された方は154名でございました。本年2月にこの定年前に退職された方に理由をお聞きしましたところ、一番多かった理由は家族の看護、介護で17.7%、次に多かった理由は体力面の厳しさで15.7%でした。また、仕事を十分にやり切ったという方が8.5%いる一方で、仕事に限界を感じたと回答した方が12.8%いらっしゃいました。

教員という仕事は、子供をよりよい方向に導き、その人生に大きく影響するという意味において、責任も重く、またやりがいのある、誇りある職業であると思います。そして、本県の教員は、児童生徒の健全な成長のために労を惜しまず、熱心に教育活動に従事しているものと認識をしております。しかし、教職員を取り巻く社会の環境や教育課題には厳しいものがあり、時には教育者としての自信や誇りが傷ついてしまうケースもあるものと思います。

こういった環境の中で、教員の皆さんが誇りを持ち、魅力ややりがいを感じながら教育活動

を続けていくためには、まず管理職のリーダーシップのもと、子供たちの成長のために全教職員がベクトルを合わせて頑張っていける体制や、個々の教職員を組織で支える風土が必要と考えます。このため、管理職の指導力や経営力の向上に努めるとともに、今年度から学校経営計画を導入し、学校の組織力の向上をさらに図る取り組みを進めてまいります。また、地域の方々に教員の頑張りを知ってもらい、学校や教員を評価し、応援していただくことも大切なことであり、これまで以上に開かれた学校づくりを進めていきたいと考えます。あわせて、頑張っている教職員を適正に評価する人事評価制度もしっかりと運用してまいります。このようなことを通じて、教員が自己の職業に誇りとやりがいを持って頑張っていけるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、道徳教育に関して、さまざまな立場の人たちが子供たちを育む場と時を設けてはどうか、また道徳教育ハンドブックの活用状況と、今後どのように活用していくのかとお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

子供たちの規範意識や社会性などを育てていくためには、学校、家庭、地域が連携して道徳教育を進めていくことが大切です。そのため県教育委員会といたしましても、各市町村教育委員会と連携しながら、各学校で家庭や地域に向けて道徳の授業公開を促してまいりました。その結果、昨年度は全ての公立小中学校で道徳の授業が公開されるようになり、以前に比べ保護者や地域の方が道徳の授業を参観する機会がふえてまいりました。

また、4つの地域を指定して、学校が保護者や地域の方々と一緒に子供たちの道徳性を高めるための方策を話し合う場を持ったり、子供たちとともに挨拶運動をするなど、地域ぐるみで

道徳教育を推進する取り組みを昨年度から始めております。こうした取り組みをより多くの市町村に広げることで、さまざまな立場の方が一緒に子供たちを育てていく土壌をつくっていきたいと考えております。

次に、道徳教育ハンドブックは、昨年11月に公立小中学校の全保護者にお届けしたものです。現在、このハンドブックを活用して、家庭や地域で大人が子供と向かい合い、夢や希望、悩みなどを語り合っていただく、あるいは学校だよりやPTAだよりで内容を紹介し、家庭への啓発を行う、またPTAと教育委員会との合同研修会で、家庭でできることについて話し合うといったことなど、大人が子供と一緒に道徳教育の大切さについて考えるきっかけとしていただいております。また、地域の方々や道徳教育の研究組織などから予想以上の関心を持っていただき、提供してほしいとの要請もいただいております。

県教育委員会といたしましても、今後活用状況についてさらに具体的に把握するとともに、効果的な活用事例などもお示ししながらハンドブックの普及に努め、県民ぐるみで道徳教育を進めていく機運を高めてまいります。

最後に、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の招致と選手の育成についてお尋ねがありました。

オリンピック・パラリンピックの事前合宿が本県で開催されますことは、トップレベルのアスリートを目指す本県の子供たちにとって大きな励みになると思います。また、選手や指導者が世界のトップアスリートの技術や指導者のコーチングを直接見聞きすることができますので、競技力向上のみならず、青少年の健全育成や指導者の資質向上といったことも含め、本県にとって大変大きな財産になるものと思っております。加えまして、世界最大規模のスポーツ

の祭典であるオリンピック・パラリンピックの合宿地となることで、本県の進めるスポーツツーリズムにも寄与するものと考えております。

こうしたことから、県では本年2月に設置しました全庁的な組織である2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業推進プロジェクトチームを中心に、事前合宿の招致などについて、さまざまな情報収集や関係機関との調整、協議を進めているところです。

県内には、国際大会の開催が可能である春野陸上競技場を初め、事前合宿の受け入れができる施設が数多くあり、過去にも2007年大阪世界陸上や2008年北京オリンピックにおいて、ポーランドやオーストラリアなどの陸上選手の事前合宿を受け入れた実績もございます。

今後は、県内でできるだけ多くの事前合宿が開催できるよう、プロジェクトチームを中心に市町村や競技団体との調整を図るとともに、大会組織委員会を初めとする関係機関に積極的な招致活動を進めてまいります。

一方、オリンピックを見据えた選手の育成につきましても、これまで高知県ジュニア選手育成事業、いわゆる高知くろしおキッズなどの取り組みを通じて、小学生の段階からジュニア選手の育成に努めてきたところであり、近年では国際大会への出場や全国大会で優勝するといった選手が育ってきております。こうした選手たちがさらにレベルアップし、オリンピックを目標としていくだけの力をつけていくためには、より質の高い指導が必要となります。

そのため、今後は日本オリンピック委員会や日本スポーツ振興センターなどとの連携を深める中で、日本を代表する指導者やオリンピックを経験した選手が直接子供たちを指導するプログラムを継続的に展開するなど、組織的に育成強化する体制を一層充実させるよう努めてまいります。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 私立学校における国旗・国歌の取り組みについて、入学式、卒業式での国旗掲揚と国歌斉唱の実施状況と私立学校に対する指導、また私立学校における学習指導要領に基づく指導の状況、さらに学習指導要領の法的拘束力についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

国旗・国歌につきましては、学習指導要領におきまして、小学校では社会科や音楽の時間に、中学校では社会科の時間に、また小・中・高等学校の特別活動として、入学式及び卒業式において指導することとなっております。県内の17の私立小・中・高等学校のうち、社会科や音楽の時間での指導は、全ての学校で実施されておりますが、特別活動については未実施の学校がございます。

具体的に申し上げますと、平成24年度の卒業式、25年度の入学式及び卒業式、26年度の入学式におきまして、国旗は掲揚したものの国歌を斉唱しなかった学校は、土佐中学校及び高等学校の2校で、その理由は長年にわたって行ってきた進め方で式典をとり行っているため、また国旗の掲揚と国歌の斉唱のいずれも行わなかった学校は清和女子中学校及び高等学校の2校で、校内にある教会において式典を礼拝方式でとり行っているためと伺っております。その他の13校は国旗の掲揚と国歌の斉唱のいずれも行っております。

学習指導要領は、学校教育法の規定を受け、学校教育法施行規則で定められており、法体系に位置づけられていることから、私立学校に対しても法的拘束力があるものと認識しています。入学式や卒業式での国旗掲揚や国歌斉唱につきましては、県としましても学校訪問や学校長会など機会あるごとに要請、指導を行っております。

すが、未実施の学校に対しましては、私も学校に出向き、設置者である学校法人の理事長、学校長に直接お話をするなど、今後も引き続き粘り強く要請を行ってまいります。

(警察本部長小林良樹君登壇)

○警察本部長(小林良樹君) 県内の校内暴力の現状を踏まえまして、警察としての対応につきましてお尋ねをいただきました。

警察といたしましては、校内暴力の問題に関しましては、第一義的には学校当局の適切な指導により、その未然防止と解決を図っていただくものと考えております。

しかしながら、同時に暴力行為等が学校教育の限界を逸脱すると考えられるような場合においては、警察といたしましても被疑者の逮捕を含め、必要な措置を講じることが必要であると考えております。例えば、昨年平成25年中には、校内暴力に関連いたしまして32名の生徒を検挙あるいは補導をいたしております。

さらに、こうした措置を行う前提といたしましては、やはり教育委員会あるいは学校との綿密な協力や連携が不可欠と認識をしております。こうしたことから、県警といたしましては、先ほど教育長の御答弁にもございましたが、学校・警察連絡制度、この制度の活用や、あるいは県警の少年サポートセンターにおける人事交流、こういうものを通じまして、教育委員会あるいは学校との協力・連携の緊密化を図っているところでございます。今後ともこうした努力をさらに進めてまいり所存でございます。

なお、校内暴力の背景には、少年非行の問題も関連していると考えられるわけでございます。先ほど県知事や教育長の答弁にもございましたとおり、高知県におきましては少年非行の背景にあると考えられる諸課題の解決を目指しまして、昨年6月に「高知家の子ども見守りプラン」が策定されているところでございます。県警と

いたしましても、同プランに基づきまして、知事部局や教育委員会などと連携しながら、さらには家庭や地域社会とも連携した総合的な取り組みを今後とも推進してまいる所存でございます。

以上であります。

○14番（三石文隆君） それぞれ丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

再度、知事のほうにお伺いをいたします。

10月1日の新会社の発足に向けて、さまざまな取り組みがなされておるわけでありませけれども、県民へのサービスが混乱をするようなことがあってはなりません。

そこで、スムーズな事業の継承ができますよう、国との連携、そして調整などについて県のサポートを強く要請するわけでありませけれども、改めて知事のお考えをお伺いいたします。

続いて、文化生活部長に再度お伺いをいたします。

グローバル化が一層進展する中で、児童生徒が国際社会において尊敬をされ、信頼をされる日本人として成長していくためには、日本人の自覚を養い、国を愛する心を育てることは、これはもう基本中の基本であります。にもかかわらず、今なお国旗・国歌を否定し、国旗掲揚や国歌を拒む私学があります。今、部長が答弁されたとおりであります。

そこで、部長も答弁されましたし、教育長からの答弁にもありましたけれども、あえて学習指導要領には国旗掲揚や国歌斉唱の取り組み、取り扱いについて、小学校社会科、小学校音楽科、中学校の社会科に加えて、小・中・高等学校を通じて特別活動の中でどう定めておるのか、具体的にお尋ねをいたします。

また、私立学校は私立学校法第1条により、建学の精神に基づく独自性や自主性が認められております。がしかし、私学も公の性質を有す

るものであると教育基本法第6条に規定をされており、学習指導要領に基づいた教育が行われねばならないと思います。部長はどう思われますか、お伺いをいたします。

そして、学習指導要領には法的拘束力があるわけですから、そこにうたわれていることができないとすれば、それは法令遵守違反であります。建学の精神というものは当然尊重されなければなりませんけれども、しかし学習指導要領の趣旨に基づいた教育が行われているか、教科やカリキュラムの編成についてもっときちんとチェックをする、できない学校には指導をする、また研修を行うなど、もっと具体的な手だてを講ずるべきであると思っております。

昨年度、各学校に国、県からどのくらいの補助金が交付されているのか、具体的に学校名を挙げてお答えください。

学習指導要領に基づいた教育がなされていない学校には、私たちの税金から成っておる国からの、また県からの補助金の交付を見直すべきではないかと私は強く思います。

以上で私からの全て一切の質問を終わります。

○知事（尾崎正直君） まず、10月1日の新会社の設立に向けて、県のサポートをしっかりとすべきであるという御指摘でございます。

まずは6月27日の株主総会において、新しいスキームを株主の皆様方がどう御判断なさるかということが全ての大前提でございますけれども、仮にその中で新会社の設立に向けていくべきであるという御判断がなされた場合、速やかに許認可等の事務手続、こちらが正式に始まっていくということになります。10月1日までということでございまして、県民の皆様方のさまざまな交通手段に空白が生じるということがあってはいけないわけでありまして、厳しいスケジュールではありますが、この許認可手続等、大急ぎで進めていく必要がございます。こ

れまでも国でありますとか、その中でも四国運輸局とか国土交通省、こちらに事業者とともに訪問するなどサポートをしてきたところでございますが、今後につきましてもさらにこのサポートを徹底して行っていききたいと、そのように考えておるところであります。

○文化生部長（岡崎順子君） まず、学習指導要領の具体的な内容を申し上げます。

小学校では3年、4年、5年、6年生の社会科の時間におきまして、学習指導要領では「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること」となっております。また、音楽の時間におきましては「国歌『君が代』は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること」となっております。中学校では、社会科の時間に「国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること」となっております。さらに、小・中・高等学校の特別活動では「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」となっております。

次に、私立学校においても学習指導要領に基づいた教育が行われなければならないがどうかという御質問でございます。

先ほどもお答えをしましたように、学習指導要領は学校教育法等に基づきまして、教育課程の基準というものとして文部科学大臣が定める告示ということでございまして、法的拘束力を有するものであるとは認識しております。私立学校におきましても、学習指導要領の趣旨を十分御理解いただき、学習指導要領に基づき特色ある教育活動が行われることが私は望ましいと考えております。

それから次に、平成25年度に各学校法人に交付をいたしました私立学校運営費補助金でございます。

設立順に法人名を申し上げて報告をさせていただきます。高知学園が4億7,700万円余り、土佐高等学校が4億7,400万円余り、土佐女子高等学校が3億9,700万円余り、清和学園が9,500万円余り、高知学芸高等学校が4億8,000万円余り、高知中央高等学校が3億700万円余り、明徳義塾が3億200万円余り、土佐塾学園が4億300万円余り、太平洋学園が8,600万円余りとなっております。

以上でございます。

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午後0時16分休憩



午後1時20分再開

○副議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

38番米田稔君。

（38番米田稔君登壇）

○38番（米田稔君） 私は、日本共産党を代表して、以下質問を行います。

知事の政治姿勢にかかわって、まず集団的自衛権について知事にお伺いをいたします。

日本は侵略戦争の反省に立ち、憲法9条のもとで一人の戦死者も出さず、平和国家としての国際的地位を確立してきました。ところが、安倍政権はこれまで憲法9条のもとで禁じられてきた集団的自衛権について、限定的に行使することは許されるとの立場で、戦後の平和国家のあり方を大きくゆがめようとしています。

積み上げられてきた平和国家のあり方を一内

閣の閣議決定で覆すやり方に対し、自民党の歴代幹事長、元内閣法制局長官など立場を超えて、憲法が権力を縛るという立憲主義を否定する暴挙だと厳しく批判をしています。

国民的な議論も全く不十分です。解釈変更による行使容認には、共同通信の世論調査では反対は51.3%と半数を超えています。日本経済新聞社とテレビ東京の調査でも賛成は28%しかなく、反対は51%となっています。安倍首相がどうしても集団的自衛権を行使する必要があると言うなら、堂々と正面から改憲手続を踏むべきです。

平和憲法の根幹を解釈で変質させることを国民は支持していないと思いますが、知事の認識をお聞きします。

元防衛官僚で第1次安倍内閣の内閣官房副長官補を務めた柳澤協二氏は、政府の示した事象について現場的なリアリティーが乏しいと指摘し、日本を取り巻く軍事的脅威が高まったのであれば、それは日本の有事ですから個別的自衛権をしっかり使えるようにすべきというのがあるべき答えて、集団的自衛権が出てくる余地はありませんと批判をしています。先日、来高した小林節慶應大学名誉教授は、かつて自民党のブレーンを務めてきた方ですが、政府が想定している事態は全て個別的自衛権の文脈で十分説明できる、集団的自衛権は他国のために日本に無関係でも戦争に参加するものであり、新しい敵をつくと厳しく批判をしています。

集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにかかわらず実力をもって阻止することが正当化される権利であり、日本が侵略をされた際に発動される個別的自衛権とは違いますし、国連のもとで発動される集団安全保障とも違います。集団的自衛権の行使の実態は、旧ソ連のアフガン侵略、アメリカのベト

ナム戦争など少数の軍事大国による侵略戦争や不当な軍事介入です。

これまで行使されてきた集団的自衛権行使の実態についてどう認識しているのか、知事にお聞きします。

政府はこれまで、9条は我が国自身が外部から武力攻撃を受けた場合における必要最小限の実力の行使を除き、いわゆる侵略戦争に限らず、国際関係において武力を用いることを広く禁ずるものであると説明をしてきました。集団的自衛権行使の容認とは、海外で武力を行使してはならないという憲法上の歯どめを外すことであり、日本の国のあり方の文字どおりの大転換です。

また、戦闘地域に行かないという歯どめは、9条の制約のもとで国際貢献としてどこまで可能かと整理してきたものだと、阪田雅裕元内閣法制局長官は説明をしています。他国の軍隊に対する補給、輸送、医療などの後方支援も、他国の軍隊の武力行使と一体化する活動は、海外での武力行使を禁ずる憲法9条のもとで許されないというものです。これは、武力行使をしないことを担保するものでもあります。

アフガン、イラク戦争に際し、日本はアメリカの強い要請に応じて自衛隊を送りましたが、その根拠となった特別措置法には、第2条で、「対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない」、「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施する」という、武力行使はしない、戦闘地域には行かないという歯どめがありました。だから、自衛隊の実際の活動もインド洋での給油活動、イラクでの給水活動や空輸活動にとどまりました。

集団的自衛権の行使とは、この2つの歯どめをなくすことです。日本共産党の志位和夫委員

長が5月28日の衆議院予算委員会で追及しましたが、安倍首相はこの2つの歯どめを残すとは決して言いませんでした。安倍首相は、武力行使を目的とした参加はしないと、目的という言葉を入れて全く違った中身に変えてしまおうとしています。また、戦闘地域に行かないという歯どめも、現に戦闘が行われている地域に限定し、砲弾が飛び交う最前線でなければ、武器や資材の輸送など兵たん活動も可能、人員救助は最前線でも可能にしようとしています。

戦闘地域に行ってはならないという歯どめを外したら、アフガン戦争に参加したNATOと同じになってしまいます。アフガン戦争でNATO諸国が決定した支援は燃料補給などの後方支援であって、直接の戦闘行為は目的としていません。しかし、犠牲者は21カ国、1,031人に上りました。2つの歯どめをなくせば、後方支援も相手側の攻撃の対象となって反撃を余儀なくされ、殺し殺される関係、戦争の泥沼にはまり込んでしまいます。

海外で武力を行使しない、戦闘地域に行かないというこれまでの歯どめを堅持すべきと考えますが、知事にお伺いします。

2つの歯どめをなくすことと一体で、与党協議に示された自衛権行使発動の新3要件は、日本への攻撃がなくても他国に対する武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされるおそれがあると政府が判断すれば武力行使ができると明記をしています。地理的な限定もありません。限定どころか無限定、従来の自衛権発動の3要件と全く異質のものではないか、お聞きをいたします。

安倍総理は2004年の著書「この国を守る決意」の中で、自分の世代には自分の世代の歴史的使命がある、それは日米同盟を完全な双務性にしていこうと、アメリカが血を流すなら日本もアメリカのために血を流して初めて日米は対等

になる、軍事同盟というのは血の同盟とまで述べています。

さきの柳澤氏は、つまり北朝鮮や中国の脅威は後づけの理屈で、本音は10年前からこれをやりたい、だからやるという情念でしか説明できないと述べ、その危険性について、集団的自衛権を行使できる立場になり、アメリカがまたイラク戦争のような戦争を始めた場合、今度は戦闘への参加を断れない、今度ははっきりと犠牲を想定しなければいけないと批判をしています。

石破自民党幹事長も、自衛隊が他国民のために血を流すことになるかもしれないと認めています。

第2次世界大戦後、アメリカはイラク戦争、ベトナム戦争など何十回となく戦争を実行してきましたが、日本政府は一度も反対したことはありません。その政府が血の同盟を目的に海外への武力行使に道を開こうとしているところに事の本質、危険性があります。

アメリカのために日本の若者の血を流させることに道を開くものであり、国民の望みとは逆行するものと思いますが、知事の認識をお聞きします。

日本共産党は、安倍政権の戦争する国づくり、軍国主義の復活には断固反対するとともに、紛争があっても戦争にしないという外交努力が何よりも大切であり、北東アジアにおいてもASEANのように平和の共同体の構築を提案し、努力していることを述べ、次の質問に移ります。

大飯原発運転差し止め判決について知事にお伺いします。

5月21日、福井地裁は関西電力に対し、大飯原発から半径250キロメートル圏内の住民の人格権に基づき、運転の差し止めを命じる判決を言い渡しました。判決は、福島第一原発事故の深い反省のもとに、原発は憲法上の最高の価値である人格権を侵害する異質の危険性を持つもの

であり、万が一にも事故が起こってはならないが、安全技術及び設備は、確たる証拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものとして差しとめを命じました。

まず、判決について知事の率直な感想をお聞きします。

判決は、基準地震動を超える地震がこの10年で5件も発生していることを重視し、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは、根拠のない楽観的な見通しであると指摘をしています。

その原因については、原告側の準備書面は、基準地震動を決めるもととなるデータが極めて限られている上、またその限られたデータに基づく応答スペクトル、断層モデルでの解析方法は、平均値を求めるものであり、データのばらつきが考慮されておらず、平均像で行えば、実際に起こる地震・津波の半分は無視され、著しい過小評価となっていると説明をしています。前回の質問で指摘した入倉方式では、平均値から一番離れたデータは、ほぼ平均値の4倍の値を示しています。

四国電力は570ガルを基準地震動としていますが、いずれにしても基準地震動を平均値で求める方式は著しい過小評価があると思います。林業振興・環境部長にお聞きします。

判決は、地震における外部電源の喪失や主給水の遮断が、基準地震動以下の地震動によって生じ得ることに争いが無い、しかし外部電源と主給水が同時に失われれば、限られた手段が功を奏さなければ大事故となると指摘をしています。使用済み燃料プールも同様です。

外部電源、主給水施設が耐震Sクラスになっていないのは著しい安全軽視ではないのか、林業振興・環境部長にお聞きをします。

外部電源、主給水施設が破壊された後のシビアアクシデント対策は、原則として手動、可搬

設備での対応となっています。判決は、そうした事故対応のイベントツリーの実効性について、混乱と焦燥の中で適切かつ迅速にこれらの措置をとることの困難性を詳細に示し、それが功を奏さない限り大事故になるとしています。これら非常用の対策が確実に実行できる保証はあるのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

これまでの多くの原発裁判の判決は、原子炉設計基準を満たしていれば安全というロジックでなされていました。福島原発事故は、そのロジックが間違いであったことを示し、今回の判決はその反省に立ってのものです。新しい規制基準も安全性を保証したものではなく、規制委員会自身もリスクは残ると述べています。

原発を動かすことは、このリスクをあえて受け入れることです。そういう国民的な合意、判決で言えば福島原発事故で実際に検討された避難範囲250キロメートルの住民の合意抜きに、原発再稼働は不可能と思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、地方教育行政法の改正について知事並びに教育長にお伺いします。

地方教育行政法改悪が強行されました。安倍内閣は、改正の理由を大津のいじめ事件を引き合いに、教育長と教育委員長の責任と権限の明確化、迅速な対応を可能とすることなどとして、改悪を進めようとしてきましたが、国会審議では何人もの参考人が、多くの教育委員会は本当に責任を持ってやってきたし、迅速にも処理してきたと述べておられますと述べ、下村文科大臣も多くの教育委員会はうまくいっていると聞いているし、私もそう思うと答弁するなど、立法の前提そのものが崩壊しています。まさに政治的思惑での改悪です。

その内容は、地方の大まかな教育方針である大綱を国の教育振興基本計画を参酌して定めること、首長が主宰する総合教育会議を新設する

こと、教育委員長を廃して、首長が新教育長を直接任命、罷免できるようにするなど、国と首長による地方教育行政への政治支配を強化するものとなっています。国会審議の中で、教科書採択や学力テストの結果の公表など、教育委員会の権限である事項について、教育委員会の同意がなくても、首長が勝手に大綱に書き込めることも明らかになりました。

教育への政治介入を強めることには、首長がかかるたびに教育方針が変わり、教育現場に混乱をもたらすなど強い批判の声が出されました。子どもの権利・教育・文化全国センターが実施した全国の教育委員へのアンケートでは、68%が反対の意思を示しています。

こうした懸念、不安の声をどう受けとめているのか、知事、教育長にそれぞれお聞きをいたします。

こうした批判の声を反映し、国会審議を通じて、教育委員会の専権事項にかかわっては教育委員会に決定権限があること、首長との調整において合意しなかった事項については大綱に記載されたとしても尊重の義務がないことなど重要な確認がされました。また、総合教育会議について、相互の役割、権限を尊重しつつ十分に協議を行い、調整を図ることなどが附帯決議に盛り込まれました。

教育長は就任に当たり、現場の教員が誇りやモチベーションを保って仕事をできる環境づくりをしたいと述べるとともに、教育には政治が絡まないほうがよいと述べていますが、極めて大事な視点だと考えます。政治的意図で教員が評価されたり、教える内容が偏ったりすれば、教育は崩壊をします。その最大の被害者は子供たちです。

教育は政治からの独立性を持って営まれるべきと思いますが、教育長にお聞きします。

教育現場、教育委員会の意思を尊重して、そ

の環境整備などで支援することに首長の役割があると思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、農業規制改革案について知事にお伺いします。

国連はことしを国際家族農業年と決めました。その趣旨は、家族農業や小規模農業が、食料生産だけでなく国土保全、生物多様性の維持、文化伝承などでも大きな役割を担っていること。特に、経済危機で失業率が高まる中で、小規模農業の雇用調整力は重要な役割を持ち、雇用創出力もあり人口扶養力も高いものがあること、また石油などの資源依存度も低く、環境への負荷も小さいことなど社会的役割を高く評価しています。そして、国連加盟各国に対し、小規模家族農業が今後も存続し、その役割を果たせるよう、積極的な政策を策定し、必要な予算措置を講じることを勧告したのであります。

しかし、安倍政権が進めようとしている農政改革は、このような国連の動きに反して農地の集約化と規模拡大に向け、企業の農業生産への参入を促進するための規制緩和を行おうというものです。

安倍政権が進める農政改革は国際家族農業年の意義、取り組みに逆行するものと考えますが、どう認識されているのか、伺います。また、国連の勧告も踏まえて、本県の主流でもある小規模家族農業を存続させるために、今後どのような対策を進めていくのか、知事のお考えをお聞きします。

さらに、政府の規制改革会議が5月22日に提出した農業規制改革案は、農業協同組合や農業委員会制度の解体、営利企業の農地所有の解禁など、家族経営とその組織を基本とした今までの農業政策のあり方を根本から覆すものと言わざるを得ませんが、何点かお聞きをします。

まず、市町村農業委員会の公選制を廃止し、首長の任命制に改変することや、行政庁への意

見、建議を業務から除外させることなどは、農業委員会を市町村長の下請機関化させ、農地所有者や農家の参加を排除し、農業委員会の独自性をなくすことになると考えますが、御所見を伺います。

次に、中央会制度を廃止し、全国農業協同組合連合会は株式会社化するとの当初の改革案は、国民的な批判を受けて一部見直しがされたものの、その本質、狙いが変わるものではありません。まさに系統組織の解体であり、総合農協という日本農協運動の大事な特徴を壊すものでもあります。

さらに、単位農協の事業から信用・共済事業を取り上げ、委託・窓口業務に限定することは、今まで組合員がつくり上げてきた貴重な資産を金融資本や多国籍企業に明け渡すことになり、また単位農協の大切な財源や組合員同士の助け合いを奪うことにつながり、単位農協自身存続できないことにつながるのではないかと、御見解を伺います。

最後に、今農家が求めている改革は、営農指導の充実、農産物の価格安定、地域農業の担い手の確保などであり、農家、組合員とともに農協みずから改革を進めることです。しかし、今回の農業規制改革案は、日本共産党紙智子議員の国会質問に対して、後藤田農水副大臣が農業関係者から要望は出されていないと答弁しているように、農業関係者を無視したもので重大です。

今回の農業規制改革案をどう受けとめているのか、また高知県農業、小規模家族農業を守る立場で国に対して強く提言を行っていくべきと考えますが、御所見を伺います。

次に、公共交通再編について副知事に伺います。

土佐電鉄の暴力団問題を契機に県が設置した中央地域公共交通再構築検討会は、土電と県交

通両社を特別清算し、事業を引き継ぐ新会社を10月に設立する再編スキームを確認し、新会社に対し県と12市町村がそれぞれ5億円ずつ、都合10億円の出資を求めています。

県民は、公共交通を守るための新会社設立は余儀なしかなと思うものの、元土電会長西岡寅八郎議員の辞職以外、いまだ政務調査費問題も含め全容究明がなされず、本来、暴力団とのかかわりなど知り得る立場にあり、また元県議の個人商店化した土電の経営実態も知り得る監督者としてあったにもかかわらず、その責任を果たしていたと言えない県行政の不作为に対する不信から、出資に釈然としない感を持つ方も多いと言われています。新会社は巨額の行政の出資、税金投入を前提に経営がされます。新たな公金を支出するには県民への説明責任が不可欠であり、それには県民不信がある従前の土電対応の問題点を、原因も含め明らかにする姿勢を示すことも含まれなければならないと考えます。

新会社の設立と、それへの行政の出資額の妥当性をどう県民に説明するのか、そして、この間の土電経営への県の対応をどう教訓にし、新会社の経営に生かしていくお考えなのか、お聞きをいたします。

公共交通中央地域にある12自治体にとっても、新会社での住民の移動を確保することの必要性は理解をしているものの、我が地域の住民の足が確保されるのかどうか、また不採算の地域生活路線維持のために補助制度を見直すとされているが、基礎自治体の市町村に新たな財政負担がかぶさってくるのではないかと不安を持っています。公共交通は社会インフラであり、その上に医療、福祉、教育を初めとする住民生活があることを考えると、住み続けられる地域として再生するために、それが果たす役割は極めて大きいことは言うまでもありません。

住民の移動権を守る立場で路線確保を図るべ

きだと考えますが、どうお考えか。また、補助制度の見直しをどう図っていくのか、そして新たな財政負担への危惧に関してのお考えをお聞きします。

検討会に両社が提出した事業再生計画案では、新会社は3カ年目には黒字転換するとしています。それは地域住民の利用促進なくしてあり得ないことは自明の理です。株主となった県民が当事者として、経営に関する意見が反映でき、徹底して住民ニーズに応える取り組みを保障することが、持続可能な公共交通として再生することにつながると考えます。

県や市町村を代表する役員配置の考え方とあわせ、路線や料金、各種サービスへの県民の声を生かした利用促進の取り組みをどう進めていくのか、伺います。

交通運輸事業は、運転手などの運行従事者がいて初めて成り立つ事業です。肉体的、精神的な状態、技術力が安全運行に直結します。事業基盤の強化や人材育成の土台として、安全・安心の労働環境の成立が求められます。これらの取り組みについての考え方をお聞きいたします。

次に、大学の学費と奨学金問題について知事にお伺いします。

異常に高い日本の学費の無償化と、給付制奨学金の一日も早い創設を強く願い質問をします。

2013年の国立大学法人の授業料は53万5,800円、入学金は28万2,000円に達し、初年度納付金は81万7,800円、さらに私立大学の学費は、2011年の平均データで授業料85万7,000円余と、入学金、施設管理費を含めて初年度納付金は131万4,000円余に上ります。高学費の実態は、とりわけ経済的に貧しい家庭の出身者はもちろん、全ての国民、子供たちから教育の機会均等を奪うものとなっています。

さらに、進学、進路を保障すべき奨学金制度

は、利用者のうち7割が有利子の貸与となっており、まさに金融事業化しています。今、不安定雇用が広がり、雇用破壊が進むもとの、奨学金が返せないという深刻な社会問題を引き起こしています。大学卒業と同時に数百万円規模の借金を抱えての社会人スタートが、希望ある青年と日本の未来をも奪うものとなっています。

この間、日本民主青年同盟高知県委員会が学費、奨学金などについて県下の学生実態アンケートを実施し、207人から回答が寄せられています。その結果のまとめに基づいて紹介、質問したいと思います。アンケート結果を見ると、奨学金は予約などを含めると63%、6割を超えて利用している実態が浮き彫りになっています。実家からの仕送りのある人が62%で月3万円が一番多く、仕送りなしが23%です。また、学生の約7割が親に経済的な負担をかけていることを気遣いながら、奨学金がないと生活できない、アルバイトしないと生活できないと訴えるとともに、バイトのために学習時間を削ったり、授業を遅刻、欠席するなど学業への直接の影響もあらわれています。そして、学費を安く、教材費を無料に、返済不要の奨学金をつくって、アルバイトの時給を上げてなど、経済的負担の軽減を強く求めていることが明らかになっています。

直接の聞き取り調査も実施しています。奨学金月3万円借りている2年生の女性。「授業料は親が払い、3万円の奨学金と月三、四万円のアルバイト収入で生活、2人の弟も大学で家は大変。バイトは週3回、終わって家に帰ると疲れて寝てしまい、課題もできなくなる。不安なことは本当に奨学金を返せるのかということ。怖くて総額を数えたことはない。借金なので、できるなら借りたくなかったが、家族と相談の結果借りた。でも奨学金がないと生きていけない。でも将来が不安」と話をしています。

無利子奨学金を月5万円借りている4年生の女性。「奨学金を借りないと大学に行けなかった。奨学金とアルバイトで生活、服は買う前に悩んだら買わない。マイボトルのお茶を持参し、自炊は毎日。もしお金があれば大学院で勉強もしたかった。将来のことを考えても結婚どころではない。自分たちも生活できないのに子供が欲しいとは思わない。病気になって奨学金が返せなくなるのが一番不安だ。奨学金でもうけるのはおかしいし、国がもっと教育にお金をかけるべきだと思う。自己責任はおかしい、だから少子化になると思う」と訴えています。

こうした学生の生活実態や学費、奨学金への願いをどのように受けとめられるのか、また直接学生に会い、話を聞く場を持つてはどうかと思います。知事の御所見を伺います。

1979年の国会批准以来、長い間留保されていた国際人権A規約第13条2(b)及び(c)が国民的世論の中で、2012年9月11日、留保が撤回されました。これは中等教育、そして高等教育の特に無償教育の漸進的な導入を規定しており、拘束されることになったのであります。今、OECD加盟34カ国中17カ国が大学授業料無償化となり、無償化でない残り17カ国のうち16カ国に給付制奨学金があります。しかし、学費無償も給付制奨学金もないのは日本だけであり、まさに教育後進国なのであります。今、世界の流れは、学費は無償、奨学金は給付が当たり前となっています。

知事は留保撤回をどう受けとめているのか、また高知県の実態を踏まえ、無償教育の漸進的な導入を国に積極的に提言すべきと考えますが、あわせて伺います。

次に、高知県立大学、高知工科大学に関して文化生部長にお伺いします。

まず、それぞれの日本学生支援機構の第1種・第2種奨学金の貸与の推移、また貸与にならな

かった申込者数とその主な理由についてお聞きします。

授業料免除制度については一定の改善を図られているとのことですが、その内容とそれぞれの実施状況の推移について伺います。

さきに指摘をしました無償教育の漸進的な導入との立場に立脚した、さらに抜本的な改善が必要だと考えます。学力基準の緩和、撤廃、日本学生支援機構等の奨学金貸与を前提にすることの見直しなどを検討すべきと思いますが、御所見を伺います。

次に、高等学校再編問題について教育長に伺います。

この間、南高校関係者を対象にした教育委員協議会が2回行われましたが、引き続き強い批判と反対の声が寄せられています。署名をいっぱい集めたのに何も変わっていない。署名をしてくれた人に責任持てない。統合案だけでなく、第2案、第3案を絶対出してくださいと涙ながらに母親が訴えていました。あくまでたたき台、丁寧な議論をと言いながら、結局、統合ありき、事実上の廃校ありきの進め方は到底認められるものではありません。

関係者の130項目を超える意見への県の回答にも、そのことがあらわれていると思います。幾つか紹介し、個々お聞きをいたします。

適正な規模問題について、再編振興アンケート結果は、7割の保護者、生徒が1学年2から5学級を希望しているとの意見に、アンケートは中山間地域を中心にとった結果だからと、高知市中心部での結果とは違うかのように反論をしています。

そうならば、改めて高知市、また周辺部を含めたアンケートを実施すべきではありませんか、伺います。

6学級以上でないと十分な習熟度別授業などができないと回答していますが、2013年2月の

検討委員会報告では、習熟度別学習指導などを行うためには、1学年4学級から8学級必要としているではありませんか。また、高知市などは6学級以上とする明確な根拠はありません。

4、5学級についても、必要なところは行政が責任持って条件整備を図るべきであり、その検討を行うべきではありませんか、お伺いします。

また、部活動等は大事な教育活動の一環ではありますが、特別活動を含めて学校規模が小さくなれば学校の活力が弱くなっていく、6学級以上では、より活気あふれる学校づくりが可能と回答しています。しかし、部活動等のあり方をもって、しかも6学級を基準に、抽象的な学校の活力、活気について云々できるものではありません。また、さきのアンケートは、高校選択の要素に部活動と答えた人は一、二割となっており、あくまで高校教育の目的から見て副次的なものです。

部活動を理由に一つの学校を廃校することは、県民の納得を得られるものではないと考えますが、お聞きをいたします。

こうした対応を見ると、統合案に強く固執するばかりで、県民の思いを大事にして誠実に対応しているとは言えません。

次に、2月県議会で議長に提出された1万5,000名を超える統合計画案の撤廃を求める陳情、そしてその後採択された高知市議会での請願と、県知事、教育長に対する意見書は民意そのものであり、極めて重いものがあると考えますが、どう受けとめているのか、改めてお伺いをいたします。

また、西高校関係者の協議会では、まずは南中・高の生徒や保護者に納得してもらえる案を出してほしい、それからの話だとPTA会長が発言をされています。全く道理のある話であり、先に南中・高の納得がなければ、西高校との話

も進まないということでもあります。

この発言をどう受けとめているのか、たたき台に対する第2案、第3案を誠実に提示すべきではありませんか、今後の対応もあわせてお聞きをいたします。

次に、来年4月から実施されようとしている子ども・子育て支援新制度について知事に伺います。

同制度は、保育所を初め子育て支援をどう充実させるかという視点から議論が始まったものではなく、経済成長戦略の一環としてスタートしました。国民的な反撃で、児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施義務は残りましたが、事業者と利用者の直接契約、企業参入を容易にする規制緩和など、保育を市場化することが基本となっています。実施主体は市町村ですが、尾崎知事は知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーを務めており、基本的な考え方についてお聞きいたします。

新制度は待機児童解消を理由としていますが、市町村が保育所整備に二の足を踏んできたのは、国の定める基準が極めて貧困なためです。国基準では、保育料は3歳以上児で月額10万円を超える大変高い額となっています。また、今は一般財源化されていますが、運営費補助基準では、保育士の配置数が実態より少ない、保育士1人当たりの人件費も400万円程度しかなく、多くの市町村が持ち出しを強いられてきました。

先日、公定価格案が示されましたが、国の低過ぎる基準は改善され、市町村の超過負担を解消するのか、また子育て施策がさらに前進できる財政の枠組みとなっているのか、知事にお聞きをします。

市町村の保育実施義務は残りましたが、保育所に入所できなかった人は、認定こども園や小規模保育など、地域型保育の利用を市町村のあっせんを受けて直接契約しなくてはなりません。

ん。保育の必要性について、親の就労を基本的に優先順位を決めますが、障害児を抱えて親のどちらかが就労していない場合や、両親が不安定な非正規労働など、貧困などのリスクを抱える家庭の点数が低くなり、入所できない懸念があります。保育所に入所できない場合、他の施設では直接契約となり、施設側が利用者を選択するために入所はさらに困難になります。入所できても、保育料以外の上乗せ負担や質的に劣る条件での保育で我慢しなければなりません。例えば、小規模保育のB型では保育士は半分でよい、C型では研修を受ければ保育士でなくてもよいとなっています。

障害を持つ子供やリスクを抱える家庭の子供が体制のしっかりした保育所で保育を受けられることが重要と思いますが、県としてどう考えているのか、教育長にお聞きします。

厚労省が発表した2013年の保育所の死亡事故報告では、利用園児数に対する事故発生率は、認可外は認可保育所の45倍となっています。この点からも質の担保は極めて大事です。

子供に平等に良質の保育を提供することが重要と考えますが、教育長にお聞きします。

来年4月実施と言いながら、制度の細部は決まっておらず、自治体関係者からとても間に合わないとの声が聞こえています。何より保護者へ説明がなされておらず、極めて複雑な制度を短期間で周知するのは不可能だと思います。

実施の延期も含め、保護者の理解を得る機会を十分保障するべきだと思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、子供の医療費助成制度の拡充について知事に伺います。

県は、学童保育料の減免や教育費負担の軽減など、子育て支援策の充実のために取り組んできました。その中でも、長らく拡充がされていない子供の医療費助成制度の抜本的な検討をす

べき時期に来ていると考えるものです。

子供を持つ場合の不安として、経済的負担の増加が圧倒的な割合を占めており、その改善が少子化対策として極めて重要なことは論をまちません。そのため、高知県内でも既に34の市町村のうち25の自治体で中学校卒業まで、医療費は入院も通院も無料で所得制限なしとなっており、子育て世代に歓迎をされています。これまでおいていた高知市も、やっとことし10月から、就学前まで入院、通院とも県の助成分に上乗せをして拡充されることになりました。それでも、県内の市町村の中には大きな差が生まれているのです。

知事は、これら自治体の取り組みと努力をどう評価しているのか、お聞きいたします。

群馬県では、平成21年から全国で初めて所得制限なし、自己負担なしで、入院、通院とも中学校卒業まで対象とする制度を県として実施をしています。その効果の大きさは明らかで、先行していた自治体ではさらなる子育て支援に予算が使えるなど、市町村との合意も大変スムーズに、歓迎されて導入できたとお聞きをいたしました。まさに県の出番ではありませんか。

群馬県の取り組みの評価と感想を伺います。

若い世代の定住、移住をさらに促進するためにも、また全国より10年先を行く少子高齢化県としても、特に課題解決が求められているとすれば、医療費無料化の枠を広げる県全体での施策の前進が重要であり、高知県にとって避けて通れない課題だと考えます。

高知県で中学校卒業まで無料化を実施した場合、県負担はどれだけ必要となるのか、またこの際、拡充すべきだと考えますが、知事に伺います。

次に、障害児の通学支援について教育長に伺います。

介護タクシーの利用などについて、昨年12月

議会に続いて実情に見合う一層の改善を求めて質問をします。

この間、県教委が国に積極的に提言、協議する中で、保護者等が急病等の体調不良により介護タクシーを利用した場合、年間4回、2往復ですが、全額就学奨励費の対象になりました。しかし、年間2往復では現状に合いませんし、障害児の通学保障には不十分です。安心して学校へ送り出せるよう回数をふやすことが急がれます。

さらなる改善を国に働きかけるとともに、この間の国との協議の中で文科省は、突発的な事情により介護タクシーを利用した場合の承認や、介護タクシーを利用した際にガソリン代を支給するか、介護タクシー代を支給するかは県の判断という見解を示し、県はガソリン代支給の新たな制度をスタートさせていますが、県として実態に見合う対応に踏み出すことを強く求めるものです。御所見を伺います。

次に、障害者移動支援事業、ガイドヘルパーの派遣についてであります。

12月議会で紹介したK君は、視力障害もある重度重複障害児で、通学の車中でも舌が下がり窒息状態になるのを防いだり、ずれる体をもとに戻すなど、送迎するお母さんは必死の運転です。重度であっても、仲間の中で学び成長するK君を見たい、そのためにも一日でも多く通学をさせたいとの親の思いです。しかし、お母さんが病気になれば、介護タクシーを仮に利用できても学校に通わせることはできません。どうしても介助者が必要なのであります。

東京都千代田区では、義務教育や養護学校高等部への通学に保護者が付き添えないとき、現在月30時間という制限はありますが、ガイドヘルパーが同行してくれます。年間45人が移動支援サービスを登録しており、うち26人の子供たちが通学に利用しています。確かに区の実施要

綱も、通年かつ長期間にわたるものは対象外との規定ですが、紹介事例は実態もそれに該当しないし、できるだけ広く住民の移動を、社会参加を保障しようという立場を貫かれていました。こうした臨時的、突発的とも言える通学への移動支援サービスを実施する自治体は多数広がっています。

地域福祉部長にお聞きいたしますが、県下の状況はどうか、実施が進むように自治体への支援、指導を強めていただくよう求めるのですが、御所見を伺います。

K君は介護タクシーとともに、ガイドヘルパーの同行がないと学校に通うことはできません。教育行政の核心である、通学を支援し教育を受ける権利を保障するために、市町村の移動支援事業が整備されるまでの間、緊急対応をするべきだと考えますが、教育長の見解を伺います。

最後に、就学奨励費の支給手続について伺います。

ある障害児は、お母さんと一緒に路線バスに乗って通学をしています。しかし、月々の定期代に悲鳴を上げています。多くの御家庭が共働きもままならないなど厳しい経済状況にあり、一日も早い奨励費の支給が求められています。収入・所得証明書提出の手続などがあり、支給が9月ごろと伺っています。今、奨学金や高校授業料無償化の手続でも改善に努力されており、就学奨励費についても早急な支給へと改善を図るべきと考えますが、教育長の御所見を伺って、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 米田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認についてのお尋ねがございました。

集団的自衛権の行使につきましては、私はこれまでも、科学技術の発達の度合いや我が国を

取り巻く安全保障環境の変化に応じて、一定認められるべきであると申し上げてまいりました。あわせて、認められる場合であっても、防衛目的を逸脱するようなことは決してあってはならないとも申し上げてきております。

憲法解釈という点で申し上げれば、私は憲法の本質を解釈によって変更すべきではないと考えております。他方で、その本質に根差して、連続的かつ合理的に展開される解釈の見直しまで否定するものではありません。集団的自衛権の行使の議論の場合も、憲法9条の要請の本質に根差した上で、そこから派生する解釈の範囲内に入っているかどうかを重要だと考えております。

具体的には、憲法9条のもとにおいても認められるとされている武力の行使についての3要件、第1に我が国に対する急迫不正の侵害があること、第2にこれを排除するために他の適当な手段がないこと、第3に必要最小限度の実力の行使にとどまるべきこと、これらの要件から連続的かつ合理的に展開できる範囲内にとどまるものであれば、解釈の変更で対応可能とみなせるものと考えております。例えば、我が国に対する急迫不正の侵害があることということについて、これまでは我が国が直接攻撃を受ける事態に限定されていたわけではありますが、我が国が直接攻撃を受ける事態ではないものの、Aという事態が起こると確実に我が国に対する直接攻撃であるBという事態が起こるという連鎖が確実に見込まれるのであれば、Aという事態を急迫不正の侵害とみなしてよいと考えられる場合もあるであろうということでもあります。科学技術の発達の度合いに応じて、このような事態がさまざまに展開されようとしております。

しかしながら、この3要件から連続的かつ合理的に展開される解釈の範囲を超えるものを、無理に解釈で改憲しようとするのはおかしいこ

とだと思われ、すべきではないと思います。そうした事柄がどうしても安全保障上必要とされるのであれば、憲法改正を目指して、改めて改憲手続ののちの国民的議論に付すべきであると考えております。

次に、これまでの集団的自衛権行使の実態についてどう認識しているかのお尋ねがございました。

国連安全保障理事会に集団的自衛権行使として報告されたものは過去に14事例ございますが、こうした事例の中には、旧ソ連によるハンガリーやアフガニスタンへの侵攻のように、国際社会から非難を受け、国連による撤退要請の決議を受けた事例もあると承知しております。他方、湾岸戦争における集団的自衛権の行使のように、国連で武力行使が認められた事例もあると承知をしておるところでございます。

次に、海外で武力行使をしないなど、これまでの歯どめを堅持すべきではないかのお尋ねがございました。

私は、集団的自衛権の行使によって、仮に海外で武力が行使される場合があったとしても、先ほど申し上げた3要件から連続的かつ合理的に展開できる範囲内で、あくまで我が国の自衛のために行使されるということが重要だと考えております。

また、国際協力の枠組みに参加する際には、PKO協力法や、その都度制定される特別措置法により自衛隊の活動内容が決定されるなど、これまでも歯どめがかけられてまいりましたが、今後も歯どめが必要であると考えておるところであります。

次に、自衛権発動の要件についてお尋ねがございました。

与党協議会で高村座長が私案として示した、いわゆる新3要件については、昨日修正案が示されたところでございますが、従来の自衛権発

動の3要件をベースとして、集団的自衛権の行使の範囲を限定しようとするものであり、私が従前より申し上げてきたことと方向性は同じものだと考えています。

この間、他国に対するとか、おそれといった点について、曖昧さが残るとして議論がなされ、限定をより明確にする方向で議論が進んできております。今後、個別事例に即した議論をさらに深めていくことにより、解釈の曖昧さゆえに後世に禍根を残すことのないようにしていくこと、そして丁寧に国民に理解を求めていくことが大事だと考えております。

次に、アメリカのために日本の若者の血を流させることに道を開くものであり、国民の望みとは逆行すると思うがどうかのお尋ねがありました。

繰り返しになりますが、私は集団的自衛権の行使は一定認められるべきだと考えておりますが、これは我が国の安全保障が国際社会の協調の上に成り立っている現実を踏まえ、憲法9条の定めという制約の中でその協調関係を強化していくことにより、日本国民の安全・安心を将来にわたり確保したいという理由からであります。集団的自衛権の行使は、アメリカに引きずられて行使するといったようなものではなく、国民の生命、財産を守るため必要な場合に、我が国として主体的に判断すべきものであって、あくまで日本国民のために集団的自衛権を一定の制約のもとで認める、そうあるべきだと考えております。

次に、大飯原発運転差し止め判決に関する一連の御質問にお答えをいたします。

まず、判決に対する感想についてお尋ねがありました。

原発の稼働に際しては、地域住民が安心して暮らせるような安全性の確保が大前提であることは、私もこれまで何度も申し上げてきたとお

りであります。

今回の大飯原発に関する判決では、福島第一原発事故による被害の大きさや、その影響が多岐にわたっていることなども踏まえ、これまでの知見の上に立った大飯原発に係る安全対策に疑義があると判断されたものと認識しています。この判決を踏まえて、原子力規制委員会においては、厳格な上にも厳格な審査を行い、基準に該当しない原発は稼働させないとの姿勢を堅持していくべきであり、電力会社において、なお一層の安全確保に向けた最大限の努力をしていただく必要があると考えております。

次に、国民的な合意や、原発から半径250キロメートル圏内に居住する住民の合意抜きに、原発再稼働は不可能ではないかとお尋ねがありました。

これまでも申し上げてきましたとおり、原発につきましても、その依存度を徐々に徐々に引き下げていくべきだと考えておりますが、その過程においては、現実的に利用可能な料金による電力供給が困難となるおそれがあることから、やむを得ず原発を再稼働せざるを得ない時期や場面が出てくる可能性を否定することはできません。しかし、仮にそうなった場合でも、安全対策が万全であることが大前提であると考えております。

本県においても、一たび伊方原発で事故が起これば、その影響を直接的、間接的に受けるおそれがあることから、伊方原発の安全確保には非常に強い関心を持っており、福島原発のような事故は絶対に起こしてはならないという強い思いを持っております。そのため、四国電力に対しては、勉強会などを通じて、南海トラフの巨大地震による影響なども含めた安全対策について詳細な説明を求め、徹底した安全の確保を行うよう、今後とも強く要請を行ってまいります。

そして、何よりも国において、原発の安全性についてさまざまな角度からの検証を徹底していただき、新規制基準に該当しない、安全性の確保されない原発は稼働させないとの姿勢を堅持していくべきだと考えております。

次に、地方教育行政法の改正に係る懸念や不安の声をどう受けとめているのかとのお尋ねがございました。

教育は、個人の精神的な価値の形成に直接影響を与える営みであり、その内容は、特定の党派的勢力から影響を受けることなく、中立公正であることが求められます。教育の政治的中立性は、私としても非常に重要なことであると考えております。

今回の地方教育行政法の改正は、昭和31年に現在の制度が形づくられてから、およそ60年ぶりの大きな改正となります。そのため、この改正に対して不安や懸念をお感じの方々もいらっしゃると思いますが、今回の改正では、首長が教育に関して教育委員会と連帯して責任を負う仕組みとするとともに、教育委員会を執行機関として残すなど、教育の政治的中立性を確保するための仕組みもしっかりと構築されているところであります。

教育において、この政治的中立性を確保することも大切ですが、あわせて教育に民意をさらに反映し、責任を明確にして施策を着実に実行していくこともまた極めて重要なことであります。私としては、今回の法改正は両者をともに考慮したものとして評価できるものと考えております。

今後、首長と教育委員会が教育の政治的中立性の重要性を常に念頭に置きながら、総合教育会議の場などで、それぞれの権限と責任に基づき密接にコミュニケーションを図り連携して教育行政を推進してまいりますことで、教育に対する住民の期待に応えていくことが大切なこと

だと考えております。

次に、地方教育行政法の改正に係る首長の役割についてお尋ねがございました。

私は、住民による選挙で選ばれ自治体を代表する立場にある首長が責任を持って教育に民意を反映させ、住民の期待に応えていくことが重要であると考えております。その意味で、今回の法改正によりまして、首長が教育行政に連帯して責任を負う仕組みが構築されたことは大きな意義があると考えております。

本県ではこれまでも、私と教育委員会が密接なコミュニケーションを図りながら、学校施設の整備や教職員の定数などの教育環境を整えることに加え、児童生徒の学力や体力の向上、不登校を初めとする生徒指導上の諸問題など、教育課題の解決に連携して取り組んでまいりました。また、児童生徒の健全育成に向けて、「高知家の子ども見守りプラン」のもとで、知事部局と教育委員会、警察本部が連携して総合的な取り組みも推進してきたところであります。

こうしたことに加え、新たな教育委員会制度におきましては、総合教育会議において、教育の振興に関する施策の大綱を初め、教育条件の整備などの重点的に講ずべき施策、児童生徒の生命にかかわる緊急な場合に講ずべき措置などを知事と教育委員会が協議、調整することとなっております。この会議の場で、先ほども申し上げましたとおり、教育委員会とこれまで以上にコミュニケーションを図り、ベクトルを合わせながら施策の推進を図りますことで、さらなる本県の教育の振興につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、安倍政権が進める農政改革への認識と、小規模家族農業を存続させるための対策についてお尋ねがございました。

国際家族農業年は、家族農業に象徴される小規模農業が食料安全保障や自然環境、農業の持

続性などの面で大きな役割を果たしていることに着目し、国際規模で小規模農業が直面する課題などについて議論を交わし、飢餓の根絶などに対応していこうとするものであります。

今般の農政改革では、農業への企業参入や経営の大規模化といった側面がクローズアップされておりますが、我が国の農業経営体の大半は家族経営が占めており、その役割は非常に大きいものがあります。安倍総理御自身も、ことし3月の参議院予算委員会において、私たちの政策は家族経営を否定しているものではない、しっかりと支援していきたいと発言しておられます。こうしたことを踏まえますと、国の農業政策が国際家族農業年の意義に逆行するようなことには恐らくならないであろうと認識しておりますし、そういったことがあってはならないと考えております。

本県では、生産条件が厳しく、規模拡大が困難な中山間地域が多いことから、単なる効率化という視点ではなく、小規模な家族経営体を中心となって、地域がまとまっていくことが大事であります。そのため、産業振興計画のもと、まとまりのある産地づくりの取り組みや、高齢化などにより農地の維持が困難となった地域では集落営農の推進に取り組んでいるところでございます。他方、本県農業の足腰を強くするためには、次世代施設園芸団地に代表される先進技術を取り入れた大規模経営の推進もまた重要であります。そのため、ことし4月に開設しました農業担い手育成センターにおいて、今後、本県農業を支える先進技術を学んだ新たな担い手の確保、育成に取り組むこととしております。

いずれにしても、この農業年で言われる小規模農業の有する価値及び担い手の多様性という点を考えますと、本県の目指す農業政策と根本的に相通ずるものがあると思っております。規模の大小や経営の形態を問わず、多様な担い

手が地域で安心して農業を続け、農業・農村社会を維持・発展できるよう、今後ともこうした取り組みを着実に進めてまいります。

次に、国の農業に関する一連の改革についてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

政府は、規制改革会議から提出された答申を受け、昨日農協組織の見直しなどを盛り込んだ規制改革実施計画を決定し、また昨年12月に策定された農林水産業・地域の活力創造プランを改定しました。

まず、今回の見直しの一つである農業委員会の見直しについてお答えをいたします。

農業委員会は、地域の優良農地の確保や農地の利用調整、遊休農地の解消、地域の農業者の声を農業施策に反映させるための活動などを行っており、地域農業の維持・発展に大きく貢献している行政機関であります。

近年、農業者の高齢化や次代の後継者問題、受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、我が国の農業をめぐる環境は厳しい状況にあります。また、今年度から農地中間管理事業により、担い手への農地集約化を大幅に推進することとしており、農業委員会の主たる使命であります農地利用の最適化という役割は、ますます重要になってきております。今回の見直しは、農業委員会の機能をこうした役割に特化させることを目的としているものと理解をしております。

しかしながら、例えば農業委員会の選挙制度を廃止することにより、制度が恣意的に運用されるのではないかと、農業者の声が施策に反映されなくなるのではないかなどといった現場からの懸念の声もありますので、今後の制度設計に当たっては、このような懸念が払拭されるよう、国にはしっかりと検討していただきたいと考えております。

次に、農業協同組合の見直しについてお答えをいたします。

これまで農協中央会を中心とした農協系統組織は、県と一体となって産業振興計画の推進に取り組むとともに、営農指導はもとより、農産物の共同販売や資材の共同購入など、本県の農業や組合員にとって大変重要な役割を担っております。また、中山間地域では、地域住民に欠かせない購買店舗や金融機関などの機能を発揮しており、農協が行う総合的な事業全体が地域社会を支える重要な仕組みとなっております。

今回示された改革の内容として、地域の農協が独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投球できるよう、中央会制度から新たな制度への移行や、全農等の事業、組織の見直しなどが求められております。しかしながら、例えば全農の株式会社化は、営利優先により不採算部門の縮小や廃止を招くのではないかと、また信用事業の譲渡は、収益の低下による営農指導事業の弱体化や、経営の効率化による不採算店舗の閉鎖などにつながるのではないかとといった懸念もあり、今後の議論の行方によっては本県の農業や地域住民の生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるものを含んでおります。

こうしたことから、今月3日に開催されました四国知事会におきまして、これまでの地域農業や地域社会に対して果たしてきた農協等の役割を踏まえ、地方の意見も十分に聞き、中山間を初めとする地域の農業・農村の衰退につながるような拙速な見直しとならないようにすることとの緊急提言を採択し、国に対して申し入れを行ったところでございます。今後とも議論の行方を注視しながら、適切に対応していきたいと考えております。

次に、大学生の厳しい生活実態や学費、奨学金への願いをどのように受けとめるのか、また直接学生から話を聞く場を持つてはどうかとの

お尋ねがございました。

我が国の大学の授業料は諸外国と比較しても高い水準にありますし、近年の経済状況を背景に、家庭における高等教育段階での教育費負担は増加をしております。

こうした中、国におきましては、高い志を持って大学への進学を望む学生が経済的な理由で進学を断念することのないよう、授業料減免や奨学金に係る予算を拡大するなど、学生への経済的支援を充実させております。

また、県におきましても、大学改革に合わせて県立大学の授業料減免枠を撤廃したり、文化学部夜間主コースの授業料を半額にするなど、学びの機会の保障、拡大に向けた取り組みを進めております。

家庭の経済状況にかかわらず、意欲ある全ての子供や若者たちが安心して教育を受けることのできる環境を整えることは非常に重要であり、我が国の将来の社会、経済、文化の発展を支える人材育成という観点からは、こうした学びを社会全体で支えることが必要であると考えております。

これまでも医師や福祉職を目指している、あるいは防災活動に取り組んでいる県内の大学生や専門学校生の皆さんと意見交換を行っております。今後、そういった場で学生生活の実態などについても率直な意見交換を行っていきたくと考えております。

次に、国において、国際人権A規約の中の無償教育の漸進的な導入に関する規定の留保を撤回したことについての大学教育に関する受けとめと、国に対する働きかけについてお尋ねがございました。

国におきましては、国際人権A規約の留保撤回以降、大学の授業料減免や無利子の奨学金に係る予算の拡充、所得連動返還型奨学金制度の導入など、高等教育段階での経済的支援の充実

が図られております。

また、私も委員として参加している教育再生実行会議においても、来月取りまとめられる予定の第5次提言では、国及び大学は授業料減免や所得連動返還型奨学金等の支援策を一層推進するといった内容を盛り込むよう議論が進められているなど、国においても改善の方向で取り組みが進められています。

将来を担う子供たちの学びを支えていくということや、夢や志を持つ子供たちの学ぶ機会をしっかりと保障するということが極めて重要なこととございます。私は、日本が今後も成長し、安全で安心して暮らせる社会を維持していくためには、教育への投資は決して惜しんではならないと思います。少子化対策への投資とともに未来に対する投資と位置づけ、国においても新たな財源も確保しながら積極的に対応していただくことが重要であります。教育再生実行会議の場におきましても、私はこの点を強く強調してまいりました。今後も、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、政府への政策提言の場、その他の場などでも申し上げていきたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援新制度に関し、まず市町村の超過負担は解消するのか、また子育て支援施策が前進できる財政の枠組みになっているのかとのお尋ねがございました。

子ども・子育て支援新制度は、本格的な人口減少社会が到来する中、子供を産み育てたいという希望を持つ方を、国や地域を挙げて社会全体で支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することを目指すものであります。

その仕組みの中で、子供の最善の利益を図るために、子育て支援の中心的な役割を担う保育所や幼稚園、認定こども園などへの確実な財政支援は、大変重要なことと考えております。

私は、国の子ども・子育て会議に、全国知事

会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして参加し、職員の処遇の改善や保育士の配置基準の見直し、また地域の子育て支援の充実などについて強く発言をしてまいりました。その結果、新制度においては、例えば職員の処遇の面では、現在実施されている職員の勤務年数に応じる給与加算へのさらなる上乘せが図られております。また、保育士の配置では、3歳児について国の基準よりも手厚く職員を配置している施設に加算措置が講じられるとともに、地域の子育て支援として保護者の相談に応じる補助職員を配置した場合の加算も新たに計上されるなど、新制度は子育て支援施策の推進につながるものと考えているところです。また、これまで保育士を手厚く配置するために独自で財政負担を行ってきた市町村にとっては、今回の職員配置に関する加算措置により、財政負担の軽減にもつながるものと考えております。

なお、国からは、公定価格の細部について、保育所や幼稚園、認定こども園などからいただいている意見、要望も踏まえて最終的な単価設定を行っていくとお聞きしております。県といたしましても、今後の公定価格の決定に向けた動きを注視してまいりたいと考えております。

次に、新制度の実施の延期を含め、保護者の理解を得る機会を十分保障すべきではないかとのお尋ねがございました。

子ども・子育て支援新制度については、先月、来年4月からの施行が正式に決定され、国の職員が直接各地域に出向いての説明会も始まっております。

これまで県及び市町村では、子ども・子育て支援会議を設置し、保護者の代表の方々もメンバーに入っただき、新制度における事業計画の作成に取り組んでまいりました。また、事業者においては、当初から想定されていた来年4月の新制度実施を見据えて認定こども園等へ

の移行準備などを行っており、新制度の実施時期を延期させることは、かえって混乱を招くものと考えております。

県では、これまで市町村や事業者を中心に、新制度の説明会を実施してまいりましたが、今後は広く保護者の皆様に対しましても、この制度の実施主体である市町村と連携しながら、新しい保育サービスの内容や利用手続の方法、利用者負担などの説明に努め、新制度を円滑にスタートさせるよう取り組んでまいります。

次に、子供の医療費助成制度の県内市町村の取り組みと努力の評価、また群馬県の取り組みの評価と感想についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

県内の多くの市町村では、ここ数年の間に医療費助成制度の拡充を図っており、中学校卒業までの医療費の無料化を実施している市町村は、平成21年4月に入院12カ所、通院12カ所から、平成26年4月には入院27カ所、通院25カ所となっております。限られた財源の中で、子育て支援施策の充実に熱心に取り組んでいただいております。今後も拡充される動きがあるものと認識をしております。

また、群馬県が全国に先駆けて行った無料化の取り組みについては、それまで群馬県では大半の市町村の医療費の助成が3歳児までとなっていたようでありますので、中学校卒業までの完全無料化というのは、群馬県内の市町村の状況を飛躍的に向上させたという点で効果的な取り組みであると考えているところでございます。

次に、子供の医療費助成制度の拡充に係る県負担額と考え方についてお尋ねがありました。

県内の全市町村が、中学校卒業まで所得制限なしで医療費の無料化を実施した場合の金額を推計しますと、総額でおよそ24億円となり、そのうち2分の1が県の負担となりますので、およそ12億円が必要になることが想定をされます。

子供の医療費につきましては、子供が生まれ育った環境によって左右されず、全国どこでも治療費を心配することなく安心して医療を受けられるよう、社会全体で支えていく必要があると考えており、国において新たな子供の医療費助成制度を創設するように、全国知事会等におきまして提言をしているところでございます。

先ほどお答えしましたように、現在多くの市町村で既に中学校卒業まで医療費の無料化が実施されていますので、県による助成制度の拡充が、市町村での財源の振りかえになるだけでは、本当の意味での子育て支援策の充実にはつながらないのではないかと考えております。このため、次世代を担う子供たちの健やかな成長と発達、少子化対策として、どのような支援策が県民の皆様にとって最も効果的であるのか、子供の医療費助成制度の拡充を含め、十分な検討を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長（大野靖紀君） 大飯原発運転差し止め判決に関する一連の御質問にお答えします。

まず、基準地震動の設定を平均値で求める方式は著しい過小評価があるのではないかとのお尋ねがありました。

原発の設計の前提となる原発直下の最大の揺れである基準地震動につきましては、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析を行い、地盤の状態も考慮し策定されております。御指摘のありました地震動の評価につきましては、今回の大飯原発差し止め判決におきまして、地震動を推定する複数の方式について、原告らが主張するように選択の誤りがあったのではないかと等の議論があり得ようが、これらの問題については、今後学術的に解決すべきものであって、当裁判所が立ち入って判断する必要のない

事柄であるとしています。

原子力規制委員会においても、それぞれの原発の基準地震動を定めるに当たっては、電力会社の主張に対してさまざまな角度から検討を加えているところであり、厳格な審査が進められているものと認識しています。

伊方原発におきましても、今後基準地震動が規制委員会です承された時点で、四国電力から詳細に説明を求め、その妥当性についてしっかりと確認を行ってまいります。

次に、外部電源、主給水施設が耐震Sクラスになっていないのは著しい安全軽視ではないかとのお尋ねがありました。

関西電力は、外部電源が断たれば、非常用ディーゼル発電機で冷却することになり、主給水が断たれば、補助給水施設が冷却手段となるので、安全機能が確保されると主張しています。

それに対して今回の判決では、主給水によって冷却機能を維持するのが原子炉本来の姿であって、安全確保の上で不可欠な役割を第一次的に担う設備は、これを安全上重要な設備として、それにふさわしい耐震性を求めるのが健全な社会通念であると考えられるとして、このような設備を安全上重要でないとするのは理解に苦しむ主張であると言わざるを得ないと、関西電力の主張を退けています。

新規制基準の耐震重要度分類では、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設等をSクラスとするとしており、電力会社が安全確保の観点で設定することとなっています。なお、伊方原発の主給水系施設のうち、主要な部分はSクラスで整備されていると聞いています。

いずれにいたしましても、規制委員会においては、厳格な上にも厳格な審査を行い安全性の確保に努めていただくことはもとより、今でよ

しとするのではなく、絶えず国内外における最新の知見を収集し、専門家等の意見を聞きながら幅広い議論を行った上で、世界最高水準の安全基準となるよう全力で取り組んでいただく必要があると考えています。

次に、外部電源、主給水施設が破壊された後の非常用の対策が確実に実行される保証はあのかとのお尋ねがありました。

今回の判決では、原子力安全・保安院から指示を受けて実施した原子力発電所の安全性に関する総合評価、いわゆるストレステストで求められている、リスク予測対応としてのイベントツリーに示された安全対策の実効性について指摘されたものと認識しています。

その後、発足した原子力規制委員会により新たに示された新規制基準においては、シビアアクシデント対策が義務づけられ、炉心損傷や原子炉格納容器の破損を防止するための安全設備の設置や対応手順等を詳細に示し、有効性評価を受けることになっています。

これまでの四国電力との勉強会で確認したところでは、伊方原発では、重大事故が発生した場合でも迅速に対応できるように、免震性を備えた緊急時安全対策所の設置や、非常時の電源確保のための大容量電源車の配置などに加えて、緊急時の実行体制や手順書の整備も行われています。あわせて、安全対策の実効性を担保するために、実地訓練や総合訓練を繰り返し実施し、習熟度の向上に努めていると聞いています。

現在実施されている原子力規制委員会の適合性審査においても、これらのシビアアクシデント対策が有効に機能することも含めて、厳格な審査が行われているものと認識しています。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長（田村壮児君） まず、地方教育行政法の改正に係る懸念や不安の声をどう受けとめているのか、また教育の政治からの独立性につい

てお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

教育は、個人の精神的な価値の形成に直接影響を与える営みであり、その内容は特定の党派の勢力から影響を受けることなく中立公正であることが求められることから、教育の政治的中立性は非常に重要なことであると考えております。

今回の法改正では、首長が教育長を直接任命することや、総合教育会議で首長と教育委員会が協議、調整を行うことなどが制度化されておりますことから、政治的中立性の観点から御心配や御懸念の声があるかもしれませんが、教育委員会を引き続き執行機関として残し、その職務権限も従来どおりとするなど、教育の政治的中立性を確保する仕組みがしっかりと構築されております。

そうした仕組みの中で、教育長は教育行政の責任者として主体的に役割を果たすことを基本とした上で、住民による選挙で選ばれ自治体を代表する立場にある首長と総合教育会議などの場でしっかりとコミュニケーションを図り、連携しながら教育行政を進めていくことが重要だと考えております。

次に、高等学校再編問題に関し、まず高知市とその周辺部を含めて、高等学校の適正規模に関するアンケートを実施すべきではないかとお尋ねがありました。

議員御指摘の県立高等学校再編振興に係るアンケートは、有識者等による県立高等学校再編振興検討委員会にお示しするために、県全体の高等学校の適正規模を判断する基礎資料として、平成23年9月に実施をいたしております。

このアンケートの趣旨は、中山間地域が大部分を占める本県の状況を踏まえた、高等学校の適正規模に関する生徒や保護者の意見を把握するというものでございました。こういったアン

ケートの結果も参考にしながら、再編振興検討委員会からは、高等学校の適正規模を1学年4から8学級という報告をいただいております。

この報告をもとに、今回の再編振興計画のたたき台では、中山間地域を含めた県全体の適正規模を1学年4ないし8学級とした上で、過疎化が著しく、近隣に他の高等学校がない学校は、地域の学びの機会を保障するため、特例として1学年1学級以上を最低規模として学校を維持することとしております。

一方、高知市及びその周辺地域の中央部においては、検討委員会の報告書を踏まえ、さらに突っ込んだ検討を行った結果、生徒が切磋琢磨できる、より充実した教育環境を維持するために、1学年6学級以上の学校規模の維持に努めることと判断したものでございます。したがって、高知市とその周辺部を取り出して、改めてアンケートを実施する考えは持っておりません。

次に、1学年当たり4ないし5学級になると見込める高校であっても、必要なところは行政が責任を持って条件整備を図るよう検討すべきとお尋ねがございました。

今回お示しをいたしました再編振興計画のたたき台では、生徒数が減少する中においても、一定の生徒数の確保が見込まれる高知市及びその周辺部地域の中央部においては、6学級規模の学校を維持することで、教員数の加配による習熟度授業の実施などにより、よりよい教育環境を維持していくこととしております。

学校規模による教育環境を比較いたしますと、1学年6学級規模の学校であれば、その学校規模に応じ教員が加配され、習熟度別授業は1学年7科目程度を実施することができ、地理歴史科、公民科や理科などの専門科目をそれぞれの専門教員が指導できます。その結果、生徒の進路や課題に応じたきめ細かな学習支援が

可能となります。また、生徒数が多い学校であれば、団体競技を初め多くの部活動を行うことが可能となり、切磋琢磨しながら互いに成長できるようになりますし、部活動の数がふえることで、生徒の希望や適性に応じた選択の幅も広がります。

一方、1学年4学級の学校になりますと、教員数が少なくなることから習熟度別授業は1学年3科目程度しか実施できませんし、地理歴史科、公民科や理科などの専門科目にそれぞれの専門教員を配置することができなくなり、きめ細かな学習支援が行き届きにくくなります。また、部活動につきましても、多人数の団体競技は、例えば野球かサッカーかどちらかしかできない状況となるなど、生徒が望む選択肢の幅を狭めていく状況になります。さらに、3学級規模の学校ともなれば、習熟度別授業は1学年2科目以下の状況となるなど、生徒が充実した教育環境で学ぶための条件はさらに厳しくなってしまう。

現在、高知市内には1学年7学級規模の学校が4校、6学級規模の学校が2校ありますが、このまま何もせずにいますと、生徒数が減ることで20年後には全てが5学級以下となり、1学年4学級や3学級の規模の学校もふえてまいります。このことによる教育環境への影響は大変厳しいものが予想されます。

こうしたことから、統合により1学年6学級以上の学校規模を維持していくことが必要と判断したものであり、何とぞ御理解を賜りたいと思います。一方で、今回のたたき台によっても、1学年6学級以上の学校規模を確保できない学校も多く、中には1学年1学級となるような学校もありますので、それら全ての学校で生徒たちが将来の目標に向かって挑戦できるような教育環境の充実にもしっかりと取り組んでまいります。

次に、部活動を理由に統合することは、県民の納得を得られるものではないとお尋ねがありました。

今回お示した、たたき台では、生徒数が減少する中においても、一定の生徒数の確保が見込まれる高知市及びその周辺部地域の中央部においては、6学級規模の学校を維持することで、教員数の加配による習熟度授業の実施などにより、よりよい教育環境を維持していくこと、社会や経済の急速なグローバル化に伴う、幅広い教養や課題解決能力などを備えたグローバル人材を育成していくために、中高6年間の一貫した教育プログラムを導入し、より効果的な教育を実施すること、津波によって長期浸水が予想されている地域の高等学校は、最大限のリスクを想定し、必要な対策を講ずることにより、将来の子供たちが安心、安全に学ぶことができる環境を提供することを柱として、統合の案をお示ししております。

このことに加えまして、部活動につきましても、高校生にとって、お互いが切磋琢磨し人間性や社会性を養う上で、また生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感を育む上で大きな役割を果たしておりますので、学校の規模を判断する上での重要な一つの要素になるものと思います。

次に、統合計画案の撤廃を求める県議会への陳情と高知市議会の意見書等は極めて重いものがあるが、どう受けとめているのかとお尋ねがありました。

1万5,000名を超える陳情への署名や高知市議会からの意見書等につきましては、大変重く受けとめております。そのため、教育委員会において丁寧な議論を重ねることが必要であると考え、本年5月から教育委員協議会において、統合案の対象となっている学校関係者の皆様や高知県小中学校長会、高知県小中学校PTA連合会、高知県高等学校PTA連合会の方々など

に、より具体的でわかりやすい資料をお示ししながら、丁寧な説明と意見交換を重ねているところでございます。

高知南中学校・高等学校や高知西高等学校の関係者との意見交換の場では、御出席いただいた皆様からは、南中・高等学校の関係者を中心に、統合にはあくまで反対であるとの御意見がある一方で、西高校の関係者からは、統合後の学校の姿としてグローバル教育への取り組みはぜひ進めてほしいという声もいただいております。また、検討を進める上での具体的なこととして、別の統合の仕方を検討してほしい、高知南中・高の生徒へのケアを充実させてほしいという御意見もいただいております。こうした御意見につきましては、しっかりと受けとめさせていただいた上で今後の検討に生かしてまいります。

次に、高知南中学校・高等学校関係者の納得を得ることや、たたき台に対する別案を示すことについてお尋ねがございました。

今回のたたき台につきましては、高知南中学校・高等学校の保護者の皆様などから、なぜ高知市内で統合が必要なのか、なぜ南中・高なのかという御意見をいただいておりますので、より具体的でわかりやすい資料を示しながら、丁寧な説明と意見交換を重ねているところでございます。

1 回目の協議の際には、30人学級にすれば今のまま維持できるのではないかなど、134項目に及ぶ御意見や御質問をいただき、これにお答えするために、先日 2 回目の協議の場を持たせていただいたところでございます。また、高知南中学校・高等学校との 2 回目の場では、統合するとすれば、高知南と高知西の生徒と一緒に学ぶような統合案は出せないのかなどの御意見をいただきました。

現在、そういった御意見も踏まえ、高知南中

学校・高等学校と高知西高等学校の関係者のどちらからも御理解いただけるような、現在のたたき台で示している案にかわる統合の仕方がないのか検討中であり、できるだけ早く教育委員協議会でお示しをし、御意見をいただくことを考えております。

次に、子ども・子育て支援新制度に関連いたしまして、障害を持つ子供や厳しい事情の家庭の子供などへの保育についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、全ての子供が一人一人の状況に応じた適切な保育を受けることのできる環境を整備することは、大変重要であると考えております。

現在、市町村では入所に当たり、子供の障害や両親の不安定な就労など、いろいろな御事情のある家庭については柔軟に受け入れを行っているとお聞きしておりますが、保育所が定員に達しているときなどは、希望していても入所ができない場合がございます。この場合、現在の制度では、保護者は認定こども園など他の受け入れ可能な施設の紹介を市町村から受けるものの、入所申請等の手続は直接施設に対して保護者が行わなければならない、大きな負担がかかっております。

来年度からスタートする子ども・子育て支援新制度のもとでは、保育と幼児教育に関する制度が一本化されることにより、保育所や幼稚園、認定こども園への入所申し込みの窓口が一本化され、市町村は保護者の希望に応じて、保護者の就労状況や子供の実態を考慮し、適切に対応ができる施設をあっせんするなどの調整を行うこととなります。また、子供を受け入れる施設においては、利用の申し込みに対し、特別な場合を除き応諾する義務が課せられております。こうしたことから、支援を必要とする子供それぞれの状況に応じた施設の利用が図られると

もに、保護者みずからが施設を探すといった負担も軽減されることとなります。

また、保護者負担金について、文房具代など利用料以外の費用徴収が行われる場合は、保護者世帯の所得に応じて、その一部を助成する市町村事業も実施されますことから、保護者の負担軽減も図られることとなります。

県といたしましても、一人一人の子供に応じた質の高い保育が提供されるよう、保育士等への研修の充実を図っていくことにより、これまで以上に充実した保育サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、認可外保育施設も含めた平等で良質な保育の提供についてお尋ねがありました。

現在、県内に約100カ所ある認可外保育施設につきましては、保護者みずからの意思で認可外保育施設を選択する方もいらっしゃるなど、認可を受けた保育所とともに、地域の保育ニーズの一部を担っていただいております。ただ、認可外保育施設については設置基準が緩く、また公的な支援も少ないことから、受け入れ体制や保育環境の面で課題を抱えているところもございます。

子ども・子育て支援新制度においては、認可外保育施設が条件を満たせば、認定こども園や地域型保育事業への移行ができますので、そうならば県や市町村の指導、監督の実施とともに公的な支援を受けることができるようになり、より良質な保育の提供につながるものと考えております。そのため県といたしましては、できるだけ多くの認可外保育施設が新制度に移行していただけるよう、該当施設の職員に必要な研修を実施するとともに、市町村に対しても、管内の認可外保育施設の実態を十分把握し、新制度への移行を進めていただくよう要請しているところでございます。

今後も、市町村と連携しながら引き続き移行

を促し、保育サービスを必要とする全ての子供に対して、質の高い保育、教育を提供することができるよう取り組んでまいります。

次に、障害児の通学支援につきまして、まず介護タクシー利用のさらなる改善についてお尋ねがございました。

通学時におけるタクシー利用につきましては、昨年度まで、やむを得ない理由があり事前申請があったものについてのみ、就学奨励費の補助対象としてまいりました。

本年度から、保護者の通学支援を一層充実させるために、国とも協議をした上で、保護者の急病といった突発的な理由がある場合について、事後申請であっても、年間4回を超えない範囲でタクシー代全額を就学奨励費の補助対象とするとともに、その他の突発的な理由でタクシーを利用した場合についても、自家用車のガソリン代相当分を補助対象とすることといたしました。このことは、国の就学奨励費が原則としている最も経済的な方法という趣旨を踏まえながら、一步踏み込んだ対応を行ったものでございます。

本制度は、この4月から運用を開始したばかりですが、保護者から制度の新設を歓迎する声もいただいております。現在2名の児童生徒が延べ5回利用している状況です。今後も活用状況を把握し、検証も行いながら、より実態に応じた運用に努めてまいります。

次に、通学を支援するための介護タクシーの利用と、ガイドヘルパーの同行に関してのお尋ねがございました。

タクシーの利用については、障害が非常に重い児童生徒の保護者の方にとって、通学などに係る肉体的、精神的な負担も考慮し、身体障害者手帳1種1級を所持されている児童生徒の保護者に限定して、特に突発的な理由がなくても、通学に自家用車にかえてタクシーを利用した場

合、かかる経費の一部について今年度から県独自に補助することとしております。

一方、ガイドヘルパーの同行につきましては、児童生徒の状況や保護者の事情によって、必要と思われるケースがあることは県教育委員会としても認識いたしておりますが、国の就学奨励費の補助対象となっておらず、他の都道府県教育委員会においても関連する事業を実施していないのが現状です。

一方で、県外の幾つかの市区町村では、福祉的サービスとして通学支援を含むガイドヘルパーの派遣を事業化しているところもありますので、福祉施策との整合性も考慮しながら、今後の対応について研究したいと考えております。

最後に、就学奨励費について早急な支給へと改善を図るべきではないかとお尋ねがありました。

就学奨励費の支給に当たっては、毎年度保護者の経済状況をもとに決定を行わなければなりません。この手続には、課税証明書の提出が必要となり、この証明書は、例年6月以降に各市町村から発行されることになっております。その後、全ての保護者から関係書類が提出され、就学奨励費の支給が開始されるのは9月ごろとなるのが現状でございます。

しかしながら、学校や年度によっては、全家庭から7月下旬までに関係書類が速やかに提出され、8月初旬に就学奨励費が支給されるようなケースもございます。今後とも、学校から全ての保護者に対して、速やかに関係書類を提出していただくよう、手引書などを作成しお知らせをしていくとともに、県教育委員会といたしましても学校と連携し、なお一層速やかな就学奨励費の支給ができるよう、事務手続の見直しも図ってまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 公共交通再編について

お答えをいたします。

まず、新会社の設立と行政の出資額の妥当性をどう県民に説明するのか、土電経営への対応を新会社の経営にどう生かしていくのかについてお尋ねがありました。

この4月以降の再構築検討会において両社の厳しい経営状況が明らかとなり、ともに単独での事業継続は極めて困難であるとの見解が示されたことから、両社の統合のあり方について検討を進めてまいりました。その結果、安定した財務基盤を確保し、持続可能な公共交通を維持するためには組織を一体化する経営統合が最も効果的であるとの考え方により、新会社を設立するという結論に至ったものです。

また、新会社に対する出資につきましては、新会社は設立時点において、金融機関からおよそ26億円から28億円の債権放棄等の支援を受けても、なお実質債務超過の状態にあり、この債務超過の解消や、今後事業を展開していく上で必要となる安全・安心のための設備投資に要する費用などを検討した結果、出資の規模としては10億円が必要と判断されたものです。

今回の新会社の設立と自治体による10億円の出資は、県民の通勤や通学など日常生活を支える基本的なインフラとして極めて公益性の高い公共交通を維持し、今後も継続し続けること、すなわち将来にわたって持続可能な公共交通の構築をするために必要な支援だと考えます。県民の皆様に対しましては、株主総会での御判断を踏まえ、県議会はもとより、関係市町村の議会説明や各種の広報などを通じて説明を重ねてまいります。

土佐電鉄への県の対応についてのお尋ねでございますが、これまで土佐電鉄を含め、県内の交通事業者に対する交通政策上の指導・助言につきましては、適正に対処してまいりました。特に、平成21年度からは専任の理事職を置き、

高知県公共交通経営対策検討委員会を設置するなど、公共交通事業者、県民代表も交え積極的に議論を行い、事業者に対する助言、提案などを行ってまいりました。

新たな再構築スキーム案は、全額行政が出資をする、いわば県民の会社となりますので、県が出資という形でかかわっていくことになれば、これまでの立場に加え、県民の声をしっかりと伝えるなど、株主としての役割と責任を果たしてまいります。

次に、路線の確保や補助制度の見直しをどう図るのか、また新たな財政負担への危惧に関する考え方についてお尋ねがございました。

今後の公共交通の再編に当たっては、県としましては、路線バスと路面電車の組み合わせにより骨格となる幹線部分を確保し、多様な移動手段と組み合わせることで面的な交通ネットワークを形成すること、公益性が高く地域住民にとって必要なバス路線については、行政の支援を含めて維持することを基本として、検討をすることとしております。

また、公益性が高く地域住民にとって必要であるものの採算がとれない路線を、今後も将来にわたって維持していくためには、補助制度の見直しなど、行政として支援のあり方を検討していく必要があると考えております。今回の再構築スキーム案は、事業者の経営努力や増収対策により一定の収支改善が見込まれており、両社がそれぞれ単独で事業を行うケースと比較して、行政経費は抑制される計画となっております。

路線バス事業の運営は、事業者の最大限の自助努力が基本となりますが、公共交通を取り巻く環境が今後さらに厳しさを増し、利用者の減少傾向が続くことが想定される中、将来にわたって路線を維持するためには、行政の負担が一定増加することは避けられないものと考えており

ます。

次に、新会社の役員配置の考え方や、県民の声を生かした利用促進の取り組みについてお尋ねがありました。

今回、県といたしまして、将来にわたって持続可能な公共交通の再構築を実現するため、株主総会での御判断が前提となりますが、出資という形で行政としての関与を高めるという判断をしたところです。

新会社の役員構成などの具体的な内容につきましては、事業者と県、高知市などで構成される予定の新会社設立委員会で協議検討されることになると考えております。

また、新会社が安定的な経営をするためには、多くの県民の皆様や観光客の皆様に御利用いただくことが必要となりますことから、利用者の意見を反映させることにより、使い勝手のよい路線やサービスを提供する必要があると考えております。利用者の御意見をお聞きする機会は、事業者や市町村において多くあると思っておりますが、県といたしましても、広く県民の皆様方の御意見をお聞きした上で、高知県公共交通維持活性化対策フォローアップ委員会などを通じて、事業者に対して必要な助言や意見を伝えるようにしていきたいと考えております。

次に、安全・安心の労働環境の取り組みについてお尋ねがございました。

交通事業者にとって、安全・安心な運行の確保は何よりも優先されるべきものですし、そのための人材の育成や労働環境の整備の必要性についても論をまたないところです。

今回の検討会におきましても、両社の社長が社員の安全・安心に対する意識の高さは主張されておられましたし、厳しい経営状況の中にあっても、運行の安全・安心に関する投資には特に意を用いてきたとのお話もございました。また、土佐電鉄におきましては、日本バス協会が認定

する貸し切りバス事業者の安全評価認定制度で、四国で3社しかない2つ星を取得していることも報告がございました。

このように、両事業者ともに安全・安心の確保につきましては高いレベルで取り組みがなされており、これらの取り組みは今後も継続されるものと考えております。

なお、社員の労働環境など待遇面につきましては、さきに申し上げました新会社設立委員会など、社内において協議検討されるものと承知をしております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 高知県立大学と高知工科大学における日本学生支援機構の奨学金の貸与状況についてお尋ねがございました。

無利子であります第1種奨学金につきましては、平成21年度の学部生で、高知県立大学が230件、高知工科大学が221件でございましたが、昨年度にはそれぞれ301件、343件と両大学とも増加している状況でございます。

有利子でございます第2種奨学金につきましては、毎年増減はありますが、この5年間は高知県立大学が350件から400件程度、高知工科大学が500件から700件程度で推移をしております。

また、申し込みをしたにもかかわらず不採用となった件数につきましては、第1種、第2種合わせて両大学合計で毎年10件程度あり、その理由としては、収入基準や学力基準を満たしていないなかったり、大学ごとの推薦枠を超過しているためでございます。なお、ここ数年、奨学金事業予算は大きく増加しており、昨年度は大学ごとの推薦枠の超過による不採用はございませんでした。

次に、両大学の授業料免除制度についての見直し内容と実施状況の推移についてお尋ねがございました。

高知県立大学は、平成23年度まで授業料総収

入の約4%を授業料免除の上限枠としておりましたが、平成24年度より要件を満たす全ての学生に対して免除を行うこととし、その免除枠を撤廃しております。なお、平成21年度44件であった免除件数は、昨年度は79件と増加をしております。

一方、高知工科大学は、私立大学のと時から学資負担者の死亡や失職など、家計の急変者に対して免除を行ってきておりましたが、平成22年度からは他の国公立大学の免除要件と同様、経済的理由により授業料の納付が困難であり、学業成績が優秀な者を対象とするよう制度を見直しております。平成21年度には1件であったものが平成22年度には22件となり、昨年度は38件と、こちらも大きく増加をしております。

最後に、両大学の授業料減免の要件であります学力基準の緩和や撤廃、また奨学金貸与を前提とすることの見直しなどを検討すべきではないかとお尋ねがございました。

ほとんどの子供たちが進学する義務教育に近い高等学校段階における減免制度は、学びの保障という観点から、経済的要件のみで対象とすることが望まれます。一方で、みずから進路として選択し就学する大学段階での授業料減免制度は、意欲と能力のある学生が安心して修学できる環境を整備するための制度でございまして、学びへのインセンティブを高める観点も求められております。さらに、経済的支援の制度として、大学においては、まずは貸与型の支援である奨学金を活用していただきたいと考えております。

このため、大学段階においては、学力基準や奨学金の貸与を受けているという要件は一定必要であると考えておりますが、現在、国において学生の経済的支援のあり方について検討を行っておりますので、今後の国の動向を注視していきたいと、このように考えております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○**地域福祉部長(井奥和男君)** 障害児が通学する際の支援に関して、県内市町村の移動支援事業の実施状況と、当該事業が進むように市町村への支援、指導を強めるべきではないかとのお尋ねがありました。

障害児の通学の際における移動支援につきましては、障害の種別や程度などにより、障害者総合支援法に基づく自立支援給付の対象とはならない場合、市町村が行う地域生活支援事業として実施することが可能となっています。しかしながら、国が定める基準では、通学などの通年かつ長期にわたる外出は、やむを得ない場合を除き対象外とされているところです。

本県では、昨年度において、市町村が移動支援事業を活用した障害児の通学に際しての支援を行った事例はなかったものの、これまでに保護者の疾病を理由に、ごく短期間での支援を行った取り組みの事例はございました。

また、他県などにおきましては、やむを得ない理由により保護者が付き添いのできないケースにおいて、移動支援事業の取り組みの中で上限を設けることにより、ガイドヘルパーの同行による通学支援を認めている事例などがあることをお聞きいたしております。

県といたしましても、他県の取り組み事例などを参考にいたしまして市町村への積極的な情報提供を行ってまいりますとともに、地域ニーズに応じた適切できめ細やかな対応が可能となるよう、県や市町村の教育委員会との調整も図りながら、指導、助言に努めてまいりたいと考えております。

○**38番(米田稔君)** それぞれ御答弁いただきました。ありがとうございます。それでは、第2問に移りたいと思います。

まず、知事にですけれど、ちょっと集団的自衛権問題にかかわってお聞きしたいというふう

に思います。

今、憲法の解釈変更によって、禁止された集団的自衛権行使の動きに対して大きな批判の声も広がって、遺族会の中からも、もうこれ以上再び戦争遺族をつくらないということで、批判や反対の声も強まっているというふうに伺っています。

1972年10月、いわゆる政府見解、長らく知事が政府機関の一員としておいででおられましたので、これにかかわってお聞きしたいんですけど、結局、高村座長私案は、この見解をねじ曲げて、こじつけしながら、新しいいろんな言葉を出してきているわけです。いろいろ必要最低限度云々だとかの最後に、やはり我が憲法のもとでは、他国に加えられた武力攻撃を阻止するという集団的自衛権の行使は憲法上許されないと云々ざるを得ないというのが政府見解でしたよね。

これは長年自民党政権のもとでも、国会論戦も踏まえて、築き上げた見解だというように私は思っているんですが、知事はこの見解についてどのように受けとめていたのか、今、集団的自衛権の行使は一部容認すべきだというふうに言われていますけれど、そういうふうに変化というか、した要因についてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、学費、奨学金問題で、そういう実態について、知事も再生実行会議の一員でありますし、次世代のリーダーとしても頑張っておられるわけで、さらにそういう生の声を、実態を届ける、反映するというところで、そういう問題でも学生と会いましょうというふうに答えられたのか、ちょっとよく聞き取れませんでした。それをお聞きしたいのと、確かに奨学金問題が社会問題にもなっていて、いろんな改善も国も検討せざるを得ないところへ来ています。しかし、全く不十分な中身なんですね。も

ともと有利子制度というのはなかったわけです、奨学金に。導入されたときに、将来的には撤廃するという事まで言っていたんですね。

それが今、全奨学金を受ける方の7割が有利子になっていますから、少々の改善でやっぱり、当初の思いがかなえないわけで、そういう点で本当に未来の投資ということからしたときに、抜本的な改善が求められますので、ぜひ学生のリアルな意見も聞いていただきたいし、そういう声を届けることについて再度お聞きしたいというふうに思います。

それから、高校再編問題について教育長にお聞きいたしますが、たたき台にかわる案というふうに言われましたけれど、それはどういう統合をするかという案を深めるという案もあるかとは思いますが、あわせて現在の統合案ではない案も含めた案を指されているというふうに思うんですが、そういう理解でよいのか。

それと、一番やっぱり問題なのは、子供たちが多く通う高知市とその周辺の大改編ですよ。としたときに、高知市の中学校長会、多分一度お話を聞いたと思うんですが、私は厳しい意見があったというふうに伺っていますけれど、ここの御意見もやっぱりよく聞くべきではないかというふうに改めて思いますが、その後どういう対応をされてきたのか、どうするのかということですね。

それからもう一つは、結局統合ありき、しかも見切り発車ありきで、絶対に話を中断すべきではないですし、丁寧な議論というのは、やっぱり意見交換、お互いが歩み寄っていく、そういう話し合いを粘り強くすることですから、期限を持って、あるいは入試のこととかいろいろ持ち出して、決して見切り発車をすべきではないし、そういう思いはあると思いますので、伺っておきたいというふうに思います。

それから、通学支援の問題で、就学奨励費な

んですけれど、確かに事務的には大変御苦労も多いんですけれど、私は仕組みを、システムを考え方を変えるべきだと思うんですよ。この4月から始まった高校の就学支援金も、4月、5月、6月分をどうするかということは、前々年度の収入・所得証明でやっています。それから、県の県営住宅の家賃も、前々年度でこの4月からの家賃を決定しているわけです。それから、高校奨学金も予約申請ということで、5月に決定して6月に支給するという、そういうそれぞれの趣旨にふさわしい改善、システムをとっていますので、ぜひそのことも検討していただきたいというふうに思うんですが、それを含めて質問をして、第2問といたします。

○知事（尾崎正直君） まず、集団的自衛権に関してであります。

1972年の政府見解について、1972年、私は5歳でございました。その当時以降、解釈はずっとこれをベースにしてこられたわけですが、2つございます。何といたっても科学技術の発達、著しいものがあります。当時は、例えば日本上空を弾道ミサイルが高度の精度を持って飛んでいく、それを例えば撃ち落とすというようなことについて考えられるような状況ではなかった。だから、相互確証破壊とか、そういう議論が展開されてきたわけでありました。そのほか、さまざまな形で急迫不正の侵害が展開し得るコンビネーションというのが全然変わってきていると、それがまず第1、非常に大きいことだと思います。

そういう状況の中でもう一つ、一国の安全を一国のみで守ることができるのかということです。相互の連携、国同士の安全保障のネットワークの中で、初めて一国の安全が確保されるという時代であるのではないかと考えてございます。

いずれにしても、今、日本の安全を守っ

ていくために、日本の自衛を確保するために、そのために必要となることについて、しっかり認められるべきものは認めていくということが大事だと、そのように考えています。

しかしながら、くれぐれも申し上げておりますように憲法9条の本質、これから外れるものについて、本当に本質から外れるものについてまで解釈で変更するということは、それはおかしいのであって、改憲論議を堂々とすべきだと思います。しかしながら、憲法の本質から展開される解釈の範囲内で認められることであれば、それは時代の状況に応じて展開をしていくべきだと考えます。それは憲法9条に限ったことでもございません。憲法13条だって、さまざまな形で解釈を展開して新しい人権を認めてきたわけでありまして、そういうことは時代の変化に応じて対応していくことは重要ではないかと、そういう中で認められ得る集団的自衛権があると私は考えております。

2番目の御質問であります。生の声を、学生と会うのか会わないのかという話ですが、議員御指摘の皆さんと会うということ特定したわけではなくて、幅広くいろんな方々の御意見を聞いてみたいですねと、そういう御意見を申し上げたつもりでございましたけれど、議員から再度そういうふうにお話いただきましたし、特に私、その後の方のお話にちょっと興味があります。ですから、ぜひお話を聞かせていただければと、そのように思います。

○教育長（田村壮児君） まず、高校再編に関しまして、統合の仕方を検討するというこの中身についての御質問がございました。

私が申しました趣旨は、南中・高等学校、西高等学校の統合そのものをということではございません。統合の仕方について今現在の考え方といたしましては、それぞれ入学した学校でそれぞれ卒業していただくということを基本にし

た統合の仕方を考えております。そうなりますと、南中・高等学校では、だんだんと最終的に統合するまでに生徒の数が減っていくということについて御心配される声もございましたので、そういったことについて、別のやり方がないのか、そういうことを検討したいということでございます。

それから、高知市の中学校長会から御心配されている御意見があるということでございますけれども、そういった御意見については、我々もお聞きをしております。内容といたしましては、1つは県立南中学校に今進学している子供が高知市の南部に多いわけでございますが、そういった現在多く高知市の南部地域から県立中学校に進学している子供たちの行き先の問題ですとか、あるいは西高校のほうに県立高校が併設された場合に、高知市の西部、西高校周辺の中学校において、これまで地元の中学校に入学する生徒がそういった新しい県立中学校に入学することで地元の中学校に問題が起こるのではないかと、そういったような御心配があるというふうにお聞きをしております。

これについては、県立中学校については、そもそも広域から入学していただくということが基本でございますので、そういった基本は踏まえつつ、地元の高知市内の中学校につきましては、高知市の教育委員会とも連携しながら、教育内容の充実を図ってまいりたいというふうを考えています。こういったことについては、高知市の教育長と定期的な連絡会も開催しておりますので、そういった中でも議論させていただきたいというふうに思っております。

また、高知市の中学校長会に県の教育委員会からも出席するような機会もございますので、なおそういったことの御説明もさせていただきたいというふうに考えております。

それから、再編の検討について、期限を設け

ることなく粘り強くということですが、三石議員にお答えしましたように、一定、今の中学生が進路を決定するような時期の問題ですか、あるいはいたずらに延ばせないような事情もございます。とは言いながら、丁寧に議論していくということは大変大事だと思いますので、見切り発車することなく、丁寧な議論はしていきたいというふうに考えております。

それから、特別支援学校の就学奨励費の支給の時期が遅いということについて、システムの変更をするべきではないかというお話でございます。

今の制度そのものは国の制度にのっとって、前年度の課税証明を6月にとということが前提になっております。そういった中でもできるだけ早く支給できるような、我々としての、県教育委員会としての工夫はやっていきたいと思っておりますが、そもそものシステムをもう少し改善できないかということについては、我々としても勉強させていただいて、必要であれば国のほうにも申し入れをしていきたいというふうに思います。

○38番（米田稔君） ありがとうございます。

1つ、再編問題では、決してゴールや出口を決めずに、真摯にやっぱり話し合いをぜひしていただきたいというふうに思います。高知市とその周辺部の初めての重大な問題ですので、十分時間をかけて議論してください。

知事の集団的自衛権行使問題については、9条の重みをしっかりとやっぱりかみしめていただきたいということ、今後も論戦もして、そのことを要望して全ての質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午後3時25分休憩



午後3時50分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

28番西森雅和君。

（28番西森雅和君登壇）

○28番（西森雅和君） 公明党を代表して、通告に従い知事初め執行部に質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

まず、新たな広域連携制度についてお伺いをいたします。

新たな広域連携制度の創設が盛り込まれました地方自治法が改正され、5月30日に公布されたところであります。その内容は、市町村が他の市町村と連携協約を結ぶことによって、市町村間において公共サービスの事務の分担を行ったり、政策面で協力関係を進めるといったものであります。そして、市町村と市町村の連携協約に限らず、市町村と県においても連携協約を結び、市町村の住民サービスを県が支援したり直接行ったりできるというものであります。

広域連携といいますと、現在も一部事務組合や協議会、事務の委託といったものがあります。しかしながら、広域連携を行う一部事務組合や協議会では迅速な意思決定が困難ではないかなどといった指摘が、内閣府の審議会である地方制度調査会からなされ、国において検討され、今回の地方自治法改正による新たな広域連携制度の創設になったものであります。

そこで、知事にお伺いをいたします。市町村同士や市町村と県が連携協約を結べるとする新たな広域連携制度に関する知事の御所見と、あわせて、県がもし市町村との連携協約を検討していく場合、どういった分野が考えられるのか、お伺いをいたします。

次に、教育委員会制度改革についてお伺いいたします。

地方自治体の教育委員会制度改革を行う改正地方教育行政法が、今月13日の参議院本会議で成立いたしました。今回の改正は約60年ぶりの大改正ということでもあります。

今回の改正は、教育委員会をこれまでどおり政治的に中立な合議制の執行機関と位置づけた上で、教育行政の責任を明確にし、いじめや体罰など教育現場の課題に迅速に対応するものとなっております。具体的には、現行の教育長と教育委員長を一元化した新たな教育長を、首長が議会の同意を得て任命することになります。このことにより、これまで曖昧だった教育行政の責任が明確になると言われております。この改正地方教育行政法は、来年4月から施行となります。

そこで、知事にお伺いをいたします。現在、高知県教育委員会は6名の委員でもって構成されていますが、法改正のもとで委員の構成人数を変更するのか、伺っておきたいと思っております。

そして、新教育長という新たな制度に対して期待することは何か、また新教育長の任期が3年ということについて御所見をお伺いいたします。

この改正法では、教育委員会の会合開催要求を教育委員でもできるようにするとしています。責任と権限が増す新教育長へのチェックの仕組みをどのようにしていくのか、課題もあるように思います。

そこで、教育長にお伺いをいたします。新たな教育委員会体制のもと、権限の増す新教育長に対して、教育委員会がチェック機能を保つていくためのポイントは何であると考えているのか、お聞きをいたします。

今回の教育委員会の改革では、教育委員会と首長が意思疎通を図り、より円滑に教育行政を

進めるために話し合う総合教育会議が設置されることとなります。この会議では、双方の権限を尊重した上で、調整が必要な予算や条例に関する事項を話し合うことや、児童生徒の身体や生命にかかわる緊急事態にも対応することとなっております。

高知県の教育行政に関しては、今までも知事と教育長とが連携をしながら取り組んできているところであります。

また、今回の改正では、首長が「地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」となっております。そして、この大綱を定めるときは、あらかじめ総合教育会議において協議するとなっております。

そこで、知事にお伺いをいたします。地方公共団体の首長が定めるとしたこの大綱を、今後どのようなスケジュールで策定していくのか。

また、知事が定めるとしたこの大綱は、「当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」ということでもあります。学術及び文化の振興に関する総合的な施策ということになると、教育委員会の範疇を超える部分も出てくるのではないかと考えますが、知事はどのように対応されるのか、お伺いをいたします。

次に、南海トラフ地震対策について伺います。

東日本大震災から3年3カ月余りが経過をいたしました。1万5,887人が亡くなり、現在も2,615人の行方がわからないままであります。被災者の多くは今も癒やしがたい喪失感の中にあり、長期の避難生活によるストレスで心身の不調を引き起こしている人も少なくないと聞きます。被災地において、アルコール依存問題やドメスティック・バイオレンス、児童虐待など、新たな課題もふえてきております。

福島県では、震災関連死した人がことし3月

末現在、1,704人を数え、震災で直接亡くなった1,609人を上回っております。この中には将来への不安からみずから命を絶った人もいます。

心のケアは最優先の課題であります。被災段階からの精神的な支援体制の重要性を感じるものであります。

東日本大震災では、震災直後に国からの要請のもと幾つかの心のケアチームが東北各地に派遣されております。災害時に派遣される心のケアチーム、精神医療チームのことを災害派遣精神医療チーム、通称D P A Tと呼んでいます。

災害時に派遣される医療チームというと、災害派遣医療チーム、いわゆるD M A Tがあります。D M A Tは身体にけがなどを負った人の救急医療を行うチームであり、基本的な活動開始時間は48時間以内とされています。一方、D P A Tは、精神科医師や看護師、薬剤師や保健師など4人から5人をスタッフとして構成し、平時からさまざまな研修や訓練をして備え、災害などが発生した場合、72時間以内に現地に入るようにするというものであります。1チームの基本的な活動期間は5日間で、必要に応じてチームを交代しながら、数週間から数カ月間に及ぶ活動を行うというものであります。

厚生労働省はことし1月、各都道府県宛てに、「各都道府県の事情に応じたD P A Tの運用を実施していただきますよう、必要な御配慮をお願いいたします」と、D P A Tの活動要領を通知しています。

そこで、知事にお伺いをいたします。高知県にも災害派遣精神医療チーム——D P A Tが早急に必要であると思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

次に、漁船の津波避難対策についてお伺いいたします。

東日本大震災では、漁船を初め多くの船舶が津波による大きな被害を受けました。津波によっ

て船舶は漂流、座礁し、陸上に流され、家を押し潰して被害を拡大していきました。陸上に乗り上げ火災で黒焦げになった船を、東北では幾つも見にいたしました。

津波による船舶の被害は、東北だけでなく北海道にまで及んでいます。北海道では約790隻の漁船が被害を受けています。北海道の東の端、根室市の沿岸部には、最大約3メートルの津波が押し寄せています。その中で、根室市の落石漁港に係留中だった漁船や工事に使う船など約60隻は、船を沖に出す、いわゆる沖出しによって被害を免れています。被害を受けた船は、陸に置かれていた7隻だったということでもあります。

水産庁が作成したガイドラインでは、「陸上・海岸部にいる人は陸上の避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船員も陸上の避難場所に避難する」となっており、沖出しは想定されていません。しかし、漁業者にとっては、漁船を失うことは生活の糧を失うことでもあります。

こうした現状を踏まえ、漁業者の習慣になっている沖出しの危険性を可能な限り減らす方法を考えてきたのが、根室市の落石漁協の取り組みでありました。落石漁協では、平成19年から群馬大学大学院の片田教授と共同して、船を出すタイミングや待機する海域、そして沖出しを自粛するルールなどを作成していました。この漁協のルールでは、津波が港に到達するまでの予想時間が20分未満の場合は沖出しを自粛すると決め、その上で沖出しによる避難先として、津波の流れが漁船速度の5分の1以下で、砕波——高くなって前のほうに崩れる波のことではありますが、この砕波が発生しない場所、水深で言うと25メートル以上を満たす海域を避難先と定めています。この条件を満たさない海域は、津波による操舵不能や転覆の危険性が高い海域

としています。

こうした中で、漁協として、漁業者自身が正しい津波の知識を身につけることも必要と考え、漁業者によるワーキンググループを立ち上げ、勉強会を年に何度も開催しております。また、漁業者たちは待機する海域への避難行動も実際に行い、所要時間と問題点の把握に努めております。漁協としては、実際に沖出しを行うか否かの判断は、あくまで漁業者自身が行うということで、ルールづくりとそのための知識、情報の提供に努めたということでもあります。大変参考になる話であります。

そこで、水産振興部長にお伺いをいたします。高知県に目を向けたとき、漁船の津波避難対策に具体的に取り組んでいる漁協はどれくらいあるのか、また県内における漁船の津波避難対策の実態をお聞きいたします。

徳島県では、海上避難活動の参考となる、津波高さ別の安全な海域や、港から安全な海域までの距離などの情報を載せた海上避難ガイドマップを作成し、ホームページに公開しています。

本県でも海上避難ガイドマップの作成の必要性を感じますが、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、消防団員の確保について伺います。

東日本大震災では、多くの消防団員が、みずからも被災しながら水門の閉鎖や避難者の誘導に当たり住民の命を守りました。その一方で、254人の消防団員が犠牲になっています。さまざまな災害発生という中であって、地域の実情を熟知している消防団ほど頼りになる存在はありません。消防団員は非常勤特別職の地方公務員であると同時に、本業の傍ら自発的に参加するボランティアの性格もあわせ持っています。

各地にあって、消防団員の人数は年々減少してきております。ことし4月現在、本県では各市町村の条例で定められている消防団員の定数

は8,823人ですが、実員数は8,214人となっており、充足率93%ということでもあります。消防団員の確保は、人口の減少や高齢化、またサラリーマンの増加といった就業構造の変化の中で、これからの課題であります。

さて、ことし2月、消防庁は消防団員に報酬を支払っていない消防団を公表し、処遇の改善を促す方針を決定したということでもあります。

そこで、危機管理部長にお伺いをいたしますが、本県における未払いを含めた消防団員の報酬の状況はどうか、また団員確保の視点からも報酬などの処遇の改善が必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、お聞きをいたします。

次に、医療・介護総合推進法についてお伺いをいたします。

地域において創意工夫を生かし、医療及び介護の総合的な確保を促進することを目的につくられた「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる医療・介護総合推進法が先週18日の参議院本会議で可決、成立いたしました。これは、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、地域において効率的で質の高い医療・介護の提供体制を構築するために、医療法や介護保険法などの関連法を見直したものであります。

具体的には、高齢者が住みなれた地域で医療・介護、生活支援サービスなどを一体で受けられる地域包括ケアシステムの構築を掲げ、病気を発症して間もない時期から在宅医療・介護まで、一連のサービスを地域で総合的に確保するものであります。また、効率的で質の高い医療を確保するために、重症患者を受け入れる急性期病床や、病状が落ちついた慢性期病床など、病床の機能分化を推進する内容となっています。さらに、在宅医療の充実など医療提供体制の整備

に向けて、消費税の引き上げによる増収分を活用して都道府県に基金を設置するというものがあります。

そこで、まず医療に関して質問をさせていただきます。

今回の法律では、都道府県では、国で定めた総合確保方針に即し、地域の実情に応じて、医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画、いわゆる都道府県計画を作成することとなっていますが、都道府県計画の作成は今後どのようなスケジュールで進んでいくのか、また都道府県計画と医療計画や都道府県介護保険事業支援計画との整合性をどのようにとっていくのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

また、今回の改正では、医療機関が都道府県知事に病床の医療機能などを報告し、都道府県はそれをもとに地域の医療提供体制の将来のあるべき姿、いわゆる地域医療構想を医療計画に策定するとなっていますが、この地域医療構想を策定することにより地域の医療体制が今までと比べて具体的にどのように変わっていくのか、お示しをいただきたいと思いますが、知事にお伺いをいたします。

そして、地域医療構想を進めるため、医師会、医療機関や医療保険者などの関係者が参画する協議の場の設置について、どのように取り組んでいくお考えなのか、地域医療構想の今後の作成スケジュールとあわせて健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、介護保険法の改正についてであります。今回の医療・介護総合推進法は、平成12年に介護保険制度がスタートして以来の大きな見直しであります。ここで費用負担の見直しについてお伺いをいたします。

介護サービスを利用する場合、現在、かかった費用の原則1割を自己負担しているわけであ

りますが、今回の見直しによって、一定の所得のある方が介護サービスを利用した場合は自己負担率が2割になります。県内にはこの自己負担率が2割になる対象者がどれくらいいるのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

また、特定入所者介護サービスなどの支給要件について、所得のほか資産の状況もしんしゃくするものとなっていますが、行政機関が正確な資産の状況を把握していくことが可能なのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、地域支援事業の見直しについてお伺いをいたします。

介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、全ての市町村で実施することになっております。今まで介護事業所で実施していた事業が市町村事業になるということは、市町村の判断でサービスの中身や利用料が決まるということとなります。

住んでいる市町村によってサービスの中身や料金が違ってくるとということについて県はどのように考えているのか、また県として、市町村の地域支援事業への技術的な助言や、バックアップやサポート体制が整備されているのか、あわせて地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、生活排水処理について土木部長にお伺いをいたします。

高知県が世界に誇れるすばらしいものの中に、美しい川と美しい海があります。この美しい自然をこれからも守っていかねばなりません。高知県では平成元年に高知県清流保全条例を、また平成8年には高知県環境基本条例を定め、生活環境の保全に取り組んでいるところであります。

また、高知県では平成9年度に高知県全域生活排水処理構想を策定し、市町村とともに生活排水処理施設の整備を進めてきているところ

であります。生活処理排水施設の整備は、水環境の保全とともに、人が快適で衛生的な暮らしをするために欠かせない生活基盤整備であります。そして、平成12年には高知県合併処理浄化槽設置推進に関する条例が議員提案でつくられ、生活排水を処理する浄化槽の普及推進を行っているところであります。

私は以前、平成16年でありましたけれども、この生活排水処理施設の整備について質問をいたしました。生活排水処理施設の整備が、国では公共下水道事業として国土交通省、また集落排水事業として農林水産省、そして浄化槽事業として環境省というように3つの省庁で行われている中であって、高知県では各事業の窓口を一元化していることを評価させていただき、生活排水処理施設の整備が、経済的、効率的に適正に進められなければならないということをおっしゃっていただきました。特に、高知県のように人口が点在している中山間地域では、公共下水道より浄化槽のほうが経済的であることや、南海地震を考えたとき、浄化槽のほうが震災に強く有効的であることを述べさせていただきました。そして、公共下水道の計画を浄化槽設置の事業に振り向けることにより捻出されたお金は、別の有効な公共事業に使うべきであるということもおっしゃっていただきました。

最近では、市町村において、下水道事業を浄化槽の設置の計画に変える自治体も出てきているようであります。しかしながら、浄化槽の普及はまだまだ進んでいません。

各市町村において公共下水道と浄化槽の設置を比べたとき、下水道のほうをなぜ計画してしまうのか、それはイメージの問題もあると思います。浄化槽を設置しているにもかかわらず汚れた水が流れているといったイメージであります。

平成13年の浄化槽法改正以降、浄化槽の設置

は合併処理浄化槽のみとなり、トイレの汚水や台所や風呂場の生活雑排水を全て合併処理浄化槽で処理をしておりますが、平成13年以前は、トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽の設置も認められておりました。このため、トイレの汚水を処理する単独処理浄化槽を設置しても、結局そのほかの生活雑排水はそのまま水路などに流れていたわけでありまして。浄化槽を設置しているにもかかわらず汚れた水が流れているという浄化槽のイメージができています。

そして、イメージを悪くしている理由としてもう一つ、浄化槽の保守点検、清掃、法定検査がしっかりと行われていない場合があるということでもあります。浄化槽は、微生物の活動により水をきれいにしていきます。浄化槽にはさまざまな装置が組み合わさっており、機能を正常に保つためには、各装置の適正な維持管理が必要であります。しかしながら、浄化槽を設置したきり、十分な保守管理ができていない設置者、いわゆる個人がいるということでもあります。浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査の実施が浄化槽法で定められています。保守点検、清掃は技術上の基準に基づき作業が行われなければならない。しかし、業者によっては作業内容にばらつきが見受けられるということも聞きます。

このように、浄化槽を設置しても汚れた水がそのまま水路に流れ込んでしまうことによって、浄化槽に対するイメージが悪くなっています。この保守点検、清掃、法定検査をしっかりと行っていくことが、浄化槽のイメージアップにもつながりますし、このことが浄化槽設置のさらなる推進にもつながっていくものと思われまして。

私は、昨年9月でありましたが、浜田英宏議長とともに中芸地域で浄化槽の管理清掃を行っている業者の皆さんの研修を見学させていただ

きました。中芸の業者5社が集まったの清掃の研修でありました。業者の皆さんいわく、自分たちのレベルを保ち、またアップさせるために、こうした研修を定期的に行っているとおっしゃっておりました。手順に沿って本当に丁寧な仕事をされていました。こうした皆さんの御努力があって環境が保たれているのだなと感じました。気になるにおいはありませんでした。微生物の力というのはすごいものだなと感じました。

ここで土木部長に、県内における単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の設置状況がどのようになっているのか、伺っておきたいと思えます。

水環境の保全と衛生的な生活のため、今後、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しなければなりません。転換するための補助金もあるわけではありますが、なかなか進んでいません。進まない最大の理由は、個人の負担の問題があります。こうした中であって大切なことは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に向けた県と市町村からの丁寧な働きかけやPRであると思えます。

そこで、土木部長に、今後どのようにして単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めていくお考えなのか、決意もあわせてお伺いをいたしたいと思えます。

先ほど申し上げましたが、浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査の実施が浄化槽法で定められており、保守点検、清掃は技術上の基準に基づいて行われなくてはならないと申し上げましたけれども、業者によってはばらつきがあることも事実であります。

土木部長は、この事実をどのように認識しているのか、そして改善策をどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

法定検査には、設置後の水質に関する検査、いわゆる7条検査と、その後毎年1回定期的に行う定期水質検査、いわゆる11条検査がありま

すが、県内の浄化槽における7条及び11条検査の実施状況について、地域別に土木部長にお伺いをいたします。あわせて、100%にはほど遠い状況にあると思われそうですが、その原因がどこにあると考えるのか、お聞きをいたします。

また、11条検査を行うにしても、その検査を行う時期によって数値が大きく変わることも考えられます。例えば、しっかりとした保守点検や清掃が行われていない浄化槽であっても、保守点検や清掃を行った翌日などには数値が低く出るかもしれません。こう考えたとき、適切な時期の検査が必要であります。

そのためには、保守点検や清掃を行う事業者と法定検査を行う環境検査センターの連携が重要であると思えます。また、保守点検、清掃、法定検査を一元化したシステムの構築が必要であると考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

地域で各事業者が責任を持って丁寧に保守点検を行っていくにはどのようにすればよいのか。

市町村がし尿処理業務の許可を出すときに、その市町村全域ではなく、エリアを決めて許可を出すようにすれば、責任が明確になるのではないかと考えますが、このようなことが可能であるのか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、入札の不調、不落についてお伺いをいたします。

回復軌道に入ったと言われる日本経済ではありますが、他方、建設業を初め飲食や小売、製造業など幅広い業種で人手不足が深刻化しております。中でも建設業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。建設業の就業者数は1999年をピークに公共投資の削減などで減少を続けてきておりましたが、その中でさらなる人手不足であります。あわせて、東日本大震災の復興や東京オリンピックの開催決定による資材の高騰など

によって、公共事業を発注しても不調、不落到終わる事態が続出しています。

不調、不落による再入札の問題は、本県も同様であります。今回、議案として出ています新資料館の建築主体工事は、平成25年度の予定価格より4億円増しの約28億円、また新図書館の建築主体工事は、当初の予定価格より15億円多い約98億円の契約議案となっています。入札の不調、不落は、県財政にとっても大きな出費であり、課題ともなっています。

そこで、土木部長にお伺いいたしますが、昨年1年間に土木部が実施した事業で、入札が不調、不落到終わった事業はどれくらいあったのか、また入札の不調、不落の原因と、入札の不調、不落の解消に向けて県としてのでき得る対策はあるのか、お伺いをいたします。

次に、浦戸湾架橋・弘化台ルートの事業化について伺います。

国道32号及び主要地方道である桂浜宝永線の渋滞は慢性的なものがあります。ラッシュ時を初めとする宝永町交差点から葛島橋までの渋滞、また、鏡川大橋から宝永町交差点までの渋滞は、何とか解消できないものかといつも思うところがあります。

こうした状況のもと、以前に潮江地区と弘化台にループ式の橋をかける構想、浦戸湾架橋・弘化台ルートの構想が持ち上がっていました。これは、都市内交通の円滑化を図る上で必要不可欠な路線として、高知都市圏の交通計画マスタープランにも計画路線の位置づけがされています。

このルートは、物流面においては潮江地区と高知新港や高知みなみ流通団地を結ぶ輸送ルートとして、物流機能の強化を図る観点からも重要路線として期待されていました。また、このルートが議論されていた当時建設されていなかった医療センターが高知市池地区に建設され

たことにより、このルートが実現すれば、医療センターと潮江地区を結ぶルートとして、救急車両のレスポンスタイムの短縮も期待されます。あわせて、高知市南部地域と高知東自動車道を結ぶアクセス道としても期待されます。さらに、この浦戸湾架橋が、南海トラフ地震発生時には潮江地区を初め弘化台や若松町地区の皆さんの津波避難場所としても利用できるわけでありませぬ。

このルートの早期事業化については、高知市からも毎年のように県議会の所管委員会に要望が出されております。

そこで、知事にお伺いをいたしますが、そのままとなっている浦戸湾架橋・弘化台ルートの早期事業化に向けた取り組みを、県として再び進めていくべきではないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、学校における食物アレルギー対策についてお伺いいたします。

一昨年の12月、東京都内の小学校で、給食を食べた女子児童が食物アレルギーに伴う急性症状で亡くなっています。楽しいはずの給食が一転して悲しみとなる事故でありました。この女子児童は乳製品にアレルギーがあり、おかわりの際に配った粉チーズ入りのチヂミを食べたことが原因であるとされています。

こうした悲劇を二度と繰り返してはなりません。

しかしながら、食物アレルギーの事故は、全国どこの学校でも起こり得る可能性があります。そのため、各教育現場における食物アレルギー事故の防止対策とあわせて、事故が起こった場合の対策を事前に講じておかなければならないと思います。

そこで、教育長に、現在高知県内の公立小中学校と高等学校で食物アレルギーを持っている児童生徒は何人いるのか、お伺いをいたします。

食物アレルギーの対策については、教職員個人はもとより、学校全体で対応することが重要であります。受け持ちの先生は情報を詳しく知っていても、隣のクラスの担任やほかの教職員が、どの児童生徒が食物アレルギーなのかを知らないということであれば、対応がおくれる場合が出てきます。事故は必ずしも担任の先生の前で起きると決まったわけではありませんので、学校全体での情報共有が大事であります。

そこで、食物アレルギーに対して、各学校内での情報共有を含め、各学校における対応状況はどのようになっているのか、教育長にお伺いをいたします。

いざというとき、その対応が何よりも重要であります。児童生徒にアレルギーのショック症状が出た場合、アレルギー反応を一時的に緩和する治療剤、いわゆるエピペンの注射投与が必要となることもあるでしょう。症状が出たとき30分以内でこのエピペンを打てるかどうかで、生きるか死ぬかが分かれる場合があるとも言われています。

一刻を争うときは、ショックの出た子供にかわって教師がエピペンを打つこともできます。エピペンの使用が必要となったときためらうことがないよう、教職員向けの使用講習会を事前に積極的に行っておく必要があると思いますし、病院とのコミュニケーションや消防との連携を事前にとっておくことも必要であると思いますが、エピペン使用における講習会の開催状況と、関係機関との事前の連携状況はどのようになっているのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、薬物乱用対策についてお伺いいたします。

覚醒剤は、覚醒剤を使用した本人はもとより、家族を含めた多くの人々の人生を不幸にしています。しかし、手を出す愚かな行為は後を絶ちません。人気女優や人気歌手の覚せい剤取締

法違反による逮捕、また福岡県の小学校校長が覚醒剤を隠し持ち、高知県警が逮捕した事件なども記憶に新しいところであります。

そして近年、覚醒剤や大麻と同じような幻覚作用を引き起こすと言われる脱法ドラッグの一種である脱法ハーブが若者を中心に広まり、社会問題化しております。

脱法ハーブは、覚醒剤などの規制薬物と似た作用を持つ化学物質を吹きつけた植物片や液体で、麻薬や覚醒剤と同じ程度の健康被害があるとされ、吸った後に呼吸困難や異常行動を起こし、死に至る事例も頻発しています。また、昨日も脱法ハーブを吸った人間が自動車を暴走させ、死傷者が出る事故も発生しました。昨年起きた東京吉祥寺での刺殺事件では、逮捕された少年の所持品から脱法ハーブと見られる植物片が見つかるなど、本人だけでなく周囲を巻き込む事件、事故がふえています。

脱法ハーブが広がる背景には、脱法ハーブがインターネットを通じて容易に手に入ることや、脱法ハーブという名前から覚醒剤や大麻とは違うといった間違った認識が大きく影響していると言われております。また、脱法ハーブ、脱法ドラッグには、これを使用した者が覚醒剤に手を染めていくという覚醒剤への入り口、いわゆるゲートウエーとなっているという問題もあります。

高知県議会では一昨年の9月議会において、「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書を国に提出し、防止対策の強化を要請いたしました。こうした中、厚生労働省は昨年3月から包括指定を導入し、平成24年4月段階で68種類であった指定薬物数は、ことし4月現在で1,370種類まで拡大し、対策強化に取り組んでおります。

そこでお聞きをいたしますが、高知県内における脱法ハーブ、脱法ドラッグを含む薬物乱用、

薬物使用違反の実態がどのようになっているのか、再犯率も含めて警察本部長にお伺いをいたします。

脱法ドラッグの販売は暴力団などの犯罪組織によって行われることもあり、薬事法違反を厳しくチェックする薬事監視員による監視や指導には限界があると指摘されていました。

こうした中、昨年5月には、脱法ハーブに代表される違法・脱法ドラッグの取り締まりを強化する、麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部が改正、10月に施行されました。この改正法により、実効のある取り締まりを期待するところであります。

人生を台なしにしてしまう薬物の乱用は根絶しなければなりません。若者が脱法ドラッグなどに手を出さないよう、学校教育においても十分な対応をすべきであると考えます。

そこで、脱法ハーブ、脱法ドラッグを含む薬物乱用根絶に向けた具体的な取り組みについて、健康政策部長、警察本部長、教育長にお伺いをいたします。

次に、木質バイオマス発電についてお伺いをいたします。

県内に大型バイオマス発電施設ができる予定となっております。高知市の土佐グリーンパワー株式会社と宿毛市の株式会社グリーン・エネルギー研究所であります。総事業費は、土佐グリーンパワーが約35億円、グリーン・エネルギー研究所は約40億円、補助金は約16億円余りと約18億5,000万円であります。

現在、高知おおよそ製材の原木使用量は5万立方メートルで、平成27年度から原木使用量は10万立方メートルになるということですが、それにプラスしてこの2つの木質バイオマス発電施設が稼働し始めると、県内において大量の木材が必要になります。

そこで、林業振興・環境部長にお伺いをいたし

ますが、高知市の土佐グリーンパワー株式会社と宿毛市の株式会社グリーン・エネルギー研究所の年間の木材の使用量はどれほどになるのか、また、その木材の調達が可能なのか、お伺いをいたします。

次に、中央地域の公共交通再構築についてお伺いをいたします。

中央地域の公共交通のあり方に関しましては、昨年9月に設置された検討会により議論されてきたところであります。その結果、持続可能な公共交通システムの構築に向けて、土佐電気鉄道と高知県交通と土佐電ドリームサービスの3社による新会社の設立という提案がなされました。将来にわたっての公共交通の持続は、県民の願いであります。

ここで、まず知事に、公共交通の使命と目的について御所見を伺っておきたいと思っております。

さて、このたび知事の提案説明にもありましたように、県として新会社に対して関係自治体とともに出資という形で積極的に関与していく必要性を判断したということであり、最終的にはあさっての株主総会での判断を踏まえての決定ということであり、

そこで、順次質問させていただきます。

新会社の事業再生計画によりますと、当期純利益を事業3年目に黒字化するという計画であります。県が新しい会社の株主になるのであれば、その会社に取り組むべき事項について、当然知っておく必要があります。

新会社の事業再生計画によりますと、系統番号化や乗り継ぎ割引など、さまざまな利用促進対策や増収対策が考えられていますが、そのことによってどれくらいの利用促進と増収が見込めるのか、具体的な数値を示してもらいたいです。中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

次に、行政の出資について伺います。

行政による10億円の出資について、事業再生計画では次のように示されております。「新会社設立時の貸借対照表は実質的に債務超過の状態にあり、取引先との取引関係を維持・継続し、事業継続するためには、実質的な債務超過を解消し、安定した経営基盤を確立することが必要」であり、「事業再生計画の要件としても『債務超過の解消』が求められており、そのためには取引金融機関から最大限の支援を得てもなお、新たに10億円の出資が必要」であるというものであります。このことが行政出資10億円の根拠になっております。取引金融機関に要請している債権放棄は約26億円から28億円ということであります。

そこで、副知事にお伺いをいたします。取引金融機関において明確な債権放棄の金額が決まっていない段階、約26億円から28億円という2億円もの開きがある段階で、行政の出資金額10億円がなぜ決まったのか、お伺いをいたします。

また、事業再生計画では、次のようにも示されております。新会社が安全・安心な公共交通を実現し、利用促進や増収のための対策を進めるためには、施設整備に対する現行の行政の補助事業を最大限に活用してもなお、再生計画期間内で約12億円の設備投資が発生する見込みであり、その資金確保のために10億円の出資が必要であるということでもあります。

設備投資の発生も10億円の根拠となっているわけですが、再生計画期間5年間で、具体的にはどんな設備投資を行っていくのか、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

事業再生計画では、自治体による出資の必要性について、「将来にわたる持続可能な公共交通の持続という観点から、新会社には行政が持続的に関与することが必要であり、出資者については、営利企業としての経済合理性と公共交通

事業者としての公益性の両立を考慮すれば、双方を満たす適切な出資者として、関係自治体が主要株主になることが適当と考えます」としてありますが、自治体は営利企業としての経済合理性を満たす存在なのか、中山間対策・運輸担当理事に確認しておきたいと思っております。

各市町村における出資額5億円の内訳は、人口割と今の路線の運行割ということですが、今後の運行路線が利便性等に基づいて本当に必要な路線、ルートへと変更するといったときに、今の路線の実車走行キロ比率に基づいて決まっている各市町村の出資額が足かせになるようなことはないのか、市町村は了解しているのか、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

事業再生計画では、路線バス事業の赤字について、「沿線自治体からの今以上の支援により、路線バス事業としての収支改善を図る」となっておりますが、新会社には赤字路線を黒字化するための企業努力を徹底的に行っていただきたいと思っております。

そこで、中山間対策・運輸担当理事に伺いますが、路線バス事業において、マイクロバスやワゴン車などへの車両の変更は可能なのか、お聞きをいたします。

赤字を抱えたバス路線維持のための補助制度の見直しについて、県としてはその実行状況も踏まえながら判断していきたいとしていますが、新会社の事業再生計画では、先ほど申し上げましたように「沿線自治体からの今以上の支援により、路線バス事業としての収支改善を図る」という今後の方向性が既に示されております。このことを県はどのように捉えているのか、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

先日発表になった平成26年3月期の決算では累積赤字が膨らんでいますが、このことは新会社の事業再生計画に織り込み済みなのでしょう

か、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

将来にわたって持続可能な公共交通スキームの構築を本気で考えるのであれば、県として高知県公共交通条例といった公共交通に関する条例をつくり、さまざまな取り組みをしていくことが重要であると考えますが、知事に御所見をお伺いいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新たな広域連携制度についてお尋ねがございました。

議員からお話のありました連携協約などの新たな広域連携制度につきましては、人口減少、高齢化の進展に伴って、市町村の規模が縮小する中において、より多方面かつ迅速な連携が可能となるように、簡易な仕組みとして新たに制度化されたものと説明されているところでございます。

県内市町村においては、地理的な特性などによりもともと小規模な団体が多い上、三位一体改革以降の厳しい財政状況の中で行政改革に取り組んだこともあり、幅広い業務を少ない職員で実施している自治体も多いのが実情でございます。今後、さらなる人口の減少やこれに伴う財政規模の縮小による職員の減少により、個々の団体では対応し切れなくなるといった事態が発生することも想定をされます。

このような状況の中、本県においては、市町村との連携、協調を県行政の基本とし、地域支援企画員や南海トラフ地震対策推進地域本部の取り組みなど、地域の課題解決に向け、市町村とともに取り組んでいこうとしているところであります。

今回創設された新たな広域連携の仕組みも、こうした取り組みの中で有効に活用できるか検

討する必要があると考えております。例えば、新設された仕組みの一つである連携協約制度は、南海トラフ地震対策のような県と市町村が同じ目標を持って短期間で集中的に取り組む必要のある業務に活用することで、スピード感があり、地域の実情に即した質の高い施策が実施できる制度となり得るのではないかと考えているところであります。

他方、今回、県が市町村の業務を補完する新たな仕組みも新設されておりますが、高齢者への福祉サービスなどのように、職員数が少なくなっても、住民に近く地域の実情を熟知している市町村が実施したほうが、地域に根差した実のある対策ができると思われる分野もあり、こういった分野にこの制度を活用できるのか、慎重な検討が必要になると考えているところであります。

いずれにいたしましても、現在、国がモデル事業の実施などによって検討を行っている個別法との関係の整理、地方財政措置や連携協約の具体的なあり方などの内容を見きわめつつ、市町村の御意見を十分にお聞きしながら、この新しい連携制度への対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、教育委員会制度改革に関して、まず教育委員会の構成人数を変更するのとのことのお尋ねがありました。

教育委員会の構成につきましては、改正前の法律では5人の委員で構成することを基本としつつ、都道府県や市などにつきましては、多様な地域住民の意向を教育行政に反映するため、自治体の判断で6人以上にすることができることとされておりまして、本県ではこれを踏まえて条例により委員定数を6人としております。

なお、全国の都道府県の状況につきましては、5人の県が1県ありますほかは、本県を含めた46都道府県が6人としているところであります。

今回の法改正により、教育委員会の構成は、教育長及び4人の委員で構成することを基本としつつ、都道府県や市などにつきましては、自治体の判断で委員を5人以上にすることができるよう、定数の規定が見直されたところです。あわせて、参議院の審議の中で、教育委員会が期待される機能を果たすことができるよう、教育委員に多様な人材を登用したり、人数をふやすなど、教育委員会の活性化を促進する取り組みの推進を求める附帯決議がなされております。

新制度における本県の構成人数につきましては、こうした参議院での附帯決議や国から示される施行通知の内容を踏まえ、教育委員会の御意見もお聞きしながら、今後判断をしていきたいと考えております。

次に、新教育長という新たな制度に期待すること、また、その任期が3年であることについてお尋ねがありました。

新しい教育長は、教育行政における責任体制の明確化を図るために、従来の教育委員長と教育長を一本化した職で、その権限と責任はこれまでも増して大きく重くなっております。新しい教育長には、その権限と責任を念頭に置いて、さまざまな教育課題にスピード感を持って対応し、課題の解決を図ることで、県民の皆様の教育に対する期待に応えていただきたいと考えております。

教育長の任期を現行の4年から3年に変更したことにつきましては、第1に、首長の任期4年よりも1年短くすることで、首長の任期中に少なくとも1回は任命できるようにすること、第2に、教育長の権限が大きくなることを踏まえ、教育委員の任期よりも短くすることで、委員によるチェック機能を強化すること、第3に、計画性を持って一定の仕事をやり返るためには、2年では短く3年は必要との意見があったことなどを総合的に検討し改正されたものであ

り、望ましい方向だと考えているところでございます。

次に、首長が定める大綱について、策定スケジュールと教育委員会の範囲を超える部分への対応についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

首長が定める大綱は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化に関する総合的な施策について、その根本となる方針や目標を首長と教育委員会が総合教育会議において協議して定めるものとされておりまして、今後の本県の教育、学術及び文化を振興していく上で大変重要なものだとして認識をいたしております。

大綱の策定に当たりましては、教育委員会が取り組んでおります高知県教育振興基本計画及び重点プランや、知事部局と教育委員会などが連携して取り組んでおります「高知家の子ども見守りプラン」など既存の計画との関係や、議員からお話のありました教育委員会の所管を超える学術や文化に関する事柄の取り扱いなど、大綱を策定していく上での前提となる事項を整理する必要があります。こうした点について、今後国から出される施行通知の内容なども踏まえ、教育委員会などと協議を進めてまいりたいと考えております。その上で、改正法施行後の来年4月以降、総合教育会議において教育委員会と十分に協議、調整を行いながら、速やかに策定をしまいたいと考えているところでございます。

次に、南海トラフ地震対策に関連して、災害派遣精神医療チーム——DPATの必要性についてのお尋ねがありました。

本県におきましては、東日本大震災の被災者支援のために、県内の精神科医師や看護師等から成る高知県心のケアチームを編成し、岩手県に24チーム、延べ89人の派遣を行い、この被災地における活動の経験なども踏まえ、災害時の

心のケアマニュアルの改訂を行ったところであり
ます。

こうした中、国におきましては、東日本大震
災での心のケアチームの活動の実態なども踏ま
え、災害派遣精神医療チームの活動要領につい
て、活動の枠組みなどを中心に、その全面的な
改定が行われております。

南海トラフ地震のような大規模自然災害の発
生に備える必要のある本県にとりまして、発災
後の被災者の心のケア活動の重要性については、
議員の御指摘にもありますように、東日本大震
災後の精神的なストレス等を背景とする震災関
連死が多数に上っていることなどを見ても、改
めて申し上げる必要のないところであります。

こうしたことから、本県にとりましても、被
災した精神科病院の患者の皆様への支援や被災
者の心のケア活動などの役割を、発災後に継続
的に担っていただくDPATのようなチームを
あらかじめ組織しておくことは、助かった命を
つないでいく上で非常に重要な取り組みだと考
えております。

このため、この1月には、新たな活動要領に
基づき国が実施をいたしました災害派遣精神医
療チームの研修会に県職員と民間の精神科医師
が参加をし、大規模災害の発生時を想定しまし
た演習などを通じて、DPATの派遣や受け入
れ時に必要となる体制整備などについて学んで
きたところであります。

今後とも、本県におけますDPATの編成や
派遣のあり方、あるいは他県からのDPATを
円滑に受け入れる際の課題などにつきまして、
先行する他県の事例等も参考にしながら、災害
時の心のケア体制整備検討会などにおきまして、
体制整備に向け検討を深めてまいりたいと考
えております。

次に、医療・介護総合推進法に関して、地域
医療構想を策定することにより、地域の医療体

制が今までと比べて具体的にどのように変わっ
ていくのかとのお尋ねがありました。

今回の医療・介護総合確保推進法における医
療法の改正によりまして、各医療機関から、病
棟ごとの急性期や回復期といった医療機能の現
状と今後の方向性について都道府県に報告する
制度の運用が、ことし10月から開始をされます。

また、この報告内容や地域の医療需要の将来
推計等をもとに、都道府県が医療機能ごとの病
床数の必要量などを含む地域の医療提供体制の
将来のあるべき姿を示した地域医療構想を策定
することとなっております。

地域医療構想の策定に当たりましては、今後、
国から医療提供体制の確保を図るための基本方
針及びガイドラインが示されますが、医療資源
が県中央部に集中し、また療養病床が多いといっ
た本県の特徴を勘案しながら、地域の実情に応
じて、その地域にふさわしいバランスのとれた
医療提供体制を構築することが必要であると考
えています。

また、こうした地域医療構想の実効性を高め
るためにも、医療機関の自主的な取り組みと医
療機関相互の協議により推進されることが重要
となりますことから、策定段階から医師会を初
め各医療従事者団体、各医療機関の御意見をお
聞きする場を設けまして進めてまいりたいと考
えています。

地域医療構想を策定、推進することにより、
まず、病床の機能分化が進み機能に応じた医療
資源の集中投入が図られることで、入院医療全
体の機能強化が図られると考えております。ま
た、あわせて在宅医療や介護サービスの充実を
図ることで、在宅療養がより一層可能となりま
す。このように両者の観点からの取り組みを進
めることで、今後の高齢化に伴う医療需要の増
加に対応ができるものと考えております。

次に、浦戸湾架橋・弘化台ルート of 早期事業

化についてお尋ねがありました。

浦戸湾架橋・弘化台ルートは、重要港湾である高知港の物流の一翼を担う路線であるとともに、鏡川大橋や浦戸湾周辺の交通渋滞を緩和する路線として計画したものであります。

しかしながら、平成12年に港湾計画に位置づけて以降、平成13年の東京向けブルーハイウェイラインや平成17年の大阪高知特急フェリーの廃止、平成22年の太平洋セメント土佐工場の生産中止などにより港湾物流が減少しており、現状では計画どおりの整備は難しい状況となっております。

一方、浦戸大橋や高知桂浜道路の無料化、さらには高知東部自動車道、国道195号あけぼの街道の整備により、浦戸湾周辺の交通の流れも大きく変化しつつあります。このため、交通渋滞の緩和効果について、広域交通ネットワークの面から、他のルートや構造も含め再検討をしてみたいと考えております。

次に、中央地域公共交通再構築についてお答えをいたします。

まず、公共交通の使命と目的についてお尋ねがございました。

公共交通には、大きく分けて、鉄道やフェリー、航空機といった県際間や国際間の移動手段として社会経済活動や交流活動を支える社会インフラ的な役割と、路線バスや路面電車など、通勤や通学など地域住民の日常生活を支える身近な交通手段としての役割があると考えております。中でも、路線バスや路面電車などの公共交通は、住民の日々の生活に直結するという点においても極めて公益性の高い社会インフラの一つですが、近年、人口の減少やモータリゼーションの進展等により、特に地方の地域交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

こうした社会的な背景のもと、交通政策基本法やその関連法においては、地域の公共交通が

将来にわたって持続可能なものとなるよう、自治体の積極的なかかわりや責任を求めているところです。

今後は、高齢化の進展に伴い、自家用車などみずからの移動手段を持たない住民や世帯の増加が予想されますように、住民の移動手段の確保が今後ますます課題となってまいります。また、観光振興を進める上でも、空港や主要駅から観光地までのアクセスとなる二次交通の充実が課題とされております。

このたびの中央地域における公共交通の再構築の取り組みは、県内の公共交通にとっての大きな転換点となるものと考えております。公共交通が将来にわたってその使命や目的をしっかりと果たすことができるよう、県といたしましても必要な支援を積極的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、県として公共交通に関する条例をつくる必要があるのではないかとのお尋ねがありました。

本県に限らず、我が国の地方公共交通においては、人口の減少やモータリゼーションの進展などによる利用者の減少に歯どめがかからず、多くの事業者が厳しい経営を余儀なくされております。

このような中、国におきましては、交通に関する基本理念などを定める交通政策基本法を昨年度に制定するとともに、本年度には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、これまで民間事業者任せきりであったこれまでの公共交通の枠組みから脱却し、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、まちづくり等と一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークの再編を目指すことが求められることとなりました。

公共交通に関する基本理念や基本的施策については、こうした法令が制定されましたので、

本県としましては、まずは新会社の円滑な立ち上げに向けた支援を行いますとともに、具体的な計画づくりや施策の実施に傾注してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、制度改正後に権限の増す新教育長に対して、教育委員会がチェック機能を保つポイントについてお尋ねがございました。

新教育長は、その権限が強化されますことから、新制度では、首長や議会によるチェック機能にあわせて、委員定数の3分の1以上の教育委員から教育委員会の会議の招集を請求された場合に会議を招集する義務や、事務の管理及び執行状況を教育委員会に報告する義務など、教育委員会によるチェック機能もより一層強化されております。

教育長である私から申し上げるのは、いささか気が引けますが、こうした法律に規定されたチェック機能が効果的に発揮されるためには、教育委員には教育に対する高い関心や熱意、これまでの経験などを通じて培われた豊富な知識や識見をベースに、教育に関する専門性の向上を図るための研修や先進地の視察などを通じ、委員としての見識をより一層高めていただく必要があるのではないかと考えます。さらに、さまざまな観点からのチェックを徹底していくためには、分野の異なった多様な人材の登用も必要と思います。その上で、教育長との闊達な議論を通じ、教育委員会の審議の活性化を図ることで、教育長に対するチェック機能を果たしていくことがポイントであると考えております。

次に、学校における食物アレルギー対策に関し、まず県内の公立小中学校、高校で食物アレルギーを持っている児童生徒数についてお尋ねがございました。

県教育委員会で把握しておりますのは給食を実施している学校の児童生徒数に限られておりますが、平成25年5月に実施いたしました学校給食における食物アレルギー対応実施状況調査によりますと、食物アレルギーを有する児童生徒数は、小学校は890名で対象児童の2.5%、中学校は247名で対象生徒の1.8%、県立特別支援学校は34名で5.7%、県立夜間定時制高校は11名で2.8%となっております。

次に、各学校における食物アレルギーへの対応状況についてお尋ねがございました。

学校における食物アレルギーを有する児童生徒への対応につきましては、公益財団法人日本学校保健会が作成した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づいて行うこととしております。

現在、給食を実施している学校では、年度当初に提出される保健調査票や、学校における配慮や管理を要する場合に提出される学校生活管理指導表等により、児童生徒のアレルギーの実態を把握しております。また、校内組織を整備し、対応マニュアルのもと、それぞれの児童生徒の状況に応じた対応方針を作成し職員会等で情報共有するよう努めております。

実際の給食の実施に当たっては、詳細な献立表による対応、一部弁当対応、除去食対応、代替食対応の4段階があり、児童生徒の実態により個別に対応を行っております。除去食や代替食の必要な児童生徒に対しては、誤って別の児童生徒のものが配られることがないよう、容器を区別したり受け渡しのチェック表を活用したりして、細心の注意を払い対応を行っております。

また、各学校においては、給食実施の有無にかかわらず、家庭科の調理実習や修学旅行における食事等についても、事前に児童生徒の状況を把握した上で適切な対応を行うようにしてお

ります。

なお、アレルギー反応による重篤な症状であるアナフィラキシーショック等が発生した場合につきましても、対応マニュアルに沿って応急処置や救急車の要請など、全教職員が対応できるよう共通理解を図っております。

次に、エピペン使用等に関する教職員向けの講習会の開催状況と、関係機関との事前の連携状況についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、平成23、24年度に、学校保健担当者などを対象とした、アナフィラキシーショック症状の進行を抑える注射薬であるエピペンの取り扱いも含めた、学校におけるアレルギー疾患に対する研修会を開催し、啓発や周知に努めてまいりました。本年度は、対象者を管理職や学校医などにも広げた研修会を7月に実施いたします。

また、アレルギー疾患を有し、配慮、管理の必要な児童生徒の在籍する学校では、ガイドラインやDVD等を活用し、共通理解を図るための職員会議や校内研修を実施しております。あわせて、医師からエピペンを処方されている児童生徒については、その情報を学校医や消防署等の関係機関と共有し、緊急時の対応ができる体制を整えております。

県教育委員会といたしましては、引き続き研修会等を通じ、ガイドラインを踏まえた対応マニュアルの作成を促進するとともに、正しい知識の普及と児童生徒への適切な対応ができるよう、啓発や周知に努めてまいります。

最後に、脱法ハーブ、脱法ドラッグを含む薬物乱用根絶に向けた具体的な取り組みについてお尋ねがございました。

学校における薬物乱用防止教育につきましては、体育、保健体育の授業はもとより、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを活用しながら、学校教育活動全体を通じて行われており

ます。

指導に当たっては、児童生徒の発達段階に応じて、薬物乱用の有害性、危険性の啓発を継続して実施するとともに、大麻やMDMA等合成麻薬の有害性、危険性に関する指導の充実を図ることなどにより、有害薬物を使わない意識の向上を図っているところです。

また、効果的な指導を図るためには、指導に当たる教員の資質、指導力の向上が必要であることから、薬物乱用防止教育のコーディネーターとなる体育主任や養護教諭、保健主事等を対象とした研修会を継続して実施しております。

一方、児童生徒に対しては、警察や薬剤師会等の関係機関と連携して薬物乱用防止教室を開催しており、平成25年度の実施率は小学校で43.3%、中学校で58.6%、高等学校で65.9%となっております。今後も保健、医療、警察等各分野の関係機関と十分に連携しながら、薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底を図ってまいります。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) 南海トラフ地震対策に関連して、漁船の津波避難対策の実態と、海上避難ガイドマップの作成の必要性についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

南海トラフ地震の発生時には、巨大な津波が沿岸域へ来襲し操業中の漁業者や漁港の周辺にいる方々が命の危険にさらされますため、県では、地震・津波防災マニュアルのモデルをお示しし、地域の実情に合った避難マニュアルが策定されるよう支援を行ってまいりました。その結果、平成23年11月までに70の漁協及び漁協支所の全てで、避難場所や経路、海上で操業している漁業者の避難の方法、地震・津波発生時の情報伝達の方法などを定めた地震・津波防災マニュアルが策定されています。

このマニュアルには、水産庁が取りまとめた災害に強い漁業地域づくりガイドラインに沿って、操業中の漁船については、港へ戻るよりも水深50メートル以上の1次避難海域へ逃げるほうが早いときは直ちにその海域へ避難することなど、漁船の避難対策についても盛り込んでいます。ただ、こうしたマニュアルの内容が全ての漁業者に周知されているかといえば、不十分な状況も見受けられますので、市町村や漁協関係者と連携してさまざまな機会を通じて周知徹底を図ってまいります。

次に、議員のお話にありました、徳島県で作成されました海上避難ガイドマップにつきましては、避難海域や危険海域が視覚的にわかりやすいといった点で、あらかじめ避難先を周知するのに有効ではないかと考えています。このため、先ほど申し上げました地震・津波防災マニュアルで示した漁船の避難対策を補完するものとして、例えば1次避難海域とされる水深50メートル以上の海域を地図上に明示したものを作成するなど、関係者の御意見も伺いながら、漁船の避難対策に取り組んでまいります。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 南海トラフ地震対策に関して、消防団の報酬の状況と処遇の改善についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生すると、揺れや津波による甚大な被害が想定されますので、消防団は、それぞれの地域における避難誘導や救助など応急活動の中核として大きな役割を担っていただく必要があります。そのため、団員の確保は重要な課題だと認識しております。

お話のありました団員の報酬は、それぞれの市町村が条例でその額を定めており、確認しましたところ本県においては未払いの市町村はございません。また、平成24年度の各市町村の決算を見ますと、報酬の総支払い額はほぼ全

ての市町村で交付税措置額を上回っておりまして、厳しい財政事情の中でも団員の処遇に対してそれぞれ努力していただいております。

団員に対して支払われる主なものとしましては、このほか市町村が条例で定める出勤手当や、国が基準を定めている退職報償金があります。このうち出勤手当については、多くの市町村で交付税の算定に用いられる単価を下回っているという状況でありましたので、昨年度から、手当の改善について文書でお願いするとともに、全ての市町村に出向いて要請を行ってきたところであり、本年度、5つの市町村で改善がなされております。

また、少子高齢化が進展している本県において、現に活動している団員の方々に少しでも長く活動していただくことも団員確保にとって重要ですので、退職報償金の金額や、30年を上限とする現在の支給対象の勤務年数を引き上げることを、国に対して提言してきております。このうち金額については、本年度から引き上げがなされたところでございます。

団員の処遇の改善は、新たな団員の確保のみならず、現役の団員の方々のモチベーションを高めることにもつながると考えておりますので、県としましては今後も引き続き、市町村や国に対して団員の処遇の改善を働きかけてまいりたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、医療・介護総合推進法に基づく都道府県計画の作成は今後どのようなスケジュールで進んでいくのか、また医療計画と都道府県介護保険事業支援計画との整合性はどのようにしていくのかのお尋ねがありました。

先ほど知事からお答えしましたように、今後、都道府県において地域医療構想を策定してまいります。これを着実に進めるために、消費税増

税分を財源とした新たな財政支援制度が創設されました。この財政支援制度では、都道府県に基金を設置しまして、毎年度都道府県が作成します計画に基づき事業を実施することになっています。今年度は、まず医療を対象として実施し、介護については来年度からとなっています。

今年度の県計画につきましては、医師会を初め医療関係者などの関係機関に事業提案をお願いしましたところ、多くの御提案をいただきました。現在、ヒアリングなどを実施しながら、内容の調整を行っているところです。今後は、7月に国から示されます総合確保方針に基づきまして、9月に県計画として取りまとめを行う予定です。来年度以降の県計画の作成については、県の当初予算編成作業と並行して取りまとめる必要があると考えています。

また、本年度作成します県計画については、現行の第6期保健医療計画の内容を踏まえた事業を中心に作成しますが、来年度以降作成する県計画については、地域包括ケアシステムの構築に向け、本年度策定する介護保険事業支援計画や今後策定する地域医療構想を踏まえ、内容の拡充を図ってまいります。

次に、地域医療構想の今後の作成スケジュールと協議の場の設置について、どのように取り組んでいく考えかとお尋ねがありました。

地域医療構想については、今年度内に国が示します基本方針及びガイドラインに基づき、10月から運用が開始されます医療機関からの病床機能報告制度による情報を踏まえまして、平成28年度中には都道府県が策定することになっています。

知事からもお答えしましたとおり、地域医療構想は、医療機関の自主的な取り組みと医療機関相互の協議により推進されることが重要となりますことから、策定段階からこの協議の場を設置しまして、関係者の合意形成を図りながら

進めてまいりたいと考えています。

次に、脱法ハーブ、脱法ドラッグを含む薬物乱用根絶に向けた具体的な取り組みについてお尋ねがありました。

本県では、高知県薬物乱用対策推進本部を設置し、平成26年3月には脱法ハーブなどの新たな薬物への対応を含めた薬物乱用未然防止、再乱用防止の推進及び取り締まりの徹底を目標とした、高知県薬物乱用対策第四次五か年戦略を策定し、国及び県内の23関係機関が緊密な連携をとりながら、薬物乱用の根絶に向けて取り組んでいます。

若者への薬物乱用防止に関する啓発活動としては、小・中・高等学校などにおける薬物乱用防止教室の開催や、中学生を対象とした薬物乱用防止ポスター・標語コンテスト、中高校生を中心としたヤング街頭キャンペーンの実施など、若いときから薬物乱用防止の規範意識の向上に向けた取り組みを進めています。また、県内384名の高知県薬物乱用防止推進員に御協力をいただき、地域のお祭りやイベントなどにおける啓発活動を通して、薬物の有害性、危険性についての正しい知識の普及に取り組んでいます。

こうしたこれまでの取り組みに加え、本年度は、大学生をターゲットとした薬物乱用防止講習会を開催したり、学生ボランティアを養成し、大学祭における啓発活動を行っていただくなど、機会を捉えた若年層への啓発の充実強化に取り組んでまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 医療・介護総合確保推進法の成立に伴う介護保険法の改正に関連して、まず、介護サービスを利用した際の自己負担割合が2割に引き上げられる県内の対象者数についてのお尋ねがありました。

今回の制度改正では、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内での負担の公

平化を図るため、これまで一律1割に据え置かれてきました自己負担割合を、65歳以上の被保険者のうち相対的に負担能力がある一定以上の所得のある方については、2割とすることとされています。

自己負担割合を2割とする所得水準につきましては、今後政令で定められることとなりますが、国の資料によりますと、65歳以上の第1号被保険者のうち所得の上位20%が想定されており、単身で年金収入のみのケースでは、年間280万円以上の収入の方を対象とする方向で検討が進められております。

本県の対象者数につきましては、国が行った平成25年4月1日現在における第1号被保険者の合計所得金額の分布調査によりますと、3万1,600人程度と推計されており、本県の第1号被保険者の約14%に相当することとなります。しかしながら、介護保険制度の利用者負担につきましては、高額介護サービス費で月額の上限が設けられているため、対象となる方々全員の負担が必ずしも2倍になるわけではございません。

次に、特定入所者介護サービス費等の支給要件について、資産を勘案するなどの見直しを行うこととされているが、行政機関が正確な資産の状況を把握することが可能なかとのお尋ねがありました。

特定入所者介護サービス費等のいわゆる補足給付につきましては、市町村民税非課税等の低所得の要介護者などが、特別養護老人ホームなどの施設サービスや短期入所サービスを利用した際に、食費と居住費または滞在費について、利用者本人の負担限度額まで軽減するために保険給付されるものとなっております。

今回の見直しは、公平性の確保の観点から、預貯金等の資産を保有して負担能力があるにもかかわらず保険給付による軽減措置が行われるのは不公平であり、一定額を超える預貯金等を

保有する方については補足給付の対象から除こうとするものとなっております。

その際における資産等の状況の把握につきましては、適正な申告がなされるような仕組みを設けることとされており、国の説明によりますと、市町村が必要に応じて金融機関等への調査を行うことや、不正受給に対しての加算金の規定を設けることなどが検討されているとお聞きをいたしております。

なお、今回の法改正に係る国会の附帯決議におきまして、「資産を勘案するに当たっては、不正申告が行われないよう、公平な運用の確保に向け、適切な措置を講ずること」とされており、来年8月の法施行に向けまして、その動向を注視してまいりますとともに、保険者である市町村の御意見などもお聞きしながら、必要に応じて国への情報提供などに努めてまいりたいと考えております。

次に、地域支援事業の見直しにより市町村間においてサービスの内容や利用料金が違ってくことへの県の認識と、今後の市町村へのバックアップ体制などについてのお尋ねがありました。

地域支援事業の実施主体となります市町村の中には、サービスの提供主体の確保や財政力といった面で非常に厳しい状況に置かれている市町村もございます。このため、県といたしましても、地域の実情に応じた必要なサービスが確保されますとともに、サービスの内容や利用料金などの面において市町村間で格差といったことが生じることのないよう、円滑な事業の移行に向けまして積極的な支援に取り組む必要があるものと考えています。

こうしたこともあり、今回の制度改正の内容についての十分な理解と必要となるサービスの確保に向けまして、この4月には県下の市町村長を対象としますトップセミナーを開催いたし

ますとともに、現在は市町村の担当者向けに先進的な自治体の取り組み事例などを紹介しセミナーを継続して開催しているところです。

また、間もなく示される予定の地域支援事業に関する国のガイドラインなども踏まえ、保健福祉圏域ごとの意見交換会の開催やアドバイザーの派遣などを通じまして、サービスの内容や利用料金などについての広域的な調整の可能性につきましても、検討を進めることとしております。

あわせて、国に対しましては、これまでも全国知事会などを通じまして市町村間でサービスの提供などに格差が生じることのないよう訴えてきたところですが、今後示されますガイドラインの内容についても、改善すべき点があれば、改めて国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 生活排水処理について、まず県内の浄化槽の設置状況と、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換についてのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

平成24年度末の単独処理浄化槽の設置数は4万3,586基、合併処理浄化槽の設置数は4万9,234基となっています。合併処理浄化槽及び公共下水道などの集合処理による汚水処理の人口普及率は約70%で、合併処理浄化槽がそのうち約半分となっています。残りの約30%の中には多数の単独処理浄化槽がありますので、集合処理に加え、合併処理浄化槽への転換を図る必要があると考えています。

合併処理浄化槽の普及を推進するため、市町村は広報紙、ホームページ等で周知を図っているところです。県も指定検査機関である一般財団法人高知県環境検査センターを通じて、毎年、住民を対象として合併処理浄化槽の設置や維持

管理についての講習会を実施しており、その中で合併処理浄化槽への転換の重要性について説明しております。

今後は市町村と連携し、合併処理浄化槽の普及が進んでいない原因の分析と解決方法の検討を行い、あわせてより効果的な普及啓発に努めてまいります。

次に、浄化槽の保守点検、清掃における業者の技術力のばらつきについてのお尋ねがありました。

浄化槽の保守点検、清掃につきましては、浄化槽法に基づく浄化槽管理士の資格が必要で、環境省関係浄化槽法施行規則に定める項目について点検することとなっています。

しかしながら、最新の浄化技術に対応する能力や点検技術、設置者への報告のわかりやすさなどについて、業者によってばらつきがあることを承知しております。また、平成25年度の法定検査を受検した浄化槽の3.8%が不適正と判定されています。その多くは設置者の管理の不備によるものと聞いておりますが、中には保守点検、清掃に関する業者の技術力のばらつきが原因となった可能性も考えられます。

今後は、指定検査機関である一般社団法人高知県環境検査センターと連携し、不適正の原因を分析するとともに、業者の技術力のばらつきに起因するものについて、今後の対応を検討していきたいと考えております。

次に、浄化槽法の7条及び11条検査の実施状況と、実施率の低い原因がどこにあるのかのお尋ねがございました。

浄化槽設置後に行う7条検査の平成25年度における受検率は92.1%です。また、毎年1回の受検が義務づけられている11条検査の受検率は56.8%で、これは全国平均の33.4%と比べて高い数値となっておりますが、100%にはほど遠い状況です。市町村別の11条検査の受検率は97.9

%から38.5%と大きな幅があり、人口の多い高知市が最も低くなっております。

受検率が低い原因については、指定検査機関に確認したところ、浄化槽の管理者である住民の中に、保守点検を実施していることから法定検査は不要と主張される方や、別に料金がかかることに御理解をいただけない方が多いとのことでした。

次に、適切な時期の検査のための、事業者と環境検査センターとの連携及び保守点検、清掃、法定検査を一元化したシステムの構築についてのお尋ねがありました。

環境検査センターが行う法定検査は、検査の効率化を考慮し、エリアごとにまとめて毎年1回ほぼ同じ時期に実施されています。適正な保守点検や清掃を行っていれば、検査をいつ実施しても検査結果に大きな差は生じないと考えています。

一方で、保守点検、清掃、法定検査を一元化したシステムの構築は、適正な保守点検、清掃の実施に加え、法定検査の受検率の向上にも有効であると考えます。このため、保守点検業者、高知県環境検査センター、県、市町村等が関連する情報を共有するなど、連携を強化し、現在の仕組みが有効に働くよう検討していきたいと考えております。

次に、し尿処理業務の許可エリアと業者の責任の明確化についてのお尋ねがありました。

浄化槽法に基づく清掃業の許可は市町村が行うこととなっています。また、し尿処理に必要な一般廃棄物処理業の許可が市町村単位で行われていることから、多くの市町村では、浄化槽清掃業についても市町村全域をエリアとして許可しております。このエリアを分けることは、設置者の業者を選択する自由や業者の企業活動の制限につながるものが懸念されます。

また、浄化槽の保守点検や清掃の責任の明確

化については、法定検査の結果が行政機関に情報提供されることになっており、改善の必要がある場合には、県は関係機関と連携し、設置者に指導、助言を行うとともに、必要に応じて業者に対する改善指導や改善の助言に努めてまいります。

次に、入札の不調、不落の状況と原因及びその解消に向けた対策についてお尋ねがございました。

昨年度は、公共工事や民間工事の大幅な増加に伴い、全国的に入札の不調、不落が急増いたしました。平成25年度の土木部建設工事における不調、不落の状況は、開札件数2,881件に対し件数で271件、率にして9.4%となっており、平成24年度の107件、率にして3.6%と比較すると大きく増加しております。特に昨年10月以降、不調、不落が急増し、さらに11月から本年1月にかけての3カ月間は、各月で20%前後の発生率となっております。

こうした背景には、技術者や技能労働者などの人手不足、材料価格の高騰、仮設資材の確保が困難であったことなどがあります。また、これまでの公共投資の減少に伴い、建設事業者の経営規模の小規模化や重機保有台数が減少してきたところに、急激な需要の増加があったことも影響していると考えております。

今後の南海トラフ地震対策や社会インフラの整備などを考えますと、不調、不落の増加は大きな課題であり、県では、本年2月に策定いたしました建設業活性化プランの中に、入札の不調、不落への対応を取り組みの3本柱の一つとして位置づけたところでございます。

具体的には、準備期間を含む十分な工期の確保、繰り越しや翌債制度を活用した年度末の工事集中の回避と工事の平準化への取り組み、そして人手不足への対応として、現場代理人の常駐義務の緩和などの対策を講じることとしてお

り、引き続き入札の状況を注視し、効果的な対応を図ってまいります。

(警察本部長小林良樹君登壇)

○警察本部長(小林良樹君) 薬物乱用対策に関しまして、本県における薬物乱用の実態、それから薬物乱用根絶に向けた取り組みの2点について御質問いただきました。順次お答えをいたします。

第1に、本県における薬物乱用、薬物使用違反の実態等についてであります。

本県における昨年、平成25年中の全薬物事犯の検挙人数は67名でございました。うち、全体の約8割に当たる52名が覚せい剤取締法違反でございました。また、再犯者は全検挙人数の約6割に当たる43名でございました。

さらに、本県における過去10年間の薬物事犯の状況を見ても、検挙人員につきましても、毎年おおむね60名から90名の間で増減を繰り返しております。罪種別で見ますと、一貫しまして覚せい剤取締法違反が最も多く、毎年全体の約8割を占めております。また、再犯者の割合は平成21年以降、毎年おおむね6割程度で推移をしております。

本県におきますこうした傾向は、全国規模で見てもほぼ同様となっております。すなわち、全体に占める覚せい剤取締法違反者の割合が約8割程度で推移しており、再犯者の割合はおおむね5割から6割で推移をしております。

なお、議員から御指摘のありました、いわゆる脱法ドラッグにつきましては、現在までのところ本県内における直接の検挙事例はございません。

しかしながら、インターネットなどを通じて脱法ドラッグを購入した者がこれを使用し、一時的に錯乱状態になるといった事案が平成24年以降、県内において私ども警察が把握しているだけでも6件発生しております。また、この6

件のうち4件においては、この脱法ドラッグを使用した者は10代あるいは20代の若者でありました。こうしたことから、いわゆる脱法ドラッグは、より深刻な事件や事故への呼び水、あるいは議員御指摘のとおり、さらに深刻な覚醒剤等へのゲートウエーになり得るものと考えられ、県警としても十分に注意すべき問題と考えております。

以上が薬物乱用の実態についてでございます。

次に、2点目といたしまして、薬物乱用根絶に向けました具体的な取り組みについてお答え申し上げます。

高知県におきましては、先ほど健康政策部長の答弁にもありましたとおり、高知県薬物乱用対策推進本部により、本年3月に高知県薬物乱用対策第四次五か年戦略が策定されております。県警察といたしましては、この対策推進本部の一員といたしまして、知事部局、教育委員会、その他の関係機関との連携を強化しつつ、この戦略が実際に実効を上げるよう、各種施策を推進しているところでございます。

具体的な施策の内容といたしましては、例えば、薬物乱用防止教室あるいは講習会の拡大、他の取り締まり関係機関やほかの県警との連携、あるいは官民連携による密輸防止対策の推進、インターネット上の情報の収集強化、あるいは初犯の被疑者などに対する再犯防止のための情報提供、こういった施策を推進いたしまして、薬物需要の根絶、それから薬物供給の遮断、この2つの面から対策を図っているところでございます。

なお、県警察といたしましては、こうした取り組みの中でも、先ほど言及いたしましたいわゆる脱法ドラッグにつきましても、議員から御指摘のありました最近の法改正の趣旨を十分に踏まえつつ、乱用の防止のための広報啓発活動、それから取り締まりを今後とも一層強化してま

いる所存でございます。

以上であります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 土佐グリーンパワー株式会社と株式会社グリーン・エネルギー研究所の木質バイオマス発電に必要な年間木材使用量とその調達についてお尋ねがございました。

本県は、豊かな森林資源を活用していくために、第2期産業振興計画の中で、原木増産の原動力となる大型の製材工場や木質バイオマス発電施設の整備等を行い、加工力を強化してきました。あわせて、72万立方メートルの原木生産の目標を掲げ、こうした需要先に対して原木を安定的に供給できる体制づくりを進め、所得の向上と雇用の創出を目指して取り組んでいるところです。

お尋ねのありました2カ所の木質バイオマス発電については、平成27年の操業開始を目指し施設の整備が進められているところです。この木質バイオマス発電に必要な木材の量は、高知市の土佐グリーンパワー株式会社と宿毛市の株式会社グリーン・エネルギー研究所、それぞれ本格稼働時で約7万4,000トンと9万3,000トンとなっており、大量の原木が必要となっております。

このため、土佐グリーンパワー株式会社は、森林組合連合会と原木の安定供給協定を結び、共販所ごとに原木供給量の積み上げを行い、計画的な原木の収集ができるよう取り組みを行っています。また、株式会社グリーン・エネルギー研究所は、幡多地域の森林組合等と安定供給協定を結ぶとともに素材生産事業者等と協力関係を取りつけることで、必要な原木の確保に向けて取り組んでいるところです。

一方、県におきましても、森林組合連合会や素材生産業協同組合連合会等の林業関係者も交

えた木材増産推進プロジェクトチームを5月に結成して、さまざまな原木増産に向けた取り組みの強化を図っているところです。

特に木質バイオマス利用向けの低質材については、伐採事業者が事業地を確保するのに必要な森林資源情報の提供による計画的な調達の推進、県内にある森林組合連合会の共販所や発電事業者が確保したストックヤードの活用、自伐林家等の小規模事業者向けの身近な中間土場の整備などにより、低質材を出材しやすい環境を整えますとともに低質材向けの機械装備の支援を行うことで、個々の供給事業者の生産力を強化してまいります。これらの取り組みを発電事業者や供給関係者と連携して進めることにより、操業開始時までに必要な木質バイオマス燃料である木材の確実な調達につなげてまいります。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 中央地域公共交通再構築についての御質問にお答えをいたします。

まず、新会社の利用促進策や増収対策の具体的な数値効果についてお尋ねがありました。

中央地域における路線バスの利用者数は、平成17年度以降、毎年およそ3%ずつ減少しているという状況にあります。

このため、新会社の事業再生計画では、路線の再編や系統番号化、乗り継ぎ割引サービスなどの利用促進策や各種の増収対策に取り組むことで、潜在需要の掘り起こしにつなげていくこととしております。利用者の減少率を2%にとどめる計画としているというふうに説明を受けております。計画は、個々の増収策ごとの数値が積み上げられたものではございませんが、さまざまな利用促進策や増収対策の効果としまして、全体として運輸収入の減少率を1%抑制する効果が見込まれております。

次に、再生計画期間の5年間でいう設備投資の内容についてお尋ねがございました。

設備投資の主な内容につきましては、路線バスでは毎年5台程度の低床車両の導入を予定しており、5年後には低床車両の導入率を、現在の2割程度から5割程度まで引き上げる計画とされております。

路面電車では、安全・安心に係る設備投資として、レールや枕木、電線等の更新や車両の不燃化处理、制御装置の改良等を毎年実施することとされております。また、低床車両を新たに1両導入しまして、バス同様にバリアフリー化への対応を図る計画となっております。国の補助制度が十分に活用できるということが前提となりますが、5年間で約21億円余りの設備投資を行う計画となっております。

次に、自治体は営利企業としての経済合理性を満たす存在なのかのお尋ねがございました。

再生スキームの中で出資が行政主体とされたのは、行政が主要株主になることによって、公共交通事業の経営が経済合理性に偏ることなく、公益性を担保したものになるようにとの期待が示されたものと受けとめております。また、行政主体の出資構成の事業体となれば、経営面では、行政の信用力を背景に相応の経験や知識を有する人材を幅広く求めていくことも可能となるという点に期待を持たれたのではないかとこのように思っております。

再生スキームでは、そうした観点から、自治体を経済合理性と公益性の双方を満たす適切な出資者として位置づけたものと受けとめております。今回のスキーム案が関係者に了承されましたなら、公益性の部分は出資者が担保しつつ、広く人材を受け入れる中で、民間ノウハウを大いに活用した、バランスのとれた経営がなされるものではないかというふうに考えております。

次に、各市町村における出資額5億円の内訳

について、今後の路線変更による影響と市町村の受けとめについてお尋ねがありました。

市町村別の出資額につきましては、沿線の12市町村が応分の負担をしてともに支えるという考え方のもとに、各市町村の人口とバス路線等の運行距離を用いて算定された提案が、市町村間で基本合意をされました。再生スキームが動き出したとしまして、仮に市町村内の運行路線が全て廃止されるような大きな変動がある場合は、出資の扱いを協議することも想定はされますが、人口の増減や運行距離といったことの変動が直ちに投資額に影響することはないというふうに考えております。

次に、路線バス事業において、マイクロバスやワゴン車などへの車両変更が可能かのお尋ねがありました。

交通事業者が路線バスの運行に使用する車両につきましては道路運送法に規定されており、運輸局と協議が調えば、路線の需要に応じた車両に変更することは可能でございます。現在、一部区間ではマイクロバスの運行もされておりますが、ワゴン車につきましては難しいようにもお聞きをしております。今後、需要や車両運用面の問題なども勘案しながら、事業者において検討されるようになるというふうに思っております。

次に、バス路線維持のために沿線自治体が今以上の支援を求められていることについて、県はどう捉えているのかのお尋ねがございました。

今回、再構築検討会からは、行政による出資のほかに、バス路線維持のための補助制度の見直しについても提起がなされております。他地域に比べまして条件的に恵まれております中央地域においても採算のとれない路線が拡大し、運行補助を受けていない自主運行路線117系統のうちおよそ6割の69系統が赤字という状況に

ございます。検討会では、赤字路線拡大が事業者の経営を圧迫しているとの観点から、行政に対し補助制度の見直しの提起があったものと受けとめております。

バス路線維持のための補助制度の見直しにつきましては、まずは新会社において路線ごとの収支や採算性をしっかりと把握し収支改善に向けた対策を徹底していただくことが必要であると考えております。その上で、県民生活に必要な公益性が高い路線は守るとの考えのもとに、県と市町村との負担のあり方なども含めまして、補助制度のあり方について検討してまいりたいと考えております。

最後に、平成26年3月期の決算では累積赤字が膨らんでいるが、新会社の事業再生計画に織り込み済みなのかとのお尋ねがございました。

新会社の事業再生計画は本年3月期の決算見込みをベースに作成しておりましたので、今回決算が確定したことから、現在、事業者が再生計画の修正作業を進めております。現在のところ、再生計画における収支計画に大きな影響を及ぼすものではない見込みであるとお聞きをしております。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 取引金融機関において明確な債権放棄の金額が決まっていない段階で、行政の出資金額10億円がなぜ決まったのかとのお尋ねがございました。

債権放棄の要請額におよそ2億円の幅があることにつきましては、両社の特別清算の過程において、遊休資産等を売却し借入金の返済に充てる計画とされておりますことから、実際の売却額によって返済額が変動し債権放棄額に幅が生じるためでございます。つまり、遊休資産等の売却額が予定より下回った場合、返済できる金額が少なくなりますので、逆に債権放棄額が26億円から28億円の範囲内で多くなるというこ

とになります。

一方で、新会社に承継する資産の価値に見合った債務の額は既に確定していることから、債権放棄額は新会社の承継する負債額に影響を与えることはありませんので、必要な出資額を算定することができたものでございます。

○28番(西森雅和君) それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。もう時間がそれほどありませんけれども、これからも行政としての支援はしていかないといけないだろうというところでありますけれども、新しい会社と行政とに、思いとしての違いがちょっとあるのかなということも感じております。先ほど来の答弁を聞いていますと、まずはその新しい会社で努力をしていただくというところであろうかと思えますけれども、新しい会社の再建計画を見てもみますと、今以上の支援を要請するというような考え方であっておるわけであります。そうした中にありまして、しっかりと新しい会社においては取り組みをしていただきたいと、こんなことを思うところであります。

いずれにいたしましても、新しい会社では利用者の立場に立った会社になるということをお願いして、一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明26日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時49分散会

平成26年 6月26日（木曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 金子 繁昌 君
- 2番 加藤 漠 君
- 3番 川井 喜久博 君
- 4番 坂本 孝幸 君
- 5番 西内 健 君
- 6番 西内 隆純 君
- 7番 弘田 兼一 君
- 8番 明神 健夫 君
- 9番 依光 晃一郎 君
- 10番 梶原 大介 君
- 11番 桑名 龍吾 君
- 12番 佐竹 紀夫 君
- 13番 中面 哲 君
- 14番 三石 文隆 君
- 15番 森田 英二 君
- 16番 武石 利彦 君
- 17番 浜田 英宏 君
- 18番 樋口 秀洋 君
- 19番 溝渕 健夫 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 潮三 君
- 24番 ふあーまー土居 君
- 25番 横山 浩一 君
- 26番 上田 周五 君
- 27番 中内 桂郎 君
- 28番 西森 雅和 君
- 29番 黒岩 正好 君
- 30番 池脇 純一 君
- 31番 高橋 徹 君
- 33番 坂本 茂雄 君
- 34番 田村 輝雄 君
- 35番 岡本 和也 君
- 36番 中根 佐知 君
- 37番 吉良 富彦 君
- 38番 米田 稔 君

39番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総務部長 小谷 敦 君
- 危機管理部長 野々村 毅 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興
推進部長 中澤 一真 君
- 理事（中山間対
策・運輸担当） 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 久保 博道 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・
環境部長 大野 靖紀 君
- 水産振興部長 松尾 晋次 君
- 土木部長 奥谷 正 君
- 会計管理者 大原 充雄 君
- 公営企業局長 岡林 美津夫 君
- 教育委員長 小島 一久 君
- 教 育 長 田村 壮児 君
- 人事委員長 秋元 厚志 君
- 人事委員会
事務局長 福島 寛隆 君
- 公職委員
職務代理者 山崎 實樹助 君
- 警察本部長 小林 良樹 君
- 代表監査委員 朝日 満夫 君
- 監査委員
局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 補 佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成26年 6 月26日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 3 号 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案
- 第 4 号 高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案
- 第 5 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県介護職員処遇改善等臨時特例

- 基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例議案
- 第 16 号 権利の放棄に関する議案
- 第 17 号 高知県新資料館(仮称)建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 18 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 県道春野赤岡線(浦戸大橋1-2工区)防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第1号 平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第2号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
- 報第3号 高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告

第 2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長(浜田英宏君) これより本日の会議を開きます。

————— ❧❧❧ —————

諸般の報告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

公安委員長島田京子さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員山崎實樹助君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。

————— ❧❧❧ —————

質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」から第19号「県道春野赤岡線（浦戸大橋1-2工区）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第1号「平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告」まで、以上22件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

26番上田周五君。

（26番上田周五君登壇）

○26番（上田周五君） おはようございます。お許しをいただきましたので、県政会を代表いたしまして、以下質問をいたします。

まず、知事から見た県内の景況感について伺います。

消費税が8%に上がって3カ月を経過しましたが、消費税の滞納が約4,000億円、国税庁などは、消費者がきちんと払っている税金なので公正な納税が行われるよう努力してほしい、消費税の使い道は約束どおり社会保障費に回してもらいたい、節電に努め食品を効率よく使い、何よりも病気にならないように気をつけたい、幸

せの物差しを大量消費から小欲知足や心の豊かさに切りかえないといけないと思うといった声がございます。

そして、2014年1月から3月期の国内総生産の伸び率が大きかったことが報じられました。景気がよくなったことは何となくわかります。が、個人の買い物がGDPに占める割合が約6割あり、消費が活発になれば成長率は大きく伸びると言われております。2014年1月から3月期の実質成長率は、年間の伸びに計算し直したところ、6.7%でした。4月の消費増税の駆け込み需要が大きく伸びました。4月から6月期は、その反動で落ち込みが予想されております。

そうした中、都市部においては、アベノミクスにより株価や経済指標が改善し、一部の企業では賃上げにつながったが、地方に恩恵が届いていないとの声は多い。

このあたり、知事はどのように受けとめているのか、あわせて県内の景況感について知事はどのように見ているのか、伺いをいたします。

次に、知事が本年度の重点政策に掲げ取り組んでいます、女性の活躍の場の拡大について伺います。

一昨日、政府において新たな成長戦略、経済財政運営の骨太方針、規制改革実施計画の3つが閣議決定されました。このうち、新たな成長戦略の主な施策に、女性の活躍促進として配偶者控除の見直し議論が明記をされております。

そこでまず、配偶者控除の見直しについて伺います。

少子高齢化で働く世代が減少する中、女性の就労機会をどう拡大するか。今、女性の社会進出を後押しするための総合的な対策が求められております。そうした中、女性活用を成長戦略に掲げる安倍首相が、女性の就労を抑制する税制を見直すべきだと指示したのがきっかけとなり、所得税などの負担を軽減する配偶者控除の

見直し議論が、政府税制調査会で始まっております。

配偶者控除とは、専業主婦やパートで働く配偶者の年収が103万円以下の場合、世帯主の課税所得を一律で38万円減らす制度でございます。

このため、パートで働く主婦は103万円を超えないよう仕事を調整しがちになります。いわゆる103万円の壁が、女性の働く意欲を損ねている側面があるのは確かなことだとは思いますが。

現行制度では、妻がパートで働く世帯は、夫や妻の課税対象となる年間所得を少なくできる控除額は最大114万円、専業主婦の世帯や共働き世帯の控除額より多くなっております。こうしたことから、パート勤務で一定の収入がある世帯の優遇部分を縮小する方向へとかじを切ろうとしております。

この制度が導入された1961年と今とでは、共働き世帯が専業主婦の世帯数を上回るなど、社会的背景が随分と変化をしております。そうかといって、見直しだけで女性がより働くようになることはできないと思っております。

こうした制度見直しについて知事はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

次に、仕事と育児の両立についてお伺いをいたします。

今、女性が仕事と家庭を両立しやすい社会の実現が急務となっております。女性の社会進出の最大のネックは、仕事と育児の両立でございます。共働きが全国で1,000万世帯を超える中、仕事と育児の両立に取り組む企業が多くなっております。しかしながら、働く女性を取り巻く環境は依然として厳しいのが現状でございます。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、仕事を持つ女性の6割が、第1子を出産後、離職している。また、厚生労働省の調査では、妊娠、出産前後に退職した女性の3割が、仕事を

続けたかったが仕事と育児の両立の難しさでやめたと答えております。

そこでまず、仕事と育児の両立における本県の現状はどうか、文化生活部長にお尋ねをいたします。

次に、共働き世帯では、仕事と育児の両立は男性の家事と育児への協力が欠かせません。東京の民間企業が共働き世帯を対象に行った2013年の調査によりますと、平日1時間以上家事をする夫は16.2%で、妻の87.1%を大きく下回っております。30分未満の夫は40.3%、全くしない夫は17.7%でございました。また、育児休業の取得でも男女に差がございます。2013年度の育休取得率は女性が76.3%だったのに対し、男性は2.0%、政府が掲げる2020年度までに13%の目標にほど遠く、男性の育休取得を促すには、職場や社会の環境改善が不可欠だと考えます。

本県における男性の育児休業の取得の現状と認識について商工労働部長にお尋ねをいたします。

次に、全国的には仕事と育児の両立を進めようと、企業が独自の子育て支援策を充実させる取り組みが進んでおります。例えば、短時間勤務の期間を、子供が小学校3年生の終業までに延長。出産などで退職した従業員が対象の再雇用登録制度や、子供の定期健診などの際に休暇をとりやすくする制度も新設されております。

こうした企業の取り組みに対し、自治体も両立支援を後押ししております。兵庫県は、育休や短時間勤務制度などの整備や再雇用などに取り組む企業を奨励することを目的に、県内1,000社余りと子育て応援協定を結んでおります。同様の協定は、福岡県や富山県などにもございます。

しかしながら、育児・介護休業法の改正で事業主は短時間勤務制度を設けることが義務づけられておりますけれども、厚労省によると導入

する事業主は6割で、企業の規模が小さいほど割合が低くなっております。

こうした中、本県においては、県勢浮揚に向けて潜在的な女性の労働力や培われたキャリアを生かし、女性の活躍促進を積極的に図っていくことが極めて重要だと位置づけられております。

そこで、女性の社会進出の最大のネックとなっております仕事と育児の両立に向け、今後の施策の展開をどのように図っていくのかを知事にお尋ねいたします。

次に、人口減少社会への対応についてお伺いをいたします。

日本の総人口が2008年の1億2,808万人をピークに減少しており、その対策に政府は速やかに取り組むべきだ、また人口減少はマイナスの影響が大きいと感じている人が大半を占め、危機感を募らせて、政府に早急な対応を求める国民意識が明らかになっています。

人口が減少する日本の将来について不安に思うことは、社会保障の負担が重くなる、労働力が減り経済活動が停滞する、社会全体の活力が失われる、過疎化が深刻になるといったことをございます。

また、増大する社会保障費の負担は、半数以上が、高齢・現役世代ともにふやすと答えていますし、人口が減り続ける中で労働力を確保するためには、働く女性の比率をふやすべきだ、働く高齢者の比率をふやすべきだとの意見が多くございます。

日本の人口が減ると、2040年には全国1,800市町村の半分の存続が難しくなるなどの長期推計が相次いでおります。こうした中、本県の人口は2000年の国勢調査で約81万4,000人だったものが、ことし4月1日時点で74万台を割り込み、73万台になったことが県の推計でわかりました。昨年1月1日時点で75万729人でございましたの

で、この1年3カ月で約1万1,000人以上減ったこととなります。また、総務省が発表した2013年10月1日現在の人口推計では、本県は死亡者が出生者数を上回る自然減は2001年から12年連続拡大、2013年は0.66%と全国で2番目、転出が転入を上回る社会減は0.23%で9番目に高くなっております。

また、1人の女性が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率は、2013年で本県は1.47、全国平均1.43より高いが、四国地方では2番目に低くなっております。

こうした中、県は第2期産業振興計画で2012年度から2021年度までの10年間の人口の社会増減をプラスにすることを目標にしております。

全国に先駆けて人口自然減が続く本県こそ、人口減少時代のまちづくり、そして人口減少への対策が急がれていると考えますがどうか、知事にお伺いをいたします。

この項の最後に、県庁女性職員が活躍できる場の環境づくりについてお伺いをいたします。

今、日本の人口が減ると全国の地方自治体の維持が難しくなるとの長期推計が相次いでおります。20歳から39歳までの若年女性の人口推移を詳細に分析した結果、2040年にその女性層が約900市町村で半分以下に減ってしまうという衝撃的な推測もございます。本県市町村は7割近くが該当し、3市町村は8割以上減るとの厳しい予測をされています。

先ほど仕事と育児の両立に取り組む企業がふえていると申しましたが、最近、女性の活躍推進を支援しようと女性の間管理職向けにメンター制度を導入する企業がふえております。メンター制度は、1980年代にアメリカ企業で人材育成法として広がりました。経験者が若年者や未熟練者と原則1対1で継続的、定期的に交流し、仕事と精神的、人間的な成長を支援する制度でございます。女性には組織を率いる人脈を

築き、経験を積むチャンスが少なかった。女性が今までそれぞれの専門領域で活躍してきた。今後は経営の視点も学んでもらいたい。こうしたことが制度導入の理由となっているようでございます。

こうした動きの中で、平成26年4月1日現在の知事部局の職員数は3,333人であり、うち女性職員は1,018人で30.5%を占めています。尾崎知事が就任された平成20年度から26年度までの7年間の推移を見てみますと、4月1日付の採用数691人のうち、女性が289名で約42%を占めております。特に平成26年度は106人のうち58.5%に当たる62名が女性であります。

今後、人口減少に歯どめをかける対策は、これまでの雇用の場の創出、子育てしやすい制度の創設、移住促進の取り組み、福祉の充実、少子化対策などに加え、20歳代から39歳までの若い女性の県外流出を防ぐ政策展開が重要となってくると思います。これからは女性ならではの視点を生かした政策が大変重要となるものと思います。そうした意味で、やはり中心的役割を果たさなければならないのは県庁女性職員であると考えております。

女性職員のスキルアップを図りながら、女性職員の活躍を促進することができるような環境づくりにどう取り組んでいくのか、知事にお伺いをいたします。

土佐電鉄と県交通の経営統合についてでございます。

本年10月1日の新会社発足を目指すことになりました。そうした中、県と沿線12市町村が先月下旬に協議し、関係する自治体が10億円を新会社へ出資し、そのうち5億円を12市町村が負担する方針が決まりました。出資比率は各自治体での走行距離や人口から割り出しております。また、県が5億円を出資する方針も決まりました。負担額は、路面電車が走り、バスの路線も

多い高知市の約3億5,000万円を筆頭に、南国市が約6,000万円、いの町が約3,000万円と続いています。

各市町村は、7月中旬までに負担金についての議案を議会に諮り、議決を求める方針であります。ただ、行政が公共交通を支援していくとの枠組み姿勢には同調するが、時間の少なさや、今後、路線や補助金はどうなるのかなどに対する情報が少ないことに不安を抱いている市町村長もいます。

どうして出資しなければならないのか、今後、新会社の経営安定をどう図っていくのか、そういったことをしっかりと議論すべきと考えますが、中山間対策・運輸担当理事にお聞きをします。

次に、公共交通の維持、存続の必要性は、県民共通の認識であると考えています。路線バスの維持はもちろんでございますが、明治37年から運行が始まり、110年の長い歴史の中で県民の足として日常生活を支え、また環境に優しい公共交通として歩んできました路面電車に関しては、どうしても次の世代へ残すべき公共交通だと強く認識をしています。

今後、公共交通を維持、運営する上で、本県の過疎・高齢化や人口減少などその置かれている立場を考えたとき、公共交通を取り巻く環境は、これまでより数段厳しくなることは明白でございます。

そういった厳しい中での今回の船出となりますし、今までの延長線上の公共交通対策では、この難局は到底乗り切れないものと考えますが、副知事の決意をお聞きいたします。

財政問題について質問させていただきます。

まず、予算編成のさらなる工夫について伺います。

知事は、就任以降これまで7年間、基金残高と県債残高のバランスをとりながら、今後も安

定的な財政運営に取り組むとの基本姿勢のもと、経済の活性化対策、南海トラフ地震対策などを県政の重要柱とし、これらの予算を大幅に拡大しながらも、財政の健全性の確保に気を配りながら財政運営を行ってきております。

そこで、この間の主な財政指標等の推移を見てもみますと、一般会計当初予算額及び普通建設事業費ともに6年連続対前年度予算増、また積立基金残高は平成20年度末から24年度末までの5年間は、250億円台から290億円台を保っています。一方、臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は、平成20年度末に5,944億円あったものが、24年度末には5,081億円まで減少しております。さらに、平成24年度決算における健全化判断比率も実質公債費比率や将来負担比率などにおきまして早期健全化基準を大きく下回っております。

以上のように財政の健全性は一定確保されているものと存じますが、ただ気になるのが、毎年度決算におけます不用額の多さでございます。過去5年間の不用額は平成20年度が51億円、続いて68億円、77億円、64億円、そして24年度は94億円に達しています。予算における不用額とは、いわゆる使わなかった予算のことでございます。私は不用額については、一般的に歳出決算額の1%程度におさまることが財政運営上の許容範囲だと承知をいたしております。24年度を例にとりますと決算額が4,346億円でございますので、その許容範囲は44億円程度となります。94億円がいかにも多いかということでございます。

こうした多額の不用額を毎年出すことに対し、全庁的に何らかの対処をされたことがあるのか、またこうした現状を見たとき、予算が合理的な基準、ベストな方法で算定されているかなど、この際に予算編成方法を改善、工夫する必要がありはしないかと考えますが、総務部長にお伺いをいたします。

次に、がんばる地域交付金のあり方についてお伺いをいたします。

先月14日に国のがんばる地域交付金720億円について、市町村別の交付率と配分額が決定されました。県内では、34市町村の全てに計約12億円が配分されます。この交付金は、国の2013年度補正予算で創設されました。アベノミクスによる景気回復を全国に波及させるため、財政力の弱い市町村を中心に、道路や施設の整備といった公共事業費の一部を補助します。交付率は財政力に応じて最大30%で、さらに行革努力に伴い10%まで上乘せされます。市町村の負担額に交付率を掛けた金額を上限に配分されます。こうした交付率に格差をつけることに関し、昨年度行われた国の給与削減要請に従わない自治体への制裁だなどとの批判がございます。県内自治体でも明暗が分かれた結果となりました。

こうした、国が行革努力によって交付率に格差をつけるのは異例と考えますが、知事は今回の国の手法をどのように受けとめているのか、お伺いをいたします。

次に、長期保有地の現状などについてお伺いをいたします。

将来の事業で使用する目的で取得しながら、不況の影響などで未使用のままになっている土地や、施設廃止後用途が決まっていない土地などの高知県の長期保有地については、県財政や土地開発公社の経営などに少なからず影響を与えていると考えております。

こうしたことから、長期保有地の解消は将来に先送りすることのできない県財政運営上の課題と考えるところでございます。

については、知事部局などや土地開発公社、公営企業局でそれぞれ所管する長期保有地の面積及び簿価、さらにはそれらの解消に向けた取り組みについて総務部長、土木部長及び公営企業局長にお伺いをいたします。

この項の最後に、高知県の財政という冊子についてお伺いします。

行政の説明責任を果たすためには、県民にわかりやすい資料を提供することが強く求められていると思います。特に専門用語が多く、ややもすると敬遠されがちな財政分野については、それが言えると思います。

そうした中で、財政課が作成している、高知県の財政という冊子でございますけれども、私は非常にわかりやすく、簡潔にまとめられており、大変高く評価をしております。ただ、2ページにございますが、県債残高の推移の表で、臨時財政対策債は全額交付税措置であるので、実質的な借金ではないとの扱いが示されております。この考え方でいきますと、県の実質的な借金とされている県債の中にも、全額ではないにしろ、60%程度交付税措置のある良質な借金も相当な割合で含まれています。

この部分については、県の実質的な借金ではないのではないのかといった考え方ができると思うがどうか。また、多くの市町村は財政事情公表の際、こうした区分けをせずに、実質的な借金として住民に知らせていると思うが、この際、統一すべきではないのか、総務部長にお伺いをいたします。

中山間地域の再生についてでございます。

尾崎知事が2期目の重点公約に掲げ取り組んでいます中山間地域の再生についてお伺いいたします。

まず初めに、8年前に高知新聞の声ひろばに寄せられた、中山間地に住む方の記事を少し紹介させていただきます。文章は「団塊の世代帰郷に過疎の歯止め期待」といった表題で、「山間地区は急速な過疎化が進み、どんな対策をとっても、いつかは寂れていくと内心諦めていたが、最近テレビなどでよく見る団塊の世代という言葉に希望を感じた。この世代の方は来年60歳の

定年を迎える。この人たちの子や孫は都市がふるさとだが、本人たちは地方出身者が多いと思う。リタイアしても、60歳はまだまだ若い。ふるさとに帰って第二の人生はいかがでしょうか。都市に何もかも集中し、中山間に居住者がいなくなるとは考えたくない。団塊の世代が帰郷して人がふえれば、付随して仕事や若者もふえると思います。そんなふるさとを夢見ています」との趣旨の文章でございます。残念ではございますが、現実にはそうはなっておらないと思います。

「私らあ、ほうられちゅう」、「見捨てんとってや」、「この地域も年寄りばかりになってしまった。忘れんといてや」、中山間地域、その中でも集落が点在する山間部に住まう多くの人から、こんな悲鳴にも似た声が聞こえてきます。その人たちが今、一番困っていることは、山間部の道路幅員が狭く、しかも未舗装部分が多くあることから、体調が急変したときなどに救急車が駆けつけてきても、搬送に時間がかかる。あるいは日常の買い物や通院の際に安心して通行できない。そういった都市部や中山間の平場部では想像しにくい悩みを抱えております。

過疎・高齢化、後継者不足、労働力の低下、こうした現象が顕著になっている中山間地域においては、早急に目に見える成果を示すことは困難かもしれないが、できない理由よりも、どうしたらできるかを考え、対処するのが行政の役目だ。このことをもう一度しっかりと再認識していただきたいと存じます。

そこで、中山間地域を一くりにせず、いわゆる平場部と山間部に分けて考え、例えば高齢者小規模集落ごとに集落会議を開き、日常生活の不安や買い物や医療・福祉などで困っている点、また行政に望む支援策などを調査し、それぞれの課題を洗い出し、対策を講じるなど、中山間対策につなげていくべきと考えますが、中

山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

次に、先ほど団塊の世代帰郷の話を申し上げましたけれども、60歳定年の2年前に会社を退職し、Uターンされた方が、ふるさと仁淀川町で地域資源を最大限活用し、地域設備の維持管理と地域づくりに向かって、棚田跡地を利用した石垣のトマトハウスの開発や地域製材所共同開発といったことに挑戦をされております。

こうした新規作物への取り組みなど、起業が今後における中山間地域の産業振興の有効な手段ともなり得ると考えます。起業に対する県としての支援について中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

次に、中山間地域を再生するには、地域の伝統ある催し物を後世に伝えていくことも重要な視点だと考えます。多くの地域では、歴史と伝統ある独自の催し物が開かれています。これらの催し物は、地域文化の伝承、まちおこしなどの一翼を担っております。こうした地域行事を継続することで住民同士の連帯感も生まれ、自然と自助、共助の精神が備わっていくものと思います。しかしながら、過疎・高齢化が進む中山間地域では、若者の流出などにより後継者が不足し、地域行事の存続すら危ぶまれています。一たび中止されますと復活はままならず、ますます中山間地域は疲弊に拍車がかかります。

そこでお聞きをいたします。こうした地域で開催される伝統行事への、県としての今後の支援について中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

次は、南海トラフ地震対策についてお伺いをいたします。

まず、夜の地震対策のポイントについてお伺いします。

愛媛・伊予灘を震源とし、宿毛市では震度5弱、その他県内でも震度4を観測した3月14日の地震は、人々が寝静まる午前2時6分ごろ発

生した。他県では強い揺れで目を覚まして立ち上がった高齢者が転倒、足を骨折するなど、複数の人が重軽傷を負い、夜間の身の守り方が改めてクローズアップされました。本県でも2名の負傷者がございました。

1995年の阪神・淡路大震災も未明の5時46分ごろ発生。6,000人を上回る死者のうち、建物や家具の倒壊で窒息、圧死した犠牲者は8割を超えた。また、2013年4月13日午前5時33分ごろ、兵庫・淡路を震源とする地震が最大震度6弱の揺れをもたらし、自宅で寝ていた高齢者が外れたたんすの扉の直撃を受け顔を負傷した。

このように、夜の地震の犠牲者、負傷者の多くは自宅で就寝中。また、揺れがおさまった後の避難も、暗闇の中では瓦れきや危険箇所が見えにくいといった夜間特有の困難が待ち構えている。

昼夜を問わず、地震から身を守るには状況に応じた行動をとることがもちろん大切ではございますが、夜の地震対策のポイントについてどのように取り組んでいくのか、危機管理部長にお伺いをします。

次に、毎年この時期になりますと、南海トラフ地震による津波や台風災害などに備え、各地域において防潮堤の金属ゲートや河口の水門などの一斉点検が行われます。こうした水門や樋門の管理等を受託している操作人には、地元消防関係者のほかには、経験豊富な高齢者の方が多いと伺っております。第一線での操作には危険が伴いますし、結構ハードな業務が待ち受けております。

そうした意味で、南海トラフ地震を初め災害発生緊急時における水門、樋門の操作時の安全性の確保が求められていると思っておりますが、その対策は万全か、土木部長にお伺いをいたします。

次に、阪神・淡路大震災では、ライフラインが寸断され、これの復旧に相当な日数を要しま

した。そのため、避難所生活が長期化し、ストレスの高まりから体調異常を訴える人が続出するなど、さまざまな問題が起きました。とりわけ飲料水の確保に苦慮されております。こうした現象は、南海トラフ地震発生時にも大いに予測されることとございます。備えあれば憂いなしと申しますが、各地域には古くから共同で使用していた打ち込み井戸がたくさん残っております。

飲料水の確保策として、こうした打ち込み井戸の活用も有効と考えていますが、事実、各地域の自主防災組織では、そういった打ち込み井戸をきちっと整備してはどうかとの話し合いも持たれているようでございます。危機管理部長の御見解をお聞きいたします。

この項の最後に、携帯ラジオの受信困難地域の解消についてお伺いをいたします。

地震災害に備え、日ごろから準備しておく必要品には、飲料水、食料品、薬、消毒液、下着、衣料品、タオル、毛布などがございます。中でも携帯ラジオは、被災直後の大変な状況下において、その被災状況及び家族や知人の安否の確認情報、そして交通情報、さらには給水場所などを知るための手段として備えておくべき最も重要なものの一つだと言われております。しかしながら、備えていたとしても、私も体験しましたが、仁淀川町の一部の地域では、ラジオが聞こえない地域がございます。県内にはほかにもそういったラジオの聞こえない地域がありはしないかと思うところでございます。

そういった実態を県は把握されているのか、把握しているとしたら、今後どういった支援策を講じていくのか、文化生活部長にお伺いをいたします。

福祉政策について1点お伺いします。

福祉・介護分野での人材確保についてお聞きをいたします。

少子化で将来の労働力不足が今以上に心配されております。特に介護現場では、そのことが顕著となっております。それは仕事内容に加え、給与もそれほど多くはなく、職員の入れかわりが激しく、強い意志を持って懸命に働いても、報われにくいからでございます。今後、人口減少と超高齢化が迫る時代において、福祉・介護分野での人材確保が課題となっております。

そこで、将来の高知県を担う高校生や中学生に対し、現場の職員が仕事の魅力を伝え、福祉・介護について深く知ってもらうことや、介護の仕事に具体的なイメージを持ってもらい、将来の職業選択の参考にさせていただくためにも、介護福祉士らが講師となって出前講座を実施してはどうかと考えますが、地域福祉部長にお聞きをいたします。

県民の健康づくりについて幾つかお伺いをいたします。

私は血糖値が少々高いと言われたことをきっかけに、早朝ウォーキングを始めて二十数年になります。今ではウォーキングがすっかり習慣化し、数値も正常になりました。また、多くのウォーキング仲間もできました。

そこで、高齢者の健康対策にウォーキングを取り入れてはと提案をいたします。

ただ歩くこととウォーキングは違います。ウォーキングは、季節や風景を楽しみながら、誰もが簡単にできる運動。正しいウォーキングを習慣化すると、60歳以上には特にうれしい効果が期待できると言われております。まず内臓脂肪を減らす効果が、メタボリック症候群や生活習慣病の予防に役立ちます。歩幅をやや広目にし、負荷をかければ、腰の筋肉が鍛えられて転びにくい体に。さらに、体重を支えながら移動することが骨に適度な刺激を与え、骨密度の減少を防止、骨粗鬆症の予防になります。さらに、認知症の予防にも効果がございます。

昨日も三石議員からの質問の中に、高齢者の認知症対策もございましたが、65歳以上で介護が必要になった人の原因を調べると、1位は脳血管疾患、次いで認知症、高齢による衰弱と続きます。適度な運動は高血圧やコレステロールのレベルを下げて脳血管の出血を防ぐため、脳血管疾患を予防します。

そこで、長く続けられて余り負担にならない有酸素運動として、ウォーキングが手軽でございます。認知症と歩きは密接な関係があるとのこと。1日30分の早歩き程度の運動をしている人は、していない人と比べて認知症のリスクが半分になるというデータ、このデータは運動習慣とアルツハイマー型認知症の危険度というデータでございますが、こういったデータがございます。これは歩くことで認知症と関係のある脳の部位の血流が改善されるため、また認知症のもとになるたんぱく質の一種を分解する酵素がたくさん出るためとも言われております。

ウォーキングは習慣化することが大切でございます。習慣にするコツは、買い物のついでにウォーキングをしたり、ウォーキング仲間をつくったり、ウォーキングのイベントに行くと仲間が見つかりやすくなります。歩数計を身につけて記録をつけたりすると、励みになって長続きします。

このように、ウォーキングはまさによいことづくめ。楽しみながら足腰が鍛えられ、認知症の予防効果も。60歳代以上には特にお勧めの健康法だと考えます。本県は男女を問わず1日の歩数が少なく、全国平均を下回っており、日ごろから健康づくりが十分とは言えない状態であると思います。

この際、日本一の健康長寿県づくりの取り組みにウォーキングを推奨してはと考えますが、健康政策部長にお聞きをいたします。

次に、たばこ対策の推進についてお伺いしま

す。

この項では、若者の禁煙対策に絞ってお伺いをいたします。

平成23年の高知県県民健康・栄養調査によると、県民全体の喫煙率は男性32.1%、女性9.2%となっておりますが、20代及び30代での喫煙の現状はどうなっているのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

若い人ほどニコチン依存に陥るリスクが高いと言われておりますし、そばで煙を吸う幼い子供への影響も懸念されるところであります。禁煙を後押しし、将来的な医療費の抑制にもつなげることが求められていると思います。

同調査によりますと、喫煙者のうち、禁煙を希望する人の割合は36.3%となっております。禁煙治療は2006年度から医療保険が適用されておりますが、1日の喫煙本数に喫煙年数を掛けた数字が200以上の人が対象で、喫煙歴の短い20代、30代は基準に達しないケースが多いのが現状でございます。

先ほども申し上げましたが、禁煙を進めることは将来的な医療費の抑制にもつながります。

若者の禁煙後押しのために、医療機関でニコチン依存症と診断されたが医療保険の適用外の患者に対し、禁煙治療費を助成する制度を検討されてはどうかと考えますが、健康政策部長にお聞きをいたします。

教育の充実強化についてお伺いします。

まず、潜在保育士の就業支援についてお伺いします。

国の待機児童解消加速化プランによる施設整備で、全国的には2017年度末に約7万4,000人の保育士不足が見込まれております。

県内の保育士の不足数は把握されているのか、されておればその状況について、まず教育長にお伺いをいたします。

次に、全国的には、保育士資格を持ちながら

働いていない人の就業を促すために、専用の支援センターを開設し、ハローワークとのマッチングを手がける中で、潜在保育士の掘り起こしを図っておられます。また、ゼロ歳児保育など、幅広いニーズに応えるには、保育士の増員が必要な場合もあると考えますし、定住促進の面からも重要な施策であると考えております。

本県においても、県民の保育ニーズが高まりを見せる中、潜在保育士の多くが結婚や出産で離職し、ブランクによる不安を抱えていると見られています。

こうした状況を踏まえ、市町村と連携をとる中で、潜在保育士にきめ細かい支援を行い、働いてもらえるような取り組みを進めるべきだと考えますが、教育長にお伺いをいたします。

次に、一昨日、閣議決定され、新たな成長戦略の主な施策に明記されました放課後児童クラブ、いわゆる学童保育についてお伺いします。

共働き家庭やひとり親家庭の小学生を放課後に校内施設や児童館で預かる学童保育が、来年度から拡充されることになりました。これを機に、本県の学童保育の量も質も充実しなければならぬと思うところでございます。政府は2019年度末までの5年間で30万人分の受け皿を新たにつくる計画であります。学童保育の拡充で小1の壁の解消や少子化の改善、労働力人口の確保につながるほか、男性の家事・育児参加に結びつくことが期待されるところであります。厚生労働省によると、昨年5月1日時点で全国には2万1,482クラブございます。

県内でも学童保育は増加していると思いますが、その状況について、まず教育長にお伺いをいたします。

次に、運営のあり方についてですが、市町村が設置してみずから運営する、いわゆる市町村が直営している割合が全国で39%に上っておりますが、本県の状況はどうなっているのか、教

育長にお伺いします。

次に、来年度からの拡充の柱の一つが、学童保育が市町村の実施する、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることとございます。このため市町村は、事業実施に向けてニーズを調べ、本年度中に地域に応じた基準や整備計画を策定しなければなりません。また、平成24年8月の法改正により、来年4月から対象年齢が、小学校に就学しているおおむね10歳未満から、小学1年生から6年生に拡大されます。この際、子供の仲間を広げる意味で、親の就労にかかわらず、希望する家庭の子供の受け入れも検討されてはどうか、あるいは指導員の増加や研修の充実、さらには指導員の処遇改善も図るべきではないのかと考えます。

いずれにしても、こうした中で国や県は、学童保育の拡充を図るわけでございますので、国や県の財政的な支援の拡大が不可欠だと考えますが、教育長にお伺いをいたします。

1問目の最後の警察行政における女性警察官の活躍の場の拡大についてお聞きをいたします。

今、全国の県警で女性警察官の登用拡大が進められています。その背景には、男女共同参画の推進だけでなく、男女間の恋愛感情に絡む事件の多発がございまして。高知県警に寄せられた2013年度のドメスティック・バイオレンス——DV、ストーカー事件の相談件数は302件に上り、いずれも増加傾向にあります。全国では殺人事件に発展したケースもあり、被害者への対応や捜査に女性ならではの気配り、繊細さが求められるようになったと言われております。

そこでお尋ねします。女性警察官の人数や占める割合、その状況はどうなっているのか、警察本部長にお伺いします。

次に、女性警察官の活躍の場の拡大に当たっては、即戦力となる人材の活用といった視点が重要であります。例えば、結婚や出産を理由に

退職した女性の再採用制度の導入、あるいは受験可能な上限年齢の引き上げなどが考えられます。また、女性容疑者の取り調べ、被害者保護、留置管理など女性が活躍できる部署は多いと思います。今後の女性警察官の活躍の場の拡大への取り組みについて警察本部長にお聞きをいたします。

次に、ゾーン30の事業効果と今後の施策展開についてお聞きをします。

ゾーン30とは、区域を設定して、最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置、拡幅を実施するとともに、その区域の道路交通の実態に応じて通行禁止等の交通規制やハンプの設置等の対策により、区域内における速度抑制や通過交通の抑制、排除を図る取り組みです。このゾーン30の促進に伴い、平成24年度には、いの町枝川地区で、平成25年度には、宿毛市桜町地区など6地区でゾーン規制などが行われております。

私は、こうしたゾーン30の取り組みは地域の協力があって初めて実現できるものであることから、安全・安心な交通環境の取り組みにとどまらず、県警察と地域との信頼関係にもつながっていくものと考えております。

そこで、ゾーン30の事業効果と今後の施策展開について警察本部長にお聞きをいたしまして、1問目といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 上田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、都市部においてはアベノミクスにより、株価や経済指標が改善し、一部の企業では賃上げにつながったものの、地方に恩恵が届いていないのではないかとといった声の受けとめ、また県内の景況感についてどのように見ているかのお尋ねがございました。

我が国の経済は、一昨年12月の安倍政権の発

足以降、いわゆるアベノミクスによってデフレを脱却し、力強さを取り戻しつつあります。4月からの消費増税に伴う景気の後退が懸念されましたが、賃上げの動きなども見られていますことから、全国的には景気回復に向けた道筋を順調にたどっているのではないかと考えております。

県内の景況感につきましては、雇用・所得面で見ますと、有効求人倍率0.82倍と過去最高の数値となり、また4月の平均給与総額も対前年同月比で7カ月連続のプラスとなっております。他方、本県企業の景況判断を見ますと、4月から6月期の景況判断指数がマイナス20.0である一方で、先行きの7月から9月期にはプラス7.1となるという調査結果もあります。そうしてデータを見る限りにおいては、良好な方向かと思えます。ただ、残念ながら都市部に比べますと、まだまだ多くの方が景気回復を実感する状況には至っていないと認識をしておるところでございます。依然地方の経済は厳しい、本県経済は厳しいという認識であります。

過去、我が国には2002年から2008年にかけて、いわゆるいざなぎ景気が訪れました。翻ってそのときの高知県はどうであったかを見たときに、例えば有効求人倍率は、全国では1を超えるまで回復したのに対し、本県では0.4から0.5台にとどまり、全国平均から大きく引き離される状況が約10年にわたって続きました。幾ら全国の景気が回復しても、本県は全体としては外部経済とのパイプが細いために、全国の景気回復と連動せず、回復できなかったということかと思えます。

アベノミクスにより景気が回復しようとしている今、この教訓を生かさなくてはなりません。アベノミクスの恩恵が地方に及んでくることを受け身で待つのではなく、いかに伸び行く外部経済とつながっていくようにするか、ここに注

力すべきだと思いますし、これこそが産業振興計画の目指している地産外商戦略でございます。

高知県のこの3月と4月の有効求人倍率は過去最高の0.82倍となりますなど、今回の景気回復局面では、全国と同様に上昇する傾向となつてまいりました。これには積極的に外の経済とつながることができるよう地産外商の取り組みを進めてきたことも一定寄与しているとも考えられます。ただ、過去最高といっても、有効求人倍率はたかだか0.82倍にすぎません。さらなる取り組みを進めていかななくてはならないと強く決意をしているところでございます。

このため、今年度取り組んでおります第2期産業振興計画ver. 3では、本県経済にインパクトをもたらす、より大きな、より実効性のある仕事をしていくことに努めております。例えば県外とのパイプをより太くしていくために、県外大手企業との連携強化に取り組むこととしております。さらには、地域の担い手不足に対応するため、人財誘致にも積極的に取り組むこととしておるところであります。

我が国の経済が力強さを取り戻し、国全体の景気が回復しつつある、そしてアベノミクスを初めとして国において力強く経済政策が実施されようとしている、この機会を追い風と捉え、産業振興計画をさらに強力に進めることにより、全国的な景気回復のトレンドともしっかりと連動し、多くの県民の皆様にも県勢浮揚の実感を持っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、配偶者控除の見直しについてどのように考えているのかのお尋ねがございました。

配偶者控除の見直しにつきましては、日本再興戦略の女性の活躍推進の項目におきまして、「働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」こととされ、政府税制調査会において見直しの方向性が議論されていると

ところであります。

議論の中では、結果として配偶者の就労を抑制する効果をもたらす得る現行の配偶者控除の仕組みは見直すべきとの意見がある一方で、家族との助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から、一定のしんしゃくを残すことも必要との意見も示されております。

さらに、働き方の選択に対して、より中立的な社会制度を構築するには、税制のみで問題解決を図ることは困難であり、社会保険制度や企業の賃金制度、保育所整備などの仕事と子育て等の両立支援といった総合的な取り組みが不可欠であるとの意見が多く示されているところであります。

全国に先行して人口の自然減や高齢化が進行している本県では、女性の活躍促進を積極的に図っていくことは極めて重要であります。

昨年行いました県民世論調査の結果では、女性が働くに当たっての課題としまして、出産などによって退職された女性の再就職に向けた支援がない、家庭と仕事との両立が困難との回答が多く寄せられたことなども踏まえ、税制の見直しについて、今後国でしっかりと議論していただくとともに、あわせて、税制以外の幅広い視点もあわせ鑑みて、女性が働きやすい環境整備に取り組んでいくことが重要ではないかと考えているところでございます。

次に、仕事と育児の両立に向け、今後の施策の展開をどのように図っていくのかのお尋ねがございました。

仕事と育児の両立に向けては、これまで延長保育や一時預かりなど保育サービス事業の拡充や、放課後児童クラブなど放課後に子供が安心して過ごせる居場所づくりなどに取り組んでまいりました。

あわせて、企業に対する取り組みでは、男女がともに働きやすく、仕事と家庭の両立を支援

していくことを目的とした次世代育成支援企業認証制度を平成19年度に創設し、育児・介護休業法の規定を上回る就業規則を整備するなどいたしまして、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業110社を次世代育成支援企業として認証しております。

しかしながら、先ほど申し上げました県民世論調査の結果や、出産、育児のため退職した女性が数多くいらっしゃる現状を踏まえ、これまで以上に仕事と育児の両立支援の取り組みが重要であると考えております。

このため、本年度から出産を機に退職された女性を正規雇用した企業への補助金制度を創設させていただき、また女性の就労を支援する相談窓口を新設するとともに、多様なライフステージを通して女性が働き続けられるよう、県内企業の経営者を対象とした意識啓発セミナーや、働く女性を対象としたキャリア形成に役立つ研修など、企業と女性双方に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

今後はこうした取り組みを着実に進めながら、育児休業や短時間勤務など国における制度の見直しの動向も踏まえつつ、仕事と育児の両立、ひいては女性の活躍の場のさらなる拡大に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、人口減少時代のまちづくりと人口減少対策についてのお尋ねがございました。

現在の人口ピラミッドの構成が、高齢者の方は多く、若い世代は著しく少なくなっていることから、人口の自然減は本県のみならず、日本全体でも避けがたいものとなっております。このように、日本全体が急激に人口減少、高齢化に向かっている中、こうした状況に全国に先駆けて直面した本県は、人口減少や高齢化に伴うさまざまな課題に、全国に先んじて立ち向かってまいりました。

現在、県が進めている一連の取り組みは、人

口減少時代において一人一人の県民の暮らしを守っていくためにはどうあるべきなのかということに、全てのベクトルは向いていると思っております。

産業振興計画は、人口減少によって足元のマーケットが縮小する状況の中においても、外部から外貨を稼いでくる地産外商戦略を進めることにより、一人一人の県民の所得を守っていくことを目指しており、第2期の計画では、10年間の人口の社会増減をプラスにすることを目標に掲げ、魅力ある雇用の場の創出や移住の促進にも取り組んでいるところであります。

日本一の健康長寿県構想は、人口減少や高齢化の進展に伴う支え合いの力の低下などに対応するため、政策的、意図的に地域の支え合いの力をつくり出そうとする高知型福祉を目指し、あったかふれあいセンターの整備などに取り組んできました。

さらに、未婚化・晩婚化対策、子ども・子育て支援施策にも取り組んでまいりましたし、本年度は出会い・結婚・子育て応援コーナーや高知家の女性しごと応援室の設置など、少子化対策や女性の活躍の場の拡大について抜本的に強化することといたしております。

まちづくりの面からも、人口減によって疲弊が懸念されます各地域の中心部では、地域アクションプランの取り組みなどによって、商店街の活性化やにぎわいのあるまちづくりを進めてまいりました。特に高知市の中心商店街におきましては、東西軸エリア活性化プラン、この取り組みを進め、コンパクトシティの観点も持ちながら県市の図書館や新資料館などの公共施設を中心市街地に集めてくるという方向で取り組みを進めているところであります。

一方、人口減少や高齢化が著しい中山間地域では、地域の見守り活動など福祉や防災など、地域の支え合いの拠点であり、特産品づくりや

交流・定住サポートの拠点ともなる集落活動センターの取り組みを積極的に展開しております。

このように、今後もこうした状況が続いていくという事実を率直に受けとめた上で、一人一人の県民の皆様の暮らしを守るためのさまざまな対策を行ってきているところであります。これからもPDCAサイクルをしっかりと回し、積極的に対応してまいりたいと考えています。

あわせて、人口減少問題は我が国の将来に国家的な危機をも招きかねない国全体の課題であります。引き続き時期を捉えた政策提言や課題解決先進県として本県が培ってきたノウハウなどを積極的に情報発信してまいりたいと、そのように考えております。

次に、県庁の女性職員のスキルアップとともに活躍を促進することができる環境づくりについてお尋ねがございました。

お話にありましたとおり知事部局の職員における女性の割合が年々増加する中、女性職員の育成につきましては、これまでも若手の時期から特定の職域に限定せず、企画部門や管理部門、事業部門などを含めさまざまな分野に女性職員を配置することで、幅広い業務の経験を積んでもらっているところであります。

また、20代や30代の若手職員には、男性に限らず女性職員も国の省庁や民間企業などに積極的に派遣しているほか、自治大学校が実施する幹部を養成する研修に女性職員を派遣するなど、将来を見据えた幹部候補の養成に努めております。

こうした中、本年4月の定期異動では、「高知家」プロモーションや国際観光を推進する課長級の職に女性職員を配置するなど、積極的な登用を進めた結果、課長級以上の管理職員に占める女性の割合は、国家公務員の3.0%、都道府県の平均6.8%を上回る7.9%となっております。

また、チーフ・班長以上のいわゆるポスト職に占める割合も、平成19年度の約1.8倍の19.4%となっておりまして、管理職員への登用に向けた裾野も着実に広がっております。

女性の活躍を促進するには、男女ともに仕事と家庭との両立ができるような環境づくりが重要だと考えております。出産や育児に当たる職員には、管理職員を初めとした職員全体の理解と協力のもと、長時間勤務にならないよう、業務や分担の見直し、人事配置での配慮などにより、県庁全体のバックアップが行われるよう努力を重ねてまいりたいと、そのように考えております。

県勢浮揚に向けまして、今後も女性職員の能力が最大限発揮できるよう、各人の能力や実績に応じた適材適所の配置を基本とする中で、力量を備えた女性職員の登用と職域の拡大に十分意を用いますとともに、そのための環境づくりについてもさらに検討を深め、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、がんばる地域交付金の交付率に関するお尋ねがございました。

まず、批判の原因となっております国の給与削減の要請につきましては、地方との十分な協議を経ないまま、また国をはるかに上回るこれまでの地方の行革努力を適切に評価することなく、一方的に職員の給与削減を前提に地方交付税を削減し、給与削減を要請するというやり方を国が強行したものであり、極めて遺憾であり、二度とこうしたやり方が強行されないよう望むものでございます。

お尋ねのがんばる地域交付金は、議員お話しのとおり、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して、平成25年度補正予算において創設されたものであります。国庫補助事業の地方負担

分を軽減するなど、財政力の弱い団体に手厚い追加的な財政支援措置でございます。

交付金の配分につきましては、財政力指数に応じて地方負担額の最大3割を配分することを基本に、行革努力に応じて最大1割を加算する仕組みで、ペナルティーによる減額ではないと聞いております。

また、行革努力に応じた加算率は、ラスパイレース指数だけでなく、職員数の削減率も加味して算定されており、財政力の弱い団体に手厚く、また過去の行革努力が反映される仕組みとなっておりますことから、私といたしましては、財源が厳しい中でも地域活性化のために努力している市町村を支援するものと受けとめております。

ただ、県内には、早い段階から行政改革に取り組み、既に限界まで絞り込んでいる市町村もございすことから、そういった団体の実情も考慮していくことが必要かと考えているところでございます。いずれにしても、バランスのとれた対応が必要だと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) まず、女性の活躍の場の拡大について、仕事と育児の両立に関する本県の現状はどうかのお尋ねがございました。

国が行った平成24年就業構造基本調査によりますと、本県における25歳から44歳の育児をしている女性のうち、働いている方の割合は66.7%であり、全国平均の52.4%を大きく上回っております。

一方、県が昨年度行いました県民世論調査では、女性が働くに当たっての課題としまして、32.9%の方が家庭と仕事との両立が困難であることと回答されており、課題のトップとなっております。

おります。さらに、過半数の方が行政に求めるものとして、育児サービスの充実と回答されております。

こうしたことから、本県では仕事と育児の両立という課題がある中でも、多くの女性が働き続けていらっしゃるものと受けとめております。

次に、南海トラフ地震対策に関連して、県内のラジオの受信困難地域の実態と今後の支援策についてお尋ねがありました。

県内のラジオ放送につきましては、AM放送とFM放送を合わせますと、世帯数ベースで見れば相当数をカバーできていると、四国総合通信局や放送事業者からお聞きをしております。

しかしながら、ラジオの受信状況は、地理的な条件に加え、ラジオの性能や時間帯により大きく変化をしますので、正確な状況は把握できないのが現状であり、中山間地域などでは放送が聞き取りづらい状況もございす。

こういった難聴地域の電波状態を改善していくには中継局の整備が望まれるところですが、周波数を確保するためには、近隣諸国との国際調整や費用対効果の課題もあり、今後、新たな中継局の整備は非常に難しい状況です。

しかしながら、ラジオは災害時におきまして、誰もが利用しやすい情報収集の手段の一つとして重要なものと考えておりますことから、年内を目途に県内全ての避難場所におけるラジオの受信状況の調査を、NHKや市町村と連携しまして現在実施しているところでございます。

今後はこの調査結果をもとに、例えば高性能なラジオやアンテナの設置など、避難場所での難聴解消に向けた取り組みの支援について、危機管理部や放送事業者と連携しながら進めてまいります。

また、中山間地域での難聴対策につきましても、引き続き市町村と連携しながら、地域の実情を国や放送事業者にしっかりと伝えてまいり

ます。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 本県における男性の育児休業の取得の現状と認識についてお尋ねがありました。

厚生労働省から発表されました全国調査によりますと、男性の育児休業取得率は平成8年度の0.12%から平成25年度には2.03%と伸びてきてはいるものの、依然として低い水準にあり、これは本県においても同様の傾向であると考えています。

また、厚生労働省の平成24年度雇用保険業務統計によりますと、本県における育児休業給付金の受給者数は、女性が1,489件であるのに対し、男性は24件となっており、受給者総数に占める男性受給者数の割合は1.59%と、全国平均の1.62%を若干下回る状況となっています。

男性が育児休業を取得していない理由としましては、さまざまな要因が考えられますが、子育て支援に、より積極的に取り組まれている、県の次世代育成支援の認証企業の皆様からも、育児は女性がするものといった固定観念があり、育児休業を取得しにくい職場の雰囲気があることや、取得する場合の仕事のフォロー体制が十分整備されていないといった要因が挙げられています。

議員のお話にもありましたように、男性の育児休業の取得促進に当たっては、経済面の支援だけでなく、制度を利用しにくい雰囲気など、職場における問題を解消していくことが重要であると言われており、経営者、管理者から同僚に至るまで、職場全体に育児休業の趣旨や制度を周知徹底することや、取得することへの懸念の払拭など、取得しやすい環境づくりを進めることが必要です。

県としましても、高知労働局や関係機関と連携しまして育児休業制度の周知を図りますとと

もに、次世代育成支援の認証企業の拡充やワーク・ライフ・バランスセミナーの開催など、周知活動に、より積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 土佐電鉄と高知県交通の経営統合について、どうして出資しなければならないのか、今後新会社の経営安定をどう図っていくのかといったことをしっかりと議論すべきではないかとお尋ねがありました。

今回の再構築スキーム案の検討は、企業の内部情報や金融情報などを扱うケースが多かったため、調査結果が明らかになり、検討会としての方向づけがなされるまでは、情報の取り扱いに細心の注意を払ってきた経緯がございます。

そうしたこともありまして、関係市町村長に状況説明させていただきましたのは、4月初旬の検討会で事業面及び財務面の毀損により両社とも厳しい経営状況にあること、また両社社長から自社単独で維持することは厳しいとの見解が示されたことで、議論の方向が両社の統合に向けて大きくかじを切ることになってからのこととございました。

政策的に大きな判断を伴う課題ではありながら、関係市町村との協議開始から判断を要するまでの期間が非常に短く、関係市町村には御無理も申し上げたところでございます。

この間、事業者から直接状況説明や支援要請がなされますとともに、副市町村長や担当課長には何度かお集まりをいただき、アドバイザーも交え意見交換をする中で、現状や課題の共通理解に努めた結果、再構築スキームの必要性と事が急がれますことの理解が得られ、検討会の提案に対して行政側として基本的な方針を固めることができました。

出資に関しましては、既に予算議案が可決された自治体も一部ございますが、多くの市町村はこれからそれぞれの議会で御審議をいただくことと承知をしております。

県民の皆様にとりましても、生活に大きく影響する関心の高い問題でございますので、議会や県民の皆様方にしっかりと説明ができますように、今後とも関係市町村との情報共有に努め、ともに理解を深めてまいりたいと考えております。

なお、関係者の理解が得られ、新会社が設立された場合には、四半期ごとに経営状況等を株主に対して報告するモニタリング会議が開催される計画となっております。

出資する自治体は、このモニタリング会議に出席することが可能となりますので、会社の方向性やバス路線のあり方などにつきましては、こうした会議の場で協議がなされるものというふうに考えております。

次に、中山間地域の再生についてお答えをいたします。

まず、中山間地域を平場部と山間部に分けてそれぞれの課題を洗い出し、中山間対策につなげていくべきではないかとお尋ねがございました。

急速に進行する人口減少や高齢化の状況を考えますと、中山間対策は山間部、平場部を問わず、それぞれの集落の実情や課題に応じてきめ細かに進めていくことが重要だと考えております。

そのため、県では平成23年度に県内全域で50世帯未満の集落をほぼ悉皆的に調査を行いまして、集落活動の衰退状況や産業の担い手不足といった集落ごとの実態や将来に向けた生活への不安など、中山間地域の現状やそれぞれの集落が抱えている課題の把握に努めてまいりました。市町村に対しましては、こうした情報をフィー

ドバックもしてきたところでございます。

県といたしましては、この集落調査を踏まえまして、庁内体制を強化いたしますとともに、集落の維持・再生に向けた集落活動センターの推進、中山間の産業づくりに向けた小さなビジネスや拠点ビジネスの推進、農作物や生活を守るための鳥獣被害対策、通院や買い物を支える移動手手段の確保対策といった4つのテーマを中山間対策の重点課題として、中山間総合対策本部のもと、全庁挙げた取り組みを進めております。

中でも特に中山間対策の核として重点的に取り組んでおりますのが、集落活動センターの取り組みでございます。

今年度からは、集落支援を担当する職員を7つの地域本部に配置をいたしまして、地域支援企画員や市町村と一緒に、地域ごとの課題の洗い出しとその対策を検討するとともに、地域外からの視点やアイデア、さらには地域外からの人財といった新たな活力を地域に引き入れる仕組みづくりを進めているところでございます。

できない理由よりも、どうしたらできるかを考え、対処するのが行政の役目だのお話もございました。まさにそういった思いでもって中山間対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中山間地域における起業に対する支援についてお尋ねがございました。

中山間地域の集落を将来にわたって維持、活性化していくためには、地域の資源を発掘し、育成して、それをビジネスとして収入につなげていく取り組みが重要だと考えております。

県内各地における地域アクションプランの取り組みも6年目を迎え、中山間地域でも多くの取り組みが進み、各地で地域の活力を高める動きが育ってきております。しかしながら、潜在

力はありながらも、まだ地域資源を十分に生かし切れていないケースも数多くございまして、さらに取り組みを充実させていく必要があると考えております。

このため、中山間地域の生産者グループなどが主体となって取り組む小規模な加工品づくりなどの小さなビジネスを中山間対策の重点テーマとして推進しております。こうしたまだ地域アクションプランに至っていない小さな取り組みを積極的に進めることで、起業や産業づくりに対する地域の機運を高め、将来的には地域アクションプランにつながり、大きく育つように取り組んでいるところでございます。

また、こうした取り組みをサポートする県の支援メニューは非常に充実をしております。資金面でのサポートでは、事業目的や規模、レベルに応じて柔軟に活用いただけるような支援メニューとなっておりますし、また事業を進めていく上で必要な知識やノウハウといった、本当に助けてほしいことなどをきめ細かにサポートすることができる人材育成のメニューも豊富にそろってきております。

今後とも、こうした支援メニューを多くの皆様に活用いただけるように、地域本部や関係部局とも連携しながら、しっかりとサポートし、地域の活力を高める取り組みを県内各地に広げてまいりたいというふうに考えております。

最後に、中山間地域における伝統行事への支援策についてお尋ねがございました。

地域における伝統行事は、地域文化の伝承という面のほか、にぎわいや生きがい、住民間での連帯感も生まれる大切な行事であると考えておりますが、お話にございましたように県にも、担い手不足などにより、その継続が厳しくなっているとの声が多く寄せられております。

このため、県では地域支援企画員を通して、きめ細やかな支援なども継続的に行う一方、昨

年度から、結プロジェクト推進事業を立ち上げまして、地域活動の維持が困難となった中山間地域の集落と都市部の企業や大学生などを結び、交流活動などを通して将来的な地域づくりや集落の維持、再生につなげようとする取り組みをスタートさせました。

この取り組みの中で、地域のお祭りを民間企業がサポートして開催するといった活動や、住民の皆様と県内の大学生が協働して祭りを復活させた活動も生まれてきております。

また、現在取り組みを進めている集落活動センターにおいてもそうした活動が盛り込まれておりますし、地域おこし協力隊の活動としましても、伝統芸能である獅子舞の復活に向けた取り組みに携わるなど、伝統行事やイベントをサポートするといった事例も出てきております。

県といたしましては、市町村とも十分連携を図りながら、こうした支援を継続していくことによりまして、それぞれの地域で長年にわたり伝承されてきた伝統行事を、地域の皆様とともにしっかりと守っていけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 土佐電鉄と高知県交通の経営統合について、今後の取り組みに対する決意についてお尋ねがございました。

あす開催されます株主総会でお認めいただくことを前提として発足することとなる新会社につきましては、統合のメリットを十分に生かした上で、利用者のため、持続可能で使い勝手のよい公共交通システムを提供できる経営体となることが望まれます。

そのため、県としては、出資者として事業者に対して利用促進、増収対策やコスト削減策等により黒字化に向け最大限の経営努力を求めていくとともに、同じく出資者である関係市町村とともに、経営状況を定期的にモニタリングを

し、チェックしていくという大きな責任と義務を負うことになると考えております。

また、県として、不採算ではあるものの公益性が高く維持すべき広域的、幹線的な路線を将来にわたり維持するという役割に加えて、新会社の経営に関する重要事項の決定に参画するなど、出資者としての役割のほか、何らかの形で会社の経営にも参画することも必要ではないかと考えております。

いずれにしましても、株主の皆様方の判断を待たなければなりません。新会社設立ということになれば、県としての役割はこれまでと違って重く大きくなってまいります。年間延べ約1,000万人もの県民が利用する公共交通を持続可能なものとするため、その役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

(総務部長小谷敦君登壇)

○総務部長(小谷敦君) 財政問題についての御質問にお答えをいたします。

まず、不用額を縮減するための予算編成のさらなる工夫についてお尋ねがございました。

予算の編成に当たりましては、限られた財源を最大限有効に活用する観点から、多額の不用額が生じることのないように十分に留意する必要がありますと考えております。

このため、毎年度の予算編成におきましては、過去の予算執行や決算の状況などを確実に予算見積りに反映させるとともに、国の予算の大幅な見直しや地方財政計画などの動向も見きわめつつ、的確な見積もりを行うよう、予算編成方針により全庁に徹底し、これまでも不用額の圧縮に努めているところであります。

しかしながら、効率的な予算執行を基本姿勢として取り組んでいる上に、例えば公共事業について国庫補助金の内示額が見込みを下回る、あるいは各種の補助事業について事業者側の事情により事業費が減少するなど、さまざまな予

見できない要因によりまして、結果として一定の不用額が生じております。

特に御指摘の平成24年度におきましては、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策による大型の補正予算を最大限に活用いたしますため、3月補正予算において県からの要望額をベースに約380億円を計上したところでありますが、内示額が要望額を下回ったことなどによりまして、結果的に例年を上回る約94億円の不用が生じたものでございます。

平成26年度の予算編成におきましては、経済の活性化対策、南海トラフ地震対策などを大幅に加速しながらも、財政の健全性を確保するため、歳入の確保と歳出の削減に積極的に取り組んだところでございます。

その予算査定の過程では、限られた財源を最大限有効に活用いたしますため、過去の決算状況はどうか、市町村など補助事業者の要望の状況やその実現性はどうか、無理な事業スケジュールになってはいないかなど、さまざまな角度から検証を加え、的確な見積もりに努めたところであります。

来年度の予算編成に向けましては、平成25年度決算において不用が生じた理由についても分析を行いました上で、不用額をより縮減するという観点から、さらなる工夫や改善の余地がないか検証してまいりたいと考えております。

次に、施設廃止後用途が決まっていない長期保有地の面積などについてのお尋ねがございました。

平成25年5月の調査で、施設廃止後用途が決まっていない知事部局などが長期保有する土地は、67件、面積で約9万3,000平方メートル、台帳価格で約19億6,200万円となっております。内訳は、知事部局が47件で約7万9,000平方メートル、約17億5,300万円、教育委員会が16件、約1万3,000平方メートル、約1億8,500万円、警察

本部が4件、約1,000平方メートル、約2,400万円でございます。

これらの土地については、平成16年度から遊休財産処分計画を策定の上、積極的な売却に取り組んできており、平成25年度までの累計で処分面積26万4,000平方メートル、金額で約79億1,000万円の売却を行ってまいりました。言うまでもなく、これらの土地は県民の皆様の貴重な財産でございますことから、今後ともまずはその有効な利活用について検討を行い、利活用の方策はないものについては、財源確保のため、県のホームページによる対象物件の詳細な情報提供や、高知新聞やさんSUN高知への広告掲載などの取り組みにより、積極的な売却を図ってまいりたいと考えております。

次に、県債残高についてのお尋ねがございました。

臨時財政対策債につきましては、国の厳しい財政事情を踏まえまして、本来、地方交付税で措置されるべき地方公共団体の財源不足を補填するため、特例的に発行している地方債であり、その元利償還金の全額は地方交付税で措置されることとなっております。

このように、地方交付税の代替財源として特例的に発行している地方債であるという性格も踏まえまして、臨時財政対策債につきましては、県債残高においても実質的な借金ではないものとして取り扱っているところでございます。

他方、その他の県債につきましては、主に社会インフラ整備の財源として発行されているものであり、御指摘のとおり、その元利償還金についての地方交付税措置率が高いものも含まれているところでございます。

しかしながら、これらの県債については、そもそも将来にわたって利用される社会インフラの整備負担として将来世代も公平に負担すべき性格の地方債であり、また部分的に交付税措

置がされているものの、元利償還金に係る将来の財源負担を伴うことから、県の実質的な借金として取り扱うのが適当であると考えております。

また、市町村の財政事情の公表につきましては、それぞれの市町村において適切に対応いただくべきものでございますが、できる限り住民にわかりやすい形で情報が公表されるよう、必要に応じて市町村に対し県の考え方なども含め、助言をしてまいりたいと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 土地開発公社の長期保有地の面積及び簿価、またその解消に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

土地開発公社が長期保有する土地は、6団地あり、その面積は約7万2,000平方メートル、簿価は約64億8,100万円となっております。そのうち簿価の約8割を占める秦南団地につきましては、高知北消防署、高知赤十字病院及び都市計画道路用地として売却を予定しています。

その他の保有地につきましては、土地開発公社とも十分連携を図りながら、宅地建物取引業協会などを通じた積極的な売却を図るとともに、災害への対応など公共の目的への利活用も検討してまいります。

次に、災害発生緊急時における水門、樋門の操作時の安全性の確保についてお尋ねがありました。

東日本大震災では、水門、陸閘等の操作に従事した多くの方が犠牲になりました。消防庁の報告によると、犠牲となった消防団員254名のうち59名が水門、陸閘等の閉鎖に関係していたとされています。この教訓を踏まえ、南海トラフ地震を初めとした災害への備えとして、水門等の閉鎖に当たる操作員の安全確保に向けた取り組みを推進しています。

具体的には、平成24年度から、高知県水防計

画書に水門等の操作員の安全確保を最優先することを明記し、水門等管理委託契約書の業務仕様書には、南海トラフ地震と思われる長く強い揺れを感じた場合、水門等の閉鎖作業は行わず退避することとし、遠地津波の場合でも津波到達予測時間の30分前までに退避できない場合は操作を行わず退避することを決めました。

受託者には、委託契約時に安全対策について十分な説明を行ってきており、今後においても受託者から操作員に対して安全対策を周知していくよう、機会を捉えてより一層の徹底を図ってまいります。

あわせて、安全確保と確実な水門、陸閘等の閉鎖を両立させるため、操作が必要な施設の削減に向け、水門等の自動閉鎖化や陸閘の常時閉鎖化などを進めています。

水門等の自動閉鎖化については、浸水被害への影響が大きいと予測される大規模な施設45カ所を対象に順次取り組んでおり、現在、江ノ口川排水機場など11カ所で工事が完了し、本年度9カ所で事業を実施しています。なお、小規模な施設についても、今後、水位差によって自動的に閉鎖するゲートへの改修を進めていくこととしています。

また、防潮堤にある全1,173カ所の陸閘の常時閉鎖については、平成25年度末に664カ所が完了し、本年度60カ所で閉鎖を行うこととしています。常時閉鎖が難しい道路を塞ぐことになる陸閘や利用頻度が高い陸閘を除き、平成28年度末までに完了させる予定です。

なお、閉鎖に長い時間と多くの操作員を要する大型の陸閘については、順次操作の機械化を進めていくこととしています。

こうしたソフト、ハードの組み合わせによる総合的な取り組みを推進することにより、操作員と地域の安全確保に努めてまいります。

(公営企業局長岡林美津夫君登壇)

○公営企業局長(岡林美津夫君) 長期保有地の面積及び簿価、解消に向けた取り組みについてお答えいたします。

公営企業局におきまして、事業の用に供することなく未利用となっている保有地は、いずれも病院事業関係でございまして、6物件、面積は合計で約1万8,000平方メートル、帳簿価額の合計で3億3,600万円余りとなっております。

これまで旧西南病院と旧宿毛病院の統合や旧中央病院と旧高知市民病院の統合といった病院再編の取り組みを進めてまいりましたが、その結果生じた病院や医師公舎の跡地など20物件につきましても、順次売却処分をしてきたところでございます。

現在、保有しております6物件のうち、旧中央病院の看護師宿舎と旧宿毛病院の跡地につきましては、いずれも昭和50年建築の古い建物が残っており、そのことが売却が進まない要因の一つとなっておりますところ、今年度から企業債の対象に建物の解体撤去に限定した事業が加えられましたことから、この制度を活用し、更地化することといたしました。

長期保有地の処分に当たりましては、こうした制度も活用しながら、売却以外の方策も含め企業経営の健全化に資するよう取り組んでまいります。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 南海トラフ地震に関しまして、まず夜間における対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねがございました。

地震や津波から命を守るためには、まずは強い揺れから身を守らなければなりません。そのためには、住宅の耐震化や家具の固定が必要であり、居間や寝室など、家の中で過ごすことが多い夜間に地震が発生することも考えますと、こうした住宅内の対策が重要となります。このため、市町村と連携して住宅の耐震化や高齢者

世帯などへの家具の固定に対する支援を行っているところです。

揺れの次に来る津波から身を守るためには迅速な避難が必要となります。まず、屋内から屋外への避難についていえば、夜間に必要となる懐中電灯や靴などの非常持ち出し品を枕元などすぐに持ち出せる場所に置くよう日ごろから備えておくことが重要となります。そのため、全ての世帯に配布している「南海トラフ地震に備えちょき」やラジオの広報などによって、県民の皆様こうした取り組みを呼びかけております。

さらに、屋外に出た後、避難場所へ確実に避難するためには、いろいろな状況での訓練に取り組んでいただくことが重要となります。特に、夜間は素早く移動することが難しくなりますので、繰り返し訓練を行うことで避難時間を短縮していただくことが必要です。

今年度、地域の津波避難計画を図上で点検することとしておりますが、この点検結果を活用することで夜間の取り組みを重点的に行う必要があるエリアを抽出することができますので、そういったところでは夜間などの訓練を積極的に行っていただきたいと考えております。

夜間の地震対策としては、こうしたことが特にお願いしたいポイントとなりますので、広報を強化するなど、一層の取り組みの拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、飲料水の確保対策として、打ち込み井戸の活用についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震に備えて、県民の皆様には食料と同様に飲料水につきましても、3日分以上の備蓄をお願いしております。さらに、県や市町村におきましても、避難所開設当初に必要な備蓄を進めております。

また、南海トラフ地震では、広域で甚大な被害が発生することから、県外からの支援物資が

すぐに届かないことや、ピークでは約57万人への断水が想定される水道の復旧にも相当の期間が見込まれることから、外部からの援助に頼ることなく、一定の期間、自活して避難生活が送れるよう、多様な手段で飲料水の確保をすることが必要になると考えております。そのため、昨年度から避難場所や避難所において、飲料水を確保するための井戸の新設や浄水器の設置に対して、市町村に支援を行っており、本年度は高知市を初め6つの市町村で16カ所の井戸の整備が予定されております。

議員のお話にありました、地域が共同で使用していた打ち込み井戸など、既存の井戸の活用につきましては、飲料水を確保する上で有効でありますので、新設の井戸と同様、避難所で活用するものにつきましては支援してまいりたいと考えております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 福祉・介護分野における人材確保対策について、高校生や中学生に対し、介護福祉士らが講師となって出前講座を実施してはどうかのお尋ねがありました。

少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少とも相まって、将来の労働力不足が避けられない中、ニーズの増大が確実に見込まれます福祉・介護の仕事を支えていく人材をいかに確保していくのかといったことは、今後の大きな課題だと認識をいたしております。

県といたしましても、これまで介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸し付けや高校生による介護福祉士養成学校への体験入学、あるいは福祉の職場を紹介し体験する事業などを実施いたしますほか、介護職場のイメージアップを図るためのテレビ番組の制作などといった広報・啓発活動などにも力を入れて取り組んできたところです。

こうした取り組みを進める中で、昨年9月

には知事と県内の介護福祉士養成学校に通う学生さんなどが参加した座談会を開催し、その中では介護の仕事を目指すきっかけとなった体験談などとあわせて、今後福祉や介護に従事する人材を確保していくためには、幼いころから高齢者の方々と接する機会を持つことが大事ではないかといった貴重な御意見などいただきました。

このため、本年度から小・中・高校生を対象とするキャリア教育の充実強化を図ることとし、その中で子供たちが施設を訪問し、高齢者の方々と直接触れ合い、お話をお聞きしたりする取り組みを進めることといたしております。

また、現場で介護などに従事している職員が仕事の魅力を直接子供たちに伝える取り組みといたしまして、議員のお話にもありますような、職員が学校に出向き出前講座を行うことなども計画をいたしております。

あわせて、総合学習などの授業において福祉教育を推進するための教育資材を県内の福祉教育推進校などに提供する取り組みも予定しており、こうした取り組みなどを通じまして、子供たちの福祉の仕事への理解と関心をより一層高めてまいりたいと考えています。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長（山本治君） 県民の健康づくりの取り組みに関しまして、まずウォーキングの推奨についてのお尋ねがありました。

県では、日本一の健康長寿県構想の基盤をなす保健分野の計画として、よさこい健康プラン21を策定しています。このよさこい健康プラン21では、子供のころからの健康的な生活習慣の定着と壮年期の生活習慣病対策の2つを重点取り組みとして位置づけるとともに、身体活動や運動の重要性を普及していくこと、また栄養や食生活の改善を図っていくことなど、7つの分野におきまして具体的な行動計画と数値目標を

掲げて取り組みを進めているところです。

身体活動と運動の分野では、誰もが手軽に取り組めるものとしてウォーキングや日常的に親しめる運動などの普及推進を掲げ、これらを具体的に実践していくための健康応援ハンドブックを活用した出前講座などを開催しています。

また、市町村や関係団体とも連携して、県民の皆様がそれぞれの地域で手軽にウォーキングに取り組めるようウォーキングマップの作成なども行いながら、普及啓発に努めているところです。

よさこい健康プラン21の取り組み状況などを評価していただく高知県健康づくり推進協議会には、高知県ウォーキング協会や日本健康運動指導士会などの皆様にも参画していただいております。県としましては、こうした場でも御意見をいただきながら、青年期から壮年期、高齢期に至る各世代の皆様が健康づくりにおいて有効なウォーキングに幅広く取り組んでいただけるよう、一層普及啓発に努めてまいります。

次に、県民の20代及び30代の喫煙の現状についてお尋ねがありました。

平成23年の高知県県民健康・栄養調査によりますと、県内の20歳代の喫煙率は、男性38.7%、女性9.5%、30歳代の喫煙率は男性48.6%、女性22.7%で、県民全体の喫煙率男性32.1%、女性9.2%と比べ高くなっています。

次に、若者の禁煙を後押しするために医療保険の適用外となった患者に対する禁煙治療費の助成に関するお尋ねがありました。

禁煙治療によって喫煙をやめることができた人の割合が50%以上といったデータもあることから、禁煙治療の促進は重要と考えています。このため、県ではこれまでも県医師会と連携しながら、禁煙外来をふやしていくための研修会を開催したり、禁煙治療などに従事する方々のスキルアップを図るためのeラーニング研修

などを実施しており、現在県内では100の医療機関で禁煙外来を設置していただいています。

しかしながら、議員の御指摘にもありましたように医療保険の適用条件としては、1つ目として、スクリーニングテストでニコチン依存症と診断された者であること。2つ目として、1日の喫煙本数に喫煙年数を掛けた数値が200以上であること、つまり1日1箱20本であれば、10年以上吸っている方ということになります。3つ目として、直ちに禁煙することを希望しており、禁煙治療を受けることを文書により同意していることといった3要件全てに該当した上で、医師がニコチン依存症として管理する必要があると認めた場合となっています。

本県では、妊娠初期の妊婦の喫煙率が6%、またそのパートナーの喫煙率が45%といった調査データもありますので、本人の健康はもちろんですが、受動喫煙を防ぐ観点からも、20歳代から30歳代への禁煙対策も重要と考えております。このため、禁煙治療の助成制度を始めている自治体の事例を調査するとともに、医療保険の適用の要件緩和などについて、引き続き全国衛生部長会などの場を通じて国へ働きかけてまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、国の待機児童解消加速化プランに関連して、県内の保育士の不足数についてお尋ねがございました。

現在、市町村では、平成27年度の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて、住民の皆様への希望調査等をもとに、地域で必要となる保育や子育て支援のニーズの洗い出しを行っており、本年度末までに必要となる保育サービスの量などを盛り込んだ、子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっております。

本県において、平成25年度に就業している保育士の数は3,678人ですが、今後確保が必要とな

る保育士の数については、各市町村における保育サービスの量の見込みが明らかになってくる本年9月の段階で県全体で必要となる保育士数を推計することとしております。そして、その数をもとに、本年度中に県として保育士確保等のための事業計画を策定し、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、今わかる範囲で申しますと、本県では国の待機児童解消加速化プランの緊急集中取り組み期間である平成25年度と26年度において、5市1村が保育施設の整備などに取り組んでいるところです。この取り組みでは、平成27年4月には、平成25年4月に比べて延べ236人の子供の受け入れ拡大を見込んでおります。この拡大に伴い、必要となる保育士の数は、実際には受け入れる子供の年齢などによって異なってまいりますが、仮に全てが1、2歳児としますと、ただいま申しました5市1村だけで約40名の保育士が新たに必要になってまいります。

次に、潜在保育士への就業支援についてお尋ねがございました。

保育士の資格を持ちながら働いていない方に保育の現場に復帰し、御活躍をしていただくことは、今後子育て環境の充実を図る上で、大変重要なことと考えております。そのために、県では昨年12月に潜在保育士の掘り起こしを行い、その就職を支援する保育士・保育所支援センターを高知県社会福祉協議会の福祉人材センター内に設置いたしました。

このセンターでは、まず、保育士登録をしているにもかかわらず、県内の保育所、幼稚園で働いていられない方約5,500人に対し、保育士・保育所支援センターの開設の御案内と登録の依頼をいたしました。その結果、保育士として働く意思を示された方が344名あり、そのうち約120名の方に御登録をいただいております。

保育所、幼稚園の代表者の方々とは定期的に

連絡会を開催するとともに、市町村とも連携し、求人に関する情報を集めております。こうした人材情報と求人情報のマッチングを行った結果、就業につながる事例も出てまいりました。

また、本年度は、登録をいただいた潜在保育士の方々に対し、再就職への不安を解消するための研修も実施することとしており、これらの取り組みを通じまして、できるだけ多くの方に保育士として復帰し、働いていただきたいと考えております。

次に、県内の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の増加の状況と市町村が直営する学童保育の割合についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

県では、子供たちの健やかな育ちや豊かな学びの場の充実を図るため、放課後の安全・安心な生活の場である放課後児童クラブや、体験、交流、学習活動の場である放課後子ども教室の設置促進と内容の充実に取り組んでまいりました。

具体的には、市町村に対し、県独自の支援として、生涯学習の普及に取り組んでいるNPO法人とも連携し、放課後児童クラブ等の運営に必要な人材の紹介等に努めるとともに、指導員を対象とした学習会の開催や教材を整備するための経費と学習支援者の配置に伴う経費への助成などを実施してまいりました。

その結果、現在では児童数が少ない一部の小規模校などを除いて、約9割の小学校区に269カ所の放課後児童クラブや放課後子ども教室といった放課後の居場所が設けられております。

その中で、お尋ねのありました放課後児童クラブは、平成19年度に113カ所であったものが、昨年度は137カ所と20%以上増加しております。昨年5月1日時点の登録児童数は6,085人となっております。

また、市町村が直営する児童クラブの割合に

つきましては、全国的には若干の減少傾向にありますが、県内では高知市の児童クラブが全て直営で実施されていることなどから、全国よりもかなり高い割合の約60%で推移をしているところでございます。

最後に、放課後児童クラブに対する国や県の財政的な支援の拡大についてお尋ねがありました。

放課後児童クラブについては、来年4月から施行される子ども・子育て支援新制度において、市町村が地域ニーズに応じた5カ年の事業計画を策定し、総合的かつ計画的に事業を実施していくこととされました。また、利用対象者について、お話にもありましたように、これまでのおおむね10歳未満とされていた児童を6年生まで拡大するとともに、放課後児童クラブに従事する指導員の処遇改善についても必要な措置を講ずることとされております。あわせて、全ての子供を対象とする放課後対策の充実に向けて児童クラブの質的、量的な充実とともに、保護者の就労にかかわらず利用可能な放課後子ども教室の拡充も進めていくという方向が示されているところです。

現在、それぞれの市町村においてこうした国の方針を受けて、年度内の計画策定に向け、ニーズの洗い出しと対策の検討が進められておりますが、新制度における対象年齢の拡大などによって、放課後児童クラブを利用する児童がふえることが見込まれ、新たな施設整備や指導員の増員、あるいは資質の向上に向けた研修の実施などが必要になるものと考えられます。

国においては、こうした放課後児童クラブを含む子ども・子育て支援の充実に、消費税引き上げによる増収分の一部が充てられることになっておりますが、現時点では詳細な財政支援の仕組みが明らかにされておられません。

そのため、県といたしましては、必要となる

施設整備や指導員の増員などのための経費について、国において確実な財政支援措置を講じていただけますよう、全国知事会と連携して働きかけをしていくとともに、市町村訪問等を通じ、地域のニーズや課題をきめ細かく把握し、必要な支援に取り組んでまいります。

(警察本部長小林良樹君登壇)

○警察本部長(小林良樹君) 警察行政に関しまして、女性警察官の人数等の現状、今後の女性警察官の活躍の場の拡大への取り組み、そしてゾーン30の事業効果と今後の展開、この3点について御質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

第1は、女性警察官の人数等の現状についてでございます。

本年4月1日現在、県警察におきます女性警察官の人数は106名でございまして、条例定員1,588名に対する比率は6.7%となっております。これは全国平均の7.7%を若干下回っております。また、47都道府県の中で見ますと30番目の比率となっております。

現在、女性警察官は県下の全ての警察署に配属されており、またその配属先は県警察の全ての部門にわたっております。また、中堅幹部であるところの警部の階級まで昇進している女性警察官も既に3人おります。ただし、全国的に見ますと、警部よりさらに上の警視の階級、これは警察署長を初め所属長を担当する階級でございますが、この警視の階級まで昇任しておる女性警察官も全国的には既に45人おります。ただし、本県ではまだこの警視の階級への登用は実現しておりません。

以上が女性警察官の人数等の現状についてでございます。

次に、第2点目の女性警察官の活躍の場の拡大への取り組みについてでございます。

県警察といたしましては、我が国及び本県を

取り巻く諸情勢に鑑み、女性の活躍の場の拡大は極めて重要な課題であると認識しております。こうしたことから、平成23年に女性警察官採用・登用拡大プランというものを策定いたしまして、平成35年度までに女性警察官の比率を現在の6.7%から10%まで引き上げることを目標として各種の施策を行っているところでございます。今後、この目標を達成するためには、次に申し上げる3つの課題があると考えております。

課題の1点目は、優秀な人材の確保でございます。

本県の警察官採用試験の受験者数は、残念ながら男女とも年々減少する傾向にございます。そこで、本年度の採用試験から身長、体重の基準を撤廃するなど、受験資格要件の緩和を行っているところでございます。さらに、議員から御提案のございました退職者の再採用制度の導入や、あるいは受験可能年齢の上限の引き上げ、こういった点につきましても、他県におきます施策を参考にいたしまして、人事委員会とも協議をしながら今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

課題の2点目は、女性警察官が安心して働き続けることができる職場環境の整備についてでございます。

まず、本県にあります警察施設の中には、そもそも女性警察官が勤務することを前提としないでつくられている古いものもございまして。こういったものを改善するために、財政当局とも連携しながら、今後施設の改善等の整備を順次行ってまいりたいと考えております。

また、仕事と家庭生活の両立を図るべく、特に育児休業制度等の利用の拡大を図ることも喫緊の課題となっております。例えば育児休業取得者が職場に復帰する際の支援策、サポート策の導入についても、他県の施策を参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えており

ます。

さらに、県警察におきましては、職員同士によるところのいわゆる職場婚というものも少なくありません。したがって、男性警察官による育児休業制度の利用についても、これを一層励行してまいりたいというふうに考えております。

課題の3点目は、女性警察官の配置部署の拡大でございます。

これまでも既にDV、あるいはストーカーの相談を初めとする全ての部門において女性警察官が配置されております。しかしながら、この業務は女性には向いていないのではないかとといった古い固定観念から、相対的に配置が少なくなっている部門が依然として存在することも事実であります。

例えば少年警察であるとか、相談部門を担当する生活安全部門には比較的配置が多いわけですが、これに対して刑事部門であるとか、あるいは機動隊を初めとする警備部門には比較的配置が少なくなっております。今後は聖域なき職域拡大ということを前提といたしまして、個々の能力、適性に応じて性別に関係なく適材適所の配置を行ってまいり、登用を一層拡大していく所存であります。

いずれにいたしましても、県警察といたしましては、これらの取り組みを通じまして、女性の活躍の場を拡大し、今まで以上に県民の皆様の視点に立った警察を確立してまいりたいと考えております。

以上が第2点目の今後の女性警察官の活躍の場の拡大への取り組みについてでございます。

最後に、第3点目のゾーン30の事業効果と今後の展開についてでございます。

ゾーン30につきましては、議員の御説明のとおり生活道路や通学路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的とした施策でござ

います。本県におきましては、平成24年度以降、現在までに7地域においてゾーン30が実施されております。

これらのゾーン30の実施区域におきましては、いずれも実施後におきまして、実施前に比較いたしますと、交通事故の数が減少しております。また、地域住民の方々からも、車の通行量が減少した、あるいは全体的に通過車両の速度が下がったといった好意的な御意見を頂戴しております。したがって、このようにこのゾーン30という施策、交通事故の抑止に一定の効果を上げているものというふうに考えております。

今後、さらに新たな整備計画といたしまして、平成28年度末までに香南市などを初めといたしまして、9地域での実施を計画しております。具体的な実施区域の選定と実施に当たりましては、地域の皆様、あるいは関係機関の御協力と御理解を得ながら、区域の実情にマッチするように実施してまいりたいと考えております。

また、既存の整備区域におきましても引き続き広報啓発活動を行うとともに、地域の皆様の御意見、御要望を踏まえた規制の見直しなどを図り、事業効果の一層さらなる拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○26番（上田周五君） それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。少し時間がございしますので、再質問をさせていただきます。

中山間対策の件でございますが、先ほど中山間地域での企業支援についての御答弁をいただきました。先ほど1問目で申し上げましたが、仁淀川町でUターンしてきた方が、石垣ハウス、これはトマトの栽培でございますが、そういった挑戦をされておきまして、先日その方からトマトの初めての収穫ができた、と、上田さん、糖度もまあまあですよという話がありました。これ、石垣の昼間の熱が夜間に蒸発しにくいと

ということで、もともとこの方は技術屋さんでございまして、高知大学の宮内先生も入られて、県の支援をいただきながら頑張っています。そういうことを波及させて、中山間地域の一つの地域を、先ほど活動センターに力を入れているというお話もございました。実際地域アクションプランにも含まれていないですけども、先ほどの支援メニューはたくさんあるというお話の中で、この話は地域支援企画員を通じて本課へも上がっていると存じます。本課の職員の方も、高吾の普及所の縄所長とか前田チーフ、結構期待を持って見守っていてくれていますので、ぜひ機会をつくって一回見に現地へ行っていただきたいなと思いますので、少しコメントというか、答弁があればよろしくお願いします。

もう一点ですが、ウォーキングのことです。きのう三石議員からもありましたが、高齢者の認知症対策で群馬県で14年かけてそういった研究をされています、実際。1日に8,000歩歩く中で20分間少し早足で歩けば、いろんな鬱病とか認知症、高血圧症、糖尿病等々、予防効果があるということが出ておりますので、ぜひそういったことの中でウォーキングを、いわゆる健康長寿県構想の中にぜひウォーキングの推奨という、この文字を入れてということをご提案いたしまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) お話のほう承りました。一度担当課のほうで現場に出向きまして、お話を聞かさせていただきたいと思います。

○健康政策部長(山本治君) お話しになったように、よさこい健康プラン21自体が、長寿県構想と一体の計画ということで、これが保健分野の長寿県構想の基盤の位置づけということでやっております。ただ、今お話がありましたんで、長寿県構想の中に余りウォーキングについ

て詳しくは書いていないというか、全体のことが入っていますけれども、次回の改定の際にどこまで書けるかということも含めて、またちょっと議論はさせていただきたいと思います。済いません。

○議長(浜田英宏君) 暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩



午後1時10分再開

○副議長(桑名龍吾君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

8番明神健夫君。

(8番明神健夫君登壇)

○8番(明神健夫君) それでは、お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、訪問看護実践の取り組みについてであります。

我が国は50年前、10人の生産年齢人口が1人の高齢者を支える胴上げ社会でありましたが、2004年に高齢化率が世界第1位となり、それ以降、2020年には29.2%、2030年には31.8%、2040年には36.5%、2050年には39.6%と上昇の一途をたどると、経済協力開発機構——OECDは推計しております。

40%という高齢化率はこれまでに人類が経験したことのない数値であり、ここに、約1人の生産年齢人口が1人の高齢者を支えるという肩車社会の時代が近く到来するという数値的根拠があります。この対策として、政府は2012年、平成24年を地域包括ケア元年とし、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を目途に、地域で医療、介護、予防、生活支援、住ま

いのサービスを切れ目なく提供し、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住みなれた自宅や住まいで個人として尊厳を保ち、生きがいを持ってその人らしい生活ができるように支えていく地域包括ケアシステムを構築することを方向づけました。

この背景には、日本の医療提供体制の特徴として、急性期を中心とした病院医療の充実が挙げられます。日本はこの50年間に医療の高度成長を果たし、その成果として日本人の平均寿命は、男性が79.94歳、女性が86.41歳で、女性は世界一となりましたし、また世界に誇れるレベルの病院完結型医療の発展を遂げました。しかし、その一方で、日本の在宅医療は欧米先進国より20から30年おけていると言われるように、今後急速に進む超高齢化に向けて、地域完結型医療の提供体制へと見直しが迫られる状況となりました。

そこで、2012年度、平成24年度は新生在宅医療・介護元年とも位置づけられております。その具体策の一つとして、2025年に向けて医療・介護が連携した包括的、継続的な在宅医療・介護の地域における供給を目指すことを目的とした在宅医療連携拠点事業が、国主導で2011年度には全国で10カ所、2012年度には全国で105カ所開始されました。

当事業の結果評価としては、「医療は健康を支え、介護は生活を支えるという、それぞれの役割分担のもと、両者の連携により在宅医療が存在する。在宅医療なくして地域包括ケアシステムの構築はなし得ない」、「在宅医療を一生懸命やっている医師の10人中10人が、医師のことをわかっている訪問看護師がいなければ、在宅医療は成り立たないと言っている」、「在宅も急性期もわかり、医療も介護もわかっている点で、訪問看護師が相手を理解でき、かつ多職種をつなぐリーダー的な役割を果たし得る職能を持って

いる」、「認知症や床ずれ、また肺炎にしても、ひどく悪化してから慌てて訪問看護に依頼が入ってくる。できるだけ在宅での生活を続けられるよう、重度化、重症化する以前から訪問看護師が予防的にかかわり、いかに住みなれた地域で年をとっていきけるかを考えて、病院の医療とつなげていかなければいけない。つまり、医療と生活の両面から支える役割とその両面をつなぐ役割を担っている訪問看護師は、地域に不可欠な存在であり、訪問看護が高齢者医療を変えていく」、「訪問看護に求められる役割は、利用者を24時間連続して支える体制の構築である。病院や施設では、夜勤の看護師、介護職が夜間も見守りのケアを実施している。在宅療養者にとっても同じように、訪問看護師・介護職が連携の上、夜間も支援できる体制を構築する必要がある。医師が病室へ回診をするのと同じように、利用者の自宅へ往診し、そして訪問看護・介護が、住みなれた自宅のみとることを可能とする」など、訪問看護がうまく機能しないことには、在宅医療は本当に進まないことが挙げられています。

こうした成果と展望を踏まえまして、2013年12月20日、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会は、2015年度から実施する介護保険制度改革に関する意見書を取りまとめました。

今回の制度の見直しは、地域で介護や医療などを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を実現することであります。しかしながら、本県は訪問診療を行う診療所や訪問看護サービスの資源が不足しており、医療と介護の連携により適切なケアを提供する環境が整っていません。

他方、一部の都市部を除き全域が豪雪・人口過疎地域の北海道における訪問看護は、移動に時間を要して効率が悪く、収支採算のとれた安

定的運営を維持するには大変厳しい環境であります。訪問看護制度が創設された翌年の平成5年6月、訪問看護を在宅ケアの核として位置づけ、北海道庁、市町村、北海道医師会、北海道看護協会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会が会員となり、第三セクター方式での一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団を設立しております。

現在、道内全域に57カ所のメイン看護ステーションと35カ所のサブ看護ステーションを設置して、90市町村を対象に、これまで21年間にわたり僻地で訪問看護サービスの提供を続けております。

運営の特徴としては、57カ所のメインステーションに、地元の在宅ケアにかかわる各分野の代表者で構成する運営委員会を設置し、地域の現状課題について協議の場としています。訪問看護療養費、利用料及び会員の年会費、例えば北海道庁は300万円、医師会は100万円、市町村はステーション1カ所につき70万円を運営財源として、各地域諸条件の中で全道展開を図る事業団の使命から、個々のステーションごとの独立採算方式はとらず、事業団全体でのプール運営方式を採用。このことにより地域格差のない安定した訪問看護ステーションの運営を実現しています。職員の採用、事業所各種届け出事務、報酬請求等の共通業務は、事業団57ステーション分を集約して事務局で実施しています。管理者支援、事故対応、研修等、看護職員不足、各種ステーション課題については、訪問看護ステーション所長経験を有する事務局職員を派遣して指導・支援を行っています。

こうした運営の仕組みと事業団方式で看護師の身分がしっかりと保障されながら、仲間をふやして頑張ってきたことが、豪雪、過疎、地域格差を克服して、創設から21年間にわたり訪問

看護事業を継続してきた要因と言われております。

人口12万人の北海道北見市では、12カ所も訪問看護ステーションがあり、在宅をやっている医師は2人しかいないにもかかわらず、在宅みとり率が上がってきております。このように訪問看護が在宅医療の中心となりつつあり、最期をみとっているからであります。

本県は北海道と同じように過疎地域で、要介護者が広範囲に点在し、移動に時間を要するなど、訪問看護事業所の安定的運営を維持するには厳しい環境でありますし、また訪問看護は、地域包括ケアシステムの構築を実現するためには不可欠なサービス資源であります。さらには、本県の場合、高齢化のピークが早いため、在宅ケアの基盤整備を急がなければなりません。

こうした現状と課題をスピード感を持って解決するためには、本県においても北海道の事業団方式を導入し、安定した運営の実現に向けて自治体など会員が運営財源として年会費を納め、そしてしっかりとした身分と一定の報酬を保障してあげれば、間違いなく訪問看護師はふえ、県内全域に地域格差のない訪問看護サービスを提供できるようになると思案しますが、知事の御所見をお伺いします。

続きまして、在宅介護についてであります。

総務省によりますと、家族の介護や看護を理由に離職した人は、平成19年10月から平成24年9月までの5年間に48万6,900人、このうち40から50歳代が半数を占めております。また、介護保険制度が整備をされ、医療や介護サービスの技術革新が進んだとはいっても、介護による心身の疲れや介護に伴う家計の負担、介護のために仕事をやめたことによる生活苦など、在宅介護の苦痛が家族を追い詰め、虐待、介護放棄、介護殺人などに発展していく悲劇が起きており、依然として家族が介護地獄から解放されておら

ず、家族の要望に沿った十分な支援が行われていないとは言えません。

今、在宅へと政策の軸足を移したことを契機として、介護の負担を社会全体で担い、家族にかかる負担を軽減し、家族を介護地獄から救う目的で始まった介護保険制度スタート時点に立ち戻り、社会全体で要介護者や家族をサポートする体制、また仕事と介護を両立させる支援を早く整えなければなりません。

そのため、具体的には介護で家族がくたくたにならないように、また家族は仕事をしながら見守り、介護はプロに任せられるように、地域の高齢者が24時間365日切れ目なく連続的に介護サービスを受けることが可能なデイサービスセンターを持ち、利用者の介護する家族に都合が生じた際には、数日間、短期にデイサービスセンターにおいて宿泊が可能な部屋を設備し、なおかつ地域の高齢者への在宅サービスをケアマネジメントし、ホームヘルパー等の派遣、訪問、夜間訪問、緊急通報による訪問が可能な小規模多機能型居宅介護事業所を、採算性に見合う利用者数の範囲を対象として整備促進を図り、地域包括ケアシステムの構築を急ぐよう、市町村を指導すべきであると思いますが、地域福祉部長の御所見をお伺いします。

また、国立社会保障・人口問題研究所が、この4月11日に都道府県別の世帯数の将来推計を公表されました。それによりますと、本県の高齢世帯のうち、ひとり暮らしの割合は2010年の37.9%から2025年には40%となり、2035年には42.7%に上昇すると予測されております。

ひとり暮らしの高齢者が右肩上がりにふえていくことに伴って、重度の要介護者もふえていきます。

また、死亡者もふえ、病院に入れず、自宅で死ぬことも望めない死亡難民を出さない等の対策として、小規模多機能型居宅介護事業所に、

居住できる仕組みをプラスしたグループホームや有料老人ホームの併設型を整備する必要性についても、市町村を指導し、地域包括ケアシステムを確立すべきであると思いますが、地域福祉部長の御所見をお伺いします。

次に、認知症に関する最新の知見についてであります。

2025年には、団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となり、日本は超高齢化社会への本格的な対応が求められます。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、毎年の死亡者数は150万人台に達し、出生数の2倍になります。歴史上、どの国も経験したことのない未知の領域に日本は進んでいくのです。このとき本当に恐れられているのは、認知症患者の増加にほかなりません。

平成25年6月、厚生労働省は日本にいる65歳以上の認知症患者の推計を462万人と公表されました。昭和60年の調査と比べると、約30年で患者が倍増したことになります。

さらに、厚生労働省から衝撃的なデータが同時に公表されました。それは認知症の前駆症状とされる軽度認知障害の患者が推計400万人に達したのです。この認知症予備軍と認知症患者を合計すると、その数は862万人、実に65歳以上の4人に1人が認知症のリスクを既に抱えていることになります。

また、厚生労働省の調査では、さまざまなタイプの認知症のうち、アルツハイマー型認知症が日本人の約70%を占めています。そして、アルツハイマー型認知症の最大の難点は、一度発症すると、どのような治療や努力を重ねても、現在の医学では正常な状態に戻すことができないことでもあります。ところが現在、私どもの社会は、認知症を受け入れる体制が整っていると、到底言えない状況であります。超高齢化という現実を前にして、脆弱な社会はさまざまな出

来事で揺れ動いています。

国は平成25年4月、認知症施策推進5か年計画を開始し、施設中心から在宅ケア充実に転換を図るとしておりますが、家族だけで24時間見守るには限界があり、介護・看病疲れを動機とする介護殺人や虐待など、悲劇が増加しております。

他方、警察庁のまとめでは、平成24年に認知症で徘徊するなどして、行方不明になった人は1万人近くに上り、うち359人が交通事故や凍死などの理由で亡くなっております。

こうした中、あるショッキングな判決が名古屋高裁でありました。平成19年12月、愛知県大府市で徘徊症状がある認知症、要介護度4の91歳男性が、同居していた当時85歳の妻が目を離れたすきに家を出て、JR東海の電車にはねられ死亡した事故をめぐり、JR東海が遺族に対し事故により20本の電車におくれが出て、振りかえ輸送代など損害賠償を求めた訴訟の控訴審の判決で、名古屋高裁はこの4月24日、同居していた妻を、男性の監督義務者の地位にあり、行動把握の必要があったと妻の監督が不十分として、その責任を明確に認定し、359万円の支払いを命じました。

閉廷後、記者会見した「認知症の人と家族の会」、京都市の高見代表理事は、高齢者が介護に当たる老老介護の家族が増加している中で、裁判所はそういう状況を踏まえて判決を出したのか、徘徊の行為自体は防げない、こんな判決を出されたら在宅介護が立ち行かなくなる、承服できないと不満をあらわにされました。

高齢化社会が進む中、家族に賠償を命じた判決は、認知症患者が起こした事故の責任のあり方をめぐり、議論を呼びそうであります。これが戦後の焼け野原から高度経済成長を実現し、先進国の仲間入りをした日本の社会の現状であります。

では、日常生活の中で私たち一般人は、軽度認知障害者をどう見つければいいのでしょうか。

愛知県大府市にある国立長寿医療研究センターの物忘れ外来では、ベテランの医師や看護師の診察者全員の研究から、軽度認知障害の最も初期の段階には、ある兆候があることを発見しました。その気づきのヒントの一つは、同じ話を何度も繰り返すようになること。もう一つは、昨晚の夕食を思い出せなくなることであります。もし家族や周囲の人々を、あれ、何だか同じ話を繰り返すようになったとか、えっ、何かおかしいかと驚かせるような言動があらわれたら、折を見て、きのうの晩御飯は何を食べたっけなどと、それとなく相手に聞いてみる。きのうは何を食べたよとしっかり覚えていたら安心できますし、何だったかな思い出せないとあやふやだったら軽度認知障害を疑い、早く受診させ手を打つことが認知症予防にとって極めて重要だと言っております。

また、認知症になり徘徊や失禁などの症状が見られるようになりますと、介護に携わる家族の心労や負担が重くなりますし、徘徊をとめられなかったとって数百万円もの損害賠償金を請求される世知辛い世の中に、一筋の光明となる吉報が国立長寿医療研究センターからもたらされました。

同センターが平成24年6月から行った65歳以上の高齢者のうち、軽度認知障害者を対象にした世界中のどの研究所、大学も行ったことのない大規模で世界最先端レベルの研究が、認知症を防ぎ、多くの人々が健康長寿を全うする社会の実現に向けて大きなヒントをもたらしたのであります。

それは軽度認知障害の段階であれば、ジョギングやウォーキング、自転車や水泳など、血液中の酸素とともに脂肪や糖を燃焼させてエネルギーにかえる有酸素運動が記憶力をアップし、

脳の萎縮を食い止め、認知症を発症せずに済む可能性があることを明らかにしました。

さらに、有酸素運動と頭を使うことを同時に行うことにより、脳内のより広い範囲を活性化させることができ、有酸素運動による認知機能の向上効果がさらにアップすることを、世界で初めて確認しました。

例えばウォーキングをしながら100から9と7を交互に引き算をする、100から連続して8ずつ引き算を繰り返す、夫婦や友達でペアになってしりとりをするなど、同時に頭を使うことであります。なりたくない病気は何ですかと聞けば、皆さん認知症ですと答えます。しかし、認知症をどうすれば予防できるかについては、理解が進んでいません。

そこで、多くの高齢者が認知症を防ぎ、住みなれた地域で健康長寿を全うできるよう、さきに述べました軽度認知障害者の早期発見と予防法に関する最新の知見を県と市町村が連携・協力して学習会を開催し、早期に周知徹底するとともに、その予防法を家族や地域ぐるみで実践してもらい、認知症患者が日本一少ない県になることを提案しますが、地域福祉部長の御所見をお伺いします。

続きまして、林業用苗木の計画生産についてであります。

平成25年8月に操業を開始しました高知おおとよ製材は、平成27年度のフル操業時には年間10万立方メートルの原木を扱う計画となっております。県は原木増産として成熟した森林資源の皆伐と再生林の流れを強め、中山間地域の再生と持続可能な林業を目指すとしております。

再生林に必要な杉やヒノキの苗木は、1960年代には県内全域に栽培用の圃場があり、生産者は500人を超え、年間生産量は5,000万本ありましたが、育てる時代に突入後は、生産者が激減し、今はわずか10人余りしかおりません。生産

量も最盛期の一、二%まで落ち込んでおり、ことしの春は需要に対して供給が10万本ほど不足する事態となっております。

苗木の生産は、播種から出荷するまでに3年かかるため、県などが3年先の需給見通しを立てて、計画生産をしなければなりません。

そこで、高知おおとよ製材がフル操業に入る、平成28年の3年前となりますことし、杉、ヒノキ、それぞれの需給見通しはどのように立てているのか、また再生林に支障を来さないよう、その需要に対応できる計画生産体制の整備はできたのか、あわせて需給見通しに基づいた播種は済んだのかについて林業振興・環境部長にお伺いします。

林野庁は、スギ花粉の少ない苗木を開発し、平成24年には160万本を生産しております。環境の時代、本県においても花粉対策として、花粉症対策苗木を生産し、皆伐の跡地に植栽してはと提案しますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

関連して、備長炭は2004年に中国が森林資源保護など国内事情により、天然木伐採禁止と木炭の輸出を全面禁止して以降、国産の備長炭の需要が増大しております。

こうした中、この3月、全国の備長炭生産者や炭問屋の皆さんが一堂に会し、全国備長炭会議 in 高知が室戸市で開催されました。パネル討論で、室戸市の生産者でつくる同市木炭振興会の森本会長さんは、原木のウバメガシが不足している状況に触れ、今後産業として継続するためには、備長炭の供給を切らさないことが大切であり、ウバメガシ以外のアラカシ、ウラジロカシ、アカガシなどカシ類も利用することによって、原木の安定確保を図り、持続的な生産体制の構築を提唱しております。

そこで、皆伐の跡地に、地質や地形などにもよりますが、杉、ヒノキ以外の備長炭の原木と

なるカシ類を植栽することについて、室戸市木炭振興会や大月町備長炭生産組合などと原木の需要見通しや価格などを協議され、将来需要もあり、皆伐の回転がカシ類は25から30年と、杉、ヒノキよりも早く、また皆伐後、数カ月で発芽し、数年たてば地肌の見えない緑の山に復元されるなど、低コストの育林ができ、かつ収益性も高く産業として成り立つようであれば、山主にそのことを周知させ、注文をとって苗木を計画生産し、国内の備長炭三大産地の一つであります高知県の生産体制の強化と中山間地域の再生につなげていってはと提案しますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

続きまして、土佐備長炭の適正な価格についてであります。

大月町は、海の資源、山の資源、地域の資源を生かして仕事を興し、町民が生活できる町をつくるという産業政策のもと、何か新たな産業おこしができないか模索していたところ、地域には備長炭の原木となるウバメガシが豊富にある、また大月町史には、昭和30年代400戸余りが製炭業に従事し、繁栄していた歴史もあることから、環境に負荷がかからないエネルギーへの普及が期待される今日、製炭業の復興もあり得るのではないかと考え、高知県産業振興計画に応募したのが、備長炭産業の再生事業であります。

大月町伝統産業育成協議会を立ち上げ、2名の職員を配置して推進体制を整え、備長炭研修生を募集したところ、これまでに9名の若者が応募し、土佐備長炭の発祥地であります室戸市木炭振興会で1年間の研修指導を終え、現在、大月町備長炭産業の一翼を担って頑張っております。また、室戸市木炭振興会でも生産者数24人のうち、若者が5名新規に就業し、室戸市備長炭の未来を担っております。

高知県の備長炭産業の発展にとって、生産者

の育成が一番の課題であります。窯の新設に対する県の補助制度、窯づくりや製炭技術の向上に熟練者の支援、また室戸市、大月町などの製炭業者への支援も進み、炭の生産と販売で頑張りたいという若者の関心や希望が高まっております。

しかし、現状は若者がこれから何十年も炭で生きていくには苦しく、新規就労者も多くは望めない、なかなか希望の持てない生産者価格であります。

それは和歌山と同じ原木で同じように生産する備長炭なのに、和歌山産は生産者価格、小売価格とも高い水準にありますから、比較しますと高知県産の生産者価格が2から4割安くなっております。

その背景には、土佐備長炭は高品質でありながら、価格が安く使いやすいと大都市の炭問屋の宣伝があるとのことではありますが、関西、関東の問屋さんには、高知の生産者価格が安過ぎることを市場の現実として理解していただく必要があります。

価格の交渉は、生産者個々による直接交渉ではなく、行政や生産組合の代表者が一緒に行い、国産炭を守り、生産者とともに向上する炭問屋になってほしいと率直に訴えることが大切であると思います。

特別の専門的技能職である製炭労働の質と時間にふさわしい生産者価格に引き上げることが流通業界にとっても未来への安定的保障につながると思います。

備長炭生産が苦しくて展望のないものではなく、産業振興計画に掲げているように、健康に働いて暮らしを守る未来産業へと大きく成長させるためにも、早く県と関係市町、生産組合の代表者が一緒に値上げ交渉を行うべきではないかと思いますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

最後に、カツオの資源管理措置の動きについてであります。

一般社団法人漁業情報サービスセンターの漁業情報研究会がこの5月2日、都内で漁業関係者ら約100人が参加して開催され、全国的に不漁となっているカツオをテーマに討議をされました。

この中で、国際水産資源研究所の岡本・かつおグループ長は、日本近海での漁獲量の減少は国際的にも共通の認識となってきたと述べております。

また、専門家からは資源減少をカツオ不漁の原因とする意見が多く出され、カツオの生態に詳しい茨城大学の元客員研究員からは、10年ほど続いている不漁の原因は黒潮流路の変化や水温低下ではなく資源の減少と断言し、その上でパプアニューギニア周辺の熱帯域でのまき網、フィリピン・インドネシア200海里内での小型カツオの乱獲に対して、日本は規制を求めるべきだと訴えております。

ちなみに、本県黒潮町佐賀のカツオ水揚げは、昨年の3月から5月は258トン、約1億1,000万円であったものが、ことしの同時期は89.1トン、5,128万円と極端に悪化しております。

県が、資源枯渇が危惧されるカツオの適切な資源管理措置を構築するよう、国に政策提言を行っていることは承知していますが、現在国の動きはどのようになっているのか、水産振興部長にお伺いいたしまして、私の1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 明神議員の御質問にお答えをいたします。

県内全域に地域格差のない訪問看護サービスを提供するための仕組みづくりについてお尋ねがございました。

高齢者が、可能な限り住みなれた地域で、尊

厳を保ち、生きがいを持ってその人らしい生活を営むことができるための地域包括ケアシステムを構築するためには、多職種協働による在宅療養の提供体制の確立が重要と考えております。とりわけ、議員御指摘のように、在宅療養を推進するためには、訪問看護サービスの充実が欠かせないものであり、過疎化が進んだ中山間地域でも訪問看護サービスが受けられるための取り組みを本県においても進めているところであります。

平成23年度より介護保険制度に基づく遠隔地等での訪問看護サービスの提供に際して、介護報酬への上乗せ助成を市町村とともに行う制度を実施しております。

今年度からは、医療保険制度による訪問看護サービスの提供体制を充実する取り組みとして、これまで訪問看護サービスの提供が十分でなかった中山間地域などの需要に対応するため、高知県訪問看護ステーション連絡協議会に、訪問看護師の派遣に係る相談や調整を行う体制を整備しますとともに、遠距離の地域への訪問に際して不採算となる経費への支援を開始いたしました。

また、訪問看護ステーションが少ない県東部の地域におきましては、医療機関から訪問看護師を派遣する体制を構築するため、地元医師会にコーディネーターを配置して、医療機関における訪問看護師の育成や派遣の調整を行う事業を開始したところであります。これらの事業については、徐々にではありますが、相談件数や訪問件数も増加してきているところです。

今後はこうした取り組みについて、PDCAサイクルによる事業評価を行いまして、引き続き訪問看護サービスの充実強化に努めるとともに、本県における訪問看護サービスの提供体制のあり方について、議員から御紹介のありました、一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団の

ような、行政と民間が協働しながらサービス提供を進めていく取り組みも参考にして研究し続けていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、在宅介護に関連をいたしまして、小規模多機能型居宅介護事業所の整備促進と、その際における認知症高齢者グループホームや有料老人ホームを併設した形での整備を進める必要性についてのお尋ねがありました。関連をいたしますので、あわせてお答えをいたします。

まず、県下の小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況についてでございますが、平成18年度のサービスの創設以来、県内には31の事業所が開設され、そのうち約半数が高知市に集中するなど、県の中央部以外での設置が思ったほどには進んでいない状況にあります。

次に、県下の小規模多機能型居宅介護事業所への認知症高齢者グループホームなどの居住系サービスの併設状況につきましては、認知症高齢者グループホームの併設が12事業所、また有料老人ホームの併設は2事業所という状況になっております。

小規模多機能型居宅介護事業所は、通いを中心に泊まりや訪問のサービスを提供する機能をあわせ持つなど、住みなれた地域での暮らしの継続を目指す地域包括ケアシステムの構築を進めていく上で重要なサービスの一つだと考えておりますし、また今後増加を見えます認知症高齢者などによるニーズも高まっていくものと予想をされます。

しかしながら、市町村からは、整備計画はあるものの、事業者からの応募がない、あるいは利用者が点在しており事業者の参入が見込めないなどといった御意見もお聞きをいたしております。その大きな理由といたしましては、1カ

月当たりの介護報酬が登録者お一人お一人の介護度に応じた定額制となっており、報酬単価の低い軽度の利用者が多くなると、経営的に厳しくなるといったことなどが考えられます。

この点、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を推進するためには、議員御提案の認知症高齢者グループホームや有料老人ホームなどと併設することにより、経営の安定化を図るといったことも有効ではないかと考えております。

また、その際には国の社会保障審議会の介護給付費分科会において、介護報酬の見直しの議論もスタートしておりますので、その動向にも留意しておく必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、今年度は第6期市町村介護保険事業計画の策定の年にもなっており、議員御提案の内容なども踏まえまして、他県での小規模多機能型居宅介護事業所を活用した先進的な取り組み事例の情報提供にも努めるなど、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けまして、市町村を積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、認知症の早期発見と予防につながる最新の知見を市町村とも連携・協力して導入することなどにより、認知症患者が日本一少ない県づくりを目指してはどうかのお尋ねがありました。

今後とも高齢化の進行が避けられない中で、加齢とともに発症の確率が高くなる認知症への対応につきましては、日本一の健康長寿県構想を進める上で、待ったなしの課題だと認識をいたしております。一方で、認知症につきましては、初期の段階における発見とその後の適切な診断により、症状の進行をおくらせることも可能だと言われております。

このため、県といたしましても、これまで認知症の早期発見と予防に向けた取り組みを進めてきたところです。具体的には、早期発見に向

けた取り組みでは、認知症に関する正しい知識を普及するためのサポーターの養成、あるいは早期の診断と対応につなげるためのこうちオレンドクターの登録促進や認知症疾患医療センターの運営などに取り組んでまいりましたほか、今年度からは初期の段階からの支援体制の構築に向けましたモデル事業の取り組みなども進めているところです。

次に、予防の面では、市町村の担当者や地域リーダーなどを対象に、予防活動の拡大につなげるための研修会の開催や、高知県老人クラブ連合会と連携した、食生活の改善や健康ウォーキングなどといった認知症を予防する生活習慣を身につけるための取り組みなども進めております。

こうした取り組みなどとあわせて、議員からもお話のありました最新の知見などに基づく早期発見と予防につながる取り組みを地域ぐるみで実践することは、大変重要な視点だと考えますので、情報の収集に努めますとともに、これまで以上に市町村などとの連携の強化を図ることにより、県民の誰もが住みなれた地域で健やかに生き生きと暮らすことのできる日本一の健康長寿県づくりを目指してまいります。

こうした取り組みを積み重ねた結果として、認知症患者が日本一少ない県づくりにもつながっていくのではないかと考えております。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 林業用苗木の生産についての御質問にお答えします。

まず、3年後の杉、ヒノキの苗木の需給見通しやその需要に対応できる生産体制の整備、需給見通しに基づいた種まきの状況についてお尋ねがございました。

林業用苗木の需給調整につきましては、森林組合、国有林、独立行政法人森林総合研究所などの苗木の需要者からの必要量をもとに、県内

の需給調整協議会で苗木の需給見通しに基づき生産計画を決定しています。

しかしながら、苗木の生産には種をまいてから出荷まで3年程度を要することから、この間の材価等の影響による伐採面積の増減や種子の豊凶、天候による生産の歩どまりなどにより、必要量に対し苗木の過不足が生じることがございますため、最終的には四国内での需給調整を行い、対応することとなっています。

今後、皆伐を進めてまいりますと、再造林用の苗木の需要がふえてきますので、それに対応できる計画的な生産体制の整備が必要となってまいります。しかし、御指摘のとおり苗木需要が減り続ける中で、生産者数は昨年度には12名まで減少していますので、今後さらに高齢化や後継者不足により将来の需給調整が危惧されるといった状況にございます。

このため、今後は少ない労働力でも生産が可能となるコンテナ苗生産への転換を図るため、森林技術センターによる生産技術の研究、普及を行いますとともに、生産体制の整備の支援や経営安定のため予定より需要が少なくなり、売れ残った苗が発生した場合の補償対策の拡充も検討しているところです。

なお、今後の作付につきましては、平成27年度春植え分につきましては、平成24年度の収穫した種が少なく、その後の生育不良もあったことから不足が見込まれており、県外からの移入が必要な状況となっておりますが、平成28年分については、現在のところ、ほぼ需要に見合う作付ができる見通しとなっています。

次に、花粉の少ない苗木の植栽についてお尋ねがありました。

花粉の少ない苗木は、無花粉・少花粉・低花粉苗木の3種類に分類され、全国で生産されている花粉の少ない苗木の大部分が少花粉苗木で約160万本が生産されております。そのうち約80

％が関東で生産され植えられています。

本県では、花粉の少ない特性を持つ系統の母樹が極めて少ないことなどに加え、その母樹をふやすことが技術的にも難しいことから、苗木の生産に至っておりません。

また、森林所有者の方々も、花粉症に対する関心や花粉の少ない苗木の必要性について認識されておりますが、育林の採算性を考慮すると、成長にすぐれ、かつ、できるだけ低コストで植栽できる苗木を選ばざるを得ない状況にあります。

こうした森林所有者のニーズに応じた苗木を生産していくため、独立行政法人森林総合研究所林木育種センター関西育種場において、成長のすぐれた杉のエリートツリーが開発されたところです。このエリートツリーについては、6月8日付の高知新聞紙上で、優等生杉県内登場と紹介されましたので御承知の方も多いかと思えます。このエリートツリーは、花粉量が一般的な杉の半分以下といった特性も兼ね備えていますことから、今後この苗を普及していけば、花粉も一定抑えられる上に、森林所有者のニーズにも合いますことから、森林技術センターの敷地において母樹をふやしていくことを検討しています。

母樹をふやすことができるようになれば、このエリートツリーを普及することで、将来的には花粉の少ない苗木の植栽を拡大していくことができるのではないかと考えています。

次に、備長炭生産のためのカシ類の植栽についてお尋ねがございました。

製炭用原木としてのカシ類の資源量については、備長炭の生産者から県内に十分あると聞いております。このことから、新たにカシ類を植林するよりは、現存するカシ類を伐採して利用し、再度芽生えたものを育てていくほうが収益性が見込まれるのではないかと考えています。

また、カシ類については、現在、公共用緑化木として生産されておりますが、造林補助事業で採択される一般的な苗木単価の数倍の価格になっていることから、いかに生産価格を低減させていくかという課題もございます。

しかしながら、御指摘のとおり皆伐跡地で杉、ヒノキの再造林に適さない箇所などにカシ類を植栽していくことは、お話にもありましたとおり、一度植栽すれば保育コストをかけずに短期間で伐採を繰り返すことができますし、早期に緑化ができるという環境面での効果も期待されますので、森林所有者や備長炭生産者の御意見等もお伺いしながら、カシ類の造林について検討してまいります。

次に、県と関係市町村、生産組合の代表者が一緒に備長炭の値上げ交渉を行うべきではないかとお尋ねがございました。

本県の備長炭生産は、平成24年は約900トンで、和歌山県の約1,200トンに次いで全国第2位の生産量となっております。全国第1位の和歌山県が減少傾向にある中で、本県は炭窯の建設や原木の搬出に必要な作業道の開設への支援、また新たに就労する方の研修への支援など、施設の整備や担い手の育成に力を入れてきました結果、生産量は平成21年からの3カ年で約1.5倍となり、順調にふえています。

製品の販売につきましては、各地域の生産組合やグループによって、みずからのスタイルや考え方を持って問屋や独自の販売ルートを確保しながら取り組んでいるのが現状でございます。

今後、販売価格を高めていきますためには、まずは県全体の生産能力を今以上に高め、知名度の高い紀州ブランドに取ってかわるためにも、シェアを確保していくことが重要だと考えています。加えて、製品の品質向上に努めることは言うまでもありません。

そのため、県としましても、引き続き担い手

の育成や炭窯建設への支援に加え、労働力の軽減につながる炭窯の改良などに生産者の方々とともに取り組み、土佐備長炭の生産量の拡大に努めてまいります。

さらには、生産者や関係市町村と連携して、都市部の飲食店など、備長炭を利用している方々に対してPR活動を行うなど、土佐備長炭の知名度のアップにも努めてまいります。

こうした取り組みの積み重ねにより土佐備長炭のブランド力を高めていくことで、産地としての価格交渉力も高まっていくものと考えていますので、県としても支援に努めてまいります。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) カツオの資源管理措置の構築に向けた現在の国の動きについてのお尋ねがございました。

ことしの3月から5月にかけての土佐湾沿岸でのカツオ漁は、極端な不漁となり、水産試験場の調べでは、県内の主要な漁港への水揚げは過去20年間で最低となっています。

この不漁の原因は大きく2つあると考えられます。まず1つ目は、ことしの3月以降における日本の南方海域の水温が例年に比べて低かったため、カツオの北上がおくれたことです。

2つ目は、中西部太平洋で操業する熱帯まき網漁船の増加とそれに伴うカツオ漁獲量の急増が日本周辺への来遊量に影響を及ぼしている可能性があることです。

具体的には、平成11年に169隻であったまき網漁船が平成25年には270隻と100隻以上増加し、まき網によるカツオの漁獲量も平成2年の52万トンから平成24年には134万トンと2.6倍に増加しています。

同海域でのまき網漁船の大量漁獲につきましては、県としましても以前から資源への影響を懸念しており、平成16年から毎年国に対し、資源の適正利用に向けた国際的な管理体制を構築

していただくよう提言を行っております。

この提言などを踏まえて、国は平成22年度から中西部太平洋まぐろ類委員会の場において、科学的な検証に基づき、熱帯域で操業するまき網漁船の隻数を制限するよう提案しており、昨年12月の同委員会の年次総会では、先進国のまき網漁船の隻数が凍結されるなど、規制が強化されております。

また、ことしのカツオの不漁を受けて、5月に水産庁や水産総合研究センターと県内漁業関係者との情報交換会が本県で開催され、水産庁からは、太平洋熱帯域でのまき網漁業の規制強化など、国際交渉での働きかけを強化するとの意向が示されました。県としましては、今後の国際会議の動向を注視するとともに、実効ある管理措置が講じられるよう引き続き国に要請してまいります。

○8番(明神健夫君) それぞれ御答弁ありがとうございました。

知事からは訪問看護実践の仕組みづくりについて、将来行政と民間が協働して行っていくことについても検討したいという御答弁をいただきましたけれども、私の思いをもう少し申し上げれば、今まで御承知のように過疎地域で移動に多くの時間を要するというので、これまでもいろんな不採算の経費に対して支援を行ってきました。しかも、これからは在宅療養者を24時間連続して見守りのケアを行うことが求められます。そういったことなどから、収支採算のとれた安定的な運営を維持するには大変厳しい環境にさらになるわけですね。ですから、今後行政と民間がその不足分をお互いに補っていくという方式をとらなければ長く続かないのではないかというふうに考えましての提案であります。

また、もう一つは、そういった県と行政が一緒になって社団法人というちゃんとした組織を

立ち上げることによって、そこで訪問看護師を採用する。そのことによって、訪問看護師さんの一定の身分なり給料が保障されていく、そのことによってまた訪問看護師さん、マンパワーがどんどんとふえていくということで、ええ好循環が起きはしないかということも提案理由の中の一つであります。

いずれにいたしましても、ことしからいろんな事業を開始されておるわけですが、それを検証することにあわせて、私の提案しましたことも一緒に検討していただいて、よいところばかりとった、いわゆる高知方式を立ち上げていただきまして、在宅医療に不可欠な訪問看護サービスの需要に対応することができる体制を早く整えていただきますよう、これは要請していきます。よろしく願い申し上げます、私の質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午後2時4分休憩



午後2時25分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

16番武石利彦君。

(16番武石利彦君登壇)

○16番（武石利彦君） お許しをいただきましたので、一般質問を行います。

まず、土佐電鉄と高知県交通の経営統合についてお聞きをいたします。

一昨年、高知県議会公共交通問題調査特別委員会から本県の公共交通体系についての調査報告がなされております。ここでまず、その中の

路面電車と県中央地域におけるバス路線のあり方についての部分を改めて振り返ってみることといたします。

まず、路面電車については、「当特別委員会は、路面電車は本県にとって重要な交通インフラであるとする」、「県は、利用者の安全・安心の確保と利便性を高めるため、現在行っている支援制度の拡充を検討するとともに、将来的には、公共交通体系における路面電車の位置付けを明確にし、関係市町とも十分調整のうえ、県民の理解を得られる具体的な支援スキームを考えていくべきである」、「具体的な支援スキームの策定に際しては、土佐電気鉄道株式会社には、さらなる経営の明確化と収支の透明化を求める」とされております。

次に、県中央地域におけるバス路線のあり方については、「バス事業者は、ICカードのデータを活用し、県民や観光客にとって利用しやすいバス路線の再編を着実に実行すること」、また、「将来にわたり公共交通を維持するため、交通事業者、金融機関、行政は、バス事業、電車事業の特性を活かした、県内公共交通の在り方の議論を深めることが望ましい」との報告であります。

また、これらの課題について、報告書は以下のような文言で締めくくっております。「県交通と土電の合併による中央地域でのバス路線の交通体系の一元化は、昭和40年代後半から県議会でも議論され、今日までにいたっている課題である。これまで幾度か協議されてきた両社の合併による交通体系の一元化は、バスと並走し競合する路面電車の運営にも影響を及ぼすなど様々な課題はあるが、将来にわたる県民の足を確保するには電車事業を含めた交通体系の見直しが検討課題である。このため、両社はもちろん、金融機関、行政においては、バス事業、電車事業の特性を活かした中央地域の交通体系の

在り方を検討するなど、引き続き議論を深めていくことが望ましいと考える」。特別委員会の報告は以上の内容でありました。

県議会の調査特別委員会が求めた方向性がいよいよ現実味を帯びてまいりましたことに深い感慨を覚えますとともに、このたびの両社の経営統合は関係各位のこれまでの御尽力と御英断のたまものであると心より敬意を表するものがあります。今後、新会社が安定して持続的な公共交通の維持運営ができるのかどうか、また利便性の向上はどのように図られるのか、県民の皆様は高い関心を持っておられます。そうしたことから、このたびの経営統合はゴールではなく、新たなスタートであるとの認識を持たねばならないことは言うまでもありません。

そこで、私は新会社の筆頭株主となる県の立場、役割についての御認識について、一連の質問をさせていただきたいと思えます。

まず、県中央地域における持続可能な公共交通システムを構築するために、土佐電鉄と高知県交通といった民間企業に対し、行政が積極的にかかわって一元化を図ろうとすることは高く評価できるものだと思います。

ここに至るまでの経過を振り返って現時点でどのような感想をお持ちになっておられるのか、まず知事にお伺いいたします。

次に、県を初めとする自治体が公的支援をするに当たり、破綻してからの公的支援ではどうなると判断をされたのか、また行政が私企業を救うスキームは、あしき前例になりはしないのか、知事に御所見をお伺いいたします。

また、このたびの統合は県民にどういったメリットをもたらすものと考えられるのか、あわせて知事にお聞きいたします。

また、これまでの過程の中で県が直営で公共交通を担うといったことはお考えにならなかったのか、知事にお伺いします。

中央地域公共交通再構築検討会で再建のスキームが決まったのが4月の末、その後は特に関係各位は非常に慌ただしい対応を余儀なくされてきたように感じます。関係市町村からも、性急に事を進めても住民のコンセンサスが得られるとは思えないとか、再建スキームが十分腹に入らないとの声が上げられておりました。それと申しますのも、新会社の設立が本年10月と定められたことによる時間的制約が大きな要因ではなかったのかと思います。ここまで統合を急がなければならない理由については、昨日、三石議員への答弁で理解をいたしました。そもそも両社の株主でもない検討会が会社の将来を決める形になったわけであります。

これは株主の意向を諮るといった視点が欠けていたのではないかと、そう言われても仕方がないのではないかと思います。あすは両社の株主総会が開かれることになっていとお聞きをいたしますが、この点について副知事に御所見をお伺いいたします。

次に、県の説明によりますと、出資金の10億円は金融機関が債権放棄をしても残る新会社の債務超過の改善や、5年間で12億円を見込む設備投資資金の確保を念頭に積算されたとのことであります。

10億円といった多額の公的資金を投入するわけですが、その数字の根拠及び用途はどのようなになっているのか、債務の返済やリストラ費用に使われるのではないかと、この点について理事にお聞きをいたします。

また、新会社は設立時から実質債務超過になる見通しであります。新会社が引き継ぐ債務額は幾らで、それをどのように解消していく計画なのか、またそもそもこういった多額の債務を継承する会社に対して自治体が出資することに法的な問題はないのか、理事に御所見をお伺いいたします。

また、旧会社の資産は何を売却し、何を使い続けるのか、またそれらの処分計画を評価額とあわせて理事にお聞きいたします。

次に、金融機関の債権放棄は非担保の債権の部分だとお聞きをいたしますが、金融機関に対し債権放棄について最大限の支援を求めたと言えるのか、理事に御所見をお伺いします。

次に、土佐電鉄には個人の株主の方が多いとお聞きします。その理由の一つは、通勤や通学において株主になることで受けられる優待などのメリットがあるからだとお聞きをいたします。県民の足を守るといった観点に立てば、主役は利用される県民の皆様であり、新会社を応援したいといった意思を経営に反映させる、また出資することによってもたらされる新会社への親近感や株主として優待を受けられるメリットなどを勘案すれば、広く県民の皆様にも出資をいただくことも有効な選択肢の一つと考えられるのではないのでしょうか。

新会社は自治体の100%出資による第三セクターとするスキームではありますが、現時点で民間からの出資を求めない理由は何か、理事にお伺いいたします。また、永続的にこのスキームで運営していくのか、あわせてお聞きいたします。

第三セクターは責任が曖昧になる構図がつきまとう弊害が指摘されがちではありますが、この点について副知事に御所見をお伺いいたします。例えば、新会社の社員の意識が親方日の丸的になりはしないのか、あるいは無意識のうちに組織の肥大化につながる、こういった弊害が生じぬようどういった点に留意されるお考えか、あわせてお聞きいたします。

また、100%行政出資会社となるがゆえに一般の民間企業と異なる不利な扱いを受けるおそれはないか、副知事にお伺いいたします。

次に、新会社設立後5カ年の再建計画が示さ

れております。計画はなぜ5カ年なのか、より長期的な計画を立てるべきではないのか、また設立3年で単年度黒字になるといった見通しは甘いのではないかといった声も耳にいたしますが、この点、理事にお聞きをいたします。

新会社は、路面電車、路線バスのほかにもさまざまな事業に取り組むことになっておりますが、各事業の収支の見通しはどのようになっているのか、理事にお聞きいたします。

また、2億5,000万円の支払い利息はどう変わるのか、理事にお聞きいたします。

次に、統合時のコスト削減効果2億1,000万円のうち、人員整理を含めた組織の効率化は1億1,000万円と踏んでいるようではありますが、コスト削減効果の内訳について具体的に理事にお聞きをいたします。

次に、産業強化法に基づく事業再編計画の認定を目指しているとのことではありますが、どのような成果を想定しているのか、理事にお聞きします。

次に、新会社発足に伴う利便性の向上と増収対策についてお聞きいたします。

新会社には、経営の効率化と利便性の向上という、ともすれば相反する2つの要素を満たすことが求められます。このたびの統合が路線の廃止や減便につながり、かえって不便になりかねないといった懸念の声も多いと思います。

利便性の低下を招かぬようにするためには、利用者の皆様の声をどのように路線再編に反映されるのか、また新会社では経営効率化を図りながら路線再編をどのように進めるのか、その基本理念を、今後見込まれるスケジュールとあわせて理事にお聞きいたします。

また、新会社が路線再編に取り組むに当たり、これまでの土佐電鉄、高知県交通両社の路線編成のどこに課題があったのか、またその課題解決に向けての取り組み状況はどうであったのか、

理事に御所見をお伺いします。

次に、利便性の向上からしますと、路面電車のJ R高知駅以北に向けての延伸は今後の検討課題と位置づけるのかどうか。J R高知駅北部は、大型ショッピングセンターの存在のみならず、高知赤十字病院の移転先との位置づけもされているところでもあります。また、バス路線編成と組み合わせることによってさらに利便性の向上を図ることができるのではないのでしょうか、この点について知事にお聞きいたします。

また、高齢化社会に対応するため、ライト・レール・トランジット、いわゆるL R T化は、利便性の向上、利用者の増加による増収対策にもつながることが期待されるなど、今後進むべき方向であると思いますが、この点あわせて知事にお聞きいたします。

また、経営効率化の観点から、新会社の路面電車事業において上下分離方式の導入は検討しないのか。かつては土佐電気鉄道からは、いわゆるみなし上下分離方式導入の要望が出されておりましたが、この点、理事に御所見をお伺いいたします。

次に、利用者の利便性を高めるために系統番号化に取り組む方針が示されておりますが、そのスケジュールはどうなっているのか、また路線再編による実車走行キロメートル数を、統合3年後には6.7%減らすとの見通しが示されておりますが、その根拠もあわせて理事にお聞きいたします。

新会社に移行してもバス路線維持は赤字基調が見込まれますことから、県とともに出資の判断を求められている市町村からは、今後の財政支援のあり方に大きな不安の声が上がっています。土佐電鉄、高知県交通両社の窮状の最大の原因は、バス事業の累積の赤字であります。

今後も路線バス事業への補助が引き続き必要になるとのことですが、県や関係市町村

からの補助金はどのぐらいと見積もるのか、理事にお聞きをいたします。

また、バス路線維持に対しては運行形態の違いから一部の路線では市町村の負担額が増加することが見込まれるなど、市町村から不安の声が上がっています。

経営統合してもなお必要となる補助金の負担について市町村に対する一定の配慮も必要になるのではないかと思います。この点、理事にお聞きいたします。

また、現行の補助制度のどこに問題があるとお考えになっているのか、あわせてお聞きをいたします。

次に、新会社は積極的に増収対策にも取り組まなくてはなりません。県は、出資者として新会社による増収対策の策定にどのようにかわっていくのか、理事にお聞きをいたします。あわせて、これまでの土佐電鉄、高知県交通の増収対策への取り組み状況をどう分析、評価されているのか、お聞きをいたします。

また、新会社は、電車、バスの運行のほかにも航空代理業や旅行業などの事業を抱えております。こういった電車、バスの運行以外の事業でも増収を図ることは、新会社の経営安定にとって重要だと考えられますが、理事に御所見をお聞きいたします。あわせて、航空代理業や旅行業まで第三セクターで抱えることに至った経緯、考え方についてもお聞きをいたします。

また、今回の新会社への公的支援を行うに伴い、県内の他の民間バス事業者に対する支援を検討されるのか、理事にお聞きをいたします。

新会社発足に関して以上質問してまいりましたが、最も重要なのはその経営陣でありましょう。金融機関は多額の債権放棄、自治体は多額の出資をして新会社が発足するとのスキームは見事にでき上がりつつあるものの、忘れてはならないのは、誰が経営するのか。この誰がとい

う主語がないままには、新会社が成功する情景は誰しもイメージできません。

さきの県議会公共交通問題調査特別委員会では、赤字ローカル線の立て直しでその手腕を發揮しておられます両備ホールディングス株式会社の小嶋光信会長を招聘し、お話をお聞きいたしました。小嶋氏は、廃線寸前だった和歌山電鐵貴志川線の再建においてタマちゃんという猫を駅長に起用して全国的な話題になるなど、斬新で柔軟な発想を経営に反映されておられる方です。

このたびの新会社においては、最初から赤字基調が見込まれるバス事業の継続が大きな使命とされているだけに、既成概念にとらわれず、斬新で柔軟な発想ができる経営者に登場していただくべきではないでしょうか。

また、先ほども触れましたように第三セクターの弊害に対する懸念を払拭できるような人材の登用が望まれます。新会社の経営陣についての御所見を副知事にお伺いいたします。

次に、冒頭触れました県議会の公共交通問題調査特別委員会では、県中央部における路面電車や路線バス事業のみならず、中山間地域における交通手段のあり方や鉄道事業、フェリー事業、航空事業、タクシー事業など、本県が抱える移動交通手段の課題について調査をいたしました。

特別委員会では専門家をお招きして御意見をお伺いいたしました。報告書からその御意見の一部をここで紹介いたします。

金沢大学の高山純一教授からは、「地方の場合は、人口減少などによる利用者の減少で、バスをどれだけ運行しても黒字にはならず、民間事業者は路線を廃止せざるを得なくなり、公共交通の空白地域が発生するが、このことは全国共通の課題でもある。生活に必要な交通をいかに確保するかが課題であり、住民の生活の足とし

ての最低限のバスサービスをどのレベルに位置付けるのかという政策的な判断をしなければならない」との御意見がありました。

また、関西大学の宇都宮浄人教授からは、「公共交通による自由な移動が可能となる高齢化社会に適応したまちづくりが求められている。公共交通は、道路の混雑緩和や排気ガスの削減など社会的なコストの増加を防ぎ、人の流れを変え、まちを活性化させる都市形成における装置である」、また、「これからの持続可能な社会を構築するにあたっては、公共交通を単体で考えるのではなく、人々の移動と生活に根ざしたまちづくり、さらには環境も意識した一体的なものとして捉えなければならない。なお、路面電車は人と環境にやさしい乗り物であり、芝生軌道などはまちの美化にもつながる。また、路面電車そのものがまちの景観の一部ともなり、経済性も備えたまちづくりのための一つの大きなツールである」といった御意見を賜りました。

また、先ほども御紹介いたしました両備ホールディングス株式会社の小嶋光信会長からは、次のような御意見。「公共交通は、車の運転ができない子ども達や高齢者など交通弱者の方々の移動手段としても社会が備えてなくてはならない交通手段であり、利用者が多い少ないという視点だけで捉えてはならない。マイカー時代に危惧することは、いずれは公共交通を利用せざるを得なくなる働き盛りの社会人がその必要性を感じていないところにある」、また、「ヨーロッパでは、マイカー社会の到来により交通弱者の交通手段が失われていくことを早くから分析し、公共交通は公営で残すという手法を選択したが、『公営ではコストがかかる』、『サービスが悪い』ということから、公設民営という形に切り替えた。これが今の世界の先進国における公共交通のスタンダードとなっている。道路と同じように、インフラは行政が整備し、オペレーション

は民間事業者が行うといった、官、民の役割を明確にし、行政と民間事業者がそれぞれ責任を持って運営をしている。一方、日本の場合は、民間事業者の経営に関する運行回数や運賃などについて行政が関与しているが、行政の役割はどのように交通インフラを整備していくかである」、「公共交通を単なる移動手段として論じるのではなく、これからは総合的な福祉の観点から、公共交通を地域づくりの中にどう活かしていくのかといった検討が求められてくる」、「公共交通を総合的な福祉政策の中に位置づけて、過度にマイカーに依存した社会から脱却し、健康的で環境にやさしい社会への転換を図り、高齢化社会に生きがいを見出していくことが何より重要である」といった御意見をいただいております。

これら専門家の御意見から浮かび上がる公共交通に関するキーワードは、環境、高齢化社会、福祉政策の観点、行政の役割といったことになりかと思えます。

高齢化が全国に先駆けて進行する本県において、公共交通政策にどのような観点で取り組まれるのか、御所見を知事にお伺いして、この項の質問を終わります。

次に、政府の規制改革会議による農業改革案についてお聞きをいたします。

政府の規制改革会議は、このたび全国農業協同組合中央会、いわゆるJA全中と各都道府県農協中央会の中央会制度を抜本的に見直すとの方針を示し、農協法上の中央会制度は、適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。また、全国農業協同組合連合会、いわゆるJA全農は、株式会社化が望まれるなどとする農業改革案を決定いたしました。

これは、我が国の農業を国際競争力のある産業に改革しようとする安倍政権の成長戦略の一環であります。成長戦略を図る上で、我が国の

農業に旧態依然とした古い体質や、あるいは発展を阻害する既得権益に守られた、いわゆる岩盤規制などといったものが存在するとすれば、それにはメスを入れなくてはならないでしょう。しかしながら、私は、このたび決定された規制改革会議の結論、また結論に至るまでの過程において幾つかの疑問を感じております。それは県土の大半を中山間地域が占める本県の農業を鑑みたとき、国際競争力の強化を図ろうと効率化を進める裏側で、極めて重要な事項が置き去りにされてしまうのではないかと思うからであります。

本県中山間地域では、老若男女それぞれが役割分担をし、きめ細やかな営農がなされております。また、それによって集落での生活が保たれていると言っても過言ではありません。米づくりにおける、いわゆる田役といった習慣にも見られるように、各集落において結いの伝統文化が脈々と継承されているのであります。

農業の多面的機能といった概念が注目されて久しくなりましたが、本県中山間地域で行われているような地域バランスに立ったきめ細やかな農業が否定されるような事態になれば、それは単に農業の衰退にとどまらず、集落の衰退、消滅につながり、過疎化や環境破壊に拍車がかかることは明白であります。

また、規制改革会議から示された改革案、それに至るまでの議論において、地域の農協の存在意義は認めながらも、それらを束ねるJA全中のみを目のかたきにしたかのような全中廃止論には違和感を抱かざるを得ません。

改革案の中身は、全中が地域の農協に対して指導、助言を繰り返し、そのことが各地域の自由な農業振興、発展を阻害しているとの論調で構成されています。

私は、この論調に疑問を感じますので果たしてそれが事実であるのかどうか、本県の農業に

当てはめて検証してみました。私の地元では、ニラは基幹作物の一つであり、多くの農家が栽培をしております。JA四万十には、生産者で構成されるニラ部会が存在をしています。ここでは、JA四万十がJA高知中央会の協力も得て進めているニラ農家に対する営農指導の事例を取り上げたいと思います。

それは、まず、あるニラ農家に対して管内のニラ部会の売り上げ上位5人と当該農家を比較して、その農家の農業経営の課題を浮き彫りにし、浮き彫りになった課題を農協が農家に寄り添いながら解決に向けた取り組みをし、健全で持続的な農家経営を実現しようとするものであります。栽培の手法や経営費に占める加温燃料費の割合など、多角的な視点から当該ニラ農家の課題を浮き彫りにします。そして、その課題を解決するためには、会計、税務、法務、農業技術などと多岐にわたるノウハウに基づく助言が必要となります。そういったノウハウは、全中からJA高知中央会に、そしてそれがJA四万十にといった流れでもたらされているとのことであります。今やこういったJAの取り組みは県内に広がっていると聞きをいたします。

また、本県では、JA出資法人の設立が見られ始めました。れいほく未来、南国スタイル、営農支援センター四万十などがその例であります。これらもJA高知中央会やJA四万十が設立に向けた支援をしている事例であります。これにも全中からの指導、助言が生かされているとのことであります。また、このような法人化に向けた取り組みは、今後さらに県内でも増加していくだろうとの見込みでございます。

このように地域農業の体力強化には、さきに述べました会計、税務、法務などの専門的なノウハウのほかにも全国の事例に基づいたノウハウ、つまり全国の膨大な情報量も必要とされます。

全中の指導、助言が得られなくなるようなこのたびの規制改革会議の案が実行に移された場合、誰がその役割を果たせるというのでしょうか。地域の農協がそれぞれ、それだけの専門的な知識を持つ職員を常時抱えることや、また本県に応用できるものを膨大な全国の事例から見つけ出す情報処理能力を持つことは、極めて困難であると考えられます。

体力の弱い個々の農家が全国の市場を相手にするために共同することによって強固な組織として取り組んでいくといったことは、私は立派なビジネスモデルであろうと思います。ましてや本県のような中山間地域に集落が点在しているような条件下では、なおさらであると考えます。改革案が示す全中廃止論は、成長戦略どころか、成長を阻害するとともに地域を疲弊させることにつながりかねません。私は、この点を本県から強く訴えていかねばならないと考えております。

次に、改革案では、全農を株式会社化することの方針も示されております。利益を追求せざるを得ない株式会社化となった場合、効率が悪い中山間地域へのサービス提供が滞るおそれがありはしないのか、こういった懸念の声も高まっております。四万十市の大宮地区、土佐町の石原地区などは、JAがサービスを担い切れなくなったのをきっかけに、住民の皆様がその役割を担い始めたものであります。

また、大消費地からの遠隔地における農業、さらには地理的条件の制約を受ける中山間地域での農業及び住民の生活にもたらす影響は、はかり知れませんが、利益追求もさることながら、基本的な理念として、地域が共同して農業振興を図る仕組みを持続させるシステムこそが重要だと思っております。

私は、安倍政権が推し進める成長戦略の中で、我が国の農業が国際競争力を持てるよう体力強

化することには異論はありません。しかしながら、全中や全農だけを目のかたきにしたかのような規制改革会議の農協制度見直し案は、むしろ地域を疲弊させることは明白であると考えます。

農業を成長戦略に位置づける政策と中山間地域での農業の維持・発展を図るといった両面から政策を推進すべきであり、単に農協系統組織を改革しようとするネガティブな姿勢は、厳に慎むべきだと考えております。

自由民主党県議団では、こうした考えから、政府に対し声高に地域の声を上げなければならないとの考えで一致をしております。

以上、述べました点について知事に御所見をお伺いいたします。

最後に、土木行政についてお聞きいたします。

本県土木建設業界を揺るがす談合問題の発生からやや時間が経過しました。県及び県議会は、業界からの聞き取り調査も含め再発防止策の検証をしております。私も、県内における談合再発防止策の実効性について調査をしておりますが、建設業協会並びに業者各位の真摯な取り組みによりその実効性が担保されていると感じておるところであります。

しかしながら、この点については、引き続き県議会としても県とともにチェック機能を果たし続けなければならないと考えております。

さて、折からのアベノミクスの影響もあるのか、昨年あたりからは土木建設業界は数多くの受注工事の施工に追われている状況だとお聞きいたします。また、本県では特別措置法成立を受け、南海トラフ地震に備えた強靱な県土づくりにも早急に取り組まなくてはなりません。こうした状況の中、発注機関には効率的かつ迅速な発注体制、施工監督体制が求められましょうし、受注側の土木建設業界には適切な施工管理体制を構築、維持することは無論のこと、資材

購入や設備投資などによる県経済の活性化、また県内の雇用維持拡大に寄与していただくことが期待をされます。

県は建設業活性化プランを策定し、土木部幹部の皆さんが直接県下各地に足を運びながら意見交換をこなし、その周知徹底に努められております。こうした県土木部の姿勢には、県内土木建設業界から高く評価する声が聞かれております。そのプランの中では、若手技術者を評価しようとする県の姿勢が読み取れます。景気回復基調の昨今、人手不足が深刻になりつつあります。県が次の時代を担う若手技術者を評価しようとすることは、これまで冷え込みつつあった土木建設業界に人材を呼び戻すきっかけにもつながるのではないかと期待が膨らみます。

一方、現状に目を転ずれば、郡部においては同業界の従業員の高齢化はかなり進んでおり、評価の対象となる若手技術者がほとんど存在していないなど、若手技術者を評価しようとする県の姿勢が本来の趣旨とは逆に地方切り捨てにつながるといった懸念の声が上がっているのも事実であります。

郡部を中心に、同業界に若手技術者などの従業員が育つまでのタイムラグをどのように解消するのか、御所見を土木部長にお伺いいたします。

次に、こうした従業員を好条件で安定して雇用するためには、建設会社の安定経営が必須の条件となります。そのためには、建設会社の経営ノウハウや技術力の強化、充実が欠かせません。適正な価格で受注できるかどうかは大きな要因となりましょう。

県内でも、現場条件に沿わないと思われるような積算がなされている事例が、これまでも見受けられました。結局は受注側が多大な持ち出しをして工事を完成せざるを得なかったとの声もあり、このような状況が続くと、設備投資は

もとより人材の確保はできようもありません。

いま一度、現場条件を反映した積算が求められると思いますが、土木部長に御所見をお伺いいたします。

また、本県では、本年度後半より施工パッケージ型積算を導入されるとお聞きします。国や他県における導入も進んでおり、迅速で効率的な発注に向けて取り組むべき手法だと考えます。

しかしながら一方で、これまでの積算方法に比べると比較的小規模な工事が多い本県では、きめ細やかな部分が切り落とされ、結局は受注側の負担が増加しかねないとの懸念の声が聞こえます。

こういった点も踏まえ、施工パッケージ型積算を導入されるに当たり、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、土木建設業界の経営並びに雇用の安定を図る上で重要となるのが、工事発注の端境期をいかになくすかです。年度末にかけては突貫工事、年度が変われば全く仕事がないといった状況では、経営者は苦しい経営を余儀なくされますし、従業員の安定した雇用維持にも多大な影響を及ぼします。また、言うまでもなく、このことは土木建設会社にとどまらず、資材会社や警備業などあらゆる面へも影響し、県経済に広く暗い影を落としております。工事発注の端境期の解消に向けての御所見を土木部長にお伺いいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 武石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、土佐電鉄と高知県交通の経営統合に関して、ここに至るまでの経過を振り返って現時点でどのような感想を持っているのかとのお尋ねがございました。

先ほど御指摘にもございましたように、中央

地域における公共交通事業の再構築につきましては、平成8年から13年にかけて行われたバス事業の一元化議論の後、平成24年には県議会の公共交通問題調査特別委員会においても検討を深める必要性を御指摘いただくなど公的な場でこれまでも何度か議論されており、県政上の大きな懸案課題の一つであり続けてまいりました。

そうした中で、昨年7月に土佐電鉄から関係自治体などに対して継続的な協議機関の設置要請がなされたことを受けまして、9月に設けられました中央地域公共交通再構築検討会におきまして、持続可能な公共交通スキームの構築に向けた検討が行われてまいりました。

専門家による土佐電鉄と高知県交通の経営実態の調査、分析が進む中で両社ともに経営が非常に厳しいことが明らかとなり、早急に何らかの対処をしなければならないとの思いを持つに至ったところであります。

ことし4月には、両社の経営陣から単独で公共交通事業を継続することは困難との見解が示されましたことを受け、路線バスや路面電車の運行がストップするような事態を回避するため、県としてもその責任を果たすことを覚悟したところであります。

事業者、金融機関、自治体など多くの関係者がそれぞれの立場において大きな判断を求められるスキーム案がまとまり、提示されていますが、その背景にはやはり危機感の共有ということがあるのだらうと思います。県政上の大きな懸案課題の解決策が初めてこのたびの再構築スキーム案という形で示されることとなりましたことは、感慨深いものがあります。ただし、今後は何よりも株主の皆様様の御判断を待たなくてはなりません。その御判断を踏まえ、県としてしっかり役目を果たしていかなくてはならないとの覚悟でございます。

次に、公的支援をするに当たり破綻してから

の公的支援ではどうなると判断したのか、また今回のスキームが他の事例へどのように影響するのかについてお尋ねがございました。

中央地域におきましては、近年の人口減少等に伴い公共交通の利用者が減少傾向にあるとはいえ、路線バスや電車の利用者は、通勤や通学などの県民の日常生活の足として、また観光客の移動手段などとして、現在でも1日当たり延べおよそ2万8,000人、年間およそ1,000万人という大変多くの方々に利用されています。

このような状況におきまして仮に両社が経営破綻すれば、路線バスや電車の運行がストップすることも想定され、多数の県民の皆様の日常生活に多大な影響を及ぼすこととなり、著しく公益性を阻害することや、関連企業や取引先の倒産などの影響も懸念されるなど、地域経済への影響も大きくなると見込まれることなど、さまざまなリスクがございました。このため、今回のケースでは、関係者の合意のもとで私的整理の手法による事業再生を選択しようとしているものであります。

今回の再構築スキーム案は、私企業の救済が目的ではなく、公共交通という極めて公益性が高い社会インフラを維持・継続していく観点から再構築検討会で合意されたものであります。このことは、昨年成立した交通政策基本法及びその関連法の目指すところとも一致するものと認識しております。県民生活に必要な不可欠な公共交通の維持・継続のため自治体に求められる役割を果たすものであり、あしき前例となるものではないと考えております。

次に、統合がもたらす県民にとってのメリットについてお尋ねがございました。

今回の再構築スキーム案がもたらす最大のメリットは、現在、年間およそ1,000万人の方々が利用されている中央地域の公共交通の運行がストップすることなく将来にわたっても路線バス

や路面電車が継続することにあります。

その上で、例えば路線やダイヤの再編、系統の番号化表示によるわかりやすい公共交通の実現、バスや電車が低床車両に切り換えられることなどによるバリアフリー化の進展などといった利便性の向上が期待されます。

また、県民はもとより、観光客にとっても使い勝手のよい公共交通となることで本県の観光ポテンシャルを押し上げ、ひいては地域経済の活性化にもつなげることが可能となります。

そして、採算がとれるバス路線の経営を確立することにより、不採算路線の継続がしやすくなるといったことも挙げられると思います。ただし、こうしたことが現実のメリットとして顕現するためには、関係者の多大な努力が必要となります。これらはメリットであり、目指すものであるということかと思えます。

次に、県が直営で公共交通を担うことについて検討しなかったのかのお尋ねがございました。

再構築スキームの検討の過程では、さまざまな選択肢について検討してまいりました。

選択肢の中には、地方公営企業の形態で県が公共交通を直接経営することも理論上の選択肢として想定されましたが、その場合には、第1に、運行に必要となる車両や施設、設備の取得に要する初期投資が多額になると見込まれること、第2に、事業の継続に必要な毎年の行政負担も現在の補助金の負担額以上に増嵩することが見込まれること、第3に、必要な人員の確保の方法やその処遇に大きな負担が見込まれることなど、財政的あるいは制度的な問題がありました。さらに、時間的な制約が大きいことも考え合わせますと現実的ではないとの判断に至ったものであります。

一方で、行政の出資による第三セクターとすればこれまで事業者が培ってこられた経営ノウ

ハウや事業の運営ノウハウを活用することができ、効率的な経営につながるとも考えたものがあります。

以上のような考慮から今回の選択に至ったものでございます。

次に、路面電車のJR高知駅以北に向けての延伸についてお尋ねがありました。

高知赤十字病院がシキボウ跡地へ移転する計画が関係者間で合意されたことに伴い、今後高知駅以北では人と車の流れが大きく変化することが予想されます。

路面電車の高知駅以北への延伸につきましては、平成12年のイオンモール高知の開業後、平成13年度に高知県公共交通プロジェクトチームにおいて検討されておりますが、用地の取得や道路改良を除く軌道事業に要する初期投資のみでおよそ28億円の費用が必要であるとの試算結果が出されたことを受け、採算性や費用対効果の面などから、当時、事業化は困難であると判断した経緯があります。

現在、イオンモール高知周辺への公共交通によるアクセスは、はりまや橋方面からのバスが平日7路線、1日当たり63便あり、市内でも利便性の高い地域となっております。

高知駅以北への公共交通アクセスについては、そうした現状やまちづくりの視点なども踏まえた上で高知市や交通事業者など関係者を交え、多方面から検討していくことになるものと考えております。

次に、ライト・レール・トランジット、いわゆるLRTについてお尋ねがありました。

LRTは、低床式車両——LRVの導入と軌道や電停の改修等をあわせて実施することによりまして、バリアフリー化や定時制、速達性、快適性の向上などが図られる、次世代の軌道系交通システムと言われておりまして、高齢者などの交通弱者にとって利用しやすいシステムで

あると承知しております。

本県におきましても、今後の高齢化の進展を踏まえ、交通弱者の移動手段としてLRT化は望ましい手段の一つと考えております。

しかし、LRT化するためには巨額の資金が必要となりますことから、事業者の経営状況を見ながらまずは低床式車両——LRVの導入やパーク・アンド・ライド施設の整備、乗り継ぎ制度の充実などにより利用者の利便性向上を順次図っていくことが、現時点においては現実的な選択肢でないかと考えておるところでございます。

次に、高齢化が全国に先駆けて進行する本県において、公共交通政策にどのような観点で取り組むのかについてお尋ねがありました。

公共交通には、地域鉄道や路面電車、路線バスなど、通勤や通学など地域住民の日常生活を支える身近な交通手段である地域公共交通と、高速鉄道や高速バス、フェリー、航空機など、県境を越えて人や物の移動を支える交通手段である広域公共交通がございますが、いずれも社会経済活動や交流活動を支える公益性の高い社会インフラとして、その必要性や重要性は広く認知をされております。

地域公共交通のうち、人口や社会資本の集積する高知市などの都市部につきましては、一定の人口集積に加えて、通勤や通学、買い物など、周辺部からの流入もありますことから、既存顧客と潜在需要を対象とした積極的な利用促進策の実現などにより黒字化を追求し、行政の関与は必要最小限にとどめるという姿を目指すべきだと考えております。

一方、中山間地域につきましては、多くの地域において営利事業としては成り立ちにくい状況となっておりますが、他方で、高齢化の進展に伴い自家用車などみずからの移動手段を持たない住民や世帯が増加することへの対応も必要

となっております。そのため、中山間地域におきましては、福祉的な視点を持った対応も必要となると考えております。

具体的には、行政みずからが交通サービスの提供主体となることや行政が関与してデマンド型タクシーやスクールバスの活用、さらにはNPOなどによる過疎地有償運行の導入など、地域の特性に応じた多様な交通サービスを組み合わせることで、地域にとって必要な交通サービスを確保する形態が増加してくるものと考えております。こうした取り組みは市町村が主体となりますが、県としても連携して対応していく必要があると考えています。

なお、都市部、中山間地域を問わず本県の課題として、空港や主要駅から観光地までのアクセスとなる二次交通が脆弱であることが指摘をされております。県人口の減少が見込まれる中、公共交通に観光客を取り込むことは民間事業者の経営面からも有用なことでありますし、観光振興による地域経済の活性化の面からも重要でありますので、交通網の充実と誘客の取り組みをセットで取り組むことなどを強化する必要があると考えております。

最後に、航空やJRなどの広域公共交通につきましては、四国はもとより、首都圏や関西といった大都市圏との間での人と物の流れを確保し、厳しい地域間競争を本県が勝ち抜くために不可欠なツールであります。このフェーズでは、観光振興などの取り組みを通じて、交流人口の拡大や物流の増加を図り輸送需要を創出することで、運行事業者と県の双方がウイン・ウインの関係となれるよう取り組みを進めていく必要があると考えております。

行政が出資という形で公共交通の維持に積極的に関与しようとする今回の中央地域における公共交通再構築の取り組みは、県の公共交通政策にとって大きな転換点になるものだと考えて

おります。

申し上げるまでもなく、交通サービスは、ネットワークとして相互に接続されることで使い勝手や利便性が向上し、さらにその機能や価値が増すこととなります。

このネットワークの構築、維持、発展に努めるとともに、このネットワークの中で事業者には民間事業者として積極的な増収対策を追求していただき、行政は、それでも不採算の部分を福祉の視点により支えていくといった、そうした適切な役割分担を模索してまいりたいと考えております。こうした、いわゆる官民協働の姿勢は、今後、御指摘のように環境対応、高齢化対応の必要性が増すにつれ、その重要性が高まるものと考えております。

大都市から中山間地に至る公共交通ネットワークをしっかりと確保、発展させ、さらにはその中における官民の役割分担の最適化を目指していくという観点で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

農協改革についてのお尋ねがございました。

今回の国の規制改革実施計画において示されました農業者の高齢化や担い手不足などの農業を取り巻く厳しい状況を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業をつくり、農業の成長産業化を実現するという方向性は、今後の我が国の農業にとって大変重要であると考えております。

しかしながら、今回の農協改革をめぐる一連の動きは、唐突の感は否めず、そもそも農協のどこに問題があり、なぜ早急に改革をしなければならないのかが明確に示されているとは言えません。むしろ、見直しの方向を誤ると地域を疲弊させてしまう懸念があることは、私も同感であります。

議員のお話にありましたように、中央会を中心とした農協系統組織は、農家に寄り添ったきめ細やかな営農指導はもとより、いわゆるJA

出資型法人の設立により耕作放棄地の適切な管理や新規就農者の研修、若手農業者による新たな事業展開の支援を行うなど、地域における農業を支えています。

また、県園芸連の一元集出荷体制などの仕組みは、小規模農家の販売力の強化や輸送コストの低減を実現し、農業者の所得向上に大きく貢献をしております。あわせて、産業振興計画の推進の面からも、県と目標を共有し、その達成に向けて地域の農業者をリードする重要な役割を担っていただいております。

今後、国において農協法の改正などに向けた議論が行われることとなりますが、これまでに農協が中山間地域を初めとする本県の地域農業や地域社会に対して果たしてきた役割をしっかりと見定めた上で、議論を進めていくことが重要だと考えております。

現在、農協系統組織みずからにおいても改革案を検討されているとお聞きしておりますが、こうした自己改革案も踏まえ、今回の改革が真に農業者の所得の向上、地域の発展につながるものになるよう、また御質問にもありましたように単に農協系統組織を改革しようとするネガティブな姿勢にとどまらないよう、引き続き国の動向を注視しながら必要に応じて国に対し申し入れを行うなど、適切に対応してまいります。

私からは以上でございます。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) まず、土佐電鉄と高知県交通の経営統合に関して、両社の株主の意向を諮るといった視点が欠けていたのではないかとのお尋ねがございました。

再構築検討会は、事業者、取引金融機関、行政などの関係者が中央地域の公共交通の厳しい現状に対応するといった共通認識のもとに立ち上げたものであり、検討会で合意を得た再構築スキーム案は、構成メンバーが誠意を持ってそ

れぞれの関係者に対し理解と協力を求めることとしておりました。

検討会で示された資料の中には、両社の内部情報や金融情報など取り扱いに細心の注意を必要とするものが数多くあったため、構成メンバー間における大筋の合意が得られるまでは、それぞれ関係者に対して、その都度、情報を提供できなかったという状況があったことは事実です。

中央地域の公共交通問題は、県民生活にも大きく影響するため、県民の皆様方にとっても関心の高い問題であり、検討会は公開で行うことといたしました。

検討の過程がマスコミ報道等で逐次オープンになりましたが、先ほども申し上げましたように、構成メンバーの大筋の合意が得られるまではその説明を控えていたこともあり、関係者の皆様には御心配をおかけしました。

お話にありました両社の株主の皆様に対しましては、4月末の再構築スキーム案の合意を踏まえ、各事業者からその内容について文書でお知らせするとともに、可能な限りの株主の皆様へ直接お会いして説明を行うなどにより理解を求める取り組みをされているとお聞きをしております。

次に、第三セクターの弊害と民間企業との取り扱いの違いについてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

まず、第三セクターは責任が曖昧になる、厳しい視点や危機意識が欠けると言われる要因としましては、1つ目として、本来独立した事業主体としてみずからの責任で事業が遂行されるべきところに行政が経営に入り込むことで責任の所在が不明確になりがちなこと、2つ目として、役職員の選任が充て職で行われるなど、職務権限と責任に見合う人選になっていない場合があること、3つ目として、主たる株主が地方

公共団体である場合、株主総会等で経営陣の責任追及をすることが少ないこと、4つ目として、行政からの人的、財政的な支援を当てにしがちになることなどが一般的に指摘をされているところ です。

自治体が100%出資する第三セクターで再出資した場合、これまで以上に県民の注目は高まりますし、事業運営には厳しい目が注がれるようになると思われます。したがって、利用者の安全・安心への配慮はもちろんのこと、利用者の満足度を高めていく努力がより一層求められますことから、経営陣を初め従業員の皆様にはこれまで以上にそうした意識を高く持って交通事業者としての責任を果たしていただきたいと考えております。

出資する県や関係市町村は、定期的に開催されるモニタリング会議の場などを通して新会社の事業運営を注視していくこととなりますので、しっかりと行政としての意見や提案を示していくこととなります。

また、新会社は行政が100%出資するものの株式会社となる予定ですので、事業の運営面において一般の株式会社と異なる不利な取り扱いを受けることはないと考えております。

次に、新会社の経営陣についての所見についてお尋ねがありました。

新会社には、営利企業としての経済合理性と公共交通事業者としての公益性という通常であれば相反する命題を両立させなければならないことに加えまして、今後の再生計画を着実に実行し、持続可能な公共交通を継続することが求められております。

新会社の経営体制につきましては、今後両社の株主総会で統合案が決議されることを前提として、7月中旬にも設立される予定の新会社設立委員会で協議検討がなされるものと承知をしております。

御指摘のとおり、赤字基調の新会社の運営を軌道に乗せていくためには、経営陣には既成概念にとらわれない斬新で柔軟な発想が求められます。そうした相応の経験や知識を有する人材を広く受け入れていくということも大事な視点ではないかと考えていますので、設立委員会が立ち上がれば協議していくこととしたいと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 土佐電鉄と高知県交通の経営統合についての一連の御質問にお答えをいたします。

まず、今回の出資金10億円の根拠とその用途はどのようになっているのか、債務の返済やリストラ費用に使われるのではないかとのお尋ねがありました。

新会社は、債権放棄等の支援を受けてもなお、設立時には実質債務超過の状態にあります。10億円は、この債務超過の早期解消を図り安定した財務基盤とすると同時に、設備投資など今後の事業展開に必要な資金を確保する上で必要とされた額であり、事業再生計画における計画期間内の黒字化、実質債務超過の解消、有利子負債の適正化の3つの要件をクリアしていくためにも10億円が必要と判断されたものでございます。

また、出資金自体は、その用途に制約があるものではございませんが、債務の返済や統合、合理化に伴い生ずる経費につきましては他の資金で対応できますので、出資金の用途といたしましては、老朽化した事業資産への投資や維持更新費用のほか、利用促進、増収対策のための設備投資など、今後の事業展開に必要な資金約12億円に充当されることが予定をされております。

次に、新会社が承継する債務額とそれらの解

消方法、また多額の債務を継承する会社に対して自治体が出資することの法的な問題についてお尋ねがありました。

現在、両社合わせておよそ75億円の借入金がありますが、再構築スキーム案では、そのうち債権放棄や資産売却による返済を除き、新会社はおよそ37億円の借入金を引き継ぐこととなっております。これらの借入金につきましては、5年間でおよそ10億円を計画的に返済することになっており、これにより3年目で実質債務超過の解消と有利子負債の適正化が図られる計画となっております。

また、多額の債務を承継する会社に対して自治体が出資することにつきましては、出資が県民の日常生活を支える公共交通の維持を目的とした公益性が高いものであること、また今回の一連の調査、検討の中で事業計画、数値計画は専門家の指導、助言のもとに十分に練られたものとなっております、金融機関からの支援を中心に財務状態の抜本的改革が実現され、事業再生局面での一般的コンセンサスである私的整理ガイドライン等に沿った形となっていることなどから、法的に問題はないものと考えております。

次に、旧会社の売却する資産と承継する資産、それらの処分計画と評価額についてのお尋ねがありました。

まず、土佐電鉄に関しましては、事業に必要な本社建物やデンテツターミナルビルなどの不動産や有価証券など、合わせておよそ44億円の固定資産を新会社に承継し、事業に利用しない総額およそ1億円の不動産については、旧会社で売却し、借入金の返済に充てる計画とされております。

高知県交通につきましても、同様に事業に必要な出張所や車庫などの不動産、有価証券などおよそ3億円の固定資産を新会社に継承し、一宮営業所を初めとした、事業に利用しない総額

でおよそ12億円の不動産については、同じく売却することで借入金の返済に充てる計画とされております。

次に、債権放棄は非担保の債権部分であるが、金融機関に対し最大限の支援を求めたと言えるのかとお尋ねがありました。

一般的には、事業再生の局面における金融機関の支援策として債権放棄の対象とされるのは、法的整理、私的整理を問わず無担保債権のみとされております。今回の債権放棄要請額は、両社の借入金のうち無担保債権の大部分であると聞いておりますことから、各金融機関におきましては、最大限の支援を決定されたものと認識をしております。

次に、民間からの出資を求めない理由と永続的にこのスキームで運営していくのかどうかについてお尋ねがありました。

再構築スキーム案の検討の中では、アドバイザーの助言を得ながら、民間の資本参加について県外企業なども含め広く可能性を探ってまいりましたが、両社の置かれている状況の厳しさもあってか、条件が整わず合意に至らなかったと聞いております。

また、行政による100%出資という形で再出発を図ろうとしますのは、営利企業として経済合理性と公共交通としての公益性を担保しつつ現状を打開し、持続可能な公共交通を形づくっていくためには、当面は県や関係市町村が新会社の出資者となり積極的に経営に関与していくことが必要との考えによるものでございます。

なお、本来営利事業は可能な限り民間企業に委ねるべきものでありますことから、今後、新会社の経営状況が改善されるようになれば民間にも資本参加を求め、将来的には県や関係市町村の出資比率を引き下げていくことが望ましいと考えております。

次に、再建計画はなぜ5カ年なのか、より長

期的な計画を立てるべきではないのか、また設立3年で単年度黒字化するといった見通しは甘いのではないかとお尋ねがありました。

今回の再構築スキーム案は、事業再生における私的整理ガイドラインと産業競争力強化法に基づく認定基準をクリアできる内容とすることを前提としており、それぞれの基準はおおむね3年でクリアすることが原則とされておりますことから、改善が一時的なものでないことを確認していく期間として、計画期間を5年とされたものというふうに聞いております。

なお、バス路線再編などにより全体の概要が固まる3年後の状態を踏まえて、計画の見直しが必要となると思いますが、5年後には持続可能な公共交通を維持するという目的から、改めて事業計画を策定することが予定されております。

また、収支の見直しについてでございますが、今回の再生計画の策定には企業再生の豊富な経験とノウハウを有する専門家に深くかかわっていただいております。特に収支計画等については、金融機関も債権放棄の判断材料の一つとして認めたものであり実現の可能性は高いものと考えております。

次に、新会社の取り組む各事業の収支見直しについてお尋ねがありました。

まず、路線バス事業につきましては、統合による経費削減効果により統合初年度はおおよそ1億円の収支改善が見込まれますものの、利用者の減少が避けられないことから、最大限の経営努力とともに路線再編や系統番号化、乗り継ぎ割引サービスといった取り組みを行ったとしても、収支均衡までは難しい見込みとなっております。

軌道事業は、路線バスの路線再編に合わせたダイヤ編成の見直しや乗り継ぎ割引、電車貸し切りサービスなどの取り組みによる増収を見込

んでおりますものの、設備投資に係る減価償却費の増加により営業損益は微減になる見込みとなっております。

その他の事業部門といたしましては、高速バス事業や貸し切りバス事業、航空代理店事業や旅行事業などがございます。例えば、高速バス事業では、統合による保有車両の増加に伴い繁忙期やピーク時における増便対応が可能となることによる増収を見込むほか、子会社への委託業務見直し等による経費削減策を講じることにより、総じて一定の利益を確保する計画であると聞いております。

次に、2億5,000万円の支払い利息はどう変わるのかとお尋ねがありました。

新会社の支払い利息につきましては、平成26年3月の実績では年間でおおよそ2億5,000万円となっておりますが、統合による債権放棄や資産の売却等により借入金の元本が縮減されますことから、新会社設立初年度には年間おおよそ7,200万円に減少する計画と聞いております。

次に、統合時のコスト削減の内訳についてお尋ねがありました。

統合によるコスト削減は、大きく分けて事業経費の見直しと組織構造の効率化、子会社に対する費用構造の見直しの3点から成っております。

具体的には、事業経費の見直しとして、燃料調達の見直しや営業拠点の集約に伴う固定資産税の減、ITシステムの見直しや清掃・整備コストの見直しなどの経費の軽減による削減効果でおおよそ5,000万円、組織構造の効率化では管理部門の適正化などによる削減効果によりおおよそ1億1,000万円、子会社に対する費用構造の見直しでは清掃業務など子会社への各種委託業務や要員の見直しによる削減効果によりおおよそ5,000万円、合計で2億1,000万円の削減効果が見込まれております。

次に、産業競争力強化法に基づく事業再編計画についてどのような成果を想定しているのかとのお尋ねがありました。

今回の事業再生は、私的整理という関係者間の合意に基づく手法によることとしておりますが、産業競争力強化法の認定を受けることによって一連の手續に公平性と透明性が確保されるといった観点からの効果も見込んでおります。

また、認定を受けることで登録免許税の税率が軽減されますことから、新会社への資産移転コストがおよそ5,000万円削減される効果も見込んでおります。

次に、利用者の声をどのように路線再編に反映するのか、新会社では経営効率化を図りながら路線再編をどのように進めるのか、また路線再編の基本理念と今後のスケジュールについてお尋ねがありました。

中央地域のバス路線の再編につきましては、平成23年以降、事業者や関係自治体のほか住民の代表者や学識経験者などが参画した高知県中央地域バス路線再編協議会において、利用状況なども踏まえながら見直しを行ってきたところでございます。

今後の路線再編においても、住民代表などが参画する市町村の公共交通に関する協議会などを通じて利用者の声を反映することが重要だと考えております。

経営統合ということになれば、非効率な重複路線の調整や利用者のニーズを踏まえた柔軟な見直しといった、これまで2社が競合することで調整が進まなかったことが解消されます。

また、系統番号化や乗り継ぎ割引制度などの導入による利便性の向上も含め乗降客データや利用者などの意見を参考とした、より利用者の目線に立った路線の再編が進めやすくなると考えております。

今後の路線再編のスケジュールといたしまし

ては、本年10月には県中央北部エリアの重複路線の効率化を中心とした再編を実施し、2年目にはそれ以外のエリアを再編、3年目にはバス拠点を棧橋に集約することなどにより、抜本的な路線再編を行う計画とされております。

次に、これまでの両社の路線再編の課題とその課題解決に向けての取り組み状況についてお尋ねがございました。

昨日、三石議員の御質問に知事がお答えしましたように、中央地域のバス路線は利用者の減少による路線の廃止や便数削減により利便性が低下し、それがさらなる利用者離れを招くという悪循環に陥っております。

これまででは、非効率な重複路線の調整やニーズに合った柔軟な見直しが進みにくい面がございましたが、利用者からのわかりやすい路線、経路をとという声にも十分に応え切れなかった状況にございます。

現在はそういった反省に立ち、高知県中央地域バス路線再編協議会において利用者ニーズに合った、わかりやすく利用しやすい路線再編を目指した検討を行っているところでございます。

まだ、十分に効果があらわれるまでには至っておりませんが、再編協議会における検討では高知工科大学の協力も得て、ICカード「ですか」の利用データに基づく分析を行った上で乗り継ぎ割引運賃制度の導入を行うなど、路線の再編に加え、利便性の向上にも取り組んでいるところでございます。

次に、路面電車事業における上下分離方式の導入についてお尋ねがありました。

上下分離方式は、沿線自治体が車両や線路などの設備等の資産を保有し、設備投資や修繕費を負担し、事業者は運行を担うといった方式でございます。鉄道事業法とは異なり、軌道法には、この上下分離方式に関する規定がございません。このため、軌道事業で自治体が施設や設

備を整備し維持管理をしていくことが認められるケースとしては、現状では地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきLRTなどのハイグレードな施設を整備する場合に限定されます。

しかしながら、LRTなどの導入には設備投資に巨額の資金が必要となること、また軌道の場合には、鉄道事業者に適用される有利な国の補助率は適用外になります。こういった適用がされないことなどから制度を活用する効果が少ないと判断をいたしまして、沿線市町村とも協議する中で検討を取りやめた経緯がございます。

また、土地や施設を自治体が保有しているものとみなした固定資産税の減免はもとより、車両の更新やレール等の維持管理に要する経費を自治体が負担することで運行事業者の経営支援を行うみなし上下分離についてでございますが、現在、沿線の3市町は固定資産税の2分の1の減免や安全・安心の施設整備への上乗せ補助などを既に行っており、今以上の負担となる方式の導入については、沿線自治体の理解も得られておりませんので同様に検討の選択肢から除外をいたしました。

次に、系統番号化の取り組みスケジュールと路線再編による実車走行キロメートルを3年後に6.7%減少させる根拠についてお尋ねがありました。関係いたしますので、あわせてお答えいたします。

系統番号化につきましては、10月1日に予定している新会社設立時からスタートできるように、現在、事業者や自治体関係者に専門家を交えて協議を重ねながら準備を進めているところでございます。より使いやすく便利な路線とするため、今後の路線再編の状況などを見据えながら充実させていくこととしております。

実車走行キロメートルの削減の内訳は、高知市中央北部エリアの再編で27万キロメートルの

削減、それ以外のエリアで9万3,000キロメートルの削減を行う計画となっております。これは以前から廃止が予定されておりました高知市と日高村を結ぶ路線のほか両社が重複して運行している路線の見直しを行うことで、利用しやすく効率的な路線再編を行うという考えによるものとお聞きをしております。

次に、路線バスへの補助金の見込みについてお尋ねがありました。

土佐電ドリームサービスを含む3社の路線バスの昨年度の収支は、3社合計で年間およそ5億5,000万円の赤字となっており、国や県、市町村からの補助金の交付を受けた後でも年間およそ1億6,000万円の赤字となっております。

今回の再構築スキーム案では、統合による経費削減や増収対策により、統合初年度には路線バス事業では前年度比でおよそ1億円の収支改善がなされる計画となっております。現行の補助制度に基づく全体の補助額はおよそ4億1,000万円と試算されており、そのような補助を受けても統合初年度でおよそ8,000万円の事業者負担額が生じる見込みとなっております。このような状況を踏まえまして、事業者の最大限の経営努力が前提ではありますが、路線ごとの収支や採算性をしっかり把握した上で、公益性があり、地域が維持することが必要と判断した路線につきましては、行政として守るという考え方のもとに、その対応について関係市町村と協議をしていくこととしております。

次に、バス路線維持のための補助金について、市町村への配慮の必要性や現行の補助制度の問題点についてお尋ねがありました。

まず、現行の補助制度の問題点でございますが、現行の補助制度は国の制度設計上、利用者が減り運行収入が減少すると、市町村の負担が増加する仕組みとなっております。

また、補助額は国が定めるキロメートル当た

り標準経費をもとに算定されるため、会社の自社キロメートル当たりの経費が標準経費を超える事業者は、補助金の交付を受けてもなお標準経費を超える部分がいわゆる事業者負担として赤字がふえるといった点が、事業者側からすれば問題点とされております。

また、今回の統合に関しましては、一部の路線では、運行事業者の統合前と統合後のキロメートル当たりの経費の違いなどによりまして、便数などのサービス水準が同じであるにもかかわらず、市町村負担が増加することが見込まれております。

このような理由から、補助金につきましては再構築検討会でも問題提起をされておりますし、市町村からも見直しの要請を受けておりますので、今後のあり方について市町村とも協議をしてみたいと考えております。

次に、新会社による増収対策に県としてどうかかわっていくのか、また両社の増収対策への取り組み状況の分析についてお尋ねがありました。

これまでの両社が取り組んでこられた増収対策としては、パーク・アンド・ライドの実施やICカード「ですか」の導入などがございます。また、土佐電鉄では65歳以上の方を対象とした運転免許自主返納者特別割引の実施、高知県交通では小学生を対象としたサマーキッズ定期券の実施などがあり、これらの事業によって利便性の向上や潜在需要の開拓などに取り組んでおります。

中でもパーク・アンド・ライドは、この6月現在で両社合計で7カ所、およそ320台に上る大変多くの利用者があり、会社の増収に貢献をしております。

一方で、その他の施策に関しては、2社がそれぞれ独自に行ってきたこともあり、大きな効果を得られていないとお聞きをしております。

現在、利用促進・増収対策案につきましては、両社の社員で構成した検討チームにおいて新たな増収対策の実現可能性や効果の定量化を行っているとお聞きしております。

検討に当たっては、県民や観光客にとってわかりやすく使いやすい路線再編を目指すとの視点のもと、既存顧客への深掘りを初め交通弱者や観光客への新たなアプローチを行い、サービス向上や需要の拡大を行っていくとの考えが、4月の検討会において両社社長から示されたところでございます。

県といたしましては、観光面で二次交通が大きな課題となっていることなどから、今後は新会社となるメリットを生かし、これまで以上に利用者ニーズに対応した増収対策に取り組まれるように、再構築検討会の場で副知事からも要請をさせていただいたところでございます。

新会社の行う増収対策は、再生計画を確実に進めていく上で大変重要な取り組みとなります。県といたしましては、実効性が上がる取り組みになるよう会社に対して一層の増収対策を求めていきたいと考えております。

次に、電車、バス事業以外で増収を図ることについての見解と、航空代理店業や旅行業まで第三セクターで行うに至った経緯や考え方についてお尋ねがありました。

新たなスキームで再スタートしたとしても、新会社は路線バスなど公共交通部門だけでは収支を均衡させることは、困難であると見込まれております。

会社全体を見た場合、採算性の悪い公共交通部門を他事業の収益でカバーすることも必要ではございますが、反面公共交通事業を担うことにより他事業部門への有形無形の効果も期待されますことから、相互に補完し合いながら会社全体として経営を安定させていくことが、重要になってくると考えております。

今回のスキームでは、路線バス事業といった一部事業のみの統合では経営改善効果が限定的で不十分であるとの考えのもとに、持続可能な公共交通の維持のために最大限の統合効果をもたらすためには、他の事業も含めた経営統合を行うという形が最も効果的との結論となったものでございます。

最後に、新会社への公的支援を行うのに伴う、県内の他の民間バス事業者に対する支援についてお尋ねがありました。

バス事業者への支援につきましては、現在路線バスに対してのみ一定の基準のもと運行補助やバス車両購入に係る補助を行っており、そうした支援制度は他の路線バスを運行する事業者にも同様の取り扱いとなります。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 土木行政について、まず若手技術者の育成までのタイムラグへの対応についてお尋ねがございました。

県内建設業界は、技術者の不足や高齢化の進展から、これまで培ってきた技術や技能の若手世代への継承や、若手技術者の確保が課題となってきました。

このため、県は建設業活性化プランの中に、建設事業者から要望の多い工事の平準化など、経営・雇用改善にも結びつく施策とともに、建設業の魅力や地域の守り手としての重要性を業界団体が発信する取り組みへの支援を位置づけ、若手技術者を確保しやすい環境づくりを進めていくこととしております。

また、若手技術者の育成と活用の場の拡大を目的に、本年度の総合評価方式の入札から41歳未満の若手技術者を主任技術者などとして配置する場合だけでなく、現場実績をふやす観点から現場代理人として配置する場合にも加点評価することとしたところです。

この場合、現場代理人にも技術者の資格や経

験を求めているため、お話にありましたように育成までのタイムラグが生じることとなります。

今後は、現場代理人に求める要件の緩和も含め若手技術者の育成や活用につながる方策について、建設事業者の皆様の御意見もいただきながら検討してまいりたいと考えております。

次に、現場条件を反映した積算についてお尋ねがありました。

土木工事費の積算は、目的物を合理的に施工できるように施工条件や安全性等に十分留意し、標準的な施工方法によるコストを算定するために、標準積算基準書に基づいて行っています。

この場合、御指摘のありました現場条件に適合した積算を行うことが大前提でありますので、積算を行う職員には、現場の地形、運搬路などの周辺の状況、工事に使用する機械や材料、作業手順等を的確に把握できる十分な経験と技術力が必要であると認識しております。

このため、現場経験の浅い土木技術職員を対象として、積算を含む定期研修を初め、各土木事務所においては、現場で起きた課題と対処方法の発表会、新しい施工技術の研修会、ベテラン職員による積算の指導や現場での技術指導を受ける機会の確保にも取り組んでおります。

今後もこうした取り組みの充実強化を図るとともに建設事業者の現場の声も参考にしながら、積算を行う職員に現場経験を積ませ、技術力を向上させるよう取り組んでまいります。

次に、施工パッケージ型積算についてお尋ねがありました。

これまでの積算は、工事の施工に必要な機械経費や材料費、労務費といった費用を個別に積み上げておりましたが、施工パッケージ型積算方式は、これらの費用を工種ごとに1つにまとめた施工パッケージ単価により積算するものです。

この方式を導入することによって、実勢価格

の速やかな把握につながる応札者の施工パッケージ単価の収集・分析が可能となり、また発注者の積算や受注者の見積もりの負担軽減にも寄与するものと考えております。

一方で、小規模な工事の施工実態が新たな積算方式へ反映されないのではといった懸念の声があることも承知しております。

このため、導入から一定の期間は、主な施工パッケージ単価について新たな積算方式とこれまでの方式を用いて単価の検証を行うとともに、建設業団体などの意見も聞きながら積算の妥当性を高めていきたいと考えております。

最後に、工事発注の端境期の解消についてお尋ねがありました。

昨年秋に実施しました建設業協会各支部との意見交換会や、本年4月中旬から5月末まで順次行った建設業活性化プランの各支部や県内各ブロックでの説明の折に、建設事業者から年度当初の4月から6月における工事量の確保について多くの意見をいただいております。

議員御指摘のとおり、建設事業者の従業員の安定した雇用の確保や経営の安定を図るためには、工事量が減少する年度当初のいわゆる端境期にも安定した工事量を確保していくことが重要であると考えております。

このため、昨年度は、年末以降の県の発注工事において繰り越しを想定した特例的な入札を行い、議会での繰り越し承認をいただいた上で工期延長の手続きを行い、年度当初における工事量を確保する取り組みを行ってまいりました。

今後は、十分な工期の設定を行うことで工期が年度をまたぐことになっても、翌債や繰り越し制度などを柔軟に活用して無理のない工事の実施を図るとともに、年度当初における工事量の確保にもつなげてまいりたいと考えております。

あわせて、県内市町村にも県の取り組みを説

明し、端境期の解消に向けた取り組みについて働きかけを行ってまいります。

○16番（武石利彦君） それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。

新会社統合についてですが、示されている経営計画を実効性のあるものにしなくてはならないと、こういうことでもあります。そのためには、路線再編とかいろんなテクニカルな面も必要ですが、やはり新会社の職員の皆さんのモチベーションですね、ここをいかに鼓舞するかというのも重要だと思うし、それをするためにはやはり経営陣、どういう経営者なのか、その経営者の再建にかけるエネルギーですね、こういったものが非常に重要になってくると私は思います。

質問でも触れましたように、誰が経営の主役なのか、そこがないとなかなか経営再建計画が実効性のあるものになるかどうかというのが見えてこないという、そういう思いを県民の皆さん、お持ちじゃないかなと思うんです。だから、7月中旬の新会社設立委員会で決定されるということですから、ぜひ経営陣には、そういったエネルギーを持っていただきたいと思うんですよ。今ワールドカップをやっていますけれど、日本がコロンビアに負けました。それで新聞とかの論調を見ても、こういった論調がありましたね。私、見ましたが、個々のスキルは別として、日本は足し算のサッカー、それからコロンビアは掛け算のサッカー、これで負けたというのが言い得て妙じゃないかと思うんですね。会社再建も職員の皆さんが足し算じゃなくて掛け算でやるような、そういったことが、まず必要じゃないかと思えます。

それから、質問でも触れましたが、両備ホールディングスの小嶋会長のお話、私は鮮明に印象深く覚えているのが、バス会社の再編で、例えば会長は何をやられたかという、運転手さ

んのブレーキとアクセルの使い方もチェックをしたと、それによって乗客へのサービスの向上になった、燃費の改善になった、事故が少なくなることによって保険料の低減が見られた。経営者のエネルギーというのは、ここまでやっぱり職員さんの気持ちを動かすんですよ。

新会社には、ぜひそういったエネルギーを持った、そして掛け算でチームとして戦えるような、そういう新会社にしていただくことを要請して、県としてのお立場でそういった取り組みをしていただくように要請をして、私の一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明27日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時散会

平成26年 6月27日（金曜日） 開議第4日

出席議員

1番 金子 繁昌 君
 2番 加藤 漠 君
 4番 坂本 孝幸 君
 5番 西内 健 君
 6番 西内 隆純 君
 7番 弘田 兼一 君
 8番 明神 健夫 君
 9番 依光 晃一郎 君
 10番 梶原 大介 君
 11番 桑名 龍吾 君
 12番 佐竹 紀夫 君
 13番 中面 哲 君
 14番 三石 文隆 君
 15番 森田 英二 君
 16番 武石 利彦 君
 17番 浜田 英宏 君
 18番 樋口 秀洋 君
 19番 溝渕 健夫 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 潮三 君
 24番 ふあ一ま一土居 君
 25番 横山 浩一 君
 26番 上田 周五 君
 27番 中内 桂郎 君
 28番 西森 雅和 君
 29番 黒岩 正好 君
 30番 池脇 純一 君
 31番 高橋 徹 君
 33番 坂本 茂雄 君
 34番 田村 輝雄 君
 35番 岡本 和也 君
 36番 中根 佐知 君
 37番 吉良 富彦 君
 38番 米田 稔 君
 39番 塚地 佐智 君

欠席議員

3番 川井 喜久博 君

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総務部長 小谷 敦 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 久保 博道 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 奥谷 正 君
 会計管理者 大原 充雄 君
 公営企業局長 岡林 美津夫 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会
 事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 警察本部長 小林 良樹 君
 代表監査委員 朝日 満夫 君
 監査委員
 局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 小 松 一 夫 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 4 号)

平成26年6月27日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 3 号 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案
- 第 4 号 高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案
- 第 5 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県道路の構造の技術的基準及び

道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案

第 12 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

第 13 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

第 14 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

第 15 号 高知県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例議案

第 16 号 権利の放棄に関する議案

第 17 号 高知県新資料館(仮称)建築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 18 号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 19 号 県道春野赤岡線(浦戸大橋1-2工区)防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

報第1号 平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

報第3号 高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告

第 2 一般質問

(1人)



午前10時開議

○議長(浜田英宏君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員川井喜久博君から、所用のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」から第19号「県道春野赤岡線（浦戸大橋1－2工区）防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び報第1号「平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告」まで、以上22件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

20番土森正典君。

（20番土森正典君登壇）

○20番（土森正典君） おはようございます。お許しをいただきましたので、質問に入ります。

まず、県人口について知事にお聞きをいたします。

高知県の人口は、12年連続で自然減が拡大をしまして、平成26年4月1日時点の推計では、73万人台になったことが明らかとなりました。人口減少の大きな要因は自然減とのことでありますが、自然減は全国2番目の高さになっています。また、景気の動向に大きく左右されます社会増減につきましても、社会減が全国で9番目の高さとなっており、東京一極集中がますます進む中、社会増に向けた取り組みの重要性を強く痛感するところでございます。先ほど、人口の社会減は全国9番目の高さと言いましたが、総務省統計局の住民基本台帳人口移動報告、

平成25年結果によりますと、本県の転入・転出者の状況は、1,780人の転出超過となっていますが、平成24年と25年の比較では、転入者は90人の増、転出者は69人の減となっております、転出超過は前年より159人改善をされています。

平成25年に、同様に数字が改善しましたのは、東京圏を主として、本県を含め、何と1都7県のみとなっています。人口減少が進む中で、わずかではあります、前年と比較で転入者が増加し、転出者が減っています。他方、平成26年4月までの数字を見ますと、都市部の景気回復が急速に進んだこともありまして、25年との比較では転入者が408人の減となっております、転出者はわずか1名の減にとどまっています。

転出者が減ってきている要因といたしましては、産業振興計画を着実に実行してきた知事の政策の成果のあらわれと私は考えておりますが、景気回復により転入者の減少傾向が見られる中で、今後どのようにして人口の社会増減をプラスに転換させ、産業振興計画に掲げる目標を達成しようとしているのか、まず知事の決意をお聞きいたします。

次に、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催への対応と外国人の受け入れについてお聞きをいたします。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催は、外国人観光客の獲得、また世界に向けて高知県を情報発信する絶好の機会であり、加えまして大きな経済効果も本県にもたらされることが期待をされております。

高知県は、オリンピックの波及効果を誘導するために、速やかにオリンピック・パラリンピック関連事業推進プロジェクトチームを設置いたしまして、国や関係機関に対して、高知発のさまざまな提案をしていくこととし、この2月に提案第1弾を発しております。

尾崎知事は、高知発とする国への提案の中で、

C L Tによるオリンピック施設の整備、よさこいを演舞するイベントの開催、積極的な漫画のPRなど、日本の木の文化、祭り、漫画をアピールする取り組みを訴えておりますが、こうした提案に対する国の反応はどうだったのか。また、提案第1弾以降のプロジェクトチームの取り組み状況について知事にお聞きをいたします。

下村五輪担当相は、道府県ごとに国や競技を割り振り、各地での合宿の受け入れや予選を実施する考えを表明しております。

今後、五輪担当相が表明した国や競技の各地への割り振りはどうのように決定されていくのか、その過程とスケジュールについてお聞きをいたします。

また、合宿の受け入れなどは、施設の形状、規模などにより限定されるものと思われませんが、高知県において対応が可能な競技施設にどのようなものがあるのか、以上、教育長にお聞きをいたします。

選手村を初めとするオリンピック関連施設へのC L Tの導入が実現すれば、本県の森林林業の再生、経済の浮揚に向けた大きな足がかりになると思いますが、開催までにあと6年となった今、関連施設へのC L Tの活用を実現化するために、具体的にどのようなスケジュール感を持って国に働きかけていくおつもりなのか、知事にお聞きをいたします。

以下の質問につきましては、観光振興部長にお聞きをいたします。

オリンピック開催に合わせて、多くの外国の方々の高来高が予想されますが、今後、外国人観光客を獲得する際に必要となる、情報提供のためのネット環境の整備が課題になってくることが指摘をされております。こうしたことから、県は宿泊施設、観光関連施設に対してW i - F iの整備を呼びかけているところではありますが、旅館、ホテル等の反応はどうだったのか、また

W i - F iの整備促進に向け、さらにどう取り組みを進めていくのか、あわせてお聞きをいたします。

本県では、東アジアをターゲットとして外国人観光客、宿泊数の倍増を狙って取り組みが進められています。こうした中で、アメリカから高知に移住された方のお話であります。高知で生活するのに不便に感じるのは、外国語の案内標識がないということだそうであります。

国際観光市場の中で、本県への誘客を図るためには、多言語の案内標識の設置が大きな課題になってくると考えますが、多言語の案内標識の設置状況と、今後の設置計画についてお聞きをいたします。

次に、少子化対策について地域福祉部長にお聞きをいたします。

知事は、少子化対策を国策の中心に据えて強化すべきだとの考えのもと、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、地方の厳しい状況を政府・与党に粘り強く訴えた結果、地域の実情に応じた自治体独自の少子化対策を推進するための地域少子化対策強化交付金の新設の原動力となりました。さすがであります。

高知県は、少子化対策を5つの基本政策に横断的にかかわる施策として大きく位置づけ、この交付金を活用し、未婚化・晩婚化対策の推進のための独身者のスキルアップ研修の拡充、結婚を希望する独身者への総合的な結婚支援に対応する新たな相談窓口の設置、婚活サポーターの充実などに一層強力に取り組むこととしております。この交付金は、市町村に800万円を上限といたしまして、地域のニーズに応じた取り組みに対して交付されることとなっておりますので、地方にとっては大変ありがたいものであります。多くの自治体においてこの交付金を活用し、結婚、育児に関する持続的な支援の仕組み

が構築されることを期待するところでありますが、この交付金を活用して市町村などが実施する交付金事業の具体的な内容についてお聞きをいたします。

県主催で開催する、県内の独身男女の方々が出会う場、高知・であいのきっかけときめきパーティーは、ことして6年目を迎えるとのことであります。年々、内容や開催地についていろいろな工夫が凝らされ、参加しやすく充実されてきたとの印象を持っております。

このような中、昨年の6月定例会の質問で私から提案させていただきました、パーティーに向けた事前準備として、結婚生活や子育てに必要な人間力や自分の内面を磨き高めるコミュニケーションスキルをアップするための講座が新たに行われております。

あらかじめこの講座を受講することで、緊張感を和らげる、会話のタイミングや話題づくりといった面での効果が期待されますが、実際に講座を受けた方々の感想はどうであったのか、また講座を充実させていく必要もあるのではないかと考えますが、効果や課題をどのように分析しているのか、あわせてお聞きをいたします。

さらに、県主催のときめきパーティーや市町村が実施する出会いのきっかけイベントなどの場に、婚活サポーターの皆さんにも参加をしていただき、男女の会話を盛り上げるサポート役として活躍してもらってはどうかと考えます。

多くのカップル誕生を後押しするための婚活サポーターさんのイベント参加について御所見をお聞きいたします。

こうち出会いのきっかけ応援サイトや出会いのきっかけ応援事業に関するパンフレットなどを見ますと、見やすさ、わかりやすさに気配りがなされ、また内容もよくまとめられておりまして、出会いのきっかけづくりに非常に力を入れて取り組みが進められておりますことを実感

しているところであります。

なお、イベントなどに関しては、より効果的な情報提供も必要ではないかと思いますが、多くの県民の皆さんにイベントをPRするための手だてについてどのようにお考えか、現状の課題とあわせてお聞きをいたします。

次に、スポーツイベントによる交流人口の拡大について観光振興部長にお聞きをいたします。

サイクリング、ジョギング、ランニングは、気軽に始められるスポーツの代表格であります。少ない経費で、時間や場所にもそれほど制約されず、自分のペースでできます。また、町並みや季節の移り変わりを肌で感じながら楽しむことができ、健康志向とも相まってサイクリングなどスポーツイベントが全国各地で開催をされるようになり、スポーツを通じて開催地のPRや活発な人々の交流にもつながってきています。

本県においても、各地で地域の特徴を生かしたイベントが開催されておりますが、交流人口の拡大が図られる現状であります。

幡多では、この春、3月1日、2日に、四万十、足摺の大自然を楽しむサイクリングイベント、第2回四万十・足摺無限大チャレンジライドが開催をされました。私もスターターをさせていただきますましたが、このイベントはタイムを競うレースではなく、一時停止、赤信号での停止などの基本的な交通規制を遵守しながら、各ポイントに制限時間を設け、時間内に走行するものであります。3月1日の足摺コースと翌2日の四万十川コース、そして両方に参加する無限大コースなどに分けられて実施をされています。足摺コースは海沿いのルートを走る約108キロメートルの周回ルート、四万十川コースは四万十川に沿って内陸部を回る約136キロメートルであります。いずれも四万十市がスタート地点で、この2つのルートを重ねる無限大コース244キロメートルは、雄大な太平洋の眺めと清流四

万十川の両方の景色を楽しめるコースとなっています。

第2回大会の全体の参加者は475名で、そのうち350名を超える方々は、北海道から宮崎県まで全国30の都道府県からの参加となっており、また参加者の年齢は13歳から79歳までと幅広く、平均年齢は43歳強であります。

参加者に実施したアンケートでは、約90%の方が再度参加したいと回答し、沿道の応援、ゴールの出迎えが温かかった、救護所の料理がおいしかったなどの意見が寄せられております。

アンケートの結果を見ますとおおむね好評で、参加された皆さんは十分に満足されたのではないかと察するところではありますが、第2回目を終えて、このイベントの成果をどのように評価しているのか、お聞きをいたします。

このサイクリングイベントが、早春の高知の幡多路の名物イベントとして全国に認知されるように、今後の取り組みに期待をするところがあります。観光振興の視点からも、さらなる拡大を図っていく必要があると思いますが、県として観光行政を推進する上で、このイベントをどのように位置づけていくのか、また規模拡大についての御所見をお聞きいたします。

さらに、他県からの参加者をふやすため、参加された方に情報メールを送信し、高知のPRをお願いするなどといった仕掛けも必要ではないかと思いますが、御所見をお聞きいたします。

平成23年9月定例会の質問で、維新の志士の銅像をめぐるロードレースの開催について質問させていただきましたが、この5月に大正・十和スポーツクラブが主催をいたします土佐乃国横断遠足が総距離何と242キロメートル、制限時間60時間の設定で開催をされました。

室戸岬を起点に足摺岬をゴールとする、この四国最長のウルトラマラソンは、マラソンとサイクリングの違いはありますが、私の思いと相

通ずるものであります。太平洋、中岡慎太郎、坂本龍馬、ジョン万次郎、高知の食をキーワードに、全国に本県をPRする絶好の機会となるものであり、自然を満喫できるコース設定でのロードレースが実現できないものかとの思いを強くするところでもあります。

人口交流の拡大、観光振興のために、維新の志士ロードレースを開催すべきと考えますが、改めてここで御所見をお聞きしておきます。

先般、四国4県の連携で、地域の成長戦略に取り組む四国地方産業競争力協議会が設立をされまして、競争力強化戦略の一つにサイクリング観光の活性化を掲げ、四国を舞台にしたツアー商品の開発を目指すこととしております。

こうした動きが大きくなるとなると、歴史、雄大な自然、食をテーマにした、高知県でのロードレースの開催、あるいは四国内において全国、さらには世界からの参加を呼びかけて行う大規模なロードレースの開催につながっていかばと考えています。

このようなイベントの実現に向けて積極的に活動すべきと考えますが、御所見をお聞きいたします。

次に、高年齢者雇用の状況と生きがいを感じることでできる環境づくりについてであります。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に、定年の廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じるよう義務づけ、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めることとなっております。

昨年10月、高知労働局は県内の高年齢者の雇用状況を発表いたしまして、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合が大企業、中小企業とも前年同時期より20ポイント近く上昇し、シニア社員の雇用に対する意識の向上がうかがえ

るとしています。

高齢化率が上昇する一方で、生産年齢人口の割合は右肩下がりとなっております。今後も労働力の減少は続くことが予想されますので、労働力確保の観点からも高年齢者の雇用の促進は大きな課題であります。

高年齢者は、豊富な知識、技術、経験が蓄積しているのに加えまして、会社への忠誠心が若年者と比較して圧倒的に高いと言われておりますが、本県における高年齢者雇用の現状をどのように受けとめているのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

極めて特異な例ではありますが、現役サラリーマンとして、100歳を超えても約1時間の電車通勤をしながら会社勤めをされた福井福太郎さんという方がいらっしゃいます。福太郎さんは、100歳まで働き続けられた理由を、周りから大切にされ、必要とされてきたこととおっしゃっております。超高齢化社会の到来に備え、定年を迎えた後も社会から求められ、また生きがいを感じて暮らすことのできる環境づくりがますます重要になってくると考えます。働くことだけでなく、芸術、文化、スポーツなどの分野で活躍できる環境の整備も必要であります。

長野県では、高齢者の就業率の割合が日本で一番高く、内訳は農業従事者が多いということですが、このことが高齢者医療費の少ない大きな要因とする調査結果もあります。

企業の雇用努力には一定の限界もあると思いますが、高年齢者雇用の場の創出や生きがいを感じながら、さらに活躍できる環境づくりについて、地域福祉部長と商工労働部長に御所見をお聞きいたします。

次に、集落活動センターの設置、拡大についてお聞きをいたします。

本県では、人口減少や高齢化が進む中で、集落機能の維持や地域活動の担い手確保などの課

題を抱える集落が、集落同士の連携により地域の再生、自立を目指すための仕組みとして集落活動センターを設置し、中山間地域の暮らしを支えるきずなのネットワークを構築する取り組みを進めています。平成26年度から、集落活動センターのさらなる拡大に向け、地域資源の掘り起こし、計画づくりから立ち上げ、取り組みの確立に至るまでのサポートなど、市町村との連携を一層深めるための体制の充実強化を図っています。

このように、集落活動センターの設置、拡充を推進する中で、鹿児島県鹿屋市串良町の柳谷集落、通称「やねだん」の取り組みは、集落活動センターの目指すべきモデルの一つではないかと思っており取り上げてみました。

やねだんは、高齢化率が40%に近い、農業と畜産を主な産業とする300人ほどの集落であります。

集落の人々から無償提供されました40アールの畑で、毎年100人以上の老若男女がサツマイモの苗を植えつけ、栽培し、収穫したサツマイモを原料に焼酎をつくり、全国から注文が殺到し、今や韓国のホテルにも納入するようになっていきます。

また、集落の長年の悩みでありました畜産によるふん尿のにおいの問題に関しては、山林に生息する土着菌を米ぬかにまぜて発酵させ、これを家畜の餌に加えたところ、悪臭が消え、ハエも少なくなったとのことであります。この取り組みを通しまして、土着菌の生産、販売を行うセンターも完成し、利益を上げています。さらに、集落の空き家を修理いたしまして迎賓館にしたところ、何と全国から画家や写真家、陶芸作家らが移り住むようになり、集落の人口はふえてきたそうであります。

この全国の注目を集めるやねだんの成功は、強力なリーダーシップ、ノウハウの蓄積、地域

資源、地域住民や関係者の理解・参画がなくてはなし得なかったものであります。加えまして、こうした集落活動により、やねだんは人口規模、構成が類似する近隣地区との比較では、高齢者の医療費や介護給付費が低いことが判明をし、取り組みが住民の健康度に好影響を与えているのではないかと分析もされています。

高知県では集落活動センターを地域の再生、自立の拠点とすべく、設置、拡大に向け精力的に取り組みをされておりますが、各地に集落活動センターが設置をされた後の地域のあるべき姿をどのように描かれているのか、改めて知事にお伺いをいたします。

集落活動センターの安定的な運営のための取り組みの核となりますのは、何といたしましても収入を生み出す経済活動であります。

経済活動には、農産物の生産、販売、加工、店舗の経営などが主に考えられますが、現在設置されております14の集落活動センターにおける経済活動の現状はどのようになっているのか。

また、やねだんのサツマイモと焼酎の例のように、地域の産物を資源とした6次産業化の実現がこれから設置される集落活動センターの成否の大きな鍵になってくると考えますが、今後、集落活動センターの拡充に向けた、地域の資源の掘り起こし、6次産業化への取り組みをどのように進めていくのか。

さらに、地域の活性化や地域おこしの成功事例の背景には、必ず核となる人の存在があると言われております。このやねだんの成功は、地域のリーダーであります豊重哲郎さんという方の、やる気を起こせば奇跡が起きるという信念と勇気と情熱によってもたらされたものであります。

地域を引っ張っている人には、先見性、独自性、交渉力などが求められていますが、集落活動センターの設置、拡大に向け、キーマンとな

る地域のリーダーの確保についてどのような展望を持っておられるか、以上、中山間対策・運輸担当理事にお聞きをいたします。

地域の集落には、移住者の受け入れ先としても大きな期待が寄せられるところでもあります。

農業を目指す移住者に土地・家屋の貸与、農業技術の指導、また文化や地域の風習などを理解をしていただくことなど、集落全体で移住者を迎え、支えていく環境づくりも重要であると考えます。

移住対策の視点からも、移住者を受け入れるためのシステムを集落活動センターの機能の中に組み入れる必要があると思っておりますが、産業振興推進部長に御所見をお聞きいたします。

次に、世界農業遺産について、今議会登壇の機会がなかった味元農業振興部長にお聞きをいたします。

世界農業遺産とは、近代化が進む中で失われつつある伝統的な農業・農法、生物多様性が守られた土地利用、農村文化、土地景観などを地域システムとして一体的に維持、保全し、次世代へ継承していくことを目的として、食料の安定確保を目指す国際機関FAOによって2002年に始められた仕組みであります。条件を満たした地域は、世界農業遺産として認定をされます。

ユネスコの世界遺産が遺跡や歴史的建造物などの不動産を保護するのに対し、世界農業遺産は次世代に継承すべき伝統的な農業のシステムを認定し、その保全と持続的な利用を図るものであります。

認定地域は世界各地に広がりまして、2013年5月末現在で25カ所となっております。日本では、石川県能登半島の「能登の里山里海」、新潟県佐渡市の「トキと共生する佐渡の里山」、静岡県の「静岡の茶草場」、熊本県の「阿蘇の草原の維持と持続的農業」、大分県の「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」が

認定をされています。

本県では、これから次世代の施設園芸を展開していくため、先進的な園芸団地を整備し、施設園芸の高度化による生産技術の向上を目指すこととしています。これらは重要な取り組みでありまして、高く評価した上でお聞きをいたしますが、次世代に継承すべき伝統的な農業の保護や世界農業遺産の取り組みについての御所見をまずお聞きしておきます。

伝統的な農業・農法システムが世界農業遺産に認定されることで、国内だけではなく、国際的な知名度が高まり、観光振興や農産物のブランド化が期待をされるもので、地域の住民の方々がこれまでの暮らしに誇りを持つことができるなどのメリットも考えられています。

例えばの話であります。梶原町の神在居にある棚田は、神在居の千枚田と呼ばれ、かつて梶原町を訪れた作家の司馬遼太郎氏が、天に向かって幾重にも重なる千枚田を見て、「農業が築き上げた日本のピラミッド。万里の長城にも匹敵する」と驚きの声を上げたことは有名な話であります。

また、梶原町の棚田は、国土の保全、水源涵養、環境の保全、良好な景観を形成することとともに、農業に深く関連する伝統文化も育んできました。

収穫の秋に行われる梶原町に古くから伝わる津野山古式神楽は、昭和52年、高知県無形民俗文化財に指定をされ、昭和55年に土佐の神楽の一つとして、国の重要文化財に指定をされています。

こうした梶原町の棚田を初めとする本県の伝統的な農業は、既に認定されている世界農業遺産と比較しても、遜色のないものと考えます。

県内の伝統的な農業について、世界農業遺産への認定に向けた調査、研究を行ってはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、本県の林業政策についてであります。

これまで県は、長期にわたって低迷する森林林業の再生のため、さまざまな施策を重ねてこられました。最近では大規模な林業活性化策として、杉やヒノキの原木を約10万立方メートル製材し、住宅用の部材生産で四国最大級の工場を目指した高知おおとよ製材を誘致し、その稼働にこぎつけたところでもあります。また、木質バイオマス資源の利活用のため、宿毛市へのグリーン・エネルギー研究所の誘致や、高知市での土佐グリーンパワー株式会社の発電事業化に積極的に取り組まれていることに対しまして高く評価をしており、大いに期待するところでもあります。

私は、昨年9月10日に、坂本総務副大臣、中平四万十市長、当時の大野林業振興・環境部副部長、地域おこし協力隊員、土佐の森・救援隊の皆さんと四万十市西土佐大宮地区の山林において、林業の現状、課題について現地調査を行いました。この調査を踏まえまして、少し勉強しましたので、自伐型林業を取り上げてみたいと思います。

我が国には、2つの異なった林業の手法が存在しておりまして、一つは施業委託型林業であります。山林所有者が森林組合などに作業全てを委託するタイプであります。

もう一つは、山林所有者や地域みずからが施業する自伐型林業と言われる、小規模で間伐中心の持続性を重視した、森林経営を目指すタイプであります。

自伐型林業は、低投資で参入が容易であります。大規模な林業は、高性能林業機械への投資が数千万円から1億円も必要になりますが、自伐型林業は数百万円で済みます。3トンクラスの小型バックホーで作業道を敷設しながら、軽架線と2トントラックなどで搬出します。小型機械ゆえに燃料費も少なく済む低投資、低コ

スト型の林業であります。

これに携わる人たちを見ましても、定年退職者、地元の農家や若者、U・Iターン移住者など多彩で、また主に秋から春までの作業であり、自営業や観光業との兼業も可能でありますので、バリエーションが広く、より多くの人が参入してきています。

平成17年度から仁淀川流域で実施をいたしましたバイオマスエネルギー地域システム化実験事業において、木質バイオマス用の林地残材収集システムと自伐型林業をセットにして展開したところ、林業者が10倍以上に拡大した成果が出ております。原木出荷者数約160人、うち林業を主業にまでステップアップした人が30人以上、またU・Iターン者が15人以上となっております。この素材生産量も、建築用材1万立方メートル、林地残材5,000トンとなり、地元森林組合を上回る生産量になったと聞いております。また、仁淀川町の上名野川集落では、定年退職して始めた父親とUターンした息子さんとその友人の3人が自伐林業チームを編成して、年間1,000立方メートルを超える生産量に達しているとのことあります。このように自伐型林業の普及は、生産者数並びに生産量の増加にも大いに貢献できると考えております。

本県のい町に拠点を置くNPO法人土佐の森・救援隊は、平成15年設立以来、地元での森林ボランティア活動や森づくり、さらに森林技術講習などの人材育成を中心に自伐型林業の実践、普及を積極的に推進しています。最近では、こうした活動が注目をされまして、宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市、島根県益田市など全国各地で自治体が主体となって木質バイオマス生産と自伐型林業をセットにし、移住対策と組み合わせた林業を推進する動きが高まり、土佐の森・救援隊がその指導役として普及活動に邁進をしているところであります。

また、県内でも佐川町において、平成26年度予算の重点投資として、自伐型林業への支援を予算化し、地域住民を対象にいたしました自伐型林業勉強会の開催や、林業専門の地域おこし協力隊員4名を採用するなど、自伐型林業を積極的に推進する自治体が出てきました。

さらに、私の地元四万十市では、地元出身の若者とU・Iターン者がタッグを組み、初期の森林ボランティア活動団体から、間伐や搬出、さらに作業道開設までの技術を身につけ、山林所有者や集落と手を組んで集落営林を展開するまでに成長したシメントモリモリ団が誕生し、本格的な自伐型林業を開始しています。

また、土佐清水市や四万十町なども同様に、若者による活動団体が育ちつつあります。こうした活動に、総務省の地域再生を目指した、地域の元気創造有識者会議が着目をいたしまして、先ほど紹介した現地視察に新藤総務大臣も訪れております。

こうした自伐型林業の推進を加速させるために、去る6月12日に東京都において、本県の土佐の森・救援隊などの団体を中心に、持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会が設立をされ、全国への普及を目的とした本格的な活動を始めたところであります。

急峻な高知の山を背景に確立したかつての大規模架線集材技術が、本県から全国に普及し、その機材や技術者の多くを高知県が輩出したように、今や林業県高知こそが全国に先駆け、自伐型林業推進のリーダーシップをとるべきと考えます。

そこで、以下、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

県内で森林ボランティア活動や地域集材システムに参加した人たちの中から、本格的な自伐型林業にステップアップしたいと考える人が多く存在をしています。この人たちを本格的な林

業の担い手と位置づけ、また素材生産の一翼を担ってもらうためにも、県みずからが、仮称であります自伐型林業推進検討委員会を立ち上げまして、市町村との連携のもとに、その効果的な仕組みづくりを行ってはどうか、御所見をお聞きします。

また、仁淀川流域や四万十市などで多くの移住者が林業に従事している例を申し上げましたが、県内市町村に移住し、活躍している地域おこし協力隊員にも、期間満了後にそれぞれの地域に残る手段を考えると、その選択肢として林業への参入を本気で検討している若者も多いようであります。四万十市で開催をされました自伐型林業の講習会に、土佐清水市や四万十町、本山町などの地域おこし協力隊員が個々に参加をしていることを考えますと、その関心の高さもうかがえます。

移住促進を県政の最重要課題の一つに位置づけ、「高知家」キャンペーンなどのイメージ戦略で、本県の認知度を全国上位に引き上げるなど、多くの成果を上げておられる中で、全国初の取り組みとして、自伐型林業への就労をセットにした職住一体型の移住戦略を積極的に推進してはどうかと考えますが、御所見をお聞きします。

次に、木質バイオマス資源の利活用に当たっては、地域内での効率的な循環が基本となりますが、さきに述べました大規模プロジェクトの円滑な稼働を考えますと、広域的な収集システムが不可欠の要素となります。しかしながら、小規模の自伐林家や林地残材の出荷者にとりましては長距離の搬出は厳しく、かつ経費の持ち出しとなります。このため、県内各地域での木質バイオマス関連プロジェクトと連携した地域材集約システムの構築が欠かせないと考えますが、御所見をお聞きいたします。

最後に、地産外商活動と高知県産品を定番化につなげる取り組みについて、産業振興推進部

長にお聞きをいたします。

地産外商公社では、幅広い外商先への積極的な外商活動により、着実に成果を上げていることが先般の事業報告により明らかになりました。平成25年度の成約件数は3,333件、前年度との比較では730件の増、金額では12億3,500万円、前年度比4億6,700万円の増で1.6倍と大きく売り上げを伸ばしています。

また、フェアなどの短期を除く定番採用は1,117件から1,828件に伸び、金額も初めて10億円を突破したとのことでもあります。

成約事例の増加に比例して商売につながる実感が広がっており、高知県内事業者の外商活動に対する評価も高まっています。

こうした実績は、外商活動の強化のためのプロモーション戦略局を設置したことによってもたらされたものと評価をしますが、外商活動の手応えをどのように感じておられるのか、またさらなる飛躍に向け、どのようなビジョンを持って外商活動を推し進めていかれるのか、御所見をお聞きします。

さらに、販売額を上げるために、大都市圏において恒常的に取引される商品の定番化が不可欠であります。現在、ショウガ関連商品やけんぴなどのお菓子類が人気のようにありますが、これらのお菓子に続く新たな定番商品化に向けた取り組み状況と見通しについてお聞きをいたします。

第2期産業振興計画ver. 3において、「高知家」プロモーションを通じて高知の認知度を向上させるとともに、県産品の販売拡大を狙った取り組みの一環として、お土産物開発プロジェクトが加えられております。高知県を代表するヒット商品の開発支援を行うというものであります。

昨年6月定例会本会議の質問で取り上げましたが、高知県ならではのお土産物について、今どういったものが検討され、開発されようとし

ているのか、その取り組み状況と課題についてお聞きをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 土森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今後どのようにして人口の社会増減をプラスに転換させ、産業振興計画に掲げている目標を達成しようとしているのかのお尋ねがございました。

本県は、過去全国的に景気が回復する局面においても、これについていくことができずに低迷し、その結果、本県からの転出者が増加し、社会減が拡大するといったことを繰り返してまいりました。

御指摘のように、今回またこの社会増減への対応が大きな課題となるものと考えております。今後の本県の社会増減の動向に大きな影響を与える要因として、今後本格化してくる大量退職時代の到来が挙げられます。大量退職が行われることによりまして、一方では多くのポストがあくこととなり、人口的にはより少ない人口にすぎない若者たちを県内にとどめるという社会増減にとってプラスの効果が期待されますが、他方で生産年齢人口の減少により経済を縮め、若者たちの雇用機会を縮小させてしまうという社会増減にとってマイナスの効果ももたらす可能性があるわけでありまして、産業振興計画ではこの点に着目をして、いかにして人口減に伴う県内経済の縮みというマイナスの効果を押しとどめるか、そのためにいかにして外貨を稼ぐ地産外商を推し進めるかに全力を挙げてまいりました。さきに述べました社会増減にとってマイナスの効果を減じ、プラスの効果を顕現させることで社会増を実現させようと試みるものであります。

これまでの取り組みの積み重ねによりまして、県経済全体にとって一部に明るい兆しも出てき

ておりまして、例えば有効求人倍率も全国と同様に上昇し、この5月には過去最高の0.84倍となるなどしております。ただ、過去最高といいますが、ただ、過去最高といいますが、たかだか0.84倍にすぎません。社会増をもたらす雇用環境を生み出していくためには、本県経済にインパクトをもたらす、より大きな、より実効性のある仕事をしていかなければならないとの考えのもと、平成26年度は産業振興計画を大幅にバージョンアップしたところであります。

地産外商分野全般にわたりまして、県外とのパイプを太くしていきますため、県外大手企業との連携強化に取り組みますほか、個別に見ましても、例えばものづくり分野では、新たにものづくり地産地消・外商センターを設置し、高知発のものづくりを強力に進めていく。さらには、農業分野では次世代施設園芸団地や農業担い手育成センターを整備して、先進技術の普及推進と新規就農者の確保を進めるなどのより規模の大きな取り組みを行っているところでございます。

こうした取り組みに加えまして、平成25年度からは社会増に直結する取り組みとして、移住促進策を全庁挙げて推進しており、社会増にインパクトを与えるレベルとなることを意図しまして、平成27年度には1,000人の移住をなし遂げようと努力しているところでございます。

また、本年度からは、地域が求める多様な能力やスキルを持つ人財誘致にも取り組んでいますが、これは地域アクションプランなど、新たに芽吹いているさまざまな事業を定着、発展させ、地域地域で雇用を生み出し、地域に若者を定着させるという取り組みでもあります。

本県人口の社会増減をプラスにするという目標に挑戦することは、本県の積年の課題を解決し、県勢浮揚を企図するものであります。この達成に向け、以上のような産業振興計画上の取

り組みとともに、日本一の健康長寿県構想や教育改革など、他の施策においてもベクトルを合わせ、あらゆる手だてを駆使しながら、職員一丸となって取り組む決意でございます。

次に、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に関して、県の提案に対する国の反応、また第1弾の提案以降のプロジェクトチームの取り組みについてお尋ねがございました。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への対応につきましては、2月に庁内横断のプロジェクトチームを立ち上げ、提案書第1弾を取りまとめました上で、これまで、下村東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、JOC竹田会長、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の武藤事務総長、JPCの鳥原会長、内閣官房の平田参与など関係者の皆様に提案を行ってまいりました。

皆様からは、総じて好意的に受けとめていただいたと思っております。特に、よさこい祭りについては関心が高く、県としては関係者の方を本年のよさこい祭りにお呼びすることも計画をしております。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、世界に日本を発信する絶好の機会であることはもちろん、本県にとってもスポーツの振興や青少年の健全な育成、さらには海外発信を通じた経済の活性化にもつなげていく大きなチャンスでございます。

提案の実現を通じまして、例えば2020年オリンピック・パラリンピック東京大会をマイルストーンとしてCLTの普及拡大を図っていくことができないかと意図しております。

また、よさこいを全世界にPRすることで、日本といえばよさこい、よさこいといえば高知と知ってもらうことで、外国人観光客の誘客につなげていくことができないかと考えておるところです。

さらには、まんが王国・土佐や高知の食、花などのPRができれば、本県の産業振興の強力な後押しになりますし、ひいては高知県がさらに魅力ある県となり、若者の定住に結びつくことも考えられます。

これまでは、国や関係機関等への提案活動を行うとともに情報収集に力を入れてまいりましたけれども、これからは提案の実現に向け取り組みを加速化していくフェーズに入ると考えております。

そのため、プロジェクトチームを中心としましてさまざまな視点から検討を行い、より具体的で説得力ある提案へとバージョンアップを図って、再度の活動を行いたいと考えています。さらに、県内外の関係者の方々との連携を深め、提案の実現に向けた具体的な取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

次に、オリンピック関連施設へのCLT活用について、どのようなスケジュール感を持って取り組んでいくのかとお尋ねがありました。

CLTは、再生可能な森林資源を大量に使用し、飛躍的に森林需要の喚起が期待されるとの考えから、本県が全国のトップランナーとして、その実用化に向けた取り組みを進めますとともに、国に対しまして、CLTの推進についてさまざまな形で政策提言を行ってまいりました。

その後、CLTへの積極的な取り組みが進み始め、去る3月3日の参議院予算委員会において、国土交通大臣より、CLTを一般的な建築物として活用できるよう、平成28年度早期をめどにCLTによる建築物の基準を策定するとの答弁がございました。

また、今月24日に閣議決定をされました新たな日本再興戦略におきましても、林業の成長産業化の主要施策としてCLTが位置づけられたところであります。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大

会は、その関連施設に、地球温暖化防止に寄与する循環資源であるCLTを初め、国産材を多用することにより、木の文化日本、これを国内外に発信する絶好の機会だと考えております。

このため、JOCなどに対して、選手村などを初めとするオリンピック関連施設の建設に、CLTを積極的に活用するよう提案を行ってまいりましたところ、第一印象としては、総じて好意的に受けとめていただいたと考えています。また、来月には、多くの関連施設の整備を行う東京都知事にも要望を行うこととしております。

オリンピック関連施設の建設は、平成28年中ごろから本格的に開始されると伺っておりますので、予定どおりCLTによる建築物の基準づくりが確実に行われますように、まずは本県のモデル建築物などを活用して得られた知見や実験データを国に提供していきたいと思っております。また、基準づくりが進みますと、CLTの大きな需要が見込まれ、パネル工場の整備も必要になると考えられますので、国に支援制度の創設なども提案をいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、CLTの推進によりまして、全国一の森林率を誇る本県の森林資源は、非常に大きな可能性を秘めた宝の山となり、中山間地域の所得の向上や雇用の拡大の場面に大いにつながるものと考えております。

こうした取り組みを進めるため、オリンピック関連施設へのCLTの活用を一つの目標として、時期をしっかりと見きわめながら、引き続き国などへ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、集落活動センターが設置された後の地域のあるべき姿をどのように描いているかについてお尋ねがございました。

集落の維持や活性化の拠点となります集落活動センターは、今月開所しました南国市の稲生

地区を含めまして合計14カ所となり、その取り組みは県内各地に着実に広がっております。

こうした集落活動センターでは、高齢者の見守り、地域の交流サロンの実施、配食サービスの提供といった地域の支え合いの活動や、廃校を活用した宿泊施設や農家レストランの運営、生活店舗、ガソリンスタンドの経営、地域の資源を生かした加工品づくりといった経済的な活動など、それぞれの地域の実情に合った多様な取り組みが展開をされております。

また、実際活動に携わられておられる地域の皆様からも、住民のつながりや地域のきずなが深まったとか、衰退していた地域が元気を取り戻したなど、センターの取り組みに満足している声も多く寄せられておまして、私としても一定の手応えを感じているところであります。

ただ、集落活動センターの取り組みをさらに密度濃く、ネットワークとして県内各地に広げていくということ、これをさらに進めていかなくはなりません。集落活動センターの取り組みを今後さらにスピード感を持って県内全域に広げていくために、この4月から、集落活動センターを担当する地域支援企画員の総括、これを7つの地域本部に配置いたしまして、それぞれの地域にふさわしいビジネスプランやそれに必要な人財の確保や育成のスキームなどを積極的に提案するなど、地域が目指す将来像の実現に向け、市町村とともに全力で地域の皆様の取り組みを支援しているところであります。

県としましては、集落活動センターの取り組みを通じまして、まずは住民同士の見守りや助け合いなどによる生活の安全・安心や、さまざまな世代の集いや交流による地域のきずなづくりといった地域の暮らしを守るための仕組みをしっかりと確立していただきたいと考えております。

また、こうした守りの仕組みに加えまして、

地域資源の活用などによる人財や資金が地域内で循環できる体制づくりや、新たな活動や雇用の創出による生きがいやにぎわいづくり、さらには地産外商や移住、定住の取り組みなど、地域の未来を開く攻めの仕組みが確立されますことで、中山間地域が活力を取り戻し、将来にわたり、誰もが一定の収入を得ながら安心して暮らし続けることができる地域を実現していきたいと考えております。この集落活動センターの取り組みが地域に定着し、その地域のお一人お一人にとりまして日常のものとなりますことを目指しております。

御指摘のやねだんのような先進事例も参考とさせていただきますながら、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) オリンピック・パラリンピック東京大会の事前合宿についてお尋ねがございました。

オリンピック・パラリンピック東京大会の事前合宿につきまして、公式には具体的な日程や国や競技の割り振りの決定方法などはまだ示されておりませんが、大会組織委員会は2016年のリオデジャネイロ大会までに国内の事前合宿地リストを取りまとめ、各国に提出する予定と伺っております。

県といたしましては、受け入れ可能な国や競技について、割り振られるのを受け身的に待つのではなく、例えばポーランドやオーストラリアなど、過去に県内で事前合宿の実績がある国、全国大会で本県ジュニア選手の活躍が著しい競技、本県の特徴を生かすことができるマリンスポーツなど、ターゲットを絞り、主体的に招致活動を進めていきたいと考えております。

また、事前合宿の競技施設についても具体的な条件などはまだ示されておりませんが、世界

トップレベルのアスリートが満足できる練習環境としては、施設の規模や形態、トレーニング場などの附帯施設、周辺環境などについて、一定の条件が求められるものと思われまます。こうした一定の条件をクリアできる県内の施設といたしましては、国際大会の事前合宿の実績があります春野陸上競技場や高知市陸上競技場、宿毛市陸上競技場を初め、ラグビーやバスケットボールなどの日本トップリーグの大会を開催しております春野球技場や県民体育館、本県の自然、地形を生かした香南市マリンスポーツ施設や須崎市カヌー場のほか、車椅子バスケットボールの全日本チームの合宿を行いました障害者スポーツセンターなどが考えられます。

今後は、全庁的な組織である2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業推進プロジェクトチームを中心に国や大会組織委員会の動向をさらに注視しつつ、事前合宿招致に関連するさまざまな動きにも速やかに対応できますよう、多方面からの情報収集や関係機関との調整、協議を一層進めてまいります。

加えて、県内の競技施設においてできるだけ多くの国や競技を受け入れることができますよう、市町村や競技団体との調整を図り、積極的な招致活動に努めてまいります。

(観光振興部長久保博道君登壇)

○観光振興部長(久保博道君) まず、Wi-Fiの整備について、宿泊施設などの反応はどうか、また整備促進に向けてどう取り組みを進めていくのかのお尋ねがありました。

特定の通信事業者によることなく、旅先での情報収集や情報発信が可能となるWi-Fi環境につきましては、国内旅行者はもとより、外国人観光客のニーズが極めて高く、全国的にも急速に整備が進められており、県内でもその環境整備は喫緊の課題と考えております。

このため、昨年度より、国の動向を注視しつ

つ、通信事業者と一緒に本県の現状に適したWi-Fi環境の導入に向けて勉強を続けてまいりました。このうち宿泊施設につきましては、昨年秋にアンケート調査をした時点で、Wi-Fi環境の整備が一部にとどまっておりましたことから、その後は私自身、観光関連団体での御挨拶などの機会を捉えまして、その必要性について触れてきたところです。そして、今年度に入り、外国人観光客の受け入れ実績のある施設を中心に実際に訪問し、必要性やケースごとのコストの目安などを紹介しながら、整備に向けた働きかけを行ってまいりました。その際、大半の宿泊施設において、外国人観光客のみならず国内の旅行者のニーズも高くなっており、既にロビーや客室にWi-Fi環境を整備している、もしくは今後整備を予定しているとのお話をいただきまして、この半年余りの間に、その必要性が急速に認識されてきたと感じているところです。

一方、主要な観光関連施設や道の駅、また県内の四国八十八カ所の霊場につきましては、まだまだ整備が進んでいない状況にあり、今後はこうした施設はもとより、屋外の観光地や公共交通機関などでの整備促進に向け、一層の取り組みが必要だと考えております。

このため、引き続き市町村などとも連携しつつ、あわせて観光関連の県立施設への整備促進を図るため、庁内の関係部署によるワーキンググループを設置するなど、Wi-Fi環境の整備に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、多言語の案内標識の設置状況と今後の設置計画についてお尋ねがありました。

外国人観光客の誘致に積極的に取り組んでいる本県といたしましては、東西に長い県土をスムーズに周遊していただくためにも、議員御指摘の案内標識や誘導標識の多言語化を進めることは大変重要だと認識をしております。

このため県では、道路標識の英語表記はもちろんのこと、複数の市町村の観光情報を表示する広域観光案内板や個別の観光地への誘導標識に多言語表記を行うとともに、市町村が設置をいたします観光案内標識の多言語化につきましても、積極的に支援をしております。

これまで県が設置をしました観光案内標識は、県内ほぼ全域におおむね100基、また県が支援し、市町村が整備した観光案内標識はおおむね450基ありますが、過去に整備された案内標識には、多言語が十分に表記されていないものもありますし、外国人観光客の皆様へのきめ細やかな御案内の観点からは、道路標識も含め、その数が十分な状況ではないと認識をしております。

このため、老朽化などに伴う張りかえも含めまして、多言語による観光案内標識の設置を市町村とも連携しながら一層進めてまいりますし、著名地点を初めとする道路標識の英語表記につきましても、道路管理者に積極的に要望してまいります。

その際には、設置場所などにつきまして、県内在住の外国人の方や本県を訪れた外国人観光客の御意見も取り入れるなど、効果的に進めたいと考えております。

次に、無限大チャレンジライドの評価と位置づけ及び規模の拡大についてお尋ねがありました。関連をしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

無限大チャレンジライドにつきましては、平成23年度にイベントとしてスタートして以来、これまでイベントを入れますと3回開催し、参加者は年々増加しており、昨年度はその約8割が県外からの参加者となっております。

この大会は、本県の温暖な気候のもと、全国的にはどちらかといえばサイクリングがまだシーズンオフである2月末から3月初旬に開催され、サイクリストが待望しているイベントとなって

おります。

同時に、コースとなっています四万十川や足摺宇和海国立公園周辺は、海、山、川の全てを一度に体感しながら走ることができる大変魅力的な地域であり、高いポテンシャルを有していると考えております。

また、昨年度の参加者へのアンケート調査によりますと、スポーツイベントとしての評価のみならず、コース沿いの景観やエイドステーションにおける四万十のウナギの炊き込み御飯やソウダガツオのつみれ汁など、本県ならではの特産品を使った飲食物の提供、また沿線住民の温かい応援などに高い評価をいただいております。その結果、議員がおっしゃるように、リピート率の非常に高いイベントとなっております。

加えて、地元の商店街や宿泊の関係者からは、お土産品の購入はもとより、宿泊客の増加や大会前後の飲食店のにぎわいにもつながっていると聞きしており、経済面においても、幡多地域における重要なイベントになりつつあると評価をしております。

このため、沿線市町村や関係団体等とも連携しながらこのコースの高いポテンシャルをこれまで以上にPRし、さらなる参加者の増加に努めるとともに、初心者や家族向けの新規コースを設定するなど、より幅広い方々にも参加していただけるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、無限大チャレンジライドの参加者をふやすため、参加された方に情報メールを送信し、PRのお願いをしてはどうかとお尋ねがありました。

現在も、これまでに参加された方には、御本人の了承を得た上で、次回の大会内容が決定した時点で御案内のメールを送信しているところです。

議員から御提案のありました、この大会に実

際に参加された方による、潜在的に参加の可能性のある友人などへの口コミ等のPRは説得力があり、参加者拡大に有効な手段であると考えます。

このため、今後はこれまでの大会の開催案内に加えまして、県外の方々に大変人気のある「高知家の食卓」の情報や、さまざまなイベント情報もあわせて御提供することにより、多くの方の参加につながるよう取り組んでまいります。

次に、維新の志士ロードレースについてお尋ねがありました。

御提案をいただいておりますロードレースが実現しますと、県外のサイクリストの皆様にも、本県の持つ歴史や文化、自然、食といったさまざまな魅力を十二分に体感していただける大変有効なイベントになると思います。

ただ、長距離を何日間かけて、タイムや順位を競わず、地域を楽しみながら走行するサイクリングイベントの場合は、一定の日にちを要することから、その全日程を通してイベントに参加していただける方をいかに多く確保するかという課題があり、実際に同じような形態で過去3年間実施いたしましたサイクリングイベントのコグウェイ四国でも、四国を一周する長距離の参加者は30人から50人にとどまっております。

一方で、全国的には、このケースが多いわけですが、例えば1日で複数の市町村にまたがる長距離を一気に走り抜ける形態としますと、参加者は日にち的には参加しやすくなりますが、沿線道路の安全性の確保や、また救急体制、飲食の提供などを初めとする受け入れ体制に万全を期するため、相当の準備期間とマンパワーが必要となってきます。そして、何よりも議員のおっしゃる高知の歴史や文化、自然、食を満喫しながら走るという意義が薄れてしまうおそれがあります。

このため、例えば県内各地の維新の志士の銅像を目安にして、室戸岬から足摺岬の間の長距離のコースを幾つかに分けて、各コースの中に地域ならではの食や歴史、文化、自然をゆっくり楽しめる仕掛けを組み込むといった工夫を行うことも、一つのやり方ではないかと考えております。こうした工夫により、県外から何回かに分けて泊まりがけで御参加いただけますし、女性やファミリーなど、幅広い層の方々も参加しやすくなるのではないかと思います。

そして、この幾つかのコースを全て御参加いただくことで、結果的に議員御提案の県全域の維新の志士めぐりにもつながるのではないかと考えております。

今後は、これらのことを踏まえて、県内外でサイクリストとして活動されている方や、類似のイベントを実施するノウハウや実績を持つ団体の方々、また沿線の市町村とも協議しながら、どのようにすれば、できるだけ多くの方々に参加していただけるのか検討した上で、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、全国、あるいは世界的な規模のロードレースの実現についてのお尋ねがありました。

県内、あるいは四国内で大規模なロードレースを実現するには、当たり前のことですが、運営主体の問題や資金の確保に加えまして、道路管理者、交通管理者との協議、また沿線市町村や住民の皆様の御理解など、さまざまな課題が想定をされるところです。一方、全国規模や国際規模のロードレースが実現されれば、ロードレースの開催期間中の国内外からの誘客のみならず、サイクリストの憧れの地として、年間を通じて多くの来訪も期待できるところです。

このため、本県の提案により、四国地方産業競争力協議会において、他の四国の3県と連携をしながら、四国でのロードレースの開催につ

いて、検討していくこととしております。

今後は、さまざまな状況の変化によって変更になる場合も想定されますが、現段階でのスケジュールとして、本年度は大会実現に向けた広報計画や交通規制などの課題の抽出やレースで使用するコースの検討を行うこととしております。

その後は、さきに述べましたように、多くの関係機関と協議を行いながら、国内外のサイクリストを招聘したモニタリングを実施し、大会コースの検証や開催に必要な課題について検討を行うこととしております。

そして、大会コースを決定して、平成29年度以降の開催を目指して、四国4県で取り組みを進めていくこととしております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 少子化対策について、まず地域少子化対策強化交付金の市町村などにおける具体的な取り組みについてのお尋ねがありました。

地域少子化対策強化交付金につきましては、我が国の危機的な少子化問題に対応するため、ライフステージに応じた、切れ目のない支援を目的に、自治体独自の創意工夫を生かした先駆性のある取り組みを後押しするものとして、国の補正予算において創設をされました。

今年度、県内の市町村などにおいて交付金を活用して実施する事業には、子供の発達相談や小集団での保育に関する先進的な取り組みがございまして、まず、専門職による子どもの発達相談事業では、発達や育児の支援が必要な子供の対応に苦慮している保育士の皆様に対しまして、専門職が発達の捉え方やその理解と対応のあり方などに関する専門的な指導や助言を行うこととしております。次に、小集団保育事業では、集団生活に不安のある子供や発達が緩やかな子供、あるいは保育所などで職員の加配がなされてい

る子供たちを対象に、家庭に近い環境の中で、職員が基本的な生活リズムの獲得を手助けすることや、集団生活への不安を取り除くための支援など、子供の持つ特性に合わせたきめ細やかな支援に取り組む内容となっております。

地域の実情に応じて創意工夫がなされたこうした取り組みは、市町村の保健師や保育士、幼稚園教諭などが地域のNPOなどと連携して取り組む独自の事業として国の交付決定を受け、既に事業着手をしているところでございます。

県といたしましても、こうした地域における子供たちの育ちを支える取り組みなどを含めまして、結婚、妊娠、出産、子育てをしやすい環境整備に向けた取り組みを支援してまいりますとともに、引き続き抜本的な少子化対策の強化に向けまして、国への積極的な政策提言活動などにも取り組んでまいります。

次に、昨年度に実施をした事前講座の受講者の感想や効果、講座充実に向けた課題などについてのお尋ねがございました。

昨年度、出会いのきっかけ交流会の参加者を対象に、5時間程度のコミュニケーションスキルの向上などに取り組むための事前講座を開催いたしました。講座では、自分自身を見詰め直す自己理解、傾聴法の学習などを通じて相手の心に寄り添い理解する他者理解、将来へのビジョンを考える未来をつくるといった3つのテーマでみずからの内面的な資質を磨いていただきました。

事前講座に参加した皆様からは、今後の生活や仕事でも役立つ、異性とも積極的に話せるようになったなどといったおおむね好意的な感想をいただいたところです。また、参加者へのアンケート調査の結果では、今後もこのような講座に参加したいとお答えをいただいた方が全体の9割近くを占めるなど、こうした研修に対するニーズが十分にあることも確認できました。

一方で、交流会への参加者のその後の状況などを見てみますと、その効果という面では、参加者によって大きな違いがあることもわかってまいりました。

このため、今年度は講座の充実を図ることとし、異性との接し方や身だしなみなどについて学ぶ基礎講座や、出会いのチャンスを引き寄せる生き方などといった、じっくりと時間をかけて学ぶ講座などを新たに開催いたしますほか、昨年度からの事前講座も引き続き実施することといたしております。

今後とも、こうした取り組みなどを通じまして、独身の皆様の結婚に向けた活動を積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、婚活サポーターの出会いのきっかけ交流会などへの参加の可能性についてのお尋ねがございました。

婚活サポーターは、独身者へのお世話やきの役割を地域の方々に担っていただくことを目的に、平成22年度に48名でスタートをいたしました。現在の登録者数は92名となっており、県内22の市町村において、地域の独身男女のお引き合わせを初め、相談者への出会いのイベント情報の紹介や相談者交流会の開催などといったさまざまな活動をボランティアで行っていただいております。これまでに13組のカップルを成婚にまで導いていただいております。

婚活サポーターにつきましては、ボランティアであることから、御自身のお仕事や生活に支障を来さない範囲で活動に取り組んでいただいているところでもあり、御自身の受け持っている相談者へのお引き合わせや助言などがその活動の中心となっております。

議員から御提案のありました、県主催の交流会などに婚活サポーターの皆様が参加し、サポーター役として活躍するといった取り組みにつきましては、他県で実施している事例もあるとお

聞きをいたしております。このため、結婚を希望する方を成婚へとつなげるサポーター活動の充実に向けまして、婚活サポーターの皆様の御意見などもお伺いしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

少子化対策の最後に、出会いのきっかけ交流会などのイベントを実施する際の県民にPRする手だてについてのお尋ねがありました。

県が実施する出会いのきっかけ交流会につきましては、県のホームページ、こうち出会いのきっかけ応援サイトへの掲載を初め、テレビやラジオコマーシャルの活用、あるいはポスター、チラシなどによる情報提供に努めているところです。また、個人の皆様に対しましては、県のホームページを活用したメールマガジン登録者への配信なども行っております。その結果、昨年度に実施をした県主催の出会いのきっかけ交流会への応募者数は、ほぼ2,000人に達する状況となっておりますし、こうち出会いのきっかけ応援サイトへのアクセス数は、平成23年の約3万8,000件から、昨年は7万3,000件へと倍増近い伸びを見せるなど、大きく増加してきております。しかしながら、こうした中であっても、メールマガジン登録者につきましては、現在のサイト機能が情報提供のみであることから利用者にとって使い勝手の悪いシステムとなっており、登録者が466人とどまっているという状況があります。

このため、今年度、独身者への効果的な情報提供が可能となるよう、パソコンや携帯電話などから直接登録を行うことにより情報提供とイベントへの参加申し込みが簡単に行え、その結果をメールで受け取ることに加え、メールマガジンによる情報提供などもリアルタイムで行うことが可能となるサイトに向けた改修作業を行っているところです。

今後とも、結婚を希望する独身者の多くの皆

様の望みがかないますように、県民の皆様への効果的なPRと情報発信に努めてまいります。

次に、高齢者が生きがいを感じながら活躍のできる環境づくりについてのお尋ねがありました。

高齢化とともに、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加し、配食や見守りなどの生活支援、あるいは孤立化を防ぐための交流の場などを必要とされる方々が、今後とも増加することが見込まれております。

一方で、昨年度に実施をいたしました退職前世代の生きがいに対する意識調査では、退職後に新たに参加したい社会活動として、高齢者支援などの社会福祉活動と回答した方が多数おられました。

こうしたことから、高齢者がその豊かな経験や知識、あるいは能力を生かしながら、生涯現役としての活躍が可能となる環境づくりは、今後とも高齢化が進む本県にとりまして喫緊の課題だと考えます。また、その際には、御自身の生きがいづくりなどにもつながるといったことが重要になってまいります。

このため、県といたしましては、地域における支援活動などへの参加を希望する高齢者を実際の活動の場へとコーディネートする人材の養成や、支援活動の実践例などを紹介するセミナーを開催するなど、高齢者が地域における支援活動などに積極的に参加し、生きがいを感じながら活躍のできる仕組みづくりに向けまして取り組みを進めてまいります。

またあわせまして、昨年度に開催をいたしましたねりんピックよさこい高知2013を契機に高まりましたスポーツや文化活動の振興に向けた機運を生かし、今年度からは県老人クラブ連合会が開催する若手高齢者のスポーツ交流大会や芸能活動などを披露する元気ハツラツ交流会を支援するなど、地域における生きがい活動の

充実などにも取り組んでまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 高年齢者雇用の状況と生きがいを感じることでできる環境づくりに関しまして、まず高年齢者雇用の現状をどのように受けとめているかとお尋ねがございました。

高知労働局が発表した平成25年高年齢者の雇用状況によりますと、県内の従業員31人以上の企業において、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は65.5%となっており、前年に比べて18.6ポイント、企業数で157社増加しています。また、県内の60歳以上の常用労働者数は1万1,060人で、前年に比べて312人、現在の集計方法となりました平成21年と比較すると2,233人ふえており、県全体として就業者数が減少している中で、県内企業で働く高齢者の数は増加傾向にあります。

このように、65歳以上の方を雇用する企業が大幅にふえていることや、60歳以上の常用労働者数が大きく伸びているという事実は、全国に先駆けて高齢化が進む本県にとって、高齢者が多くの企業を支える貴重な戦力であるということも反映しております。今後も、こういった傾向が続くと考えており、高齢者を雇用する環境づくりが一層重要になってくると考えています。

次に、高齢者が活躍できる環境づくりについてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、高齢者の方々は経験に基づく技術や知識、そして粘り強さを備えておられます。今後、本県に必要な人材を確保し、社会の活力を維持していくためには、希望される高齢者に元気に働き続けていただく環境を整備していくことが重要となってまいります。

そのため、まず希望する高齢者の雇用確保を図る高年齢者雇用安定法の趣旨を県内企業にさ

らに徹底していくこと、加えまして65歳以上の高年齢者を雇用した場合の奨励金や、高齢者が働きやすい職場環境整備に対する助成金等、国などの支援制度を企業に広く周知し、活用を促すことなどで、安定した高齢者の雇用の場の創出につなげてまいります。

また、定年後も働いていただく場の一つとして、シルバー人材センターの活動があります。

現在、県内の20団体において、約5,000人の方々が年間約3万3,000件の受託事業を通じ、家事援助サービスや経理事務、パソコン教室の講師などで活躍をされております。

シルバー人材センターの活動は、社会参加を望む高齢者に、就業機会の拡大を通じて生きがいを持っていただくという重要な役割を担っており、今後も国や市町村と連携しまして、その運営などに支援を続けてまいります。

他県に比べまして少子高齢化が急速に進む中、将来に向かって活力ある県であり続けるためには、元気で意欲のある多くの高齢者の働ける環境づくりが欠かせませんので、65歳を超えても働ける企業の拡大や生きがいを持って働ける場の創出に今後とも積極的に取り組んでまいります。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 集落活動センターの設置、拡大についての御質問にお答えいたします。

まず、現在設置されている14の集落活動センターにおける経済活動の現状についてお尋ねがございました。

集落活動センターが、将来にわたって住民主体の取り組みを継続していくためには、地域資源を生かした特産品づくりといった経済活動に積極的に取り組むことが重要となってまいります。

このため、14の全ての集落活動センターでさまざまな経済活動が展開されております。日常生活を支える活動として、土佐町石原地区など4カ所では、食料品や生活用品などを扱う店舗が経営され、梶原町松原区など4カ所では、ガソリンスタンドの経営が行われております。また、観光や交流活動では、仁淀川町長者地区など2カ所でレストラン経営がされております。また、本山町汗見川地区では、宿泊施設の運営が行われておりますし、そば打ちやピザ焼き体験を初め、各種イベントの開催などが9カ所の集落活動センターで行われております。そのほか、地域の農産物を生かした活動として、薬草など新たな品目の栽培への挑戦や、特産品の開発といった、生産から加工、販売までの地域の資源や強みを生かした取り組みもなされております。

着実に取り組みは進んでおりますが、経済活動もまだ始まったばかりで課題もございます。県といたしましても、さらに活動が広がってまいりますように、関係部局はもとより、市町村とも連携して支援をしてまいります。

次に、集落活動センターの拡充に向けた地域資源の掘り起こし、6次産業化の取り組みについてお尋ねがありました。

現在、集落活動センターが立ち上がっている地域では、地域の特性を生かしたさまざまな経済活動が動き出しており、地域支援企画員や農業振興センターの職員を中心に、専門家を派遣しての加工品づくりや農家レストランのメニュー開発、店舗の陳列等へのアドバイスや事業者とのマッチングなどのサポートを行っております。

今年度から集落活動センターの取り組みを一段と進めてまいりますために、集落支援を担当する職員を7つの地域本部に配置し、体制を強化しております。新たな取り組みを掘り起こしてまいりますとともに、動き出したこうした取

り組みを大きく育てていくために、今後は市町村とも連携を図りながら、地域独自の視点やアイデアに加えて、外部からの視点によるビジネスプランの提案を行いますとともに、その担い手となる人材の確保などをサポートしてまいりたいと考えております。

地域の方々のさらなる意欲の喚起に努めますことで、各地域で地域資源を生かし切ったビジネス展開が図られ、6次産業化への取り組みがもう一段加速しますように取り組んでまいります。

最後に、集落活動センターの設置、拡大に向け、キーマンとなる地域のリーダーの確保についてどのような展望を持っているのかとお尋ねがございました。

これまで県では、人材育成の講座の充実に努めますとともに、地域づくりを実践するリーダーを招いて先進事例を紹介する研修会の開催や地域へのアドバイザーの派遣といった取り組み、また高知ふるさと応援隊といった、地域活動を支える人材を積極的に導入することなどを通じて、地域で活躍できる人材の育成と確保に努めてまいりました。

高齢化が進み、人口が少ない集落からは、地域活動の担い手がないといった声も聞こえてきますが、集落活動センターの取り組みは、複数の集落が連携し、支え合い、それぞれの課題やニーズに応じた多種多様な活動を展開する取り組みでございますので、性別や年齢を問わず、地域住民の方が持たれている知識や経験、ノウハウなどを生かして、できることから参加していただくことにより、地域としての力を発揮していくことが大事なことではないかというふうに思っております。お話にございました、地域活性化や地域おこしの成功事例にあるような強力なリーダーシップを持った存在は、大変大事で望ましいことではありますが、どこの地域で

もとなりますと、なかなか難しい面もございます。

今後とも、地域活動のリーダーの育成確保に努めてまいります。同時に本県の集落活動センターの取り組みを全県的に広げ、その機能を充実させてまいりますためには、地域の思いや意思を調整し、まとめていく方や、それを支えていくサブ的な人材の存在が大切となってまいります。また、住民の皆さんができるだけ多く参加し、役割を分担し、それぞれがお持ちの得意分野を伸ばし、協力し合うことで組織としての力を十分に発揮していただけるように環境を整えていくことも重要になってまいります。

県では、今後とも市町村を初め、地域住民の皆様とも十分連携をし、人材育成メニューの積極的な活用を図りますとともに、県外の地域づくりの先進地域との人的な交流の場なども大いに活用いたしまして、地域活動の中心となる人材の育成と確保に努めてまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 土森議員の御質問にお答えいたします。

まず、集落活動センターの設置、拡大に関して、移住者を受け入れるためのシステムを集落活動センター機能の中に組み入れる必要があるのではないかとのお尋ねがありました。

集落活動センターは、中山間地域が将来にわたって存続し、住民が安心して暮らし続けることができるよう、近隣の集落が連携した経済活動や住民同士の共同作業、見守りといった生活を守る活動の拠点として機能することを目指すものです。

この集落活動センターの機能と移住者との関連としては、センターの立ち上げ準備から、運営の初期の段階において、その担い手となる人材を高知ふるさと応援隊といった形で地域外も

含めた広い範囲から受け入れ、センター活動の中核を担っていただいています。

現在、開所しているセンターに着任されている19名の応援隊のうち、11名が県外からの移住者でありますので、現状においても既設センターの設置そのものが移住の受け皿になっているということが言えるかと思えます。

また、センターが立ち上がってからの経済活動として、例えばガソリンスタンドや小売店の経営、特産品の開発などは、その地域で暮らす方々にとって生活環境の維持や雇用の場の創出につながるだけでなく、田舎暮らしを希望する方にとりまして同様のことが言えると思えますので、移住の決断を後押しする効果もあると考えます。

さらに、センターは人が集う場となりますので、地域の方々が移住者を受け入れるという意識を持っていただければ、センターがおのずと移住者と地域の方々をつなぐコミュニケーションの場となります。地域の方との交流を通じて、その土地の風習や文化を学べることとなりますので、移住者とその土地になじみ、定着する上で集落活動センターが有効に機能することが期待をされます。

こうしたことから、今後センターの立ち上げを進めていく際には、中山間総合対策本部とも連携し、センターの設置運営に当たって、移住者の活用や受け入れを視野に入れていただくよう提案してまいります。また、今年度から新たにスタートさせました都市部からの人財誘致のスキームを組み入れることも積極的に進め、移住した人財が地域で新しい雇用の場をつくり出すことを目指していきたくと考えています。

次に、地産外商公社の外商活動の手応えと今後のビジョンについてお尋ねがありました。

お話にありましたように、地産外商公社の活動に伴う成約実績は大きく伸びており、定番商

品としての採用件数も着実にふえてきております。

これは公社の設立以降、外商にチャレンジする県内事業者が年々ふえてきたことに加えまして、商品づくりや商品の提案方法などについて百貨店のバイヤーから、確実にレベルが上がってきたと評価していただけますなど、県内事業者の方々の懸命の努力が実を結んだものだと考えております。私といたしましては、こうした事業者の方々の外商への意欲の高まりとノウハウの蓄積に強い手応えを感じているところでございます。

一方、公社におきましても、日々の営業活動や展示商談会への出展などの取り組みを充実させるとともに、ノウハウや人脈を積み重ねることでその活動がレベルアップしてまいりましたし、プロモーション部門によるタイムリーな情報発信も成約の伸びに貢献しているものと考えております。

このこととあわせまして、本年度に公社が実施しましたアンケートでは、回答をいただいた事業者のおよそ4分の3の方々から、公社の外商活動が外商機会の提供や販路開拓、販売拡大に役立っているとお答えをいただいております。公社が、事業者の皆様から求められる役割を果たせるようになりつつあるという手応えも感じているところでございます。

また、同じこのアンケートでは、98%の事業者から、今後の公社の活動に期待するという回答をお寄せいただいております。今後も、県内事業者の方々に、これまで以上に外商の成果を実感していただくこと、そしてさらに信頼していただけるパートナーとなることを目指して、引き続き官民協働による地産外商活動を全力で展開してまいります。

次に、新たな定番商品化に向けた取り組みの状況と見通しについてお尋ねがありました。

地産外商公社が、多くの県内事業者の方々の期待に応え、さらに厚い信頼を寄せていただける存在となるためにも、売れ筋の定番商品をふやし、成約をさらに伸ばしていく必要があると考えております。

そのため県では、大都市圏の高品質系スーパーと連携し、市場ニーズに基づいた、売れる商品づくりを進めております。バイヤーの方々からは、県産野菜を使った調味料など、地元の1次産品にこだわった加工商品に対して高い評価をいただいているところです。また、地産外商公社の外商活動でも、地域性を生かした水産加工品などの引き合いが強くなってきており、こだわりがあつて品質がよいといった高い評価をいただける商品を中心に、バイヤーや飲食店の方々に産地に招聘するなどの活動に力を入れ、より多くの成約を目指しているところでございます。

さらに、今月16日には、県と旭食品株式会社との間で締結をしました6次産業化及び地産外商の推進に関する協定、これを多くの県内事業者の方々に活用していただくことで、魅力ある商品づくりと販路拡大に向けた取り組みを支援してまいります。

こうした個々の商品の定番化に向けた取り組みの一方で、カツオやユズのように、高知といえばこれと言われるような商品群をつくり出すことを目指しまして、本年度は「高知家」統一セールスキャンペーンを展開することとしております。現在、その第1弾の重点品目として、ニラや宗田節など5つの品目を選定しており、今後「高知家」プロモーションと連動させ、かつ「高知家の食卓」をキーワードとする観光振興の取り組みとも連携したインパクトのある売り込みを図ってまいります。

こうした一連の取り組みを通じまして、またこれらが相互に連携することで相乗効果を発揮させながら一つでも多くの定番商品化を実現し

てまいりたいと考えております。

最後に、高知県ならではの土産物開発の取り組み状況と課題についてお尋ねがありました。

魅力的な土産物は、地産外商に大きく寄与することに加えて、本県の食の豊かさや魅力のアピール、認知度の向上にも大きな力となると考えられますことから、本年度から高知を代表する新たな土産物の開発プロジェクトに取り組むこととしております。

このプロジェクトは、国内外で地域産品のブランド化や商品の発掘に実績のある方にアドバイザーとして就任をいただき、商品開発や販売促進に関する助言などをお願いしながら進めるもので、現在第1弾として、高知の農産物を活用したスイーツづくりに取り組んでおります。

先月には、アドバイザーをお招きして、ヒット商品づくりのノウハウに関する講演会を開催するとともに、新たなスイーツの開発をテーマに県内事業者の方々との意見交換を行いました。

今後、事業者の方々との勉強会や試作を通して、商品のコンセプトや効果的な販売に向けた戦略を打ち立てた上で、実際に商品化に取り組む事業者の募集を行いまして、県内外でのテスト販売などの磨き上げのプロセスを経て、高知県ならではの土産物をつくり上げてまいりたいと考えております。

土産物を新たに生み出し、売れ筋商品に定着させるまでには、品質やデザイン、価格のバランスにすぐれた商品にどう仕上げていくかはもちろんのこと、事業者の方々が一層意欲的に取り組んでいただけるような環境をどうつくっていくか、また生み出された商品の魅力をどのように広く県内外に売り込むかなど、数々の課題がございます。

このため、アドバイザーの知見や人脈、地産外商公社の持つ多様な販路、また「高知家」プロモーションとの連動など、さまざまなツール

や資源をフルに活用しまして、高知県を代表する土産物づくりに挑戦をしてみたいと思います。

(農業振興部長 味元毅君 登壇)

○農業振興部長(味元毅君) 世界農業遺産に關します御質問にお答えをいたします。

まず、世界農業遺産の取り組みについてどう考えているのかとお尋ねでございます。

世界農業遺産は、社会や環境の変化に対応しながら何世代にもわたって形づくられてまいりました伝統的な農業や農法、文化、景観などを地域全体で保全し、次世代へ継承することを目的としております。

これまでに国内で認定を受けた地域では、住民の方々が地域や暮らしに誇りを持つことができるようになったといった意識の変化に加え、国内外に知名度が高まりましたことによりまして、例えば石川県の能登地域では、能登の里山里海の魅力を体験し、学ぶ、そういったツアーの開催や、伝統製法にこだわった調味料などの加工品をインターネット販売するなど、観光振興や農産物や加工品のブランド化といった地域活性化への取り組みにもつなげています。

こうしたことから、世界農業遺産の取り組みは、特に中山間地域など、過疎化や高齢化などにより地域の活力が低下をし、農業を維持していくことが困難な地域におきまして、将来にわたって農業を維持していくための大きなエネルギーとなりますし、地域の有する美しい風景や文化風習の保全活動を通じまして、地域の活性化にもつながるものと考えています。

さらには、地域の方々の自信や誇りを高めることにもつながりますことから、大変魅力のある取り組みだと考えております。

次に、世界農業遺産の認定に向けた調査研究を行ってはどうかとお尋ねがございました。

本県には、日本最後の清流と言われる四万十川が流れ、中山間地域には棚田や茶畑が広がる

光景が点在いたしております。

議員からお話のありました梶原町神在居の棚田や茶畑では、農業の営みが美しい景観を形成し、祭りなどの文化が受け継がれています。

また、本山町では、棚田でつくられた米を土佐天空の郷としてブランド化し、棚田を核としたイベントの開催などに取り組みられています。この取り組みは、先日「ディスカバー農山漁村の宝」として農林水産省の認定を受けたところでございます。

こうした全国に誇れる本県の伝統的な農業や文化、美しい田園風景を後世につなげてまいりますことは大変重要でございますし、我々の使命でもあるというふうに思っております。

世界農業遺産という視点で見ますと、世界に類を見ない、日本を代表する伝統的、特徴的な農業、農法であるとともに、農業が地域住民の重要な生活の手段として持続的に維持されていること、また農業と関連した多様な文化が認められること、そして美しいすぐれた景観が認められることなど、幾つかの基準を満たす必要があります。また、何よりも地元の自治体や地域の方々の熱意と積極的な取り組みが重要となっております。

認定に至りますまでには、こうしたハードルもございますけれども、御示唆をいただきました世界農業遺産の認定もイメージをいたしながら、まずは県内の伝統的な農業やそれにかかわって育まれてきました文化などの実態調査や研究、そういったものに取り組んでみたいというふうに考えております。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長（大野靖紀君） 林業政策についての御質問にお答えします。

まず、自伐型林業の担い手を育成するために効果的な仕組みづくりを行ってはどうか、また林業への就労をセットにした移住戦略を推進し

てはどうかとのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えします。

昨年8月、高知おおとよ製材が稼働し、来年度には県内2カ所で木質バイオマス発電が稼働する予定でございまして、本県の豊富な森林資源を余すことなく活用する取り組みが始まっています。

こうした木材の増産には、木を切り出す林業の担い手の確保、育成が重要な課題でございます。

森林組合や林業事業体はもとより、みずから地域の森林を整備する自伐林家の方々についても、原木生産の一翼を担っていただく必要がありますので、副業型自伐林家を育成しようと、平成21年度から林業関係のNPOに搬出間伐等の技術研修に関する支援を行ってまいりました。その結果、現在25名の方が自伐型林業者や副業型林業者となり、県内各地で活躍されております。

そうした中、さらにスキルアップを求める方や、U・Iターン者の中には、林業で生計を立てたいとお考えの方も、お話にありましており出てきております。そこで、来年度は、林業への就業に向け、必要な知識や技術の習得を行い、将来的に林業経営も担い得る方々が安心して研修に専念できるよう、年間150万円を支給できる国の緑の青年就業準備給付金事業を活用した林業学校の創設を検討しているところです。この研修修了生につきましては、林業労働力確保支援センターと連携しまして、林業事業体などとのマッチングを図り、確実な雇用につなげてまいりたいと考えています。

また、県内外の林業への就業を希望する方々への情報提供や県内で自伐型林業をされている方との情報共有などを図るため、議員御提案の趣旨を踏まえ、市町村と連携した自伐型林業者の育成のための仕組みづくりを検討してまいり

ます。

一方、高知に来て林業に就業したいという方への移住促進の取り組みにつきましては、これまで地域の仕事や空き家情報を掲載しております移住者向けポータルサイト「高知家で暮らす。」を活用して情報の発信や県外で開催いたします就業相談会などにおいて、就業希望者からの相談に対応してまいりました。

本年度からは、移住促進の取り組みとあわせて情報発信を強化することとしていますので、先ほど申し上げました林業学校の創設による研修体制の充実、林業事業者とのマッチングによる確実な就業に向けた支援などをPRポイントにして、他部局や市町村と連携を図りながら、住宅の確保などと林業への就業をセットにして、積極的にPRすることで、林業への就業を希望する方々の移住が促進されるよう取り組んでまいります。

次に、県内各地での木質バイオマス関連プロジェクトと連携した、小規模の自伐林家等による地域材集約システムの構築についてお尋ねがございました。

木質バイオマスエネルギー用の木材は、一般に低質で低価格であるため、収集運搬に係るコストを抑えられるように、地域で生産して地域で消費することが基本でございます。

このような仕組みを支える担い手といたしましては、地域密着型で林業を営む小規模の自伐林家を初め、副業的に林業に携わる方々のほうがむしろ適していると考えられます。

一方で、御指摘のとおり、現在進められている大型の木質バイオマス発電になりますと、燃料として大量の木材を必要としますので、森林組合や素材生産事業者等による広域的な原木収集システムに加えて、自伐型林業により集められた木材も、発電施設に供給できる仕組みを整えることで量の確保を図っていかねばなり

ません。

そのため、地元の市町村との連携のもと、発電事業者や原木供給事業者の声を聞きながら、各地域の実情に応じた原木の受け入れ体制の構築と、できるだけ身近なところに多くの中間土場を整備していきます。

小規模の林業家の方は、こうした中間土場へみずからトラック等で木材を持ってきていただくことを基本といたしますが、中には自力で搬出する手段を持たない方もおいでですので、集材やトラックへの積み込み等をグループで行ったり、他の生産事業者や森林組合等に依頼して行う仕組みづくりをすることで、地域の木材供給力が発揮できる状況をつくり出し、林業への新規参入が進みやすい環境を整えてまいります。

こうした仕組みについて地域の方々の御意見を聞き、改善を加えながら、よりよい地域材の集約システムとして構築することで、木質バイオマス発電という新たな木材需要が地域の雇用の場を広げ、地域経済の活性化につながるよう努めてまいります。

○20番（土森正典君） それぞれ御丁寧な御答弁をありがとうございました。丁寧以上に積極的な取り組みの御答弁をいただいたこと、感謝をしておきたいと思います。

そこで、これは質問ではありませんが、6月12日、東京で行われました自伐型林業推進協会、ここに政府から新藤総務大臣も出席です。さらに、我々の代議士中谷元農林水産戦略調査会長も出席をしております。さらにまた、坂本農林水産委員長も出席です。林野庁からは、沼田林野庁長官も出席で、祝辞を述べていただいております。現地調査の話もさせていただきましたが、積極的に自伐型林業に国も力を入れてきていることも事実であります。

そういう中で、大野部長からの答弁、本当に前向きな答弁であります。林業学校をつくる、

そういうことでありますから、ぜひ市町村と連携をして、若者を雇用のできる、またU・Iターンにも貢献できるような、そういうシステムづくりにぜひ力強い前向きの姿勢で取り組んでいただきたいと思いますし、知事もぜひそのことを踏まえて対応していただきますようお願い申し上げます。私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（浜田英宏君） これより議案の付託をいたします。

ただいま議題となっている第1号から第19号まで及び報第1号から報第3号まで、以上22件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末276ページに掲載〕



○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明28日から7月3日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、7月4日に会議を開きたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

7月4日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

平成26年 6月30日（月曜日） 開議第5日

出席議員

1番 金子 繁昌 君
 2番 加藤 漠 君
 3番 川井 喜久博 君
 4番 坂本 孝幸 君
 5番 西内 健 君
 6番 西内 隆純 君
 7番 弘田 兼一 君
 8番 明神 健夫 君
 9番 依光 晃一郎 君
 10番 梶原 大介 君
 11番 桑名 龍吾 君
 12番 佐竹 紀夫 君
 13番 中面 哲 君
 14番 三石 文隆 君
 15番 森田 英二 君
 16番 武石 利彦 君
 17番 浜田 英宏 君
 18番 樋口 秀洋 君
 19番 溝渕 健夫 君
 20番 土森 正典 君
 24番 ふあ一ま一土居 君
 25番 横山 浩一 君
 26番 上田 周五 君
 27番 中内 桂郎 君
 28番 西森 雅和 君
 29番 黒岩 正好 君
 30番 池脇 純一 君
 31番 高橋 徹 君
 33番 坂本 茂雄 君
 34番 田村 輝雄 君
 35番 岡本 和也 君
 36番 中根 佐知 君
 37番 吉良 富彦 君
 38番 米田 稔 君
 39番 塚地 佐智 君

欠席議員

21番 西森 潮三 君

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総務部長 小谷 敦 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 久保 博道 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 奥谷 正 君
 会計管理者 大原 充雄 君
 公営企業局長 岡林 美津夫 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会
 事務局 長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 警察本部長 小林 良樹 君
 代表監査委員 朝日 満夫 君
 監査委員
 事務局 長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成26年 6 月30日 午前10時 9 分開議

第 1

第 20 号 平成26年度高知県一般会計補正予算



午前10時 9 分開議

○議長（浜田英宏君） 本日は、委員会審査のため休会となっておりますが、議事の都合により特に会議を開く必要が生じたので、これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員西森潮三君から、所用のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。



議案の追加上程、提出者の説明（第20号）

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お

手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末280ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） 日程第1、第20号「平成26年度高知県一般会計補正予算」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） ただいま追加して提案をいたしました議案に関しまして御説明を申し上げます。

この議案は、中央地域における持続可能な公共交通スキームを構築するため、土佐電気鉄道株式会社、高知県交通株式会社及び土佐電ドリムサービス株式会社の統合により新設される新会社に対し、県から出資を行うために必要となる補正予算を追加して提案しようとするものであります。

県としましては、中央地域の公共交通を担う土佐電鉄、高知県交通の両社が経営危機にある中で、路線バスや電車の運行がストップし、県民生活や企業活動に深刻な影響を及ぼすような事態を避けるとともに、将来にわたって持続可能な公共交通を再構築する必要があるとの基本的な認識のもとに検討を重ねてまいりました。その結果、公共交通の維持や確保に一定の責務を有する行政がこれまで以上に積極的に関与することが必要な状況にあると判断し、中央地域公共交通再構築検討会から提案のありました新会社への出資の要請を受け入れることとしたところであります。

関係自治体に求められた出資の額につきましては、実質的な債務超過状態を解消し、安定した経営基盤を確立するため、また事業再生計画

期間内の5年間に必要となる設備投資資金を確保するため、10億円の出資は必要なものと判断し、関係する市町村とも具体的な出資額等について協議を行ってまいりました。県としましては、県と市町村それぞれが将来にわたって公共交通を維持する役割と責任が同等であることを踏まえまして、出資要請額の50%に相当する額を受け持つ必要があると判断し、出資に必要な経費、総額で5億円を計上いたしております。

去る27日、土佐電鉄と高知県交通、両社それぞれの株主総会におきまして、金融機関の債権放棄と行政からの出資を前提とした土佐電ドリームサービスを含めた3社の経営統合に関する議案が承認されましたことを受けまして、今回、本議案を追加して提案することになったものであります。

今回の議案を御承認いただいた場合には県が新会社の最大株主となります。言いかえますと、新会社は県民の皆様のお会社となるものであります。

県としましては、今後、関係市町村とともに、株主の立場から新会社に対して経営の安定や利用者の皆様へのサービスの向上につながる取り組みを求めるとともに、必要な支援も積極的に行いながら、県民の皆様にとって利用しやすい、そして利用しやすいがゆえに将来にわたって持続可能な公共交通の実現を目指してまいりたいと考えております。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



質 疑

○議長（浜田英宏君） これより質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。16番武石利彦君。

（16番武石利彦君登壇）

○16番（武石利彦君） 私は、自由民主党を代表し、ただいま追加提案されました第20号「平成26年度高知県一般会計補正予算」案について質問をさせていただきます。

まず、このたび土佐電鉄及び高知県交通の両社株主総会で新会社発足について承認されたことを受け、知事はどういった感想をお持ちなのか、お伺いいたします。

次に、株主総会について、私も報道等によってある程度は知りましたが、どのような状況であったのか、また、その内容についてどういった御所見をお持ちなのか、副知事に御承知の範囲でお聞きいたします。

県民の皆様には、土佐電鉄と高知県交通両社が置かれている状況を見れば、統合やむなしといった消極的肯定論者が多いのではないかと拝察をいたします。ゆえに、統合に当たって一言言っておきたいといった方も多いのではないのでしょうか。その一言の例としては、まず、統合は拙速だとか、多額の税金を投入して両社を救うように見えるなどが挙げられましょう。

先日の本会議で、これらの点について知事は、両社が破綻を招く前に私的整理をすることに至った理由に触れながら次のように答弁されました。

「中央地域におきましては、(中略)路線バスや電車の利用者は、通勤や通学などの県民の日常生活の足として、また観光客の移動手段などとして、現在でも1日当たり延べおよそ2万8,000人、年間およそ1,000万人という大変多くの方々に利用されています」、「両社が経営破綻すれば、路線バスや電車の運行がストップすることも想定され、多数の県民の皆様のご日常生活に多大な影響を及ぼすこととなり、著しく公益性を阻害することや、関連企業や取引先の倒産などの影響も懸念されるなど、地域経済への影響も大き

くなると見込まれることなど、さまざまなリスクがございます。このため、今回のケースでは、関係者の合意のもとで私的整理の手法による事業再生を選択しようとしているものであります、このように知事は述べられました。

こうした御判断に基づいたスキームを実行するために、新会社設立に向けた県からの出資金5億円の補正予算案が追加提出されたわけですが、県中央地域における県民の皆様の日常生活を勘案すれば、私ども県議会としても知事の御判断は重く受けとめなければならないと考えております。

次に、県民の皆様には利便性の向上を求める声も多いと思います。

新会社には、経営の効率化と利便性の向上といった、一見相反する要素を両立させなければならないといった大きな責務が課せられます。自治体から10億円もの予算を投入しようとする新会社には、その重みを十分認識し、安定かつ持続的な経営に取り組んでいただかなくてはなりません。

知事は、県民が求める利便性の向上について、「路線やダイヤの再編、系統の番号化表示によるわかりやすい公共交通の実現、バスや電車が低床車両に切りかえられることなどによるバリアフリー化の進展」を挙げられ、さらに「県民はもとより、観光客にとっても使い勝手のよい公共交通となることで本県の観光ポテンシャルを押し上げ、ひいては地域経済の活性化にもつなげることが可能となります」と本会議において答弁されました。

私どもは、その実現のためには、経営陣による経営計画の着実な実行は無論のこと、何よりも新会社の従業員の皆様の自覚とやる気が重要ではないかと考えます。

県議会公共交通問題調査特別委員会でも招聘した両備ホールディングス株式会社の小嶋光信

会長は、路線バスや電車などの運輸交通会社再建の手腕を高く評価されております。小嶋氏の手法には、再建の鍵は現場にありといった姿勢を強く感じます。運転手のスキルアップに積極的に取り組むことでさまざまな経費の削減を実現していますし、何よりもお客様に対するサービスの精神を徹底して実践されておられます。

このことは、新会社の従業員のやる気を引き出し、その姿勢を正当に評価することができる経営者の手腕と熱意、こういったものが重要であると示唆をしているのではないのでしょうか。

副知事は本会議において、「経営陣には既成概念にとらわれない斬新で柔軟な発想が求められます。そうした相応の経験や知識を有する人材を広く受け入れていくということも大事な視点」だと、このように答弁されました。私はこれらに加え、従業員のやる気を引き出す手腕も、重要なポイントとしていただくことを要請しておきたいと思います。

従業員の意識改革に向けた積極的な取り組みが求められますが、新会社の経営にこのような姿勢を強く反映させるお考えはないか、副知事にお伺いします。

次に、新会社における従業員の雇用は職種ごとにどのような規模になるのか、理事にお聞きします。

また、雇用は誰が一義的な責任を持って進めるのか、またお客様サービス意識の持ちようなどを採用時に勘案すべきではないのか、この点は副知事にお聞きします。

また、新会社に移行するに当たっての人員削減の規模、削減の手法はどうか、また、それに伴う退職者に対する何らかの対応は行政として考えるのか、あわせて副知事にお聞きいたします。

次に、新会社の従業員の勤務条件の改善要求に関して、一株主の範囲を超えて使用者として

の責任を問われるおそれはないのか、また労働組合の賃上げ要求に対して、最大株主としてどのように対応するお考えか、副知事にお聞きします。

統合される各社においては、運転手を例にとりましても賃金に格差があります。同じ職種で賃金に格差が生じるとすれば、同一労働同一賃金の原則に反し、違法となる可能性があるのではないのでしょうか、理事にお聞きします。

また、各社の現状は、県内の平均賃金や同業他社の賃金と比べても相当低い水準であります。出資者として新会社における賃金水準をどう考えるのか、また金融機関からの債権放棄、及び自治体からの公的支援を受けて発足するわけにありますので、従業員から待遇改善を求める声が上げられた場合、県民感情に照らしてどのような判断をするのか、以上、副知事にお聞きいたします。

次に、新会社に対する自治体の財政負担についてお聞きします。

出資する関係市町村から、新会社発足後のさらなる財政支援について懸念の声が上がっていることは、本会議でも、私も申し上げたとおりであります。この点について、理事は次のように答弁されました。

「今回の再構築スキーム案では、統合による経費節減や増収対策により、統合初年度には路線バス事業では前年度比でおよそ1億円の収支改善がなされる計画となっております。現行の補助制度に基づく全体の補助額はおよそ4億1,000万円と試算されており、そのような補助を受けても統合初年度でおよそ8,000万円の事業者負担額が生じる見込みとなっております。(中略) 路線ごとの収支や採算性をしっかり把握した上で、公益性があり、地域が維持することが必要と判断した路線につきましては、行政として守るという考え方のもとに、その対応について関

係市町村と協議をしていく」とのことでありました。

また、「キロメートル当たりの経費の違いなどによりまして、便数などのサービス水準が同じであるにもかかわらず、市町村負担が増加することが見込まれております。このような理由から、補助金につきましては再構築検討会でも問題提起されておりますし、市町村からも見直しの要請を受けておりますので、今後のあり方について市町村とも協議をしてみたい」とも答弁されました。

ただ、これでは、関係市町村の不安を拭うには至っていないと言わざるを得ません。現に関係市町村の議会議員の方々からも、そういった声が私たちにも寄せられております。

新会社発足後、さらに関係市町村が求められる財政負担額を、現時点において個々具体的に見通すことは困難だとは思いますが、県の考え方についてより具体的に御説明いただけませんか、理事にお聞きします。

また、答弁にありました補助金を新会社に投入しても、なお初年度に生じる8,000万円の事業者負担額については、どのような処理スキームが考えられるのか、理事にお聞きいたします。

また、新会社の経営に対して、関係市町村がしっかりと物を申せる場合はモニタリング会議になるようではありますが、その概要と位置づけ、責務と権限、開催頻度など、同会議についてのより具体的な説明を理事にお聞きいたします。

理事は本会議答弁で、「統合によるコスト削減は、大きく分けて事業経費の見直しと、組織構造の効率化、子会社に対する費用構造の見直しの3点から成っております」と述べられました。「具体的には、事業経費の見直しとして、燃料調達の見直しや営業拠点の集約に伴う固定資産税の減、ITシステムの見直しや清掃・整備コストの見直しなどの経費の軽減による削減効果で

およそ5,000万円、組織構造の効率化では管理部門の適正化などによる削減効果によりおよそ1億1,000万円、子会社に対する費用構造の見直しでは清掃業務など子会社への各種委託業務や要員の見直しによる削減効果によりおよそ5,000万円、つまり、この合計で2億1,000万円の削減効果が見込まれるとのことであります。

これら見込まれる削減効果に加えて、私どもは従業員の意識改革によるコスト削減という視点を忘れてはならないと考えます。

先ほども触れましたが、両備ホールディングス株式会社の小嶋会長は、社を挙げて従業員の意識改革に取り組むことで、コスト削減と利便性の向上を同時に実現しておられます。例えば、バスの運転手への技能講習を徹底し、乗客へのサービス向上は無論、事故の発生件数を激減させています。このことは損害保険料の削減につながっていますし、また技能講習ではアクセルとブレーキペダルの使い方も徹底指導し、乗客へのサービス向上、そして経費の削減につながっておられます。従業員にとって、それらはやらされているではなく、進んでやっているといった意識に基づいてなされております。

私どもは、コスト削減に向けた再建計画の重要性は十分理解、認識しておりますが、その計画に実効性を持たせる鍵は現場にあると確信をしております。立派な再建計画を立てても、従業員の意識がポジティブに変化しなければ、仏つくって魂入れずとなるのではないのでしょうか、副知事にお伺いいたします。

最後に、冒頭にも申し上げましたとおり、県中央地域における県民の皆様の日常生活を勘案すれば、私ども自由民主党として尾崎知事の判断は重く受けとめ、適切な判断をしなければならないと考えております。

また、さらに、新会社が取り組む事業再生計画の進捗状況はもとより、福祉の視点、まちづ

くりの視点から、高齢化社会における公共交通のあり方について、調査と検証に努めなければならないと考えておりますことを申し添えまして、以上、自由民主党からの質問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 武石議員の御質問にお答えをいたします。

土佐電鉄及び高知県交通の両社株主総会で新会社発足について承認されたことを受け、どういった感想を持っているかお尋ねがございました。

土佐電鉄、高知県交通の株主の皆様には、再構築検討会から提案のありました再構築スキーム案をお認めいただくという大変重い御判断をなされましたことにつきまして、まず心からの敬意を表させていただきたいと思っております。

これまで土佐電鉄については110年、高知県交通については70年という長きにわたって支えてこられた両社の株主の皆様にとっては、本当に苦渋の決断であられたことと思っております。

また、両社を愛し、中央地域の公共交通を担ってこられた社員の皆様もまた、さまざまな思いを胸中に抱いておられるのではないかと思います。

今回の両社の株主総会での決定を受け、中央地域の公共交通の一元化に向けて一歩前進することになりましたことは、これまで長年にわたり県政上の大きな懸案課題であり続けただけに、私にとっても大変感慨深いものがあります。

この間、県議会の公共交通問題調査特別委員会で大いに御議論をいただき、大きな方向性を示していただくなど、多くの皆様の御尽力がありました。多くの皆様の思いにより、多くの皆様の力によって、今日を迎えることとなったものと思っております。

このたびの再構築の取り組みは、県内の公共

交通にとっての大きな転換点であり、今回のスキーム案に沿った行政の出資をお認めいただければ、新会社は、行政が全額出資する県民の会社となります。

今、私としては、株主の皆様の方々の決断の重さや社員の方々の思い、さらには公共交通の持続的な発展を望まれる県民の皆様方の思いを重く受けとめて、将来にわたって持続可能で利便性の高い公共交通システムをつくっていかねばならないとの思いを改めて強くしているところでございます。

私からは以上でございます。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) まず、株主総会がどのような状況だったのか、また、それについてどういった所見を持っているのか、お尋ねがございました。

両社の株主総会の状況につきましては、高知県交通の株主総会では、出席株主からは特に御発言がなかったようですが、土佐電鉄の株主総会においては、「県民の足を守るためには統合は仕方ないが、株主の権利が消滅するのは納得がいかない」、「今までの経営陣の態度は傲慢だった。しっかりと手を取り合いながら利用者目線で経営する必要がある」、「コスト削減や合理化で本当に黒字化が図れるのか。積極的な利便性向上策が必要」などといった厳しい御意見や御要望があり、中には、社長が県の出身であることへの批判や経営責任を問う声もあったとお聞きしております。

それに対し、片岡社長からは、株主としての権利を消滅させ、約110年の土電の歴史に幕を閉じることは大変心苦しく申しわけない、将来にわたり持続可能な公共交通を構築し、孫や子供の代まで県民の足を守りたい、補助金凍結の危機的状況の中で就任をし、信頼回復に努めてきた、今後も粉骨砕身、頑張るなどと、株主の方々

に対し重ねて理解を求められたと聞いております。

その結果、両社とも株主の方々に今回の再構築スキーム案について承認していただいたわけですが、私としても、長年公共交通を支えてきた会社に幕を閉じるという苦渋の決断をされた、両社の株主の皆様に対しましては、心から敬意を表したい思いでございます。

株主の方々の御意見や御要望は真摯に受けとめ、できる限り新会社に反映させていき、持続可能な公共交通を構築していくことが、県を初め、関係機関の責務であると考えております。

次に、従業員のやる気を引き出すための取り組みや、従業員の意識改革についての積極的な取り組みが求められるが、そのような姿勢を新会社に強く反映させる考えはないかとのお尋ねがございました。

再建計画を軌道に乗せ、利用者にとって満足度の高い公共交通としていくためには、議員御指摘のとおり、従業員のやる気を引き出す取り組みや意識改革が重要だと考えております。

新会社は、今まで以上に事業運営に対して厳しい目が注がれることになると考えられます。両社ともに、安全・安心の確保につきましては、高いレベルで取り組みがなされており、新会社においても継続されるものと考えておりますが、利用者の満足度を高めていくためには、経営陣と従業員の皆様には、より一層高い意識を持って責任を果たしていただくことが必要となります。

経営陣におきましては、これまで以上に、例えば風通しのよい職場の中で、従業員の皆様の意見やアイデアが経営に反映されるといった前向きな気持ちを持って働くことのできる、努力が報われる労働環境づくりが求められると考えます。

県といたしましては、安全・安心な公共交通

の確保の土台となる従業員の意識改革や労働環境の改善について、定期的開催されるモニタリング会議の場などを通して、しっかりと確認、提案をしてみたいと考えております。

次に、雇用は誰が一義的な責任を持って進めるのか、お客様サービス意識の持ちようなどを採用時に勘案すべきではないのかのお尋ねがございました。

今回の再構築スキーム案では、会社分割の過程で、事業継続に必要な資産や従業員は新会社に承継されることとなっておりますので、原則として、社員の雇用は継続されることとなります。

一方、先日の議員の御質問に対してお答えしましたように、新会社は自治体が100%出資する第三セクターとなり、これまで以上に県民の注目は高まり、事業運営には厳しい目が注がれることとなります。

利用者の満足度を高めていくためには、接客、接客を含めた対応が重要になってまいります。改めて、そういった意識の向上などの徹底も事業者において図られるものと考えております。

次に、新会社に移行するに当たっての人員削減の規模、削減の手法、退職者に対する対応についてお尋ねがございました。

人員削減の規模につきましては、早期退職者を募集し、両社合わせて数十人程度になる予定とお聞きをしております。対象とする職種や規模、条件や募集開始時期等につきましては、現在、社内で最終段階での詰めた検討をしており、公表するにはもう少し時間が必要であるというふうにお聞きをしております。

次に、従業員の勤務条件の改善要求に関して、一株主の範囲を超えて使用者としての責任を問われるおそれはないのか、また労働組合の賃上げ要求に対して、最大株主としてどのように対応するのかのお尋ねがございました。

勤務条件や賃金改善要求といった労使関係の交渉等につきましては、経営者がある権限と責任において労働組合と行うものであるため、県が出資者となった場合であっても、株主である県が当事者としてかかわることはないと考えております。

次に、従業員の低い賃金水準をどのように考えるのか、また新会社が従業員から待遇改善を求められた場合、出資者としてどう判断するのかのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

両社の給与水準が、県外の同業他社や県内企業の平均と比較しても低い水準にあることは、これまでの再構築検討会の場でも説明があり、承知をしております。

給与水準は、事業展開をしていく上で、社員のモチベーションの維持、向上や人材の確保といった面からも重要な要素ではありますが、企業である以上、給与や処遇を向上させるには原資の確保、すなわち経営改善による利益の確保が前提となりますので、当面、経営再建途上にあつては、それを踏まえた対応をする必要があるのではないかと考えております。

最後に、立派な再建計画を立てても、従業員の意識がポジティブに変化しなければ、仏つくって魂入れずになるのではないかとのお尋ねがございました。

議員の御指摘のとおり、従業員の皆様にポジティブで前向きな気持ちを持って働いてもらうことは、最も大切な視点であると思っております。

さきに開催された再構築検討会の場において、土佐電鉄の社長から、従業員の皆様は一連の問題に悔しい思いをしながらも、安全・安心、サービスの向上に懸命に取り組んできたというお話を聞き、私自身、強く印象に残っております。今後は、新しい会社として出発することになりますが、そういった思いを忘れずに、それぞれ

の仕事に前向きに励んでいただけるものと思っております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) まず、新会社における従業員の雇用は職種ごとのどのような規模となるのかとのお尋ねがありました。

このたび、それぞれの株主総会におきまして、両社の経営統合が承認されましたので、10月1日の新会社設立に向けまして、バスや電車の許可の承継や運行管理や経営管理体制、営業戦略などのさまざまな準備が本格的に進められることとなります。

現在、両社の実務者レベルで、新会社への事業承継に向けての準備が進められているところでございます。7月中旬までには、新会社設立委員会が設置される予定ですので、役員構成や職種ごとの配属人数など、新会社の体制については、その場で協議、決定されることとなります。

次に、新会社において、同じ職種で賃金格差が生じた場合の法的な面での問題についてお尋ねがありました。

新会社における給与体系は、統合時においては、土佐電鉄及び高知県交通、土佐電ドリームサービスの現行の給与体系をそのまま持ち寄ることとしているとのことでございますので、当面は3種類の給与体系が併存することとなります。給与制度の構築、一本化は、制度の均衡や利害の調整に一定の時間が必要となりますことから、専門家の助言を受けながら、3年程度の時間をかけて進める予定とお聞きしております。

なお、一時的に複数の給与体系が存在することについては、法的な問題がないことは確認をしているとのことでございます。

次に、市町村の今後の財政負担額についての

考え方についてお尋ねがありました。

市町村の財政負担は、今回の出資のほかは、不採算バス路線に対する運行補助がございます。路線バスにおける国庫補助路線につきましては、制度設計上、路線の収益や乗客数が減少することにより、国や県と比べ、市町村の負担する補助金額が増加するものとなっております。

近年の利用者の減少により、平成25年度の国庫補助路線における市町村の負担額はおよそ2億円となっており、県の負担額1.2億円を上回っている状況にあります。今後の路線バスを取り巻く厳しい環境を踏まえますと、今後さらに市町村の負担額はふえていくことが予想されますことから、市町村からも負担軽減の要望がなされてきているところです。

こうした状況を踏まえまして、複数市町村をまたがる広域的・幹線的路線につきましては、国の支援を得ながら県と市町村で支えるとの考えのもとに、補助金の負担のあり方について、市町村の御意見もしっかりお聞きしながら、ともに具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、4億1,000万円の補助金を新会社に投入してもなお統合初年度に生ずる8,000万円の事業者負担額については、どのような処理スキームが考えられるのかとのお尋ねがありました。

補助金を受けても、なお生じる路線バス事業の事業者負担額につきましては、事業者は、他の事業部門の利益でカバーするなど、会社全体で収支を整えるとの考え方で対応してまいりました。今後とも、そうした考えのもと、事業者において路線ごとの収支や利用状況をしっかり把握していただき、それに対応した利便性の向上や増収対策などによって収支の改善を図っていただくことが必要と考えます。

そういった前提のもとに、公益性の高い路線で、最大限の経営努力によっても維持すること

が困難な路線につきましては、路線ごとの収支や会社全体の収支の状況も踏まえ、行政として支援することが適当かどうかについて、当該市町村を交え、協議をしていくことになると考えております。初年度に生ずる見込みの事業者負担額は、そうした考えのもとに1路線ごとに精査をし、必要と判断したものについては、行政として支援していくこととなります。

最後に、モニタリング会議の概要と位置づけ、会社経営における責務と権限、開催頻度など、同会議の具体的な内容についてお尋ねがありました。

モニタリング会議は、新会社が利用者の皆様にとって使い勝手のよい公共交通システムを提供できる経営体となるように、経営状況や事業再生計画の進捗状況を定期的にモニタリングをし、チェックをしていく予定でございます。

モニタリング会議は四半期ごとの開催を予定しており、会社からは事業再生計画の進みぐあいなどを報告していただくというもので、出席者は株主や取引金融機関を想定しております。

県といたしましては、株主の立場から、この会議を通して、事業再生計画を実施する上で重要なポイントとなる増収対策や、対策を実施する上での課題につきまして状況を把握しますとともに、公共交通の利便性の向上等の観点から、関係市町村とともに必要な対策を検討するといった対応を行っていきたいというふうに考えております。

○16番（武石利彦君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

私も、昨日は路面電車に乗ったんですけども、定時性とか、それから運転手さんの接客態度なんかは非常にいいなというふうに思いました。それから保線作業に当たっておられる皆さん、それから路線バスの運転手さんあたりも、お互いに挨拶もいいし、私は感じがいいという

印象を持っています。それから定時運行もしっかりやられていると思うんですけど、やはり幅広く県民の皆さんのお声を聞くと、私が思っているような人ばかりじゃないぞというような声も聞きますし、その辺、新会社に引き継ぐに当たってのいろんな課題があるかと思いましたが、従業員の意識改革というようなことも、大きなテーマとして挙げさせていただきました。

繰り返しになりますが、金融機関の債権放棄、それから多額な公的支援によって発足する新会社でありますから、経営者、従業員一丸となって、そういった意識を持って、しかも伸び伸びと前向きに、ポジティブにこの新会社の維持、運営、経営に携わっていただきたい。県も株主というお立場でそういった姿勢を貫いていただくように、ぜひそういう姿勢で対応していただくようお願いをして、私からの一切の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 37番吉良富彦君。

（37番吉良富彦君登壇）

○37番（吉良富彦君） 日本共産党を代表して御質問をさせていただきます。

土佐電鉄と高知県交通の両社の株主総会が6月27日に開かれ、両社を統合する議案がそれぞれ承認されました。これによって、本県の公共交通を担い、県民の足を守ってきた両社の歴史は幕を閉じることとなりました。

県が設置した中央地域公共交通再構築検討会での合意が、結果的に引導を渡すこととなったわけですが、両社の果たしてきた歴史的役割や、両社と人生をともにしてきた従業員、そして愛着や思い出を持つ県民に対して知事はどのような思いをお持ちか、まずお聞きいたします。

中央地域公共交通再構築検討会で合意された統合に向けた再編スキームでは、新会社は巨額の行政の出資、税金投入を前提にして経営がな

されることになっています。投入する額は、県と関係12市町村、それぞれ5億円ずつ、合計10億円。新たな公金を支出するには、県民への説明責任が不可欠であります。

まず明らかにすべきは、新会社への出資者として、今まで以上に経営に対して責任を持つ立場になる、県自体の指導監督能力に対する県民の不信にどう応えるかであります。

なぜならば、暴力団問題に至るまでの土電の組織、経営体制上の問題点について、昨年5月から7月の2カ月間調査を行った外部調査委員会は、「土電は元会長の個人商店的な状態であった」、「元会長及び元社長に対する取締役・監査役による監視・牽制が機能していなかった」、「経営陣のコンプライアンスに対する意識・理解が欠如している上、諸規程も整備されていない」などと結論づけ、これらへの是正が喫緊の課題だと指摘をしています。

しかるに、長年、県の職員を退職した者が土電の役員や監査役についている上に、今議会、我が党の米田議員の代表質問に対し副知事が答えたように、「平成21年度からは、専任の理事職を置き、高知県公共交通経営対策検討委員会を設置するなど公共交通事業者、県民代表も交え、積極的に議論を行い、事業者に対する助言、提案などを行ってまいりました」というにもかかわらず、わずか2カ月の外部調査委員会の調査で指摘されたコンプライアンスの諸規程がないことなどを含め、気づいていないか、気づいていても適切な指導監督などには至っていないということから、さきの事態を迎えたとも言えます。

副知事は、適正に対処してまいりましたと答えていますが、このようなことを見逃す程度の調査・指導監督能力しかないようでは、5億円も出資する新しい会社の経営に対するチェックなどできないのではないかとというのが、県民の

率直な気持ちであります。

平成21年度から設置した専任の理事職及び高知県公共交通経営対策検討委員会は、期待されるに十分な機能は果たしていなかったと考えますが、その原因を県はどう把握しているのか、また、そのことを、新会社に対する県としての指導監督にどのように生かすおつもりなのか、お聞きをいたします。

副知事は、「新たな再構築スキーム案は、全額行政が出資する、いわば県民の会社となりますので、県が出資という形でかかわっていくことになれば、これまでの立場に加え、県民の声をしっかりと伝えるなど、株主としての役割と責任を果たしてまいります」と述べられました。しかし、具体的にどのような手法で、役割と責任を果たすおつもりなのか、以下、副知事にお聞きいたします。

一般的に、株式会社にあつては、持ち株が過半数を超える比率を有していると、普通決議で取締役や監査役を自分の思いどおりに選任することができ、会社の日常業務について、ほとんど全てのことを決定することができます。さらに、3分の2以上の持ち株比率を有していると、特別決議で定款の変更や減資などの会社の重要方針を決議することもでき、まさに会社を支配することができます。50%を出資するとする県は経営陣に関する議決権を持つわけですので、経営への発言力は非常に高まることとなりますが、35%を持つ高知市を初めとする関係市町村との意思疎通を図り、最大限の合意を得ることが大切になってくると考えます。

関係市町村とはどのような組織的協議を経ながら、7月中旬に設立される新会社設立委員会に臨み、出資行政としての総意を反映させていこうとお考えか、お聞きをいたします。

次に、副知事は、これまでの立場に加え、県民の声をしっかりと伝えると述べています。株式

会社ではなく一部事務組合ならば、従前同様、それぞれの自治体から組合議会に議員を選出することで民意の反映を促すこととなります。今回は、株式会社への出資となり、地方公営企業法などの対象となりません。

どのような手法でもって経営に県民の声をしっかり反映しようとお考えか、お聞きします。

次に、議会との関係についてお聞きします。

県が出資比率25%以上の団体は、議会に対して決算報告を行わなければなりません。しかし、それは、議会として組合議会に議員を選出して、経営に関する議決に直接かかわることではございません。

再編スキームの進捗状況や新会社の四半期ごとの決算報告など定期的な経営報告などを、議会に対して行わせるべきだと考えますが、お聞きをいたします。

この間、国の相次ぐ交通運輸の規制緩和政策の推進によって、鉄道、バスの路線廃止など地域公共交通が衰退し、自家用車を利用できない高齢者等、移動が大きく制限される移動制約者が増大しています。自動車中心の交通政策により交通事故や環境問題の発生などの弊害も生まれ、さらに高速ツアーバス事故を初め、公共交通機関事故も相次いでいます。

昨年の11月の交通政策基本法の成立に続き、この5月、今後の地域公共交通に直接影響をもたらす地域公共交通活性化法の一部が改正されました。そこでは、人口減少や高齢化を考えると、運輸政策の側面からの対策だけでは対応できないということで、まちづくりと一体化したコンパクトな公共交通の再編、持続可能な地域公共交通網の形成、当該計画の策定主体に都道府県を追加と、県の役割が新たに明記されました。福祉・医療計画と交通計画、福祉部局と運輸部局の適切な分担によってまちづくりと新会社の経営を後押しする取り組みが、県に求めら

れていると考えるものです。

これらの流れをどう交通政策に反映させ、新会社の経営に活かしていくのか、お聞きをいたします。また、高知県公共交通維持活性化対策フォローアップ委員会の積極的な位置づけをどう図っていくのかも、お聞きいたします。

社員の労働環境など待遇面についての考え方を尋ねた我が党の米田議員に対し、副知事は、「新会社設立委員会など、社内において協議、検討されるものと承知をしております」と、第三者的な答弁を行っています。

しかし、昨年11月、交通政策基本法の審議を行った衆議院国土交通委員会で、政府は、「運輸事業に従事する交通関係労働者の処遇の改善ということは、交通機能の確保向上それから交通安全を確保する上で非常に重要な課題だというふうに認識している」と、事業基盤の強化や人材育成などの中に労働環境の改善も含まれるとしっかり位置づけていることを見ても、県として、労働者の処遇向上に向けた提案を新会社設立委員会にしっかり行うべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。

実ワッパ時間が労働時間、この言葉は、先日、土佐電鉄の電車運転手や県交通バスの運転手の労働実態についてお聞きしたときの言葉です。実ワッパとは、電車やバスのハンドルを握っている時間だけが勤務時間としてカウントされ、次の電車に乗務するまでの待機時間は勤務時間から外され、認められていないということです。業務上の連絡、次の乗務員への引き継ぎに必要な時間などがあっても、それは労働時間から外されて、長時間拘束の勤務が強いられています。交通運輸の現場においては、運行従事者の肉体的、精神的な状態、技術力が安全運行に直結します。

国土交通委員会での審議を紹介するなど、労働者の賃金、労働条件の適正化こそ安全確保の

必要条件であることを新会社設立委員会で明確に示し、労働環境改善を図るよう県として求めるべきだと考えますが、お聞きいたします。

多くの欧米先進諸国では、公共交通を公的な助成で支えているケースがほとんどです。住民の交通権を保障し充実させるには、地方自治体の積極的関与が重要であり、それを保障する人材、財源が必要です。地域公共交通など交通政策が進んでいるフランスの交通政策にかかる予算は2兆円にも上りますが、政府の地域公共交通確保維持改善事業予算は300億円と、余りにも少な過ぎます。

人と環境に優しいまちづくりを進め、地域公共交通の整備拡充を図るための予算増額を、県として国・政府に求めるべきだと考えますが、お聞きをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 吉良議員の御質問にお答えをいたします。

まず、土佐電鉄と高知県交通の両社の果たした歴史的役割や、両社と人生をともにしてきた従業員、そして愛着や思い出を持つ県民に対してどのような思いを持っているのかとのお尋ねがありました。

土佐電鉄は、明治36年の設立以来110年にわたり、戦前から戦中の激動の時代を経て戦後の高度経済成長まで、本県の産業の発展とともに歩んでこられました。今でも、県民からは、とでんの愛称で親しまれておりまして、路面電車、バスは県民の通勤や通学を支えております。路面電車はその存在、これが高知の観光資源ともなってきました。

高知県交通は、昭和19年に設立をされ、70年にわたり、赤バスの愛称で県民に親しまれてきました。かつては県内津々浦々まで路線が張りめぐらされ、文字どおり県民の足として親しまれてきたところでございます。

今回、そうした歴史のある会社を清算するという御判断がなされていこうとしているわけですが、この間、県民の足を守るため、御苦勞されてきた両社の株主、役員、従業員、OBなど、御関係の皆様方にとって、会社の歴史に幕が閉じられるのは、万感の思いがあるのではないかと思います。この思いを受けとめていかなくはなりません。特に株主の皆様の大変重い御判断に対しまして、心から敬意を表したいと思います。

このたびの再構築スキーム案は、多額の債務のもとに経営が立ち行かなくなっているという現実を見据え、多くの関係者の理解と協力のもとに取りまとめられたものであります。新会社が、将来にわたって持続可能な公共交通となりますよう、県といたしましても、今回の関係者の皆様の思いを引き継ぎ、県民の期待に応えるためにしっかりと役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通の整備拡充を図るための国の予算の増額を、県として政府に求めるべきだと御指摘についてお答えをいたします。

交通政策基本法及び関連法では、国民の日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等を、国や自治体が積極的に行っていくことや、地方公共団体が先頭に立って、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークサービスの形成を推進することが求められております。

今回の再構築スキーム案は、使い勝手のよい公共交通を目指し、路線の再編に加えて、系統の番号化や乗り継ぎ制度の充実などの取り組みを進めていく計画となっておりますし、また、乗りかえ拠点の強化なども必要となつてこようと思われまふ。実施に当たりましては、相当の整備費用が必要となると考えられますことから、今後、関係市町村等を含む関係者との協議を進めながら、必要となる補助制度の拡充や予算増

額等について国に対して積極的に提言をしていきたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) まず、専任の理事職及び高知県公共交通経営対策検討委員会は、期待されるに十分な機能を果たしていないとの御指摘と、そのことを踏まえた上での新会社に対する県としての指導監督についてお尋ねがございました。

交通運輸政策担当理事職につきましては、県民の暮らしや産業の振興を図る上で不可欠な交通運輸システムに関する事項を総合的に推進するため、平成21年に設けた職であり、交通や物流の仕組みの課題を洗い出し、対策を講じるという役割を担ってまいりました。

職の設置以来、JALの名古屋線の廃止や、中山間地域において深刻となった住民の移動手段の確保という課題、お話にありました公共交通の経営対策の検討など、なかなか前が見通せない課題が山積しておりましたが、昨年3月にはFDAによる名古屋線が復活したほか、中山間地域では多様な移動手段の実現が進んできました。また、公共交通経営対策検討委員会での検討や答申、県議会公共交通問題調査特別委員会での御説明など、これまでさまざまな検討や取り組みを重ねてきておりました中央地域の公共交通の課題は、このたび土佐電鉄、高知県交通の経営統合という形で大きく動き出しました。このことは、この間の地道な取り組みが実を結んだものと考えており、私は評価をしております。

お話にありました土佐電鉄の一連の問題への対処は、県としての通常の交通事業者に対する指導、助言の範囲を超える、極めて特別なケースではございましたが、この間の対応は適切なものであったと考えております。新会社につき

ましては、県が出資することになりますので、持続可能な公共交通スキームの実現に向け、県としての責任、権限の範囲でしっかりとかわっていき考えでございます。

次に、新会社設立委員会への対応について、関係市町村とどのような協議を行い、その総意を反映させるのかとお尋ねがございました。

新会社設立委員会は、新会社の役員構成や社名、社内組織体制などの重要事項を協議、決定する予定としております。したがって、県や高知市だけでなく、株主となる関係自治体全体の意思を反映させていくことが重要だと考えております。

現時点では、関係12市町村のうち、9市町村の議会で、新会社への出資がまだ審議されておられませんので、確定したことは申し上げられませんが、全ての市町村で承認されれば、速やかに県と関係12市町村の意見交換の場を設け、今後の対応について協議してまいりたいと考えております。その上で、自治体としての総意を県と高知市で新会社設立委員会に反映させていきたいと考えております。

次に、どのような手法でもって新会社の経営に県民の声を反映しようと考えているか、また経営状況の議会への定期的な報告をするべきかどうかとお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

新会社の事業再生計画の実施状況などにつきましては、関係市町村と連携し、四半期ごとに開催予定のモニタリング会議にて、経営者と協議していくことを考えていますので、こういった場で、県やそれぞれの市町村に届いた利用者の意見などを経営者に伝え、反映していくことになると考えております。

また、再生計画の進捗状況や経営状況は、現時点では、担当部局から所管の委員会に定期的に御報告をさせていただきますとともに、その

場で賜った御意見は新会社へお伝えをしていきたいと考えております。

次に、福祉・医療計画と交通計画は、どう新会社の経営に生かしていくのか、また高知県公共交通維持活性化対策フォローアップ委員会の位置づけについてお尋ねがございました。

本年5月に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律では、交通政策基本法の基本理念にのっとり、地方公共団体が中心となってまちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築することが求められております。今後、新会社において具体的なバス路線再編の作業に入っていくこととなりますが、その際には、これらの法の精神を踏まえ、まちづくりの視点や、高齢者や障害者など交通弱者の円滑な移動の確保といった視点を、反映することができるような仕組みを考えていく必要があるのではないかと考えております。

現在、県では、路線バスや路面電車、鉄道など各交通機関ごとに、具体的な課題と取り組み項目、目標を設定した公共交通維持活性化プランカルテを作成し、実施機関みずからによる検証と、お話にございました公共交通維持活性化対策フォローアップ委員会による検証、評価を行い、その意見等を事業者の経営や取り組みに反映させるシステムを導入しております。

新会社では、経営の安定化を図るため、利用促進策や増収対策に積極的に取り組むこととしておりますが、その進捗管理や点検評価に当たっては、フォローアップ委員会の活用を図っていく中で外部の客観的な意見等をしっかりと取り組みに反映させ、新会社の経営改善の実効性を高めてまいりたいと考えております。

次に、労働者の賃金や労働条件の適正化こそ安全確保の必要条件であることを新会社設立委員会で明確に示し、労働環境改善を図るよう求めるべきとお尋ねがありました。

先日の米田議員の御質問に対してもお答えいたしました。交通安全事業者にとって、安全・安心な運行の確保は何よりも優先されるべきものですし、そのための人材の育成や労働環境の整備の必要性については、論をまたないところであり、十分に意を用いてまいります。

今回の検討会におきましても、両社の社長が、社員の安全・安心に対する意識の高さは主張されておられましたし、厳しい経営状況の中にあっても、運行の安全・安心に関する投資には特に意を用いてきたとお話もございました。このようなことから、現在、社員の皆様の安全・安心な運行の確保についての環境と意識は十分に備わっているものと受けとめております。

給与に関する考え方につきましては、先ほど武石議員の質問でお答えをいたしました。そのほか労働条件等に関して、同業他社と比較して著しく環境が異なるというようなことがあれば、新会社設立委員会で検討の俎上に上がるのではないかと考えております。

○37番（吉良富彦君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

この地域交通というのは、私たちが一番日常的に利用する交通でして、暮らしと密接に結びついているわけです。しかし、今この地域交通が、高知県あるいは高知市中心の中央地域だけじゃなくて、全国各地で大きな岐路に立たされていると。そしてその再生、拡充に向けた取り組みも見られてきております。

四国の中でも、高松市などはまちづくりで機能をまとめたり、あるいは先進的には松山市だと言われておりますが、それぞれの県庁所在地での取り組みも進んでいると思います。片や、先進県と自負をしている本県ですので、ぜひともこの高知県において、地域活性化に向けて交通網、日常の地域交通を守っていく、その先進例となるような取り組みを心から求めていき

いと思います。

過日、地域交通に詳しい高知工科大学の地域連携機構の研究員のお話を伺いました。これは路線バスじゃないんで、そのままその取り組みが当てはまるというわけじゃありませんけれども、高知県の果たしてきたこの四万十町に対する、コミュニティーバスに対する役割というのは、やっぱり非常に大きなものがあったと思います。そういう意味では、うんと蓄積を高知県はしているなということを感じております。

特に福祉的な役割を果たすようになって、地域の商店街の売り上げも伸びてきたというような具体的な効果も出ておりますので、ぜひこれらのことを、中央地域路線バスの改善に向けても位置づけていただいて、県民の足を本当に守っていただきたいということを切にお願いしまして、私の質問といたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 準備の都合により暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩



午前11時25分再開

○議長(浜田英宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑を続行いたします。

29番黒岩正好君。

(29番黒岩正好君登壇)

○29番(黒岩正好君) ただいま知事から追加提案がされました平成26年度高知県一般会計補正予算について、公明党を代表して質問をいたします。

中央地域における公共交通事業については、過去のバス事業の一元化議論や県議会での公共交通問題調査特別委員会での提言、高知県中央地域バス路線再編協議会での議論など、あらゆる

る機会を通じて検討がなされてまいりました。そして今般、中央地域公共交通再構築検討会での持続可能な公共交通スキームが提案をされ、事業者、金融機関、自治体が、それぞれの立場で大きな判断が求められ、27日に開催をされました2社の株主総会で承認されるなど、土佐電鉄110年、高知県交通70年の歴史に幕を引く、県政上の大きな懸案課題が新しいスキーム案によってスタートしようとしています。これまで御尽力をされてこられた皆様方に敬意を表するものであります。

さて、昨年成立しました交通政策基本法や関連法では、地方公共団体が先頭に立って、まちづくり等と一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークの再編を目指すこと等が求められておりますが、本県の場合、これまで、このような視点が大変欠けていたのではないかと感じております。

まちづくり等と一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークの再編についてどのようなイメージを持たれ、高知市や関係者との協議を今後どのように進めていくのか、知事にお伺いをしたいと思います。

また、交通政策基本法の第12条や27条では、関係者の連携及び協力、協議の促進等が示されております。路線バスや路面電車の運行を維持するために、県民、利用者の理解を促しております。

今後、積極的な公共交通機関の利用促進について県民にどのような広報啓発を行っていく考えか、中山間対策・運輸担当理事に伺いたいと思います。

関連する12市町村の中で、6月定例議会で1市2町の出資予算議案が承認をされております。出資予算議案の審議の中で、どのような論議がなされたのか、また高知市を初め、7月に臨時議会で対応予定の9市町村議会の判断をどのよ

うに認識されているのか、中山間対策・運輸担当理事に伺います。

7月中旬に発足が予定をされている新会社の設立委員会はどのようなメンバーを想定しているのか、また新会社がスタートする10月1日に向けたスケジュールはどのように考えているのか、中山間対策・運輸担当理事に伺います。

次に、統合後の新会社に関して伺います。

新聞報道によると副知事は、「県民が(統合に)納得してもらえようような結果がすぐ欲しいという思いがある。10月1日に『あっ、変わったね』というものを幾つか示せないかと。難しい面もあるが、そういうものも必要なのではないかと語られておりますが、どういうイメージを想定して言われたのか、副知事に伺いたいと思います。

県は、新会社に非常勤の取締役を派遣するとしておりますが、県庁のどのような立場の職員を考えているのか、また県はどの程度経営に関与していくのか、さらに出資した自治体からの派遣の計画をしているのか、計画をしておれば、どのような立場での派遣を考えているのか、副知事に伺います。

四半期ごとに経営状況等を株主等に報告するモニタリング会議を開催することとなっておりますが、議会や県民に対する説明責任はどのように考えているのか、副知事に伺います。

利用促進・増収対策案については、両社の社員で構成をした検討チームで、新たな増収対策の実現可能性や効果の定量化を行っているようですが、再構築検討会での議論もそこに力点が置かれた議論がなされてまいりました。

そこで、現在検討されている増収対策についての認識をどのように持たれているのか、副知事に伺います。

本社機能を現在の土電本社に移すようですが、来る南海トラフ地震による津波や長期浸水が予

想されている地域であるため、リスクが高いことが想定をされますが、どのような対策を考えているのか、副知事に伺います。

土電と県交通2社の子会社15社については、基本的には新会社が承継するとの報道がされております。全て100%出資の子会社と思われますが、新会社の経営への影響をどう判断しているのか、中山間対策・運輸担当理事に伺います。

土電の子会社の中には、自治体の指定管理者制度により、現在指定管理者として業をなしている子会社もあるようです。県、市町村が株主である新会社としてスタートするに当たって、子会社が官公庁の入札や指定管理者などに参加、落札、受注することは民業を圧迫し、公正な競争を妨げかねない懸念いたします。

法的、道義的に問題はないのか、また民業圧迫の概念についてどのような見解を持っているのか、副知事に伺いたいと思います。

新会社の事業に利用しない資産は、旧会社で売却し、借入金の返済に充てる計画とされています。土電では約1億円の不動産、県交通では約12億円の不動産とされています。

早期に売却し、借入金の返済に充てなければなりません。その見通しや今後のスケジュールはどうか、またそれらに対応する職員はどういう立場の人が担うのか、中山間対策・運輸担当理事に伺いまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 黒岩議員の御質問にお答えをいたします。

まちづくりなどと一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークの再編についてどのようなイメージを持ち、また高知市や関係者との協議を今後どのように進めていくのかについてお尋ねがございました。

今後、人口減少や高齢化がさらに進む中で、高齢者など交通弱者の交通手段やコンパクトシ

ティー化の基盤として、公共交通が果たす役割はより一層大きくなってまいります。

再生計画では、利用者の利便性向上を図るとともに、ネットワーク全体としての使い勝手のよさを目指すこととされており、県民の皆様や県外からの観光客にとっても、わかりやすく使い勝手のよいものとなりますように、取り組みを進めていこうとする計画となっております。

こうした取り組みを実効あるものとするためには、路線バスと電車との重複の解消などを図るとともに、乗り継ぎ割引制度の拡充や系統番号制の徹底、さらに全体を支えるバスターミナル機能の強化など、県民の皆様にとって使い勝手のよい公共交通システムをつくり上げていく具体的な努力が必要だと考えております。またあわせて、このことを通じて、観光客にとっても使い勝手のよい二次交通システムを構築するよう意を用いてまいりたいと考えております。この際、中央地域の公共交通システムの構築は、御指摘のように、まちづくりという、より大きな取り組みの一部でもあるという視点を大事にしていくことが必要だと考えておりました、コンパクトシティー化の視点のもと、東西軸エリア活性化プランなどの中心市街地活性化の取り組みとも整合を図っていく必要もあるものと考えております。

今後は、このような視点に立って高知市や関係者との協議を進め、国の制度活用の可能性も探りながら、できるだけ前倒しで実施することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) まず、積極的な公共交通機関の利用促進について県民にどのような広報啓発を行っていくかとの

お尋ねがありました。

公共交通の維持、活性化のためには、公共交通事業者の経営努力はもちろんですが、県民の皆様にも、公共交通をこれまで以上に積極的に御利用いただく必要があると考えております。

これまで県の広報としましては、県職員がみずから率先して公共交通の利用促進に取り組むための520運動の実施に加えまして、マスメディア等の協力を得て県民の皆様へ公共交通の利用促進を呼びかけますとともに、各種割引サービスや県内各市町村での移動手段確保の取り組みの御紹介などを行ってまいりました。

今後は、これまでの県民の皆様に対する利用促進の啓発活動を継続してまいりますとともに、両社の社員で構成する対策チームで取り組んでいる利用促進対策などを県民の皆様にも周知するなどの取り組みを支援してまいります。

さらに、新会社が取り組む利用促進策について、観光振興部や観光コンベンション協会とも連携をし、観光パンフレットへ公共交通を用いた観光スポットへのアクセス方法や企画商品などの取り組み事業などを掲載することで、県民の皆様はもとより観光客の皆様に対する広報啓発活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、関係市町村における出資予算議案の審議状況について、6月定例会で承認された市町の審議の内容と、7月の臨時議会で対応予定の9市町村議会の判断をどのように認識しているのかのお尋ねがございました。

関係する12市町村のうち、これまでに本山町、いの町、須崎市の議会で審議が終了し、新会社への出資について御承認をいただいております。

一連の審議においては、株主総会前に出資を議決することはいかかなものかといった意見や、新会社では路線の見直しなどについて住民の意見を聞いてもらえるのかといった質問がありま

したものの、それぞれ特に反対の意見はなく採決されたとお聞きをしております。

残り9市町村におきましても、執行部には、再構築スキームの必要性と、事が急がれますことへの理解をいただいていると認識をしておりますので、7月に予定されていますそれぞれの市町村臨時議会において御理解がいただけるように、今後とも市町村への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、新会社設立委員会のメンバーと、新会社がスタートする10月1日に向けたスケジュールについてお尋ねがありました。

先日、両社の株主総会で再構築スキーム案が承認されましたことから、今後、県及び関係自治体の議会において新会社への出資が承認されますと、再構築スキーム案に係る全ての関係者の合意が調うこととなります。

新会社を10月1日からスタートさせるためには、事業者には早急に許認可手続を進めていただく必要がありますが、その内容としましては、路線バスや路面電車などの運行に関するもの、空港販売や旅行業に関するものなどがあり、広範囲にわたる膨大な作業が必要となるとお聞きをしております。

7月中旬には、新会社の役員構成や社名、社内組織体制などの重要事項を協議、決定するため、新会社設立委員会が立ち上がることとなっております。そのメンバーにつきましては新会社の取締役候補者や主要株主の予定者である高知県と高知市などが想定されており、開催頻度などの今後の進め方につきましては作業の進みぐあいを見て決めていくことになるというふうに聞いております。

県といたしましては、この委員会に参画するほか、許認可手続等に係る国との調整など、10月1日の新会社の設立に向けた取り組みを支援してまいります。

次に、子会社を承継することによる新会社への経営の影響をどう判断しているかとお尋ねがありました。

土佐電ドリームサービスは、土佐電鉄、高知県交通とともに統合され、その他のバス事業を行う子会社4社につきましては、現状のまま新会社の子会社となる予定です。その他の子会社10社につきましては、原則として株式は新会社が承継するものの、具体的には、それぞれの子会社の経営状況などにより、今後、個別に判断していくことになるかと聞いております。

承継する子会社の経営状況が、新会社へ影響を与えるといったことは特にないと聞いておりますが、新会社の経営陣には、子会社の管理を含めての経営戦略が求められることになるものと思っております。

最後に、両社の不動産の売却の見通しや今後のスケジュールと、それらに対応する職員についてお尋ねがありました。

新会社に承継せず旧会社で売却する予定の不動産につきましては、一部売却手続に入っているものもありますが、11月1日の旧会社の解散後、会社法に基づく特別清算手続に入り、順次処分する計画となっております。

承継しない不動産につきましては、両社統合の話が一気に進んだこともあり、現在のところ、まだ具体的な売却の見通しはついていない状況だとお聞きしております。

なお、高知県交通の一宮営業所につきましては、当面の間は新会社のバス置き場として利用するため、売却は2年後の平成28年10月以降になる見通しです。

また、こうした業務に当たる担当者につきましては、先日の両社の株主総会におきまして、土佐電鉄では総務部長が、同じく高知県交通では常務取締役が、それぞれ清算人として選任されております。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) まず、私が、10月1日に「あっ、変わったね」というものを幾つか示せないかとの趣旨でお話ししましたことについてどういうイメージを想定していたのかのお尋ねがございました。

今回の再構築が、本当の意味でよかったと言われるには、多くの人に利用されるがゆえに持続可能な公共交通にならなければならないと思っております。そのためには、一日も早く、県民の皆様はもとより、観光客にも利用しやすくなったと実感してもらえる状態をつくり、さらには県民の皆様にご利用したいと思っただき、また実際に利用していただくことで、応援、支援してもらえるようになることが大切だと考えております。

具体的なイメージの一つとしては、バス路線の系統番号化の実現です。複雑でわかりづらいとお話のある路線バスの行き先や路線が、一目でわかるように早くならないか、また、割引サービスなどの実施を前倒しにできないかなどの思いを、再構築検討会の場で申し上げたところです。

今後、関係市町村の出資が承認をされますと、新会社の設立作業が具体化していくと思っておりますが、利用促進策や増収対策につきましては、さらに検討を加えていただくとともに、県民の皆様に、使いやすくなった、今まで使っていなかったけれどこれなら使いたいと言われるよう、可能な限り前倒しで実現していただきたいと考えていますし、県としても必要な支援を行っていきたくと考えています。

次に、県や自治体の新会社への職員派遣についてどのように考えているのか、また県がどの程度経営に関与していくのかについてお尋ねがございました。

新会社の経営体制につきましては、7月中旬

にも設置される予定の新会社設立委員会で協議検討がなされることとされております。委員会の場では、県は、県民の声や県の施策を新会社へ反映させる株主として、また、交通事業者を支援する行政といった両方の立場で新会社にかかわっていくものと考えています。

県として、県が出資する会社に経営参画する場合は、お話のありましたように非常勤取締役として参画するケースが多く、それも一つの方法だと考えておりますが、どういった形がよいか、現在検討を重ねております。

なお、県としても検討している段階でありますことから、市町村とはこの件について、まだ話ができておりません。

次に、議会や県民に対する説明責任はどのように考えているかのお尋ねがございました。

このたび設立される新会社については、新会社の事業運営状況を四半期ごとにチェックするモニタリング会議を開催する予定となっており、県も株主としてこの会議に参画していく予定ですので、県としましては、所管の常任委員会において定期的に会議の概要を報告し、委員からいただいた意見等は会社に伝えることにより、新会社の経営や利用者サービスの向上に反映させていきたいと考えています。

次に、現在検討されている増収対策の認識についてお尋ねがございました。

これまで両社が取り組んでこられた主な増収対策としては、パーク・アンド・ライドの実施やICカード「ですか」の導入、65歳以上の方を対象にした運転免許自主返納者特割の実施、小学生を対象にしたサマーキッズ定期券の実施などがございます。両社は、これらの事業によって利便性の向上や潜在需要の開拓などに取り組んでおり、中でもパーク・アンド・ライドはおよそ4,000万円余りの実績が上がっており、両社の増収に大きく貢献をしております。

一方で、2社がそれぞれ独自に行ってきたその他の施策に関しては、大きな効果は得られていないとお聞きをしております。

今後の増収対策の検討に当たっては、これまでの施策に加え、まず大きな取り組みとして、県民や観光客にとってわかりやすく使いやすい路線再編とあわせて、系統番号化、乗り継ぎ制度の充実、さらにはバス停や観光パンフレットへの表示に取り組むこととされています。このことは、利用を促進する上で大変重要なことと考えております。

また、既存顧客への深掘りのための対策や、交通弱者や観光客への新たなアプローチとして小学生や高齢者フリーパス等を実施することでサービスの向上を行い、需要の拡大、ひいては増収につなげていくとの考えが示されています。こうした対策は、費用対効果の精査や事業可能性調査、パイロット調査などを実施し、施策の有効性を確認しながら実施に移すこととされております。

県としましては、今後とも新会社となるメリットを生かし、利用者ニーズに対応した増収対策をさらに検討し、充実させていただきたいと考えています。

新会社の行う増収対策は、再生計画を確実に進めていく上で大変重要な要素となります。そのため、新会社設立後には、定期的開催されることとなるモニタリング会議を通して、増収対策の検討状況や実施状況、課題などを確認してまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震によるリスクが高いことが想定される、現在の土佐電鉄本社に本社機能を移すことについての対策についてお尋ねがございました。

土佐電鉄、高知県交通の両社の現在の本社所在地は、いずれも南海トラフ地震による津波被害が予想されることから、万一の場合の事業継

続リスクが想定されますが、両社の実質的な債務超過が明らかとなり、早急な対策を行わなければ、路線バスや電車の運行がストップすることが想定される中で、現実的な問題として、路面電車の車庫などの施設等の移転先を選定することは困難であること。また、バスと電車の拠点を分散した場合には、施設や設備の維持コスト、人員配置など、ダブルコストが発生し、新会社の経営に与える影響が大きくなることなどの問題がありますことから、現実的な選択として、土佐電鉄本社への拠点集約を決定したものです。

そのため、南海トラフ地震への対策としましては、まずは取り急ぎ、災害発生時における早期の復旧や事業の継続を図るための事業継続計画、いわゆるBCPを策定することが必要と考えております。具体的には、現在、土佐電鉄が策定しているBCPをベースに必要な見直し等を加えるなどによって、新会社の発足までには新たなBCPを策定するよう、今後事業者と協議をしてまいります。

最後に、新会社の子会社が官公庁の入札や指定管理者などに参加、落札、受注することは法的、道義的に問題はないのか、また民業圧迫の概念についてどのような見解を持っているのか、お尋ねがございました。

まず、民業圧迫の考え方でございますが、一般的には、同種の事業を行う自治体などの公共部門と民間部門との間で、公正な競争が確保されず、民間の事業者は不利な競争を強いられることであると認識をしております。

官公庁の行う入札や指定管理者の選定に当たっては、第三セクターは優遇されるものではなく、その取り扱いは、通常の民間企業と変わるものではございませんし、これまでも第三セクターが入札や指定管理者へ参加している例も多くあると承知をしております。

したがいまして、新会社が行政の出資する第三セクターやその子会社であっても、官公庁の入札や指定管理者の選定などにおいて公正な競争は確保されておりますことから、法的、道義的にも他の事業者への民業圧迫にはならないと考えております。

○29番（黒岩正好君） それぞれ答弁ありがとうございました。

まず、理事にお伺いをしたいと思いますが、設立委員会のメンバー、どういう人を想定しているかという通告をしておりましたが、明確な答弁がありませんでした。7月の中旬に発足するであろうと言われているこの設立委員会のメンバーについては、もう打診もされているでしょうし具体的な名前も決定されているんじゃないかと思いますが、この場で明確な想定された人が答弁できればしていただきたいと、まず思います。

それとあと、本社機能について、副知事にですが、確かに現在のこれからスタートする新会社については、電車の基地もあります。そういうことで、当然そういう考え方ということはよく理解できますし、3年目にはバス機能も棧橋に移ると、こういうことも答弁をされているわけでありまして、実質、そういうことで棧橋の今の土電本社が全ての機能の中心、本社ということになるわけでありまして。

先ほど、今、計画をしている土電としてのBCP計画に対して新たに追加すべきことについて、あればするというような答弁もあったと思うんですが、現在のBCP計画の中で、新会社として今後取り組んでいく上で課題的なものがあるかどうか、そのあたりがあれば、こういう面をもう少し改善しなきゃいけないとかということ答弁いただければと思います。

それから子会社でございますが、現行の会社であれば、それはもう当然そういうことも理解

できますが、自治体100%出資の新会社ということになりますと、官公庁の入札等に参入して指定管理者ということで受注を受けた場合に、先ほど民業圧迫じゃないという答弁がありました。が、どうしてもやはり、客観的に県民目線で見ると利益相反関係にあるんじゃないかと、こういうことも懸念をするわけでございまして、そのあたりの具体的な皆さん方の声もよくお聞きしたいと思います。特に、やはり公共交通に関する子会社であれば理解はされると思いますが、全く異業種の会社でありますから、それが果たして、そういう先ほどの答弁のようなものに匹敵をするのかということ非常に懸念するわけですが、再度、そういう面の答弁をいただければと思います。

○中山間対策・運輸担当理事（金谷正文君） 設立委員会の構成メンバーの件でございますが、先ほど副知事のほうからお答えさせていただきましたように、今、検討中ということでございます。会社のほうは、現在検討会で、報告書にもございましたように、社長、専務という方を中心に構成メンバーとして考えられておるといふふうにお聞きはしておりますけれども、それ以外のメンバーにつきましては現時点ではまだ決まっております。

○副知事（岩城孝章君） BCPにつきまして、細かな点での、現時点での土佐電鉄のBCPというのは、私自身細かくチェックをまだしておりません。ただ、被害想定というのは日々いろんな意味で変わってくるものですから、そうした被害想定を的確に反映して、BCP——事業継続計画ができるように、県としてもしっかりサポートしていきたいというふうに思っております。

それと、新会社の入札等に参入、受注する場合、これは最初答弁でもお答えしましたが、第三セクターとして、ほかの事業でも、参加をし、

受注できたもの、また受注できないもの、数多くございます。きっちりとしたプロポーザルでそれぞれ点数化することによって、受注する場合はそうしたものをきっちり評価もしてやっておりますから、そこら辺は、引き続きそういうことで対応していきたいと思っておりますので、直ちにこれが民業圧迫につながっていくということは、先ほどお答えしたように、考えておりません。

○29番（黒岩正好君） いよいよ新しい公共交通の体系がスタートしようとしているわけですので、どうか県民の皆様方に、本当によかったなどと、こう言っていただけるような、そういうさまざまな今後の御努力をお願いいたしまして、私の質問といたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 33番坂本茂雄君。
（33番坂本茂雄君登壇）

○33番（坂本茂雄君） 県民クラブを代表いたしまして、ただいま議題となりました追加提出議案第20号の中央地域公共交通新会社出資金に関する補正予算案に関して、土佐電鉄と高知県交通の会社統合と中央地域公共交通再構築について質問させていただきます。

最後ということで、これまでも相当数の質問項目が出されておりますので、できるだけ重複は避けたいと思うんですけれども、重複する部分についてはお許しを願いたいと思います。

私は、第3回中央地域公共交通再構築検討会以降、ずっと会を傍聴してまいりましたけれども、議論の当事者として、事業者、金融機関、自治体、県民・利用者という4者の主体がりましたが、この議論への県民、利用者の関与が十分に見受けられなかったことを懸念し、時には県民、利用者不在の議論に終始しているのではないかとさを感じたこともありました。

6月に、私が2度開催した県民との県政意見

交換会の場合でも、まだ十分に県民の皆さんの理解も深まっていないことも明らかになり、土電、県交通統合新会社の経営主体は誰なのか、路線の見直しなど利用者にとって住民の足としてのメリットを感じられる提案をしてほしい、補助金頼みではない経営改善を求める、割高感のある料金設定が引き起こす利用者減という悪循環の解消を求める、土電には過去にも県職員OBなどが天下ってきても経営改善につながらなかった中で、相変わらず新会社にも県から役員を送ることに対する責任をどのように考えているのかなどの意見や懸念が出されておりました。その意味からも、本定例会で県民、利用者の視点からの質疑が行われたことは、少なからず県民の皆さんの理解も得られることになったのではないかと考えています。

そして、27日の株主総会で出された意見や思いも踏まえて、順次質問をさせていただきますが、これまでの答弁の中で見受けられた、新会社設立委員会で協議検討されることになるだろうというスタンスではなく、当然その委員として参画する以上、そこにどう臨むかということも含めて、責任ある答弁を願っておきたいというふうに思います。

まず、統合後の利用者増加などの課題についてお聞きします。

新会社設立後も、利用者減少前提であらゆることが想定されていますが、利用者増加に転じさせるための抜本的な施策こそが必要だと考えています。

4月3日の検討会資料「これまでの経緯・高知県の公共交通を取り巻く環境」には、高知県の交通手段の特徴は、公共交通の利用割合が低いというもので、高知都市圏交通手段構成では、自動車が2007年には59%、約6割を占め、電車、バスは2%にとどまっています。この状況から自動車利用を減少させる方向へと転じなければ、

小手先の利用促進策では抜本的な改善にはつながらないのではないかとこのように思います。

先ほど来答弁のあっております、現在でも行われているパーク・アンド・ライド用の駐車場や駐輪場の増設、さらには高齢者の運転免許自主返納者特割の拡充など自家用車への過度の依存を改める県民運動なども踏まえた県の施策を見出すことで利用者増加を図る決意はないのか、知事の御所見をお伺いします。

また、県民、利用者に支援をお願いする上で、今回の統合を機に今まで以上の利便性と安全性の確立がなされた公共交通機関としての役割を果たしていくことが可能となるということが強調されてきましたが、新会社発足に当たって、必ずしもその前提が明らかになっているとは言いがたいのではないかと思います。その意味では、そのことをチェックしていくことが、積極的に公共交通機関を利用していただくなど、住民参加型での公共交通の維持の協力を求められる県民、利用者の関与の保障として確立されるべきだと思います。

モニタリング項目とチェックの仕方、直接の県民の意見反映の機会保障などのスキームはどのように想定されるのか、副知事にお伺いいたします。

さらに、利用促進、増収施策の実施に向けたロードマップの策定は、あくまでも両社社内の検討チームによるものであり、その御苦労に対する敬意は表すものの、当面の間、運賃引き上げはしないことなど、利用者の声を反映させた施策の補強と、さらに項目によっては、現状より前倒しするための可能性について検討していただくことができるのか、副知事にお聞きします。

次に、新会社移行における幾つかの課題について中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。
まず、金融機関が放棄するのは無担保債権で

あると説明されてきましたが、承継される37億円の借入金の担保としては、不動産担保または人的担保など、どのようなものがあるのか、お尋ねします。

また、4月28日付の中央地域公共交通再構築スキーム案の検討に関する資料にある金融機関に検討いただきたい支援内容として、今回具体化した26億円から28億円の債権放棄に加えて、事業再生途上の会社に対する適切な金利の設定という項目がありますが、これは実現していただくめどは立っているのか、お尋ねします。

さらに、産業競争力強化法の認定を受けることによって登録免許税の税率軽減など、新会社への資産移転コストが削減されるとのことが、先日、武石議員に答弁されました。会社分割による他の不動産移転登記や不動産取得税などの資産移転コスト削減効果はないのか、あるとすれば、どれだけの削減効果が生じるのか、あわせてお尋ねします。

次に、先ほどの黒岩議員の質問と重なることにもなりますけれども、財産処分の関係について副知事にお尋ねします。

その前提として、交通政策基本法第3条第2項があるということ踏まえて御答弁をお願いしたいというふうに思います。

交通政策基本法第3条第2項には、「交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、大規模な災害が発生した場合においても交通の機能が維持されるとともに、当該災害からの避難のための移動が円滑に行われることの重要性に鑑み、できる限り、当該災害による交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復に資するとともに、当該災害の発生時における避難のための移動に確実に対応し得るものとなるように配慮しなければならない」とあります。

営業拠点の集約として、路面電車部門は現在地でやむを得ないかもしれませんが、バス拠点

や本社機能を含めて棧橋地区に集約化するの、災害対策からすれば、リスク分散ということも含めて、望ましい方法なのかどうなのか、改めてお尋ねいたします。もし、それでも、どうしても棧橋地区への集約化を図るといのであれば、新会社の電車、バスの拠点や車両そのものが発生時間帯によっては、南海トラフ地震によって失われるということを想定したBCPも策定の上、新会社は発足する必要があるのではないかと、またそれらを考慮した上で財産処分の方角性は決められたのか、あわせてお伺いします。

次に、先週の質疑でも、そしてきょうでもありますけれども、従業員のモチベーションの問題が取り上げられ、副知事も、社員の労働環境など待遇面についても、新会社設立委員会などで協議検討されるとの答弁をされていますが、従業員の処遇の課題について副知事にお尋ねします。

これまでも、移行段階で確保される従業員のめどとして、700人程度は必要という関係者のコメントが報道されていましたが、雇用の継続について、労働組合との丁寧な話し合いが求められると思いますがどうか、まずお聞きします。

また、給与水準については、4月3日の検討会資料「土佐電気鉄道（株）と高知県交通（株）の現状」によりますと、土電と県交通を平均した給与と、県外と同業他社と比較すると58%から85%にとどまり、県内企業平均との比較でも84%にとどまるなど、給与水準は大きく抑制されてきたことが明らかになっています。

私は、これ以上のしわ寄せはモチベーションを維持できないことになるかもしれないの思いをしておりますが、とりわけ路線再編においては、それを機会に人件費抑制を掲げているだけに、そのことによって、さらに給与水準の低下をさせることなどないよう協議検討していただきたいと思いますが、御所見をお伺いします。

次に、県が出資者として責任ある立場を果たす上での新会社経営体制のあり方について知事にお尋ねします。

26日の副知事答弁で、第三セクターの責任の曖昧さの要因として幾つか挙げられた中、職員の選任が充て職で行われるなど、職務権限と責任に見合う人選になっていない場合があることや、行政からの人的・財政的支援を当てにしがちとなることなどが挙げられていましたが、これまでに土電の幹部職員として就任された県庁OB職員は適材適所であったと評価されているのでしょうか。

27日の株主総会で明らかになった設立準備会社の監査役に、また県庁OBがつくということなどを聞くにつけ、懸念される第三セクターの責任の曖昧さの要因を払拭する本気度に疑問を持ってしまう。

県が出資者として今後の新会社経営に参画することとなる以上、新役員体制に県職員が加わることとなるとと思いますが、充て職ではなく、OBポストでもなく、現役職員が片道切符で乗り込むなど、無責任体制を懸念させない手法が考えられるべきだと思います。

どのような姿勢で新会社設立委員会における役員体制協議について臨むのか、御所見をお伺いします。

最後に、土佐電鉄、高知県交通両社統合議論の契機となった要因とその今後について、知事にお尋ねします。

この間の報道では、両社とも資金が枯渇し、7月には資金ショートすら起こしかねない状況があったとの報道もありましたが、今回の議論をこれほど加速化させた背景には、それほどの窮境要因を招いていたことを、県として承知していたからこそ議論を急いだのではないのでしょうか。だとすれば、議論の発端となった要因でもある土佐電鉄元会長、社長によるコンプライ

アンス違反が表面化していなくても、両社統合問題には着手していたのかどうか、お伺いします。

最後に、第4回中央地域公共交通再構築検討会において、土電が4月3日付で提出した「報告書＝今後の経営の考え方等について＝」の中の領収書発行問題についての項で、「引き続き前会長への連絡と要請を続け、今後、新たな事実等が判明すれば、その時点で『中央地域公共交通再構築検討会』にご報告をいたします」としていますが、このことは、新会社発足で立ち消えになるものではないと思います。この問題は、新会社への承継課題であると受けとめてよいのかどうか、御所見をお伺いいたしまして、第1問とします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、自家用車への過度の依存を改める県民運動なども踏まえた県の施策により利用者増加を図る決意はないかとお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、高知県はその地理的要因もありまして、自動車依存度が高いという状況にあり、これまで公共交通の利用促進に向け、いろいろな取り組みが行われてまいりましたが、年々高まる自家用車への依存の度合いを食いとめることはできておりません。

そうした中におきましても、パーク・アンド・ライドにつきましてもは一定効果が上がっております。現在、両社合計7カ所の拠点で、利用可能台数365台に対して321台、年間を通じて321人の方が自家用車から電車、路線バスに乗りかえて御利用いただいているわけでありまして。

今回の再生計画案では、路線の再編や運行頻度の改善、乗り継ぎ制度の充実や系統番号化などによりまして、ネットワーク全体としての使い勝手のよさの向上を目指すと同時に、子育て

世代や高齢者などの交通弱者に対する割引制度など、各種サービスの充実についても取り組みを進めていく計画となっております。

使い勝手のよさを向上させることにより、観光面で大きな課題となっております二次交通に対応できるようにして、観光ポテンシャルを上げていく取り組みも、利用者を増加させる上では重要かと考えております。

現在、両社の社員で構成される利用促進・増収対策検討チームが立ち上がって、これらの計画の具体化に向けた取り組みを行っているとお聞きしております。県としても、高知市と一緒に、できる限り取り組みをサポートしていく必要があると考えております。

基本的には、自家用車への依存の度合いを食いとめていくためにも、新しい中央公共交通システムが利用者の皆様にとって利便性の高いものとなるよう努力をしていくということが大事だろうと、そのように思います。

ただ、そういう前提の上において、一定の過度の依存を改める県民運動、これも必要かと思えます。平成22年から、520運動の取り組みを始め、まず隼より始めよとの思いから、毎月5日と20日、こちらにつきましてもは、県職員が自家用車やモーターバイクでの通勤を控え、公共交通を利用して通勤しようという運動を始めており、またテレビ、ラジオのCMや新聞広告により、広く県民の皆様にも周知を始めたところでございます。さらに広報について工夫を凝らすなど、県としましても利用者増を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、これまで土佐電鉄の県庁OB職員の評価について、また、どのような姿勢で新会社設立委員会における役員体制協議に臨むのかとお尋ねがございました。

県庁OBの評価ということですが、

充て職ではなく、一企業の役員のことでありまして、評価を申し上げる立場にありませんが、時々状況の中で、それぞれの思い、御努力があったのではないかと思います。

新会社の経営には、県としても何らかの形でかかわっていく必要があると考えておりますが、どういった形がよいかにつきましては、現在、検討を重ねているところであります。

新会社設立委員会は、新会社の経営方針や役員構成など会社の重要事項を決定する場でございます。県としては、県民の声や県の施策を反映させる株主としての立場と、交通事業者を支援する行政の立場から、委員として協議に加わっていくことになると考えております。

次に、両社の窮境状況を県として承知していたからこそ議論を急いだのではないかと、また土佐電鉄元会長、社長によるコンプライアンス違反が表面化しなくても両社統合問題には着手していたのではないかとのお尋ねがありました。

両社の統合問題は、これまで何度か公的な場でも議論もされ、また関係者間で具体的な話し合いもなされてきた問題であります。

両社の経営状況につきましては、補助金の交付申請等を通じて多額の借入金存在や、収入の減少で経営が厳しさを増していることは、県としても認識をしておりました。

また、一昨年の県議会公共交通問題調査特別委員会からの報告を受け、中央地域の公共交通の現状と課題を改めて洗い出す中で、事業環境において、条件面で恵まれているはずの高知市内の自主運行路線のおよそ6割が赤字路線となり、ここ数年、新たに補助を求める事例が増加していることから、今後の中央地域の公共交通のありように危機感も感じていたところであります。

そのような中、土佐電鉄からの要請を契機に再構築検討会が設置され、専門家による経営実

態が詳細に調査されましたことによって、危機感が差し迫ったものへと高まり、今回の結論を見たと考えております。今日に至る状況を考え合わせますれば、仮に土佐電鉄に関する一連の問題がなかったとしても、両社の経営状況の深刻さが増す中では、早晩、統合問題の議論に発展していたのではないかと考えております。

次に、領収書発行問題は、新会社発足で立ち消えになるものではないと思うが、新会社への承継課題であると受けとめてよいかとのお尋ねがありました。

いわゆる領収書発行問題は、土佐電鉄と元会長との間で、領収書発行に関する不適切な行為があったもので、土佐電鉄としては、かかわった個人及び組織としての責任は明確にした上で、現在は一方の当事者として、元会長に説明を求めていると承知をしています。

この問題に関しては、県議会においても、元会長に対して、政務調査費に係る調査への同意を求めており、今後も引き続き求めていくとお聞きをしております。

領収書発行問題は、法的な面からすると、現在の土佐電鉄に属する案件でありますので、新会社が設立された後は、清算会社が引き継ぐこととなります。このため、清算会社が元会長に対して、引き続き説明を求めていくことになるものになりますけれども、これまでの経緯を踏まえ、新会社の健全な経営につなげていくためにも、新会社は清算会社とともに事案の解明に取り組んでいくことになるものと理解をいたしております。

私からは以上でございます。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) まず、県民、利用者がチェックするためのモニタリングの項目とチェックの仕方、直接の意見反映の機会保障などのスキームについてお尋ねがございました。

新会社に設置されるモニタリング会議は、株主や金融機関が参加して、四半期ごとに経営状況などをモニタリングする予定となっております。

具体的なモニタリングの項目としては、まずは、今回の再生計画が主体的かつ確実に実施され、経営改善が進んでいるか、また今後も確実に進む見込みかがポイントとなりますが、事業執行体制、安全管理体制の状況や、安全性、快適性向上のための施設整備の検討及び実施状況、利用者サービスなどの利便性の向上を含めた増収対策の検討及び実施状況、さらにはその効果などが、参加者により確認されることが想定をされております。

また、新会社では、利用促進策や増収対策に積極的に取り組むこととしております。フォローアップ委員会の活用などを通して、外部の客観的な意見等をしっかりと取り組みに反映させ、新会社の経営改善の実効性を高めてまいりたいと考えております。

県としましては、このモニタリング結果について所管の常任委員会に御報告するとともに、委員の皆様のお意見等は会社にしっかりと伝えて、経営に反映させていきたいと考えております。

次に、利用促進、増収施策の実施に向けたロードマップにおいて、利用者の声を反映させた施策の補強や、また項目によっては、現状より前倒しにできるのかのお尋ねがございました。

県といたしましては、子育て世代や学生、高齢者等の県民のみならず、観光客にも喜ばれ、利用しやすい、そしてその結果、多くの人に利用されるがゆえに持続可能な公共交通ネットワークとサービスが提供できるまちづくりにつながるという、大きな視点を持って取り組んでいくべきと考えて、増収対策の協議に臨んでまいりました。

事業再生計画を着実に実行していくためには、これまで以上に利用促進、増収対策に力を入れていただく必要があると考えております。現在、利用促進・増収対策検討チームが発足しておりますので、今後はそういった場で絶え間なく検討、検証が加えられ、利用者にとって喜ばれる、効果のある対策がなされるよう期待をしております。

また、新会社設立後には、新会社による事業再生計画の履行状況を報告する場が設けられますので、新会社の事業運営状況などをチェックした上で、利用者の声を踏まえた増収対策、利用促進対策についても、実施に必要な経費や採算性などを考慮した上で、実施可否、時期などについて協議を行うこととなります。利用者を使い勝手がよくなったということを実感いただけるように、できる限り前倒しをして取り組んでいくよう、県からも要請をしております。

次に、棧橋へのバス拠点や本社機能などの営業拠点の集約が、災害対策からして望ましい方法なのか、またBCPを策定した上で新会社を発足する必要があるのではないか、それらを考慮した上で財産処分は決められたのかのお尋ねがありました。あわせてお答えをいたします。

新会社におきましては、統合による効率的な経営の実現やコストの観点から、営業拠点を一元化する方向で検討が行われました。その中で、棧橋の土佐電鉄本社も、高知県交通の一宮本社も、両方とも南海トラフ地震による津波被害が予想されることから、万一の場合の事業継続リスクが想定されましたが、現実的な問題として路面電車に関する施設等の移転が困難であること、拠点を分散した場合には施設や設備の維持コスト、人員配置などダブルコストが発生し、新会社の経営に与える影響が大きくなることなどの問題や、さらに時間的な制約もありますことから、現実的な選択として棧橋への拠点集約

を決定したものです。

災害発生時における早期の復旧や事業の継続を図るための事業継続計画、いわゆるBCPの策定は非常に大切で必要ですので、今後は、先ほど黒岩議員の再質問にもお答えしましたが、県として、南海トラフ地震に対する知見を十分に生かして、土佐電鉄が策定しているBCPをベースに必要な見直し等を支援していきたいというふうに考えております。

次に、雇用の継続について、労働組合との丁寧な話し合いが求められるかどうかのお尋ねがございました。

現在、準備が進んでいる新会社設立委員会が立ち上がれば、雇用や勤務条件等の話し合いが本格化することになります。新会社への移行に当たっての社員の雇用や処遇などについては会社側から十分な説明がなされ、労働組合とも必要に応じた話し合いがなされるものと考えております。

最後に、これ以上の給与水準の抑制は、モチベーションを維持できないおそれがあるということをご踏まえた協議検討をしていただきたいかどうかのお尋ねがございました。

事業再生計画では、路線再編を行い、効率化を図ることにより人件費の削減を図るとございますが、これは給与水準を引き下げるという意味ではなく、重複路線の見直しや効率的な路線の設定を行うことで、バスの運行経費に占める人件費の割合を下げるといった趣旨だとお聞きをしております。

武石議員にもお答えしましたように、社員のモチベーションの維持、向上や人材の確保といった面からも、給与水準は、事業展開をしていく上で重要な要素であります。給与や処遇面については新会社設立委員会で決定されることになると承知していますが、労使でしっかり話し合われるものと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) まず、新会社に承継される37億円の借入金の担保として、どのようなものがあるのかのお尋ねがありました。

新会社が承継する借入金のうち、有担保債権の担保の種類といたしましては、不動産と有価証券の物的担保のみとなっております、いわゆる個人保証などの人的担保の設定はないものとお聞きをしております。

次に、債権放棄に加え、事業再生途上の適切な金利の設定を実現するめどは立っているのかのお尋ねがありました。

再構築スキーム案では、取引金融機関に御検討いただきたい支援内容といたしまして、両社合計でおおよそ26億円から28億円の債権放棄、事業再生途上の会社に対する適切な金利の設定、その他、新会社が安定した経営基盤を確立するための必要な支援の3項目についての要請がなされております。

事業再生計画では、現行の金利を引き下げた形でスタートする計画となっております、事業者のお話では、金融機関から前向きに検討しているとの回答をいただいているとお聞きしております。

最後に、会社分割による不動産移転登記や不動産取得税など、資産移転コストの削減効果の有無と削減効果についてのお尋ねがありました。

一般的に、株式会社の経営統合の際に必要な資産移転コストとしては、新会社における不動産取得税と登録免許税がございます。

今回の再構築スキーム案で提案がありました共同新設分割による経営統合の場合、新会社に課税される不動産取得税については、今回の事例では、主要な資産、負債を新会社に承継すること、事業が引き継がれること、従業員の80%

以上が引き継がれることなど、要件を満たすことから非課税となる見込みです。金額に換算すると、およそ1億7,000万円の削減効果が見込まれます。

登録免許税につきましては、産業競争力強化法の認定を受けることによりまして税率が軽減され、およそ5,000万円の削減効果が期待できますので、今後、法の認定に向けて国との協議を進めていくこととしております。

○33番（坂本茂雄君） ありがとうございます。

まず1つ、棧橋地区への集約化の問題ですが、そのBCPを策定するという場合に、例えば発生時間帯によっては全ての車両が棧橋地区に集合しているというふうな状態の中で津波が来た場合に全てを失ってしまうと、そのことも踏まえたBCPになっているのかどうか。津波で全てを失った場合のことも想定した、先ほどの交通基本法の中で言われているようなことを、利用者に対して保障し得る、そういうものになっていくのかどうか、そのことが問われているのではないかとこのように私は思います。

そういったところも含めて、どのような検討がされているのかということをお伺いします。

それともう一つ、モニタリング委員会や、あるいは新会社の設立委員会において県民、利用者の声が反映されていくということなんですけれども、それはある意味、出資者の市町村を通じてということになると思うんですね、この仕組みでは。だから、もっと県民、利用者が自分たちの思い、あるいは提案をストレートに受け入れてもらえるような、そんな仕組みづくりというのができないのかどうか、そういうものを考えてもらいたいと思うんですが、その点についても副知事にお伺いして、以上、2問です。

○副知事（岩城孝章君） 棧橋地区での集約化について、その発生時間帯によって、全てが集

まっている時間帯というものは当然あるかと思いますが。その時間帯時間帯によって、例えばバスがその時点でどこにどういう形であるのかということも含めて、先ほどおっしゃられたように、それら全てが使えなくなる、回復するのに時間がかかるというようなことにならないような方策というのは、どういう方策が考えられるのかということも含めて、細かく今後検討していきたいというふうに思っております。今ある条件の中で最大限被害を少なくする、そうしたものを、いろいろ県も一緒に考えていきたいというふうに思っております。

それとモニタリングですが、市町村から意見というのは出てくると思います。そうした意味で、今、議員がおっしゃられましたような形、フォローアップ委員会でいろいろ市町村民、県民の意見を集約するような仕組みですね、そうしたものを、形を変えて、きっちり意見を把握するようなことができないかということは、現在考えておるところでございます。

○33番（坂本茂雄君） 実は我が家は、私も含めて誰ひとり運転免許を持っていないという、公共交通依存県民なんでございますけれども、もともと交通に関する基本法というのは、自家用車への過度な依存を改め、誰もが利用しやすい公共的な交通手段を確保することで新しい交通体系をつくらうというもので、背景には、私的モータリゼーションの進展への批判や、地方に顕著な公共交通の衰退、私も外へ出たいという障害者や高齢者を初めとする交通弱者の移動の自由の要求から生まれたものだというふうに思っています。

やはりそういうことを踏まえて、これからの中央地域公共交通再構築スキームを具体化していかなければならないというふうに思っていますし、知事もそのようにお考えだろうと思います。

いまだに十分に理解と納得ができていない県民、利用者も多くいる中で、その県民、利用者が真の主人公になるための交通政策のあり方についても、ハンドルさばきを間違えますと安全・安心・利便性が後退し、リスクの連鎖が生じることを懸念しています。そのような事故を起こすことのないよう、十分留意された丁寧なハンドルさばきを知事に求めておきたいと思いますが、最後に知事の決意をお伺いいたしまして、全ての質問といたします。

○知事（尾崎正直君） 結局、今回の出資をお認めいただきますれば、県民の皆様の会社ということになるわけです。ですから、県民の皆様にとって本当に利便性の高い会社にしていくためにはどうあるべきかということ、やはり徹底して追求していくということなのかなと、そのように思います。そのように行っていけば、利便性が高いのであれば、先ほど言われた、まさに法の精神にも沿うと思いますが、誰もが利用しやすい交通手段となるがゆえに、モータリゼーションに対する過度の依存ということも解消されるということになっていくのでありましょうし、利便性が高いということは、当然その前提に安全・安心を確保するということがあるわけでありまして、その点も確保されていくということなのかなと思います。

新会社において、利用者目線に立った、徹底した経営改善を全社一丸となって行っていけますように、そして我々も、株主として、また補助金を交付する行政主体として、しっかりそういうこととなるような役割を果たしていけるように、しっかりとしたハンドルさばきを行っていけるようにしていきたい、そのように考えています。

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、議案に対する質疑を終結いたします。

————— ∞∞∞ —————

議案の付託

○議長（浜田英宏君） これより議案の付託をいたします。

ただいま議題となっている第20号議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末281ページに掲載〕

————— ∞∞∞ —————

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明7月1日から3日までの3日間は委員会審査等のため本会議を休会し、7月4日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

7月4日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後0時36分散会

平成26年7月4日（金曜日） 開議第6日

出席議員

- 1番 金子繁昌君
- 2番 加藤 漠君
- 3番 川井喜久博君
- 4番 坂本孝幸君
- 5番 西内 健君
- 6番 西内隆純君
- 7番 弘田兼一君
- 8番 明神健夫君
- 9番 依光晃一郎君
- 10番 梶原大介君
- 11番 桑名龍吾君
- 12番 佐竹紀夫君
- 13番 中面 哲君
- 14番 三石文隆君
- 15番 森田英二君
- 16番 武石利彦君
- 17番 浜田英宏君
- 18番 樋口秀洋君
- 19番 溝渕健夫君
- 20番 土森正典君
- 21番 西森潮三君
- 24番 ふあ一ま一土居君
- 25番 横山浩一君
- 26番 上田周五君
- 27番 中内桂郎君
- 28番 西森雅和君
- 29番 黒岩正好君
- 30番 池脇純一君
- 31番 高橋 徹君
- 33番 坂本茂雄君
- 34番 田村輝雄君
- 35番 岡本和也君
- 36番 中根佐知君
- 37番 吉良富彦君
- 38番 米田 稔君

39番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎正直君
- 副 知 事 岩城孝章君
- 総務部長 小谷 敦君
- 危機管理部長 野々村 毅君
- 健康政策部長 山本 治君
- 地域福祉部長 井奥和男君
- 文化生活部長 岡崎順子君
- 産業振興
推進部長 中澤一真君
- 理事（中山間対
策・運輸担当） 金谷正文君
- 商工労働部長 原田 悟君
- 観光振興部長 久保博道君
- 農業振興部長 味元 毅君
- 林業振興・
環境部長 大野靖紀君
- 水産振興部長 松尾晋次君
- 土木部長 奥谷 正君
- 会計管理者 大原充雄君
- 公営企業局長 岡林美津夫君
- 教育委員長 小島一久君
- 教 育 長 田村壮児君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会
事務局長 福島寛隆君
- 公安委員長 島田京子君
- 警察本部長 小林良樹君
- 代表監査委員 朝日満夫君
- 監査委員
局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局長 浜口真人君
事務局次長 中島喜久夫君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君



議事日程(第6号)

平成26年7月4日午前10時開議

第1

- 第1号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第3号 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案
- 第4号 高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案
- 第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案
- 第7号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案

- 第11号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第12号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
 - 第13号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第14号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
 - 第15号 高知県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例議案
 - 第16号 権利の放棄に関する議案
 - 第17号 高知県新資料館(仮称)建築主体工事請負契約の締結に関する議案
 - 第18号 新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案
 - 第19号 県道春野赤岡線(浦戸大橋1-2工区)防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 第20号 平成26年度高知県一般会計補正予算
 - 報第1号 平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
 - 報第2号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
 - 報第3号 高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告
- 追加
- 第21号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案
- 追加
- 議発第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書議案
 - 議発第2号 国民健康保険制度の財政強化を求める意見書議案
 - 議発第3号 介護職員の処遇改善加算制度に関

する意見書議案

議発第4号 中小企業の事業環境の改善を求め
る意見書議案

議発第5号 慎重な農業改革を求める意見書議
案

議発第6号 「森林・林業基本計画」の推進に係
る意見書議案

議発第7号 地域林業・地域振興の確立に向け
た「山村振興法」の延長と施策の
拡充に係る意見書議案

議発第8号 慎重な参議院選挙制度改革を求め
る意見書議案

議発第9号 国会に憲法改正の早期実現を求め
る意見書議案

議発第10号 地域包括ケアシステム構築のため
地域の実情に応じた支援を求める
意見書議案

議発第11号 集団的自衛権の行使を容認しない
ことを求める意見書議案

議発第12号 地域経済と雇用を支える中小業者
への外形標準課税適用拡大に反対
する意見書議案

議発第13号 将来にわたる持続可能な公共交通
システムの確立を求める決議議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開
きます。



諸般の報告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。
各常任委員会から審査結果の報告があり、一

覧表としてお手元にお配りいたしてありますの
で御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の
規定に基づく専決処分報告がありましたので、
その写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会審査結果一覧表 巻末319ページ〕
に掲載



委員長報告

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第20号まで及び報第1
号から報第3号まで、以上23件の議案を一括議
題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長川井喜久博君。

（危機管理文化厚生委員長川井喜久博君登
壇）

○危機管理文化厚生委員長（川井喜久博君） 危
機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件につ
いて、その審査の経過並びに結果を御報告いた
します。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎
重に審査いたしました結果、第1号議案から第
4号議案まで、第6号議案、第8号議案から第
10号議案まで、第17号議案、報第1号議案及び
報第3号議案、以上11件については全会一致を
もって、いずれも可決または承認すべきものと
決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事
項について、その概要を申し上げます。

まず、議案についてであります。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」
のうち、地域津波避難計画点検委託料について
は、津波で浸水が予測される地域において、新

たに必要となるハード・ソフト対策を検討するため、地域の津波避難場所に昼間避難できる範囲、夜間避難できる範囲、夜間に要配慮者と同行して避難できる範囲をそれぞれ地図に示し、避難困難範囲を抽出するための図上点検を行うものであるとの説明がありました。

委員からは、新たに必要となるハード整備に対する県からの財政支援について質疑がありました。これに対して執行部からは、平成26年度中に市町村において予算化された事業は、市町村の負担がゼロで避難空間等の整備が実施できる津波避難対策等加速化臨時交付金の対象となる。それ以降は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波避難対策緊急事業計画に位置づけられた事業については、同特措法に関連して避難タワーなどの避難空間の整備ができるとの答弁がありました。

次に、地震火災対策事業委託料については、地震火災からの安全な避難のための3つの項目を検討するため、大規模火災の発生危険度が高い地域を抽出し、延焼、道路閉塞、消防活動に対する評価を加えた上で、モデル地域での避難対策などを検討し、地震火災対策指針を取りまとめるため委託するものであるとの説明がありました。

委員から、モデル地域として指定する箇所数について質疑がありました。これに対して執行部からは、1カ所をモデル地域として指定し、データの収集や住民からの聞き取りを行うとの答弁がありました。

さらに、委員から、さまざまな地域がある中で、1カ所で十分なデータがとれるのかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、モデル地域は1カ所であるが、木造住宅の密集市街地を想定しており、ほかの市町村においても予想される危険性や対策について、検討会で

意見をいただきながら指針として整理したいとの答弁がありました。

次に、地域福祉部であります。

第9号「高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案」について、当該基金は特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの整備に活用するものであるが、平成25年度までの事業実施期限が、国の補正予算の成立に伴い延長が可能となったことから、設置期間を1年延長するものであるとの説明がありました。

委員からは、高知県内の特別養護老人ホームの数は足りているのか、また入所が要介護3以上に制限されることを受け、今後どのような状況になると考えているのかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、今年度は第6期介護保険事業支援計画の策定年に当たり、市町村ごとに施設や介護人材など必要なサービス量を積み上げる中で、県内全域で必要となる施設数などが明らかになる。また、第5期計画で施設整備がかなり進み、これまで不足していた部分はある程度整備できている。今後は、施設入所と地域での居宅介護をうまく組み合わせて、必要となる介護サービスを提供していくとの答弁がありました。

別の委員からは、第5期計画の中で、特別養護老人ホームがどれだけふえたのかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、広域型の特別養護老人ホームが324床、小規模の特別養護老人ホームが174床、合計で498床の計画のうち、6施設407床が完成の見込みであるとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第4号「高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案」について、本条例は、教育委員会事務局人権教育課と文化生活部人権課が共管することとなり、そのうち人権教育課は、県立学校で

発生したいじめによる重大事態に係る事実関係について確認及び調査を行う高知県いじめ問題調査委員会を、また人権課は、同調査委員会での調査結果や、私立学校で発生したいじめによる重大事態の調査結果について再調査を行う高知県いじめ問題再調査委員会を所管するとの説明がありました。

委員からは、厳罰化にならないよう、調査結果を現場に生かす方法について、また再調査委員会と調査委員会との構成委員の違いについて質疑がありました。これに対して執行部からは、再調査結果の活用については、当該重大事態への対処及び同種の重大事態等の防止のために、知事部局や教育委員会でどのような対応ができるのか、事案に応じて検討する。また、委員会の公平性、中立性を確保するため、直接の関係者はもとより、調査委員会と再調査委員会の委員を兼ねることのないよう配慮し、第三者による調査機関として、県民から不信を招くことがないような委員構成にすると答弁がありました。

別の委員からは、再調査委員会委員に縁故者がいる場合には、ほかの専門家と交代するのか、また県内だけでは選定できる委員が限られているのではないのかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、委員はあらかじめ委嘱するのではなく、事案に応じて最適な委員をその都度委嘱することとし、必要に応じて県外の専門家にも委嘱すると答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

文化生活部から、坂本龍馬記念館リニューアル基本構想案について、平成24年3月の文化厚生委員会からの提言や平成25年11月に設置した基本構想検討委員会での検討結果を受けて、博物館機能を備えるとともに、立地条件を生かした魅力ある観光文化施設を目指すことをリニューアルの基本方針とするとの説明がありま

した。

委員からは、新資料館の開館や坂本龍馬記念館のリニューアル、歴史民俗資料館を充実していく中で、学芸員の数は十分足りているのかとの質問がありました。これに対して執行部からは、これらの施設運営を指定管理で委託している高知県文化財団には現在19名の学芸員がいるが、今後の体制については文化財団とも協議し、検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、重要な展示物の貸し出しを受けるためには、若い学芸員にもキャリアを積ませることが重要であるとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 商工農林水産委員長上田周五君。

（商工農林水産委員長上田周五君登壇）

○商工農林水産委員長（上田周五君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第15号議案、以上2件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、農業振興部についてであります。

次世代施設園芸団地の運営内容や現在の進捗状況、今後の予定等について執行部から報告があり、ことし4月にオープンした農業担い手育成センターとの連携による相乗効果により、先進技術の普及を加速化させる先導的な役割を持たせたいとの説明がありました。

委員から、担い手育成センターの研修生の方々は、高い目的意識を持って取り組んでいる。期待に応えられるよう、研修用の実証ハウスなど、

研修施設をしっかりと整備してもらいたいとの要請がありました。

さらに、委員から、次世代園芸施設の建設には、土地の基盤整備を初め莫大なコストを要するが、この技術や施設を県内に普及させるために、どのような支援を考えているのかとの質問がありました。これに対して執行部からは、次世代施設園芸団地はモデルとして位置づけているものであり、先進技術の普及については、既存ハウスへの普及もあわせて考えている。既存ハウスにも利用できる補助制度の創設を、この4月にも国に提言しており、今後も引き続き要望していきたい。また、県のレンタルハウス整備事業により、炭酸ガスの施用等を管理する環境制御装置とハウスを一体的に整備することもできるため、積極的に活用してもらうように周知を図りたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、施設内に設置する木質ボイラーの原料について質問がありました。これに対して執行部からは、コスト面からおが粉にする方向で事業主体と協議しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、おが粉については、ペレットに比べて輸送コストや乾燥に係る手間等の問題があると思われるので、技術的な面を含めて実施までに十分検討してもらいたいとの要請がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

高知県災害廃棄物処理計画案について、執行部から、災害廃棄物処理の基本的な流れと検討課題、計画の概要について報告がありました。

委員から、市町村が策定する処理計画に関して、県としてどのようにかかわっていくのかとの質問がありました。これに対して執行部からは、10月から予定しているブロック説明会などで、市町村の意見を聞きながら調整を進めたいと思っている。また、一部事務組合等との協議

も重要であると考えているとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、内水面漁業センターの修繕工事費等について、執行部から、ことしの2月に内水面漁業センターで発生した火災により焼損した隔離実験棟の修繕及び備品等の購入に係る経費であるとの説明がありました。

委員から、隔離実験棟が使用できないことにより、どのような影響が出ているのか、また早期復旧が望まれるが、完成の時期はいつごろになるかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、複数の病原体により発生するウナギのえら病に対しては、これまでの治療試験で得られた知見により対処しており、現時点で大きな影響は出ていない。しかし、未知の病原体によるえら病には対処できず、被害が拡大するおそれがある。早期復旧を目指しているが、一定の工期を要するため、来年初めに完成する予定であるとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 産業振興土木委員長三石文隆君。

（産業振興土木委員長三石文隆君登壇）

○産業振興土木委員長（三石文隆君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第11号議案、第12号議案、第16号議案、第19号議案、第20号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案についてであります。

中山間対策・運輸担当理事所管についてであります。

第20号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、中央地域公共交通新会社出資金について、執行部から、6月27日の土佐電気鉄道株式会社及び高知県交通株式会社の株主総会において、両社及び土佐電ドリームサービス株式会社を統合し、新会社を設立する議案が承認された。このため、関係自治体に求められた10億円の出資のうち、県として5億円を出資しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、金融機関の債権放棄後の借入金約37億5,000万円の返済計画はどうなっているのかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、両社の毎年の金利負担は約2億5,000万円から約7,000万円に減る。また、新会社設立後、借入金の元本分を5年間で10億円返済する計画であり、毎年の金利の支払いも減少していくとの答弁がありました。

委員から、高知市から提案があった、各市町村と地域づくり、まちづくりも含めた視点で議論する場合は、いつごろ設定するのかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、関係12市町村の意見を集約し、経営に生かしていくことは重要であるため、モニタリング会議への参画などにより関係市町村の意見を吸い上げる場を設定することも検討していくとの答弁がありました。

委員から、国の補助制度そのもののあり方について、県として積極的な提言をしていくべきだと思ふがどうかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、県中心部の条件的に恵まれたところと郡部の人口の少ないところが同じ条件であるといった部分について、これまでも制度の改善や基準の見直しを国に要望しているが、引き続きこれまで以上に要望していくとの答弁がありました。

別の委員から、人口減少により利用者も減少しているが、人口が集積した中央地域においては、利用者目線に立った経営努力を行うことにより、利用者の増加及び売り上げの増加につなげてもらいたいとの要請がありました。

別の委員から、行政の出資はあくまで県民の足を守るためのものであることから、関連子会社の交通事業以外の業務については切り離すといった考え方はないのかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、関連子会社の経営方針・戦略等については、親会社である新会社の全体経営を考えていく中で個々に判断していくもので、新会社設立委員会が立ち上がってから、順次考え方が整理されていくと理解しているとの答弁がありました。

それに対して委員から、新会社が決めることであるとはいえ、新会社の今後の方向性を決めるに当たっては、最大株主である県の意向も明確にしていかなければならないと思うがどうかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、今後設立委員会の検討にかかわっていく際には、そういった点にも問題意識を持って意見を述べていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

観光振興部についてであります。

高知県立足摺海洋館あり方検討委員会中間取りまとめについて、執行部から、土佐清水市の観光拠点として運営してきた足摺海洋館は、昨年度行った耐震診断により、補強の必要があるとの診断結果を踏まえ、館の改修等を行う上で館のあり方を幅広い視点から検討していくため、ことし2月に検討委員会を設置し、竜串地域全体の観光地としての方向性や、観光客のニーズへの対応、かつすばらしいロケーションを生かした館の新たなコンセプトなどについて議論を行ってきたところである。今後は、今回の産業振興土木委員会や次回の検討委員会での意見も

踏まえ、最終報告として取りまとめたことの報告がありました。

委員から、足摺海底館ができて、周辺でのシュノーケリングが禁止されたと聞いている。海底には造礁サンゴの群れがあり、多くの人が訪れる柏島と同様のポテンシャルを持っているので、可能であればシュノーケリングにも取り組んでみてはどうかとの質問がありました。これに対して執行部からは、はた博を契機として竜串観光振興会が、バナナボートなどの体験プログラムの中でシュノーケリングも実施しており、今後の海洋館の役割として、シュノーケリングを広めるような取り組みもしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、施設の運営については大阪の海遊館からのノウハウを含めた助言が欠かせないし、竜串にある海のギャラリーなどとも連携するといった視点を持って、検討会でも議論してほしいかどうかとの質問がありました。これに対して執行部からは、海のギャラリーだけではなく、足摺海底館も含めた竜串地域や幡多地域全体の中で連携していくことが必要であると考えているとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 総務委員長明神健夫君。

（総務委員長明神健夫君登壇）

○総務委員長（明神健夫君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案から第7号議案、第13号議案、第14号議案、第18号議案、第20号議案、報第1号議案、報第2号議案、以上12件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部であります。

第3号「高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案」について、執行部から、地方公務員法の改正に伴い、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする配偶者同行休業制度を設けることとし、当該休業に関し必要な事項を定めようとするものであるとの説明がありました。

委員から、職員からの休業申請が承認されないケースはどのような場合かとの質疑がありました。これに対して執行部からは、公務運営上の支障の有無を初め総合的に判断していくとの答弁がありました。

別の委員から、休業を承認された場合に、所属において責任を持って代替職員の確保等はされるのかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、所属における業務分担の見直しや平準化、また職員の任期つき採用や臨時的任用などについて、任命権者側で措置していくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、保育所・幼稚園等南海地震対策事業費について、執行部から、県内の保育所、幼稚園など314園のうち、122園が津波浸水予測区域内に立地しており、高台移転を推進するため、昨年度、県独自の補助制度を創設した。今回、補助基準額を大幅に引き上げ、事業者の負担を軽減し、また適当な移転先が見つからない施設の現在地での高層化を補助対象に追加することで、津波対策の加速化を図るものであるとの説明がありました。

委員から、高層化する施設は、津波避難ビルとしての役割を持たせるべきと考えるがどうかとの質疑がありました。これに対して執行部か

らは、今後補助制度の詳細を検討する中で考えたいとの答弁がありました。

次に、第4号「高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案」について、執行部から、県や関係機関、学識経験者で構成するいじめ問題対策連絡協議会や、教育委員会の附属機関となるいじめ問題調査委員会などの設置及び運営に関する条例を定めようとするものであるとの説明がありました。

委員から、連絡協議会の位置づけが非常に重要であるが、どのように実効性のある会議にしていくのかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、会議の中に医療、福祉、心理の専門家に入っただき、学校、家庭、地域それぞれの関係者がしっかり連携していく会議にしたいとの答弁がありました。

別の委員から、重大事態を学校がしっかり把握できるのかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、重大事態が疑われる場合には、県教委において個々の状況を踏まえて判断していくとの答弁がありました。

別の委員から、小さいときから道徳をしっかり教育しないと、いじめ問題はなくならないと思うがどうかとの質疑がありました。これに対して執行部からは、未然にいじめを防止するために、道徳教育、人権教育といった心を耕す教育に、今後もしっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、教育委員会についてであります。

県立高等学校再編振興計画について、執行部から、平成25年度の教育委員協議会において、振興計画の前期実施計画案の策定に向けたたたき台として、高知南中学・高校と高知西高校の統合や、須崎高校と須崎工業高校の統合について提案し、また各学校の関係者などに説明した。平成26年度も引き続き学校関係者や教育関係者

への説明と意見交換を重ね、教育委員会の考えを整理した後、県民から幅広く意見を聞き、県立高等学校再編振興計画を取りまとめていくとの説明がありました。

委員から、高知西高校PTA会長の意見として、高知南高校の関係者の納得、理解が得られて初めて計画の検討ができるとの新聞記事が載っていたが、どう受けとめているのかとの質問がありました。これに対して執行部からは、高知南中学・高校の関係者の希望にできるだけ沿える統合の方法がないか、今検討しているが、高知西高校の関係者にも御理解いただくことが必要で、両立する案を考えないといけないとの答弁がありました。

また、別の委員から、高知南中学・高校の保護者からの具体的な案として、高知南中学校から高知西高校に持ち上がって進学できるようにならないかということを知ったが、それをベースに検討しているのかとの質問がありました。これに対して執行部からは、そのような方向で検討しているとの答弁がありました。

別の委員から、高知南高校・西高校の統合案を進めたときに、子供たちからどのような反応があるのかについてどれだけ議論をしたのか。高知南高校がなくなる前提の中で受験をする中学生は、できれば廃校になる学校へは行きたくないという思いを持ち、またそういった思いを持って3年間過ごさないといけない。平成32年度に受験する生徒は、最後は自分が残ることを受け入れて受験をする。そういった子供の思いを踏まえて、統合案の見直しをぜひ検討してもらいたいとの意見がありました。これに対して執行部からは、まずは来年度以降、高知南中学・高校を受験する生徒のために、希望を持ってもらえる学校づくりが第一だと考えている。保護者からも統合前の最終年度には1学年しか学校に残らず、学校での活動、生徒の心理に与える

影響などを心配する意見も聞いているので、それを踏まえて、今のたたき台以外にそういったことに対応できる案があるのか、今、検討をしている。両校の関係者に納得いただける案を検討したいとの答弁がありました。

次に、警察本部についてであります。

特殊詐欺の被害状況と抑止対策について、執行部から、ことしに入り県内での特殊詐欺被害が続発し、昨年と比べて大幅な増加となっている。被害の防止には県民の抵抗力の強化が非常に重要であるため、高齢者宅への訪問活動や関係機関との連携の強化により、被害の未然防止に努めたいとの説明がありました。

委員から、特殊詐欺が高知県で多い背景の分析は行っているのかとの質問がありました。これに対して執行部からは、人柄のよさなどの県民性もあるかもしれないが、警察の諸対策がまだまだ不十分であると認識している。今後は、県民や関係機関に、より真剣に受けとめてもらえるような効果的な説明、働きかけをしっかりと行いたいとの答弁がありました。

別の委員から、特殊詐欺についてはしっかり検挙できるよう、組織的な専門チームの設置やマンパワーの充実を図ってほしいとの意見がありました。これに対して執行部からは、特殊詐欺を担当する組織犯罪対策参事官が全体の司令塔として、各関係警察署あるいは県警本部の各所属全体の調整を図っている。また、警察庁に設けられた全国の捜査を統括する司令塔のもとで、現在は各都道府県警が協力し、全国的な捜査に当たっている。今後も少ない体制の中で、より効率的、効果的に検挙を続けていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第19号議案まで、以上18件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、以上18件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案から報第3号議案まで、以上3件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第21号)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末283ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第21号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

第21号議案は、高知県教育委員会委員の竹島晶代氏の任期が今月20日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第21号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議案の上程、採決(議発第1号—議発第7号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号から議発第7号 巻末284～301ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」から議発第7号「地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書議案」まで、以上7件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに

決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」から議発第7号「地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書議案」まで、以上7件を一括採決いたします。

以上7件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、以上7件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

————— ❁❁❁ —————

議案の上程、採決(議発第8号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号 巻末304ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第8号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

————— ❁❁❁ —————

議案の上程、討論、採決(議発第9号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第9号 巻末306ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第9号「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めま

す。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

36番中根佐知さん。

(36番中根佐知君登壇)

○36番(中根佐知君) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題になりました議発第9号「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書議案」に反対の立場で討論を行います。

日本国憲法は、言うまでもなく恒久平和主義と国民主権、基本的人権の尊重を三大原則にした日本国の最高法規です。憲法をもとにあらゆる法律、条例がつくられることはもちろんのこと、憲法の条項一つ一つは国民に保障する権利の定義が中心で、国家が国民に対して権力をみだりに使えないように制限をかけることが大原則になっています。世界の国々からは、あの悲惨な侵略戦争を経て、二度と戦争をしないと誓った日本の平和主義には高い評価が寄せられ、世界に広げる運動も起こっていることは広く知られているところです。

この重要な憲法を早期に変えよとの意見書案が、きょうの本会議には自民党から提出をされましたが、この意見書案には変えなければならぬ具体的な事例も必然性も示されておらず、ずさんで余りにも乱暴な意見書案となっています。国の大もとである憲法を変えるというのなら、国に向かって数の力で意見書を突き上げる

のではなく、具体的内容を示し、国民的議論をしっかり保障することにこそ県議会は力を注ぐべきだと考えます。

以上述べた上で、3つのことを指摘しておきます。

1つは、施行以来一度の改正も行われていないことが、今、憲法改正を促す理由に当たらないことです。よく改正の引き合いに出される新しい人権などは、現在でも包括的人権保障を定めた憲法13条、幸福追求権などによって対応できています。憲法を新しい人権に対応させるために改正するというのであれば、まずその人権の性質、具体的内容等について国会などで議論を尽くすべきですし、その上で法律をつくれればいいのです。

そのような過程が国民に示されていない現状で、新しい人権を憲法改正の理由にすることはできません。むしろ、一度の改正も行われていないということは、現行憲法が長い間国民に受け入れられ、支持されてきたことを示しているのではないのでしょうか。多くの県民から急いで憲法を変えよとの声が寄せられるどころか、今、憲法を守れの声が大きくなっています。

2つ目は、我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面していると述べている点についてです。確かに今、中国や韓国などの周辺諸国との関係は悪化しています。しかし、その大きな原因は安倍内閣の歴史認識や行動にあるのであって、現行憲法が理由などでは決してありません。

また、一刻の猶予も許されない事態に直面という表現が、北朝鮮からの武力攻撃の懸念を示しているのであれば、現行憲法下でも個別的自衛権によって対応可能であり、そのことは現在までの政府解釈によっても明らかではありません。それにもかかわらず、なぜ今、憲法改正が必要になってくるのでしょうか。良好な外交関係は、

あくまで平和的な国家間相互の対話を通じて築かれるべきです。日本と周辺諸国の関係悪化の原因も分析せず、いたずらに脅威をあおる意見書の認識は、誤ったものであると考えます。

3つ目は、国民がみずから判断する国民投票を実施するよう強く求めています。各種世論調査でも、安倍内閣が推進しようとしている憲法9条や96条の改正については、反対の声が上回っています。国民の意思を考えると、その必要はないのです。

さらに問題なのは、総務委員会での意見書審議の中で、新たな時代にふさわしい憲法とは何を指しているのかとの質問に自民党議員から、それは自民党の日本国憲法改正草案との発言がありました。2012年4月に自民党が発表した憲法改正草案は、9条を改正して集団的自衛権を行使できる国防軍をつくり、天皇を元首とし、基本的人権を公益及び公の秩序によって制限できるようにするなど、日本国憲法の基本原理を根本から覆す草案で、決して許すことはできないものです。自民党の憲法改正草案ありきの意見書は撤回すべきだと考えます。

きょう7月4日は高知大空襲があった日です。69年前の早朝、高知市は米軍の無差別爆撃で炎に包まれ、450人を超える方が亡くなりました。生き残った体験者の皆さんは、もう戦争は絶対にしてはならないとの思いで、つらい体験を語り続けています。

日本国憲法は、人の命を戦争で奪ったり奪われたりしない戦後の69年の歩みをつくって来ました。世界と日本人の大きな犠牲の上につくられた平和の歩みを妨げる憲法改悪、国の方向転換はしてはならない、戦争する国づくりはしないという国民の声は大きいのです。そこに耳をかし、心を寄せ、現日本国憲法を守ることこそ21世紀の平和国家づくりであり、日本の揺るぎない進むべき道ではありませんか。

日本国憲法99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定しており、特別公務員である県議会議員も、この条文の趣旨に沿った議論、判断をしていく義務を負っています。今回の意見書案は、国民の平和への思いを踏みにじり、議論が深まっていない段階で憲法改正を政治主導で急ぐ余り、具体的な内容のないものです。

県内の多くの団体からも抗議が寄せられています。憲法は国家のあり方、目指す方向を決めるもので、70年間改正していないなどと、漠然とした理由で国民投票を求めることは言語道断で、高知県議会の見識が疑われる内容であると、憲法改正をやみくもに進める意見書案の提出を撤回することを強く求めています。高知県議会として県民世論を大切に、反映させるとなれば、本意見書は上げるべきではありません。

同時に、現行憲法の諸原則を生かした国づくり、地方自治、政治の推進こそ、今求められていることを強く申し上げ、反対討論といたします。同僚議員の賛同を心からお願いいたします。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 2番加藤漢君。

（2番加藤漢君登壇）

○2番（加藤漢君） 私は、ただいま議題となりました議発第9号「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書議案」について、賛成の立場から討論を行います。

さきの国会において、憲法改正の手續を定めた改正国民投票法が可決、成立いたしました。国民投票ができる年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる方向としたことが大きな柱であり、このことによって憲法改正に必要な手續が整ったところであります。

現在、我が国を取り巻く東アジア情勢は一刻の猶予も許されない事態に直面し、国民の国防

に対する意識は間違いなく変わってきております。また、南海トラフ巨大地震を初め首都直下型地震といった来るべき巨大地震への備えなど、緊急事態へ対処する仕組みづくりは喫緊の課題でございます。このような状況の中で、国民投票法の成立から7年が経過をして、憲法改正手続が整備されたことを大いに評価するところでございます。

現行の日本国憲法は、昭和21年11月3日に公布、そして翌年の昭和22年5月3日に施行されました。以来、今日に至るまでの約70年の間、一度の改正も行われておりません。しかし、世界の国々に目を向けてみますと、戦後に憲法を改正した回数は、アメリカが6回、フランスが27回、イタリアは16回、さらにドイツに至っては59回もの改正を行っております。世界各国では国際情勢や国を取り巻く環境変化に対して柔軟に憲法を改正しています。特に、日本と同時期、またはそれ以前に制定された各国の憲法は、急速な時代の変化を受けて、かなりの頻度で憲法を改正しています。

戦後一度も改正されていない日本の現行憲法は、世界の成文憲法を保有する188カ国の中でも、改正されていない憲法としては世界最古の憲法となっているのが、まさに現状であります。また、近年およそ20年の間に世界の約100カ国が新憲法を制定しておりますが、そのほとんどの国の憲法には緊急事態の対処や平和について、または環境の保護、家族の保護といった項目が定められております。日本では平和については定められているものの、その他の項目については一切の規定がなく、その必要性を検討することも重要であります。

戦後、日本は昭和20年8月に敗戦して以降、昭和27年4月にサンフランシスコ講和条約が発効するまで、約7年近くもの間、アメリカを初めとする連合国の占領下に置かれておりました。

現行憲法は、まだ日本が占領下にある中において、公布、施行された憲法でございます。約1週間という短期間でマッカーサー試案がつけられ、占領軍の強い影響を受けて憲法が成立いたしました。

そもそも憲法は国家の最高法規であると同時に、その国の歴史、伝統、文化といったその国の国柄を示すものでございます。例えば、韓国の憲法の前文では、「悠久なる歴史と伝統に輝く我が大韓民国は」という文言から始まっております。また、中国の憲法であれば、「中国は、世界でも最も古い歴史を持つ国の一つである。中国の各民族人民は、輝かしい文化を共同で作り上げており、はえある革命的伝統を持っている」としております。さらに、ロシアであれば、「我々は、祖国に対する愛と尊敬、善と正義の信頼を伝えた祖先の記憶を尊び」という表現が見られるなど、自国の歴史や伝統を強調している国を挙げれば枚挙にいとまがありません。憲法でしっかりとその国の国柄が表現され、国家の理想が高らかにうたわれていることは、世界各国共通の認識だと言えます。

一方で、日本の現行憲法の前文に記載されている内容はどうでしょうか。占領下での基本方針は日本の国力を低下させることであり、それまでの日本の歴史、文化、伝統の否定でありました。その理念に基づいて憲法がつけられており、当然そういったものが反映されたものにはなっておりません。特に、日本は安全と生存を、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して委ねるという内容が憲法の前文にあります。自分の国の安全と生存を他の国々に委ねているということであり、現実から余りにも乖離していることは明らかであります。

我々自民党は結党以来、憲法の自主的改正を党の使命に掲げ、これまでも憲法改正に向けた多くの提言を発表してまいりました。平成24年

4月28日には日本国憲法改正草案を発表し、さきの参議院選挙においても公約として広く国民に訴えてまいりました。さらに、自民党以外の政党においても、公明党は環境権やプライバシー権など新たな理念や条文を加えていく議論、みんなの党や維新の会では独自の憲法改正案、そして民主党では憲法対話を進め、改正への議論を深めていくなど、各政党からもそれぞれに憲法改正に対する議論が行われております。

憲法改正の手続は、憲法第96条によって、改正には衆参各院の3分の2以上の賛成を得た上で、国民投票でも過半数の承認を得る必要があると定められています。そのことから、どの条文から改正をするのか、優先順位やその条文の内容等、各党の考え方を十分議論していく必要があります、そして何といても最終的に決めるのは国民であります。国民的な議論、合意形成が必要であることは言うまでもありません。

憲法改正といえ、その焦点が第9条や第96条に集まりがちであります、これまで申し上げましたとおり、憲法をめぐる課題は山積をしております。今、私たちがやらねばならないことは、日本を取り巻く環境、時代の変化に対応した憲法にしていくこと、そして何より日本人の誇りを取り戻すためにも、日本の歴史や伝統文化に基づき、自分たちの国の憲法は自分たち自身でつくっていくということこそが、日本の未来を切り開いていくのだと確信をするところでもあります。

以上、国会に対して、新たな時代にふさわしい憲法改正案を早期に策定することを強く求め、同僚議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第9号「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第10号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第10号 巻末308ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第10号「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番岡本和也君。

(35番岡本和也君登壇)

○35番(岡本和也君) 私は、日本共産党を代表して、議発第10号「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書議案」に反対の立場で討論を行います。

本意見書議案は、税と社会保障の一体改革の円滑な進行をと述べ、重大な問題がある地域医療介護総合確保法を推進するとなっています。これらを基本に部分的な改善点を個々要求したのになっていますが、これらの改善点は国会審議を通じて指摘されてきたところであり、日本共産党も具体的に指摘してきたものであります。にもかかわらず、今回改善を求める意見書議案を提出してきたことは、いかに問題が大きいかが判断できます。

そのことを承知の上で、十分な審議もせずに強行採決を行ってきたことに、改めてこの法律を成立させた自民、公明の与党を初め、賛成した他の政党に対し反省を求めるところであります。

今回、このような意見書議案を提出すること自体、責任ある行為とはとても思えません。このような意見書議案を提出するのであれば、法律の抜本的な見直しを求める意見書議案でなければならないことを申し添えておきます。

改めて地域医療介護総合確保法の問題点を指摘させていただきますと、まず増税は社会保障のためと言いながら、社会保障分野は大規模な給付減と負担増になっています。この法律は負担増にとどまらず、高度急性期の病床を半減させることを頂点に、病床数を抑制し、介護についても軽度者を特養ホーム利用から排除し、要支援の通所介護、訪問介護は基準のない市町村事業にするという、川上から川下にわたって給付を抑制するもので、国民が必要な医療・介護

を受けられない事態が生じることは必至です。とりわけ、中山間地が多く、過疎・高齢化の進行している高知県にとって、その影響は極めて大きいものです。

次に、診療報酬についてです。政府は、これまで在宅重視を掲げ、多くの医療機関がその方向に協力してきました。しかし、この4月から月2回以上定期的に訪問診療する場合、老人ホーム、グループホーム、サービスつき高齢者住宅、マンションなど同じ建物に住む複数の患者を同じ日に診察すると、在宅時医学総合管理料などの点数が従来の4分の1以下に、訪問診療料もほぼ半額にするという大幅な改悪がされました。

余りにも乱暴な改悪に多くの批判の声が起こり、厚労省は、月2回の定期訪問のうち1回については、同じ日に介護施設などの同一建物で複数の患者の診療をしても報酬は減額されないことが決まりましたが、影響は極めて大きいものがあります。高知市内のある診療所では、当初案では月500万円の減収、緩和策の後でも、医師が同一日に診察しないように負担を増加させても、250万円の減収とのことでした。年間になると3,000万円であり、深刻な影響を与えています。

サービス付き高齢者向け住宅協会が3月12日、この診療報酬削減に対し、提携する医療機関を対象とした緊急アンケートの集計結果を発表しています。回答者の16.5%が「医療機関の廃止」、「高齢者の住まい向け訪問診療の廃止」、22.6%が「体制の見直しや診療の効率化を行い、訪問診療を続ける」と回答しています。とりわけ人口密度が低く、往診の距離が長い地方都市、家族の介護力が弱く施設入所者の多い本県にとっては、事業の撤退など極めて大きな影響が出てきます。

本県は、これまでも中山間地など条件不利地

の事業所が実施する訪問介護、訪問看護に対して県単独で補助を実施し、努力しています。このことから、医療・介護の制度設計が都市部を中心としたもので、中山間地、過疎地の状況を考慮したものになっていません。

次に、介護保険要支援者へのサービスの切り捨てについてです。厚生労働省は当初、要支援サービスの全面廃止を検討していました。これは要支援サービスを、基準もなく安上がりなボランティア任せとなる現行の介護予防・日常生活支援総合事業の全面実施を狙ったものですが、同事業は昨年3月時点で実施自治体は28と、全く機能をしていません。全面廃止の案に対し、予防給付がなくなることで悪化が進み、かえって費用がふえる、受け皿がない、自治体格差が広がるなど、国民的な批判を受け予防訪問介護と予防通所介護のみを廃止とし、訪問看護など他のサービスは現状のまま予防給付に残す案に修正をしています。

しかし、要支援サービス利用者134万人余のうち、予防訪問介護は59万5,000人、予防通所介護は60万7,000人に上り、修正してもその影響は極めて大きいと言わなければなりません。予防訪問介護と予防通所介護が廃止されれば、必要なサービスを受けられない事態が生まれ、在宅で生活できない事態が出てきます。

また、介護予防サービス費では、予防訪問介護と予防通所介護は約6割に当たります。現状でも、地方では事業所の経営が厳しく、サービスを提供するために、県単独で事業所に補助を出すなど努力しているところです。しかし、予防訪問介護と予防通所介護が廃止となれば、頑張っている事業所も成り立たなくなり、撤退が相次ぎ、地域で住み続ける基盤が失われることにつながります。

これが本質です。国民多数の願いを踏みにじって強行した地域医療介護総合確保法そのものの

抜本的見直しこそが求められているのであります。一部の手直しで済むものでないことは明らかであります。

今回の改悪により、国民の受ける負担は消費税3%増税と社会保障での新たな負担を合わせると10兆円。しかし、新年度予算に占める社会保障への充実のための予算は、国会審議で明らかになったように、たったの5,000億円です。増税だけして社会保障は切り捨てです。

このように国民には犠牲を押しつけて、新年度予算では相変わらず軍事費の増強、国土強靱化のもとに、1メートル1億円かかると言われる湾岸環状道路整備や整備新幹線の着工などに見られる大型公共事業への税金投入、予算がないからと高校授業料無償化の廃止、さらに高知県などの地域で保有台数の多い軽自動車税の増税、さらに内部留保が270兆円もあると言われる大企業には、法人税の減税とセットで利益の上がない中小法人に対する外形標準課税の適用拡大による増税計画、巨大な利益を上げてきたトヨタ自動車が5年間法人税を払っていなかったことなど、大企業への優遇税制の実態、言えば切りがないほどの地方いじめ、社会的弱者いじめの政治が横行しています。

こんな政治の大もとを変えなければならないことを申し上げて、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第10号「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よっ

て、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、提出者の説明、討論、採決（議発第11号 意見書議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第11号 巻末310ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第11号「集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

33番坂本茂雄君。

（33番坂本茂雄君登壇）

○33番（坂本茂雄君） ただいま議題となりました議発第11号「集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書議案」について、提出者を代表いたしまして提案説明を行います。

7月1日、安倍政権は5月15日の安保法制懇答申から、期限を定めない15の事例を与党協議とした姿勢をほごにし、国会審議も国民的議論もほとんど行わず、たった1カ月半足らずの11回、計13時間にとどまる協議時間で、集団的自衛権行使という解釈変更の閣議決定で、戦後日本の憲法9条に基づく平和国家を壊すこととな

る暴挙を行ったのであります。それは、国民との合意を図るべく、長く協議をしたり国会審議を重ねれば重ねるほど、特定秘密保護法の強行成立のときと同様、国民の間に反対の運動が拡大することを恐れたがゆえの幕引きではなかったかと思わざるを得ません。

そして、昨年12月、特定秘密保護法強行成立後に安倍首相が、私自身もっと丁寧に説明すべきだったと反省していると述べたときと同様、今度は自公の与党協議会の座長だった自民党高村副総裁が、国民の十分な理解が得られていないというのはそのとおりと言い、理解を得るべく説明責任を果たしていくと述べています。今回の憲法破壊の閣議決定案をまとめた責任者みずからが、国民の理解が得られていないことを認めている以上、撤回するのが当たり前です。

座長みずから理解が得られていないと認めながら、強引に憲法違反の閣議決定を行い、国民の思いと全くねじれた状況をつくり出すことが、自民党の言う決められる政治なのでしょうか。そんな決められる政治を求めているのは、いち早く閣議決定に理解を示した、国内の防衛産業を成長のかなめに据え、防衛力の増強を推進する安倍政権と足並みをそろえ、武器輸出三原則の大幅緩和を求める提言をまとめた経団連ぐらいではないのかと思わざるを得ません。

決められる政治をひたすらに求めていけば、立憲主義に基づく憲法という存在そのものが邪魔になるのは道理です。そして、決められる政治のかけ声のもとで決められようとしているのが、集団的自衛権行使を認め、戦争できる国へと解釈改憲をしようとしているのだと国民は見抜いているのです。

7月3日付高知新聞報道にもありましたが、共同通信社がこの集団的自衛権行使の閣議決定を受けて実施した全国緊急電話世論調査によりますと、「行使容認への反対は54.4%で半数を超

え、賛成は34.6%」と、国民の納得していない実態が浮き彫りになりました。さらに、集団的自衛権をめぐり「行使容認の範囲が広がる恐れがある」との歯どめ策への懸念は73.9%に上り、行使容認を憲法改正ではなく解釈変更で決定した内閣の対応は、60.0%が「妥当だったとは思わない」としています。また、行使容認によって抑止力が高まるとの首相の説明に対し、「抑止力が高まる」、「どちらかといえば高まる」との答えは計34.0%にとどまり、逆に「戦争に巻き込まれる可能性が高まる」、「どちらかといえば戦争に巻き込まれる可能性が高まる」との見方が計61.2%と大幅に上回っています。

地方議会が、集団的自衛権行使を容認する動きに対して、反対、慎重の意見書を可決していることに触れ、高村副総裁は、日本人であればもっと勉強してもらいたいと発言したことが報じられていましたが、自治体議員はもちろん国民の皆さんは、自公与党の言う理屈に納得できないだけであって、許しがたい閣議決定の本質と安倍首相の本音については十分理解されていると思われまます。だからこそ、このような世論調査結果となったのではないのでしょうか。

安倍首相は記者会見で、評判の悪かった5月15日に使った母親と幼子のイラスト入りパネルを再び持ち出し、邦人輸送中の米艦防護について、日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守るようにするのが今回の閣議決定と改めて情に訴えましたが、これもまたこの間、過去の日米交渉でアメリカ側はこの場合の日本人救出を断っていたことが明らかになりました。

日米防衛協力のための指針、ガイドラインを改定する際、朝鮮半島有事で日本が米軍を支援する見返りとして、避難する日本人を米軍が運ぶ非戦闘員救出作戦を協力分野に加えることで合意したものの、1998年にガイドラインに基づく協力内容を定める周辺事態法をつくる際、ア

メリカ側の強い意向でこの作戦はメニューから外され、これから臨むアメリカとのガイドラインの再改定交渉でも、主要なテーマにも入っていないと言われています。

さらに、この記者会見では、強い批判を意識してか、外国を守るために戦争に巻き込まれるというのは誤解だとか、外国の防衛自体を目的とする武力行使は今後とも行わない、今までの3要件とほとんど同じ、憲法の規範性を何ら変更するものではなく、新3要件は憲法上の明確な歯どめとなっていると強調されました。

しかし、これまでの政府の3要件には、「我が国に対する急迫不正の侵害がある」ことという条件があり、日本は個別的自衛権しか認められないとされてきましたが、新3要件は、他国に対する武力攻撃を含んでおり、集団的自衛権を明確に認めた点で全く異なるのです。さらに、首相が歯どめという新3要件は抽象的な文言で、時の政権がいかようにも判断できる余地を残し、アリの一穴となることを国民の誰もが恐れているのです。

首相が、日本が戦争に巻き込まれるおそれは一層なくなっていくとした抑止力となる保障がどこにあるのでしょうか。高村副総裁の「集団的自衛権の行使で他国の戦争に巻き込まれる可能性と、抑止力で戦争が起こらない可能性がある。比較して、抑止力の方が、国民の命を守るために大きいと判断した」とのコメントが報道されていましたが、そんなことを比較考量できる根拠がどこにあるのでしょうか。

また、集団安全保障については、明記こそされていないものの、武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるとされており、これは集団安全保障の考えに基づく場合もあると読め、自民党の本音としての集団的自衛権で開始した機雷掃海を国連の集団安全保障に移行した場合でも、活動を継続できることな

どを含めておきたかったのではないかと思います。

特定秘密保護法が成立した限り、限定容認論は何の意味も持たず、軍事行動が限定的かどうかは、国民も国会もメディアもそこで何が起きているかについて知る権利を失い、行政政府だけで判断することとなり、歯どめ、抑止力、自衛の措置などどのような言葉で取り繕おうとも、それらは国民にとって信頼に値するものではありません。

また、安倍首相は記者会見で、憲法解釈の基本的な考え方は変わらないと言いましたが、今回の閣議決定は、1972年の「平和主義を基本原則とする憲法が、自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまでも国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民の権利を守るためのやむを得ない措置として、はじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」として、「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」とした政府見解を、木に竹を接ぐがごとく換骨奪胎し、集団的自衛権行使を一内閣の解釈で可能とする、憲法9条の平和主義と憲法の原点である立憲主義を放棄したものとしか言いようがありません。

憲法前文と第9条が規定している平和的生存権の保障と恒久平和主義は、憲法の基本原理です。これまで政府はこうした基本原理に基づき、憲法は集団的自衛権の行使を禁止していると表明してきました。これは、国会における長年の審議の中で積み重ねられ、歴代内閣で確立されてきた政府見解です。それを時の政府が閣議決定でこの見解を変更し、集団的自衛権の行使を容認することは、政府を憲法による制約のもと

に置くとする立憲主義に違反し、決して許されるものではありません。

以上、私たちは今回政府が行った閣議決定で集団的自衛権の行使を認めたことに強く反対し、集団的自衛権の行使を認めないことを求める意見書の提案説明といたします。どうぞ同僚議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番中面哲君。

(13番中面哲君登壇)

○13番(中面哲君) 私は、議発第11号の意見書議案に反対の立場から討論をいたします。

集団的自衛権行使の例としては、ワルシャワ条約機構軍がチェコスロバキアに軍事介入したチェコ事件、アメリカが南ベトナムに介入したベトナム戦争の事例が挙げられます。しかし、現在ではこれらの集団的自衛権を援用したのは誤りであったとの見方もあります。

我が国においては、現憲法制定を審議した当時の昭和21年6月26日の衆議院本会議で、吉田茂総理は、戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定していないが、第9条第2項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであると答え、また同28日の衆議院本会議では、共産党の野坂参三議員が、侵略された国が自国を守るための戦争は、我々は正しい戦争と言って差し支えないと思う。憲

法草案の戦争一般放棄という形ではなく、侵略戦争の放棄とするのがもっと的確ではないかといった質問に対し、吉田総理は、国家正当防衛権による戦争は正当なりということを確認することが有害であると思う。近年の戦争の多くは国家防衛権の名において行われたのは顕著な事実であり、正当防衛権を認めることが戦争を誘発するゆえんであると思うとまで言い切っています。戦争中に軍部から圧力を受けた吉田総理ならではの言であります。

しかし、その後国際情勢の変化とともに、吉田総理の考え方も政府の考え方も変わってまいります。憲法制定当時の政府は、憲法9条第1項は我が国の自衛権を直接否定していないが、第2項によりこれを行行使する手段が物的、法的にないため、侵略に対し自衛戦争はできないと解釈し、自衛権による戦争は実質上放棄しているとした解釈から、昭和56年の鈴木内閣において、「我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」とする現在の政府の解釈まで、幾度も解釈の変遷があります。

それでは、当初我が国の独立を守るためにはどうするかというと、国連に守ってもらおうという考え方でありました。ところが、戦後間もなく米国対ソ連、中国の東西冷戦が始まり、国連が機能しなくなりました。昭和25年6月25日、朝鮮戦争が勃発すると、日本は米国の要請で同年8月10日に警察予備隊を発足させ、翌年の昭和26年9月8日には日米安全保障条約を締結し、日本の安全を米国に依存させることを決めました。

さらに、昭和27年10月15日には保安隊の発足、そして昭和29年7月1日には自衛隊を創設し、同年12月22日、大村防衛庁長官は衆議院予算委員会で、自衛のための抗争は放棄していないと答弁しました。その後現在に至るまで、日米安保条約に基づき自衛隊は防衛戦略において盾の役目を果たし、攻撃力、やりの部分は米軍に依存し、専守防衛を国防の基本方針としてまいりました。米軍と協力しての防衛体制の確立が、戦後一貫して我が国の基本戦略でありました。

一方、司法判断について見ると、昭和34年のいわゆる砂川事件の判決において、最高裁判所が初めて憲法9条の解釈論を行いました。憲法第9条第2項は、戦力の不保持と書いてありますが、憲法の前文では国民の平和的生存権を認めています。主権者たる国民の生存権です。また、憲法前文に平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼することによって、我が国の安全と生存を保持しようと決意していますが、国連による軍事的な措置に限られていません。こうして裁判所は、我が国が主権国として持つ固有の自衛権は否定されたものではない、日本の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ると言いました。これが文理解釈で初めて正面から言ったものだろうと言われております。

それでは、今なぜ集団的自衛権についての憲法の解釈の変更が必要になったのか、それは日本を取り巻く世界情勢の変化であります。平成3年、1991年12月のソビエト連邦の崩壊以後、米国の突出した軍事力が世界を支配してきました。しかし、米国の軍事的な一強時代も、米国の経済的状況に伴って大きく変化しております。オバマ政権は2021年までの10年間で4,870億ドル、約50兆円の国防費を削減するとしております。

また、2012年1月に公表された米国の新国防

戦略指針によりますと、アジア太平洋地域に関しては、米国の経済上、安全保障上の利益が西太平洋及び東アジアからインド洋及び南アジアにかけての弧状の地域の発展と密接に関連していることを理由に、米国はその安全保障戦略を、よりアジア太平洋地域へ重点を置いたものとすることが記されております。

また、2013会計年度予算要求の際に示された人員の削減方針によれば、2013年から2017年までの5年間で、2012年現在の陸軍56万2,000人体制から49万人体制へ削減、海兵隊は20万2,000人体制から18万2,000人へと削減することになっており、海・空軍の削減分1万400人と合わせると、実に10万2,000人も削減が計画されております。そして、米国がアジア重視と言いながら、イラク、アフガニスタンから引き揚げた米軍の多くはアジアではなく、米国本土へ引き揚げております。沖縄の海兵隊も一部の陸上部隊はグアム島その他に移転され、東アジアには少ない兵力しか配備されておられません。

このような米軍の大幅削減計画の中で、中国は毎年大幅に軍事費を増大させており、その軍事力を背景として東シナ海、南シナ海で日本やベトナム、フィリピンなどと緊張を高めております。昨年1月には中国海軍の軍艦が海上自衛隊の護衛艦と哨戒ヘリコプターに対して火器管制レーダーを照射するなど、不測の事態を招きかねない行動をとりました。この背景にあるのは、南シナ海においては当該海域に300億トンから700億トンの石油とガスが埋蔵されていると推計されるからであり、一部では既に採掘していると言われております。東シナ海の尖閣諸島においても全く同じ状況であります。

中国はベトナム戦争末期で、既に米軍が南ベトナムからほぼ引き揚げた1974年1月に南シナ海の西沙諸島に侵攻し、南ベトナム海軍と戦闘を行い、南ベトナム海軍に34名の戦死者を出し

ております。また、1988年には南沙諸島の赤瓜礁においてベトナム海軍に攻撃を仕掛け、ベトナム海軍に死者、行方不明者125名を出しております。このような状況の中で、昨年9月10日にオバマ大統領は全米向けにシリアに軍事介入しないとして演説し、その中で、米国は世界の警察官ではないと言いました。

この後、中国は西沙諸島、南沙諸島の自国が実効支配している地域で活動を活発化させ、尖閣諸島でも同様な行動をとっており、11月には日本の防空識別圏にかぶさる地域に東シナ海防空識別圏を設定したと宣言し、公海上空における飛行の自由を妨げるような動きをしております。そして、最近では5月24日と6月11日に東シナ海の公海上空において、中国空軍のスホーイ27戦闘機が航空自衛隊のYS11電子測定機などに約30メートルまで接近するという大変危険な行動を4度も繰り返しております。

また、ロシアはクリミアを併合し、いまだにウクライナでは深刻な状況が続いております。ロシアと中国は米国が引くと即座に領土拡大の行動に出る、これが国際情勢の現実です。このような国際情勢のもとで我が国が平和と安全を維持するためには、米国とのより緊密な日米同盟体制を確立し、抑止力を強化することが必要であります。

このような背景を受けての今回の集団的自衛権閣議決定は、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容さ

れると考えるべきであると判断するに至った」となっており、極めて限定的な範囲での行使容認であります。

以上述べたように、この意見書議案に反対するものであります。何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 39番塚地佐智さん。

(39番塚地佐智君登壇)

○39番(塚地佐智君) 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっています議発第11号「集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

さきの坂本議員の提案理由の説明でも述べられたとおり、7月1日の閣議決定は、集団的自衛権を容認し、憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないという従来政府の見解を180度転換し、海外で戦争する国へと道を開くものとなっています。こうした憲法改正に等しい大転換を、与党の密室協議、一片の閣議決定で強行することは、政府が憲法によって拘束されるという立憲主義を根底から否定する民主主義破壊行為にほかなりません。

政府は、政府による憲法の解釈、集団的自衛権と憲法の関係について、2004年6月18日付の閣議決定で、次のような立場を明らかにしています。「政府による憲法の解釈は、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、(中略)政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない」。憲法について見解が対立する問題があれば、便宜的解釈の変更によるものでなく、正面から憲法改正を議論することにより解決を図るのが筋である、こう述べています。

集団的自衛権をめぐる、国民の中で深刻な見解の対立があることは誰しも否定できない事実です。そうであるならば、便宜的な解釈の変更を行うことは、過去の閣議決定にも真っ向から背くものです。

もともと集団的自衛権行使は憲法上許されないとする政府の見解は、ある日突然政府が表明したというのではなく、半世紀を超える長い国会論戦の積み重ねを通じて定着、確立してきたものです。それを国民多数の批判に耳を傾けることもなく、国会でのまともな議論も行わず、与党だけの密室協議で、一片の閣議決定によって覆すというのは、憲法破壊のクーデターとも呼べる暴挙であり、断じて認めることはできません。

私たちは、安倍自公政権のこの歴史的暴挙に強く抗議し、今回の閣議決定の撤回を求めると同時に、今後閣議決定に基づき政府が具体化しようとしている法案の違憲性を明らかにしながら、自衛隊を戦闘地域に派遣することも、海外で武力行使をさせることも絶対に実行させない闘いを、国民の皆さんとともに取り組む決意をまず申し述べておきます。

今回の閣議決定は、海外で戦争する国づくりを2つの道で押し進めるものとなっています。

第1は、国際社会の平和と安定への一層の貢献という名目で、従来海外派兵法に明記をされていた、武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならないという歯どめを外し、自衛隊が活動する地域を後方地域、非戦闘地域に限定するという従来枠組みを廃止し、これまで戦闘地域とされてきた場所であっても支援活動ができるとしています。政府は、日本がやるのは後方支援、ヨーロッパのNATO諸国のように、武力行使を目的にした戦闘には参加しないから大丈夫としています。

しかし、集団的自衛権を行使してアフガン戦

争に参戦したNATOも、開始当時は後方支援ばかりでしたが、その間の犠牲者は21カ国、1,031人にも及んでいます。戦闘地域での活動は、当然相手からの攻撃に自衛隊をさらすこととなり、攻撃をされれば応戦し、武力行使を行うこととなるからです。憲法9条を持つ日本人による支援は、武力行使をしないと国際的に認められているからこそ、医療等の人道支援や復興支援に大きく貢献できています。この重要な存在価値を失うことは、国際社会の平和と安定への貢献をかえって困難なものにしてしまいます。自衛隊を殺し殺される地域に派遣することは断じて認められません。

第2は、憲法9条のもとで許容される自衛の措置という名目で、集団的自衛権行使を公然と容認している点です。

閣議決定は、自衛の措置としての武力行使の新3要件なるものを示し、日本に対する武力攻撃がなくても、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合には、武力の行使、つまり集団的自衛権の行使ができるとしています。政府・与党は今回の決定について、あくまで限定的なものにすぎないとしています。そのことは国民を欺く言葉のあやとも言うべきものです。明白な危険があるか否かを判断するのは、時の政権に任せられます。

日本弁護士連合会も、「これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きい」と指摘しているとおおり、全く歯どめになり得るものではありません。限定的との判断も、時の政権の一存で、海外での武力行使がどこまでも広がる危険性があります。また、必要最小限の実力行使としていますが、一旦海外での武力の行使に踏み切れば、相手からの反撃がされ、際限のない戦争の泥沼に陥ってしまうことは、

この間の歴史が証明をしています。集団的自衛権には、その持つ本質から必要最小限などということはあり得ないのです。

大量破壊兵器を持つ危険なイラクを封じ込めようとの名目で行われたアメリカによる無法なイラク戦争の現実から、私たちはしっかりと学ぶことが必要です。世界は今、この戦争の検証を行おうとしています。しかし、真っ先に賛成の態度を表明した日本政府はその検証も行おうとせず、集団的自衛権行使容認に突き進んでいます。

戦後一貫して、日本国民は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」した平和憲法の精神に立脚をして歩んできました。紛争が起きても戦争にしない、人類の理想を掲げ続けることこそ、日本が行う世界の平和と安定への最大の貢献と言えます。今、際限ない軍拡に足を踏み出すのか、ASEAN諸国のように平和の共同体をつくり、外交によって紛争を解決する道を押し広げていくのが鋭く問われる歴史的転換点に立っています。

自衛の名のもと、2,000万人のアジアの人々、310万人もの日本人のとうとい命を奪った侵略戦争の反省を深く思い起こし、再び海外で戦争する国づくりに道を開く、集団的自衛権の行使容認は断じて認められないとする本意見書議案に賛同いただき、子供や孫たちに胸を張って語れる英断を心よりお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 28番西森雅和君。

(28番西森雅和君登壇)

○28番(西森雅和君) 公明党を代表して、ただいま議題となりました議発第11号「集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書議案」について、反対の立場から討論いたします。

この意見書の本文には、安倍首相が「国連の

安全保障に名を借りた『多国籍軍への参加』などに大きく踏み出す決意を表明する」とありますが、いつそのような表明をしたのでしょうか。安倍首相は5月15日の記者会見で、安保法制懇が報告書で示した「国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上、合法的活動には憲法上の制約はない」とする安保法制懇の考え方に對して、「これはこれまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合しない。(中略)したがって、この考え方(中略)は政府として採用できません」とはっきりと言い切っております。この意見書の文章は、安倍首相が言ったこととは全く逆であり、事実と違うということをまず指摘しておきたいと思えます。

5月15日の安保法制懇の報告を受け、安倍首相から自民党と公明党の与党に対して、日本の安全保障にかかわる自衛権について問題提起がなされ、それを受け与党協議が開始されました。

我が国を取り巻く安全保障環境は大きく変化しておりますが、こうした中、政府は我が国の自衛権に関して今までどのような考え方を持ってきたのか。1972年、昭和47年に政府・内閣法制局は次のような見解を示しております。憲法前文には、国民が平和的に生存する権利、また13条には生命、自由、幸福追求の権利が定められており、これらを国政上、尊重する義務が政府にはあり、国民の権利を根底から覆すような攻撃を排除するための必要最小限の実力なら認められているという見解であります。

憲法では、政府には国民の命や平和な暮らしを守っていく責任があると書かれている一方で、憲法第9条では戦力を保持しないとうたっています。一見矛盾するよう見えますが、国民の命と平和な生活が脅かされ、根底から覆されようという危険な状況のとき、政府は脅威を排除する役目を果たさなければならないということでもあります。その上で政府は、自国を守るため

に武力を使う個別的自衛権の行使は認められるものの、自国が襲われていなくても他国を助けるために武力を使う集団的自衛権の行使は憲法上許されないという方針を示しております。武力を使った自衛権は自国を守るためだけに許されるということでもあります。

今、日本を取り巻く安全保障環境は根本的に変容し、変化し続けています。国際社会では、国連憲章が理想として掲げる正規の国連軍は実現のめどが立っていません。加えて、グローバルなパワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発・拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において緊張が生み出されております。こうした状況のもと、与党協議の中で日本の自衛権のあり方について論議が重ねられてきました。

そこで、自衛権の行使について、今回の閣議決定では、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った」としております。今回の決定は、自衛権の根拠を明らかにし、あくまでも自国防衛のための措置であることを明確にしております。これにより、日本の防衛に限ってのみ武力が許される専守防衛が堅持されたのであります。

今回の決定について、日本が戦争に参加する国になるのではないかといった指摘がありますが、これは全くの誤解であります。自衛権の論議の目的は、国民の命、平和な暮らしを守るた

めであり、自国防衛が大前提であります。安倍首相が7月1日の記者会見で、外国を守るために日本が戦争に巻き込まれることはあり得ないと明確に述べているとおりであります。

また、解釈改憲ではないかといった指摘もあります。解釈改憲とは、政府の解釈によって憲法の考え方の柱、いわゆる規範を変えてしまうことであります。今回の閣議決定は、あくまで自国の自衛の措置として限定された武力行使を認めるものであり、これまでの政府の憲法解釈、昭和47年の政府見解との論理的整合性及び憲法9条の規範性を逸脱したものではありません。ゆえに、解釈改憲ではないかとの指摘は全く当てはまりません。

さらに、国民の中には、今後政権交代によって閣議決定が再び行われて、解釈の変更が繰り返されるのではないかとの懸念もあります。今回の閣議決定の内容は、現行憲法の規範のもとでの解釈変更の限界点を示したものとなっており、これ以上解釈を広げるには憲法の改正をしなければならないという、さらなる解釈変更の歯どめにもなっております。

今回提出された意見書では、「憲法の考え方が一内閣の解釈変更によって大きく変わることは、憲法の最高法規性を奪い」とありますが、先ほど述べたとおり、今回の閣議決定は憲法解釈の基本を継承しているものであり、憲法の規範性はしっかりと守られております。よって、この意見書議案には賛同できません。

以上をもって、反対討論といたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第11号「集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、採決(議発第12号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第12号 巻末312ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第12号「地域経済と雇用を支える中小業者への外形標準課税適用拡大に反対する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第12号「地域経済と雇用を支える中小業者への外形標準課税適用拡大に反対する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、提出者の説明、採決(議発第13号
決議議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第13号 巻末315ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第13号「将来にわたる持続可能な公共交通システムの確立を求める決議議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

14番三石文隆君。

(14番三石文隆君登壇)

○14番(三石文隆君) 私は、ただいま議題となりました議発第13号「将来にわたる持続可能な公共交通システムの確立を求める決議議案」について、提案者を代表し提案理由を御説明申し上げます。

土佐電気鉄道株式会社と高知県交通株式会社の合併による中央地域のバス路線の一元化については、昭和40年代からこれまで幾度も議論がなされてきました。高知県議会におきましても、

一昨年、公共交通問題調査特別委員会から本県の公共交通体系についての調査報告がなされましたが、このたび中央地域公共交通再構築検討会での真摯な議論で両社の統合が一気に加速化し、県及び沿線市町村による出資、金融機関の債権放棄などによって実現するスキームが打ち出されたわけであります。

こうしたスキームによる新会社の設立に向けた動きは、公共交通が県民生活と地域社会の維持・発展のために必要不可欠なインフラであるとの認識を、県民の皆様を初め関係各位が共有されているからこそだと思っています。

そこで、ただいま第20号「平成26年度高知県一般会計補正予算」において新会社に対する県からの出資金5億円の予算執行について、県議会は議決いたしましたところであります。

この統合問題につきましては、本定例会でもたくさんの質疑がなされました。両社が破綻すれば路線バスや電車の運行がストップすることも予想され、多数の県民の皆様のご日常生活に多大な影響を及ぼすこととなり、著しく公益性を阻害し、また関連企業や取引先の倒産などの影響により地域経済への影響も大きくなると見込まれることなど、さまざまリスクがあるとの理由から、議案を可決すべきといった判断に至ったものであります。

県民の皆様のご理解のもと、県及び関係市町村からの公的支援、金融機関からの債権放棄を受けて発足する新会社には、その重み及びコンプライアンス遵守の重要性をしっかりと認識した上で、路線再編などを通じ、利便性の向上を図りながら、効率的で安定した公共交通事業に取り組んでいただかなくてはなりません。

また、県には交通政策基本法に基づく交通政策を担う責務を果たし、関係市町村との連携のもと、まちづくりの視点にも配慮し、県民から信頼され支持される公共交通の維持・確保を図

られるよう積極的に関与することが求められます。

そして、県議会は県民の負託に応えるべく、今後とも新会社の事業再生計画の進捗状況について調査、検証し、また県民の声を幅広くお聞きし、地域公共交通の維持・発展に全力を尽くさなければならないと考えております。

以上、第20号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、中央地域公共交通新会社出資金に賛成するに当たっての高知県議会の意思を決議するものであります。どうか議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第13号「将来にわたる持続可能な公共交通システムの確立を求める決議議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

————— ❦❦❦ —————

継続審査の件

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末317ページ〕
に掲載

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ❦❦❦ —————

○議長(浜田英宏君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

————— ❦❦❦ —————

閉会の挨拶

○議長(浜田英宏君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会には、平成26年度高知県一般会計補正予算を初め、高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案など当面する県政上の重要案件が提出をされました。特に、補正予算では、長年の県政課題でありました公共交通再構築のため、土佐電鉄と高知県交通の統合による新会社への出資の予算などが提案され、議員各位におかれ

ましては終始熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、閉会の運びと相なりました。議員各位の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

梅雨も間もなく明け、これから暑さもますます厳しくなっておりますが、どうか皆様方におかれましては、健康に御留意をされまして、県勢の発展のために引き続き御尽力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成26年6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成26年度一般会計補正予算や高知県税条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、中央地域の公共交通の再構築を初め、教育の充実や南海トラフ地震対策、さらには人口問題などに数多くの御意見や御提言をいただきました。いただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気持ちを引き締めて県政の運営に努めてまいります。

本県を取り巻く状況は依然として厳しい面もございますが、産業振興計画の強力な推進や南海トラフ地震対策のさらなる充実強化、日本一の健康長寿県づくりの取り組みや教育の充実と子育て支援など、5つの基本政策の推進に引き

続き全力を尽くしてまいります。

特に、大変活発に御議論を賜りました中央地域の公共交通の再構築につきましては、ただいま可決されました決議を踏まえまして、県民の皆様が利用しやすい、そして利用しやすいがゆえに将来にわたって持続可能な公共交通の実現を目指し、県としてもその責務を果たしてまいりたいと考えております。議員の皆様方には一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

これから暑さも本番を迎えます。皆様方におかれましては、御自愛の上、今後とも一層の御活躍をされますことをお祈り申し上げます。簡単ではございますが、閉会の御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。



○議長(浜田英宏君) これをもちまして、平成26年6月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後0時10分閉会